

**防災に関してとった措置の概況
平成29年度の防災に関する計画**

第193回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成29年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

特集 熊本地震を踏まえた防災体制の見直し

第1章 熊本地震の概要	2
1-1 熊本地震の概要と被害状況	2
(1) 熊本地震の概要	2
(2) 被害状況	3
1-2 政府の体制	5
(1) 非常災害対策本部等	5
(2) 非常災害現地対策本部	5
第2章 熊本地震に対する対応	6
2-1 地方公共団体への支援	6
(1) 支援の概要	6
(2) 地方公共団体間及び地方公共団体と民間企業との 間の協定	7
(3) 支援の仕組みづくり	8
2-2 避難生活及び自助・共助等の取組	10
(1) 避難所の状況	10
(2) 個人ボランティア、NPO等の活動状況	12
(3) 自助・共助の取組	20
2-3 応急的な住まいの確保に向けた取組	24
(1) 被害認定調査及び罹災証明書の交付	24
(2) 応急仮設住宅等の提供	25
2-4 支援物資輸送の取組	27
(1) プッシュ型物資支援	27
(2) 民間物資拠点の活用について	30
2-5 企業の事業継続の取組	32
(1) 概況	32
(2) 企業の被災状況	35
(3) 事業継続の取組	37

第3章 熊本地震を踏まえた展開	42
3-1 ICTの活用（防災情報に関する官民連携）	42
3-2 地方公共団体の支援	43
(1) 市町村において応援を活用できる防災体制 （受援体制）の促進	43
(2) 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実	45
3-3 長期的なまちづくり	48
3-4 まとめ	48

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況	49
第1節 自助・共助による事前防災	49
1-1 国民の防災意識の向上	49
1-2 防災訓練の取組	51
1-3 津波防災に関する取組	53
1-4 住民主体の取組	57
1-5 事業継続体制の構築	62
1-6 リスクファイナンスによる事前の備え	64
第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え	67
2-1 防災基本計画の修正	67
2-2 噴火時等の避難計画	68
2-3 避難勧告等に関するガイドラインの改定について	70
2-4 指定緊急避難場所と指定避難所の確保	73
第3節 発生が危惧される災害への対応	76
3-1 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく 防災対応の検討	76
3-2 熊本地震等を踏まえた具体的な応急対策活動に関する 計画の改訂	76
3-3 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの 大規模・広域避難の検討	77
第4節 多様な主体の連携による防災活動の推進	79
4-1 広く防災に資するボランティア活動の促進について	79
4-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会	81
4-3 産業界との連携	83
4-4 学術界の取組	85
4-5 男女共同参画の視点からの取組 (平成28年熊本地震対応から)	86
第5節 国際防災協力	89
5-1 国連などの国際機関を通じた防災協力	89

5-2	二国間等防災協力	94
第6節	国土強靱化の推進のための取組	95
6-1	国土強靱化アクションプラン2016の決定	95
6-2	国土強靱化地域計画の策定支援	95
6-3	国土強靱化に資する民間の取組促進	96
第2章	原子力災害に係る対策	97
第1節	原子力防災体制について	97
1-1	平時の原子力防災体制	97
1-2	緊急時の原子力防災体制	97
第2節	原子力規制委員会における原子力防災対策及び 放射線モニタリングの充実	98
2-1	原子力災害対策に係る取組	99
2-2	緊急時対応への取組	99
2-3	放射線モニタリングの充実	99
2-4	事故・故障等	100
第3節	地域の原子力防災体制の充実・強化	100
3-1	地域防災計画・避難計画の策定と支援	100
3-2	ゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄・配布、原子力災害を 想定した避難時間推計ガイダンス等	104
3-3	地方公共団体や事業者における防災訓練や 研修のための取組	106
3-4	国際的な連携強化	108
第4節	平成28年度原子力総合防災訓練	111
4-1	実施概要	111
4-2	訓練実績の概要	112
4-3	訓練後の取組	113

第2部 平成27年度において防災に関してとった措置の状況

概要	115
第1章 法令の整備等	116
第2章 科学技術の研究	117
1 災害一般共通事項	117
2 地震災害対策	119
2-1 地震に関する調査研究	119
2-2 震災対策一般の研究	121
3 津波災害対策	122
3-1 津波に関する調査研究	122
3-2 津波対策一般の研究	123
4 風水害対策	123
5 火山災害対策	125
6 雪害対策	125
7 火災対策	125
8 危険物災害対策	126
9 原子力災害対策	127
10 その他の災害対策	127
第3章 災害予防	128
1 災害一般共通事項	128
1-1 教育訓練	128
1-2 防災施設設備の整備	129
1-3 その他	132
2 地震災害対策	139
2-1 教育訓練	139
2-2 防災施設設備の整備	140
2-3 その他	143

3	津波災害対策	145
3-1	教育訓練	145
3-2	防災施設設備の整備	145
3-3	その他	146
4	風水害対策	147
4-1	教育訓練	147
4-2	防災施設設備の整備	147
4-3	その他	148
5	火山災害対策	150
5-1	教育訓練	150
5-2	防災施設設備の整備	150
5-3	その他	150
6	雪害対策	151
6-1	教育訓練	151
6-2	防災施設設備の整備	151
6-3	その他	152
7	火災対策	152
7-1	教育訓練	152
7-2	防災施設設備の整備	152
7-3	その他	153
8	危険物災害対策	153
8-1	教育訓練	153
8-2	その他	153
9	原子力災害対策	155
9-1	教育訓練	155
9-2	防災施設設備の整備	155
9-3	その他	156
10	その他の災害対策	156
10-1	教育訓練	156
10-2	その他	157
第4章 国土保全		158
1	治水事業	158
2	治山事業	158

2-1	国有林治山事業	158
2-2	民有林治山事業	158
3	地すべり対策事業	159
3-1	農林水産省所管事業	159
3-2	国土交通省所管事業	159
4	急傾斜地崩壊対策事業	160
5	海岸事業	160
6	農地防災事業	160
6-1	直轄事業	160
6-2	補助事業	160
7	災害関連事業	160
8	地盤沈下対策事業	161
9	下水道における浸水対策	162
10	その他の事業	162

第5章	災害復旧等	164
1	災害応急対策	164
1-1	口永良部島噴火に対してとった措置	164
1-2	箱根山噴火に対してとった措置	164
1-3	平成27年台風第11号に対してとった措置	165
1-4	桜島の火山活動に対してとった措置	165
1-5	平成27年台風第15号に対してとった措置	165
1-6	平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号を含む）に 対してとった措置	166
1-7	平成27年台風第21号に対してとった措置	167
1-8	その他の災害に対してとった措置	167
2	災害復旧事業	168
2-1	公共土木施設災害復旧事業	168
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	169
2-3	文教施設等災害復旧事業	169
2-4	水道施設等災害復旧事業	169
2-5	その他の災害復旧事業	170
3	財政金融措置	170
3-1	災害融資	170

3-2	災害保険	172
3-3	地方交付税及び地方債	172
4	災害復興対策等	173
4-1	被災者生活再建支援金の支給	173
4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	173
4-3	平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策	174
4-4	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策	174
4-5	霧島山（新燃岳）災害による復興対策	174
4-6	東日本大震災に関する復興対策	174
4-7	平成23年台風第12号による災害に関する復興対策	175
4-8	広島土砂災害に関する復興対策	175
4-9	平成26年（2014年）御嶽山噴火災害に関する復興対策	175
4-10	その他の災害に対する復興対策	175
第6章	国際防災協力	176
1	多国間協力	176
2	二国間協力	177

第3部 平成29年度の防災に関する計画

概要	179
第1章 科学技術の研究	180
1 災害一般共通事項	180
2 地震災害対策	182
2-1 地震に関する調査研究	182
2-2 震災対策一般の研究	185
3 津波災害対策	186
3-1 津波に関する調査研究	186
3-2 津波対策一般の研究	187
4 風水害対策	187
5 火山災害対策	188
6 雪害対策	189
7 火災対策	189
8 危険物災害対策	190
9 原子力災害対策	191
10 その他の災害対策	192
第2章 災害予防	193
1 災害一般共通事項	193
1-1 教育訓練	193
1-2 防災施設設備の整備	195
1-3 災害危険地住宅移転等	198
1-4 その他	198
2 地震災害対策	207
2-1 教育訓練	207
2-2 防災施設設備の整備	207
2-3 その他	213

3	津波災害対策	215
3-1	教育訓練	215
3-2	防災施設設備の整備	215
3-3	その他	217
4	風水害対策	218
4-1	教育訓練	218
4-2	防災施設設備の整備	218
4-3	その他	220
5	火山災害対策	222
5-1	教育訓練	222
5-2	防災施設設備の整備	222
5-3	その他	223
6	雪害対策	223
6-1	教育訓練	223
6-2	防災施設設備の整備	223
6-3	その他	224
7	火災対策	225
7-1	教育訓練	225
7-2	防災施設設備の整備	225
7-3	その他	225
8	危険物災害対策	226
8-1	教育訓練	226
8-2	その他	226
9	原子力災害対策	228
9-1	教育訓練	228
9-2	防災施設設備の整備	229
9-3	その他	230
10	その他の災害対策	231
10-1	教育訓練	231
10-2	その他	231
第3章 国土保全		233
1	治水事業	233
2	治山事業	233

2-1	国有林治山事業	233
2-2	民有林治山事業	234
3	地すべり対策事業	234
3-1	農林水産省所管事業	234
3-2	国土交通省所管事業	235
4	急傾斜地崩壊対策事業	235
5	海岸事業	235
6	農地防災事業	235
6-1	直轄事業	235
6-2	補助事業	235
7	災害関連事業	235
8	地盤沈下対策事業	236
9	下水道における浸水対策	237
10	その他の事業	237

第4章	災害復旧等	239
1	災害応急対策	239
1-1	自衛隊の災害派遣	239
1-2	災害救助費の国庫負担	239
1-3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	239
1-4	被災者生活再建支援金の支給	239
1-5	その他の災害応急対策	239
2	災害復旧事業	239
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	239
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	240
2-3	文教施設等災害復旧事業	240
2-4	水道施設等災害復旧事業	241
2-5	その他の災害復旧事業	241
3	財政金融措置	241
3-1	災害融資	241
3-2	災害保険	242
3-3	地方債	243
4	災害復興対策等	243
4-1	被災者生活再建支援金の支給	243

4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	243
4-3	平成16年（2004年）新潟県中越地震による 災害に関する復興対策	243
4-4	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による 災害に関する復興対策	243
4-5	霧島山（新燃岳）災害による復興対策	244
4-6	東日本大震災に関する復興対策	244
4-7	平成23年台風第12号による災害に関する復興対策	247
4-8	広島土砂災害に関する復興対策	247
4-9	平成26年（2014年）御嶽山噴火災害に関する 復興対策	247
4-10	その他の災害に関する復興対策	247
第5章 国際防災協力		249
1	多国間協力	249
2	二国間協力	250
附属資料		253

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

各施策について、詳しくは内閣府防災情報ホームページ等を御覧ください。
URL:<http://www.bousai.go.jp/index.html>

はじめに

平成29年版防災白書では、「熊本地震を踏まえた防災体制の見直し」について特集し、平成28年4月に発生した「熊本地震」におけるプッシュ型の物資支援やNPOと行政との連携などの政府の対応や、情報共有の仕組み、地方公共団体の受援計画の策定など、今後の施策の展開について記述しています。

また、「第1部」においては、平成28年度中の我が国の災害対策の取組の状況等として、

- ・「津波防災の日」である11月5日が「世界津波の日」とされたことを踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進などを内容とする「津波対策の推進に関する法律」を平成29年3月改正、
- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害等の発生を受けて開催された「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を受けた防災基本計画の平成28年5月の修正、
- ・御嶽山噴火災害の教訓等を踏まえた「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の平成28年12月の改定、
- ・平成28年台風第10号による水害教訓を受け、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定（名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更）、
- ・「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」における提言（平成29年3月）

など、平成28年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

「平成29年版防災白書」における主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	本体頁
・「津波対策の推進に関する法律」の改正	54
・防災基本計画の修正	68
・「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の改定	69
・「避難勧告等に関するガイドライン」の改定	71
・「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」の提言	80

特集

熊本地震を踏まえた 防災体制の見直し

第1章 熊本地震の概要

第2章 熊本地震に対する対応

第3章 熊本地震を踏まえた展開

特集 熊本地震を踏まえた防災体制の見直し

平成28年4月14日と16日に最大震度7を記録した「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）は、死者228名（平成29年4月13日現在、消防庁調べ）、全壊、半壊及び一部破損を合わせて約20万戸の住家被害が発生する等甚大な被害をもたらした。これに対して政府は、被災地への物流を確保するため、高速道路、新幹線、熊本空港など交通インフラの応急復旧を概ね1ヶ月程度で完了するなど早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に向け梅雨期までに河川の応急復旧を実施し、大規模な斜面崩落があった阿蘇大橋地区でも斜面对策等を着実に進めてきた。道路については、道路陥没や土砂崩落等によって通行不能となった県・市町村道の応急復旧を行い、支援物資等の輸送路の確保に迅速に対応した。また、国道57号北側復旧ルート及び国が代行している熊本県管理の国道325号阿蘇大橋を復旧するとともに、県道熊本高森線や村道栃の木～立野線など高度な技術を要する地方道については、「大規模災害からの復興に関する法律」を初めて適用し、直轄代行による早期復旧に取り組んでいる。

被災者支援については、初めて本格的に実施したプッシュ型の物資支援や避難所運営等における専門ボランティアやNPOとの連携など、過去の災害を教訓にした取組みが実施された。一方、県庁舎や指定避難所が被災により使用できなかったことや避難所に押し寄せた多数の避難者へ十分な対応ができなかったこと、支援物資を避難者に円滑に届けられなかったこと等、今後の課題として指摘されたものも少なくない。しかしながら、被災者支援等に関する様々な課題への対応などにより、今後の災害対策につながる経験や教訓も数多く得られた。

このため、政府は熊本地震に係る一連の対応から教訓を得るための取組として、初動対応の評価すべき点や、反省点、改善すべき点等を「熊本地震に係る初動対応検証チーム」による検証レポートとしてとりまとめた。さらに、この報告を踏まえ、「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」により、応急対策や生活支援策のあり方全般を具体的に検討した「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」を平成28年12月にとりまとめた。

（参照：http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/okyuseikatu_wg.html）

本特集では、これらの報告を踏まえ、政府の対応のうち、自治体支援、避難所運営、物資輸送等に焦点を当てて記載し、今後、来るべき大規模災害に向けて、政府が防災態勢をどのように見直そうとしているのかを具体例やデータに基づき概観する。

第1章 熊本地震の概要

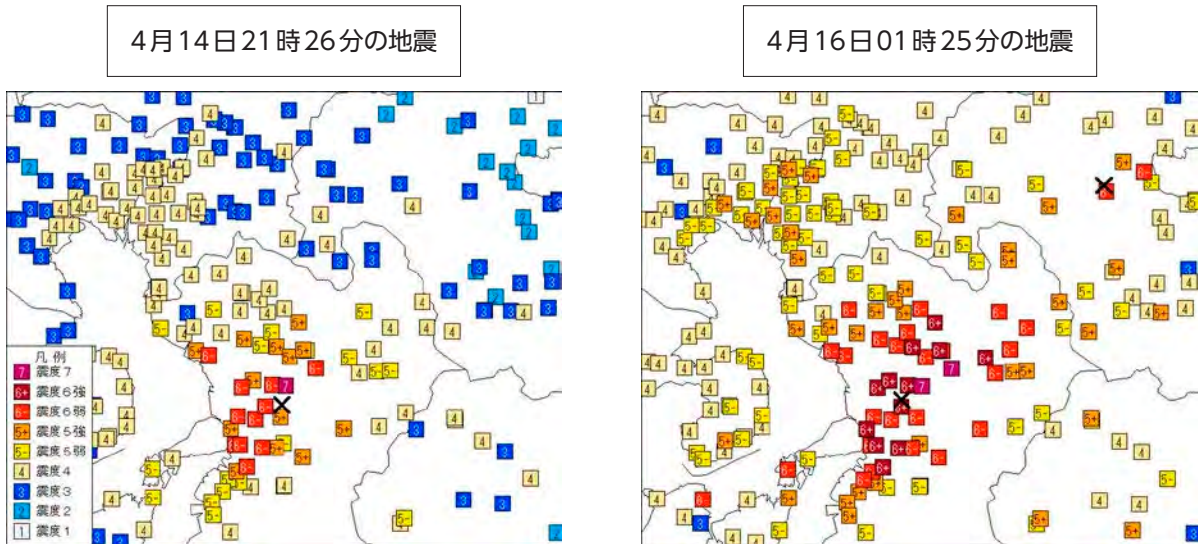
1-1 熊本地震の概要と被害状況

(1) 熊本地震の概要

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方でマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。続く4月16日1時25分にもマグニチュード7.3の地震が発生し、益城町・西原村で震度7が観測された(図表1-1-1)。この2回の激しい揺れが短期間に連続して発生したことに加え、熊本地方から阿蘇地方、大分県中部地方にかけて活発な地震活動が発生したことで、益城町・西原村を中心として熊本県から大分県にかけて甚大な被害が発生した。

なお、同一地域で震度7の揺れが2回観測されたのは、気象庁震度階級に「震度7」が追加された昭和24(1949)年以降初のことであり、この2回を含めて、震度6弱以上の地震が通算して7回発生した。また、4月14日の最初の地震以降約6ヶ月の間に震度1以上の地震が4,000回以上発生している(図表1-1-2)。

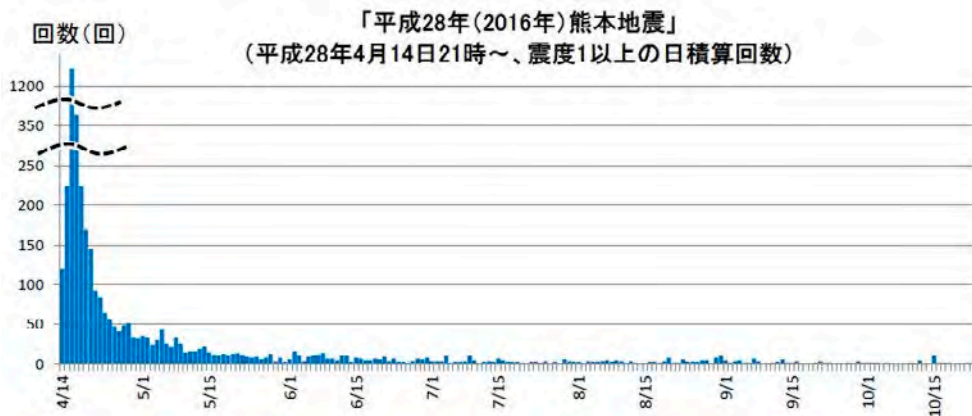
図表1-1-1 震度分布について



この地震の直後に大分県中部でM5.7(参考値)の地震が発生しているが、その地震の揺れも含まれた震度である。

出典：気象庁

図表1-1-2 震度1以上を観測した地震の日別回数



出典：気象庁

(2) 被害状況

熊本地震による多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者228名、重軽傷者2,753名（図表1-1-3）、全壊、半壊及び一部破損を合わせて約20万戸の住家被害が発生するなどの甚大な被害が発生した（図表1-1-4）。

また、最大855ヶ所の避難所が開設され、避難者の数は一時、最大約18万4千人にも及んだ（図表1-1-5）。

図表1-1-3 人的被害について

死者 228名		重軽傷者 2,753名	
①警察が検視により確認している死者数	50名	重傷	軽傷
②災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による死者数	170名	熊本県	1,130 1,552
（うち、市町村において災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの）	（167名）	（他県）	19 52
③6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数	5名	計	1,149 1,604
④災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（①～③は熊本県、④は大分県）	3名	※他県は福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県の合計	

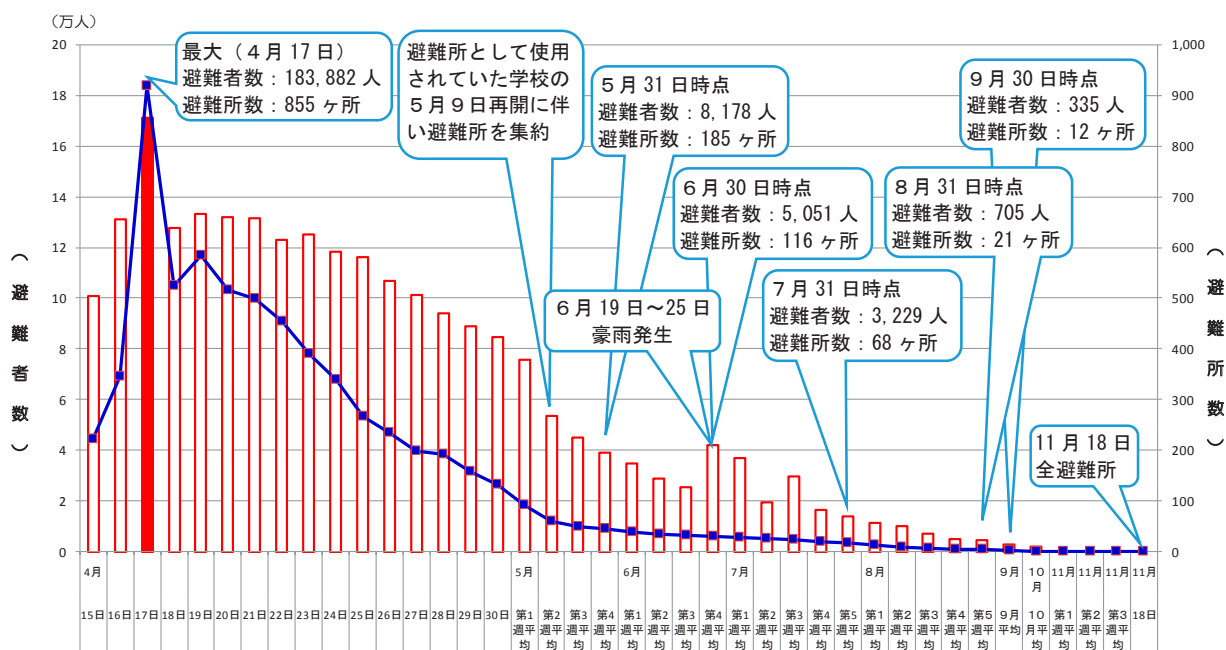
出典：消防庁情報（平成29年4月13日現在）

図表1-1-4 住家被害の状況

都道府県	住家被害（棟）			非住家被害（棟）		火災（件）
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
熊本県	8,688	33,809	147,563	439	10,943	15
大分県	9	222	8,062	0	62	0
その他	0	6	277	0	2	0
合計	8,697	34,037	155,902	439	11,007	15

出典：消防庁情報（平成29年4月13日現在）

図表1-1-5 熊本地震による熊本県の避難者数と避難所数の推移



出典：「熊本地震の概ね3ヶ月間の対応に関する検証報告書（平成29年3月 熊本県）」等の各種資料より内閣府作成

また、最大で約48万戸が停電するなど電気、ガス、水道等のライフラインが被災したほか、空港、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動に大きな支障が生じた（[図表1-1-6](#)）。

図表1-1-6 ライフラインの被害状況

	最大戸数	復旧状況	
電力	47万7000戸 (平成28年4月16日2時)	平成28年4月20日復旧	経済産業省情報
ガス	10万5,000戸 (平成28年4月16日9時)	平成28年4月30日復旧	経済産業省情報
水道	44万5,857戸 (各地方公共団体の最大断水戸数累計)	平成28年7月28日復旧	厚生労働省情報



阿蘇大橋地区における斜面崩壊の様子

1-2 政府の体制

(1) 非常災害対策本部等

熊本地震発生後、政府は災害対策基本法の規定に基づき、平成28年4月14日22時10分（発災44分後）に河野内閣府特命担当大臣（防災）（当時）を本部長とする「非常災害対策本部」を設置した。同本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための基本となる方針を作成したうえで、救助・救急、医療等多岐にわたる災害応急対策を総合的に調整し、情報の収集・連絡、熊本県や被災市町村との連絡などを行った。

また、被災者の生活支援に政府一体となって対応するため、各府省事務次官級を構成員とする「被災者生活支援チーム」を同年4月17日に立ち上げ、各府省における日々の課題への検討状況や対応結果について報告を行うことで、情報共有と問題点の洗い出しを行った。

(2) 非常災害現地対策本部

政府は、マグニチュード6.5の地震が熊本地方に発生したことに伴い、同年4月14日23時25分に内閣府情報先遣チームを直ちに熊本県庁へ派遣した。さらに、翌15日10時40分には松本内閣府副大臣を本部長とする非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を熊本県庁内に設置した。現地対策本部は、熊本県において4月14日に設置された、熊本県知事を本部長とする災害対策本部と連日合同で会議を開催し、緊密な連携を図った。なお、行方不明者の搜索終了や避難者数の減少などを受け、熊本県が同年8月30日に災害対策本部を廃止したことも踏まえ、国の現地対策本部は同年9月16日に廃止した。



第1回非常災害対策本部会議
(安倍内閣総理大臣出席)



現地対策本部の活動状況の様子

第2章 熊本地震に対する対応

2-1 地方公共団体への支援

(1) 支援の概要

被災した地方公共団体の対応を支援するため、国や日本全国の地方公共団体から、職員が派遣された。国からは、被災者生活支援チームとして、各省庁より68名の情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）のほか、延べ8,388名の応援職員等が派遣された。リエゾンは、被災した各市町村の被災状況の把握のほか、市町村ごとの要望・課題、特に避難所におけるニーズ等を把握して現地対策本部に定期的に連絡・報告を行い、必要に応じて国の施策等の説明を行うなど、国と被災市町村の連絡調整役としての役割を担った。

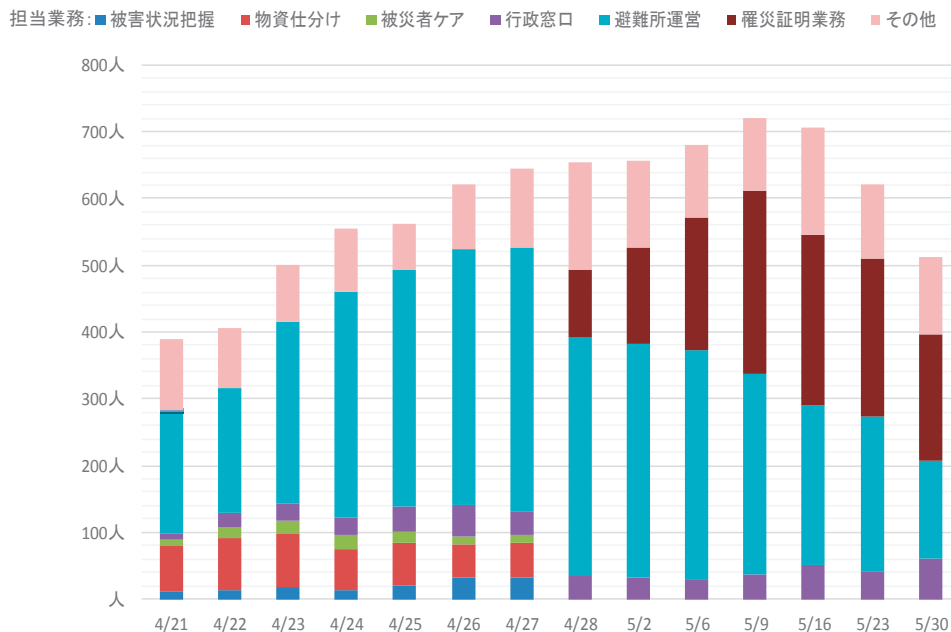
また、全国知事会の全国協定や地方ブロック間協定、全国市長会による応援、市町村間の協定等に基づく応援など、様々なスキームによって、日本全国の地方公共団体から被災地方公共団体を応援するための職員が熊本県・熊本市へ派遣された（[図表2-1-1](#)、[図表2-1-2](#)）。



益城町役場での国の職員の支援活動の様子

図表2-1-1

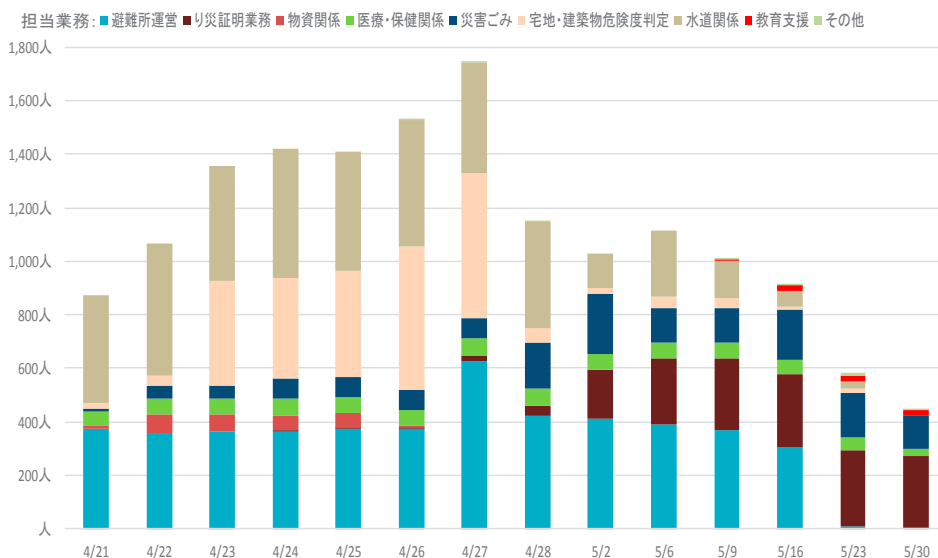
九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく熊本県への職員派遣状況（平成28年4月21日～同年5月30日まで）



出典：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）資料より

図表 2-1-2

大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく熊本市への職員派遣状況
(平成28年4月21日～同年5月30日まで)



出典：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）資料より

(2) 地方公共団体間及び地方公共団体と民間企業との間の協定

発災時に円滑な物資の調達・供給を行うため、地方公共団体においては備蓄等だけではなく、あらかじめ、他の地方公共団体や民間企業と応援協定を締結しておくことが重要である。

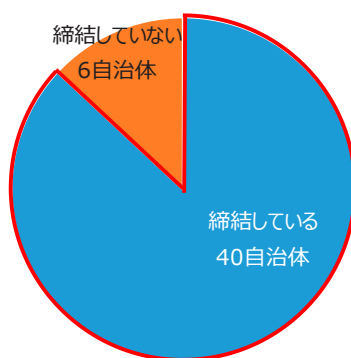
熊本県では、地震前に多くの地方公共団体が物資の調達・供給に関連した協定を締結しており、県内の市町村等（熊本県庁を含む）46地方公共団体のうち、40地方公共団体（約9割）が応援協定を締結していた（図表2-1-3）。また、40地方公共団体のうち、33地方公共団体（約8割）が県外の地方公共団体と協定を締結していた（図表2-1-4）。

隣接した地方公共団体は、大規模災害が発災した場合には同時に被災する可能性があることから、遠方の地方公共団体間と協定を締結しておくことも必要である。

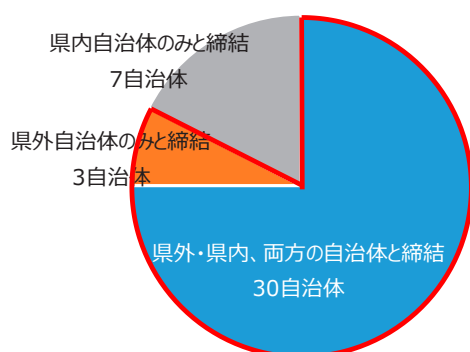
また、地方公共団体間だけでなく、民間企業との連携も必要である。熊本県内の地方公共団体においては、40地方公共団体のうち、29地方公共団体（約7割）が地方公共団体及び民間企業の両者と協定を締結していた（図表2-1-5）。

以上のように、熊本県内の地方公共団体の多くが物資の供給・調達に関する協定を締結しており、熊本地震の際、多くの地方公共団体からの応援が円滑に得られた理由の一つになっている。一方、多くの地方公共団体や民間企業が被災したため、協定の内容を十分なレベルで履行することが困難な事態も発生した。これらは、熊本県のみならず日本国内の全地方公共団体共通の課題であり、南海トラフ地震等、今後予期される大規模災害に備え、各地方公共団体は災害によるリスクを分散させるため、複数の協定を締結しておく対応が求められる。

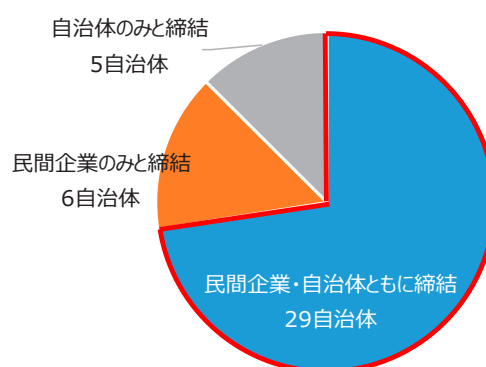
図表 2-1-3 熊本県における物資調達・供給に係る応援協定の締結状況



図表 2-1-4 熊本県外の地方公共団体との協定締結状況



図表 2-1-5 民間企業との協定締結状況



出典：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第5回）資料より

（3）支援の仕組みづくり

地震発生前から国、地方公共団体の様々な機関からの派遣や各支援等を行うための仕組みが作られており、熊本でもこの制度が活用された（図表 2-1-6、図表 2-1-7）。

しかしながら、必ずしも十分な応援体制があったとは言えず、被災地方公共団体への人的支援や応急対応等を行うための機能をさらに強化する必要がある。災害時の支援を円滑に進めるためには、応援する各機関の調整の仕組みづくりと災害対応業務の標準化、業務のマッチング等を一体的に進めることが課題となっている。調整の仕組みを検討するため、平成29年1月から3月まで「大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会」が開催され、被災市町村の「トップマネジメント」、「マンパワー」、「庁舎等の物的環境」の3点を、簡潔な「チェックリスト方式」で迅速に把握できるスキームを国（総務省）が新設することとした。また、平成29年3月より「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」を開催し、効果的なマンパワーの派遣の仕組みづくりや被災団体のマネジメント確保支援について検討が行われている。

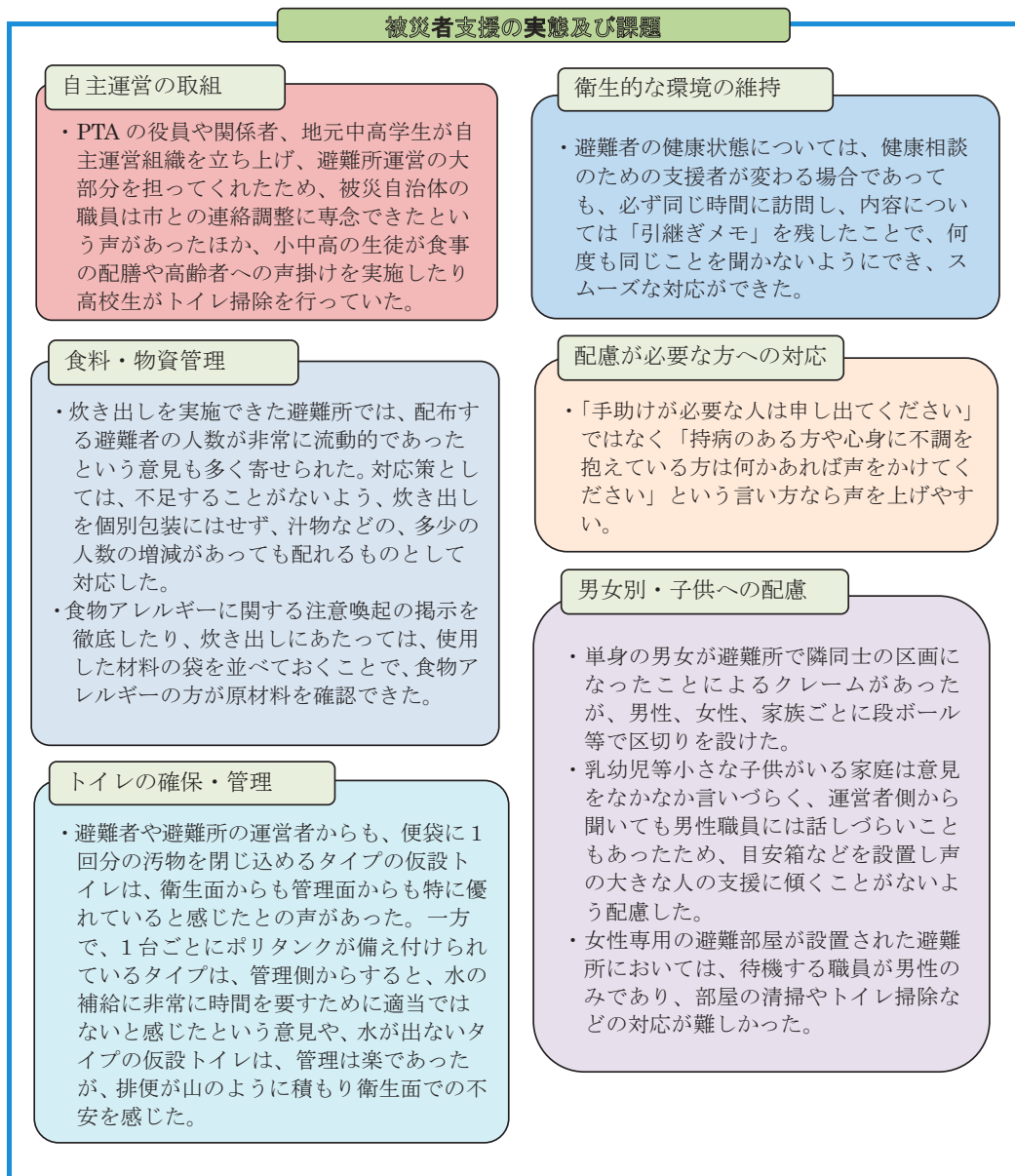
2-2 避難生活及び自助・共助等の取組

(1) 避難所の状況

内閣府は、平成28年4月17日に「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の管理・運営ガイドライン」の避難所運営に関する各種ガイドラインを公表し周知することにより、被災地方公共団体において適切に避難所運営が行われるよう促してきた。しかしながら、必ずしも適切な避難所運営が行われなかった側面も指摘された。

そのため、より円滑な避難所の運営に資するため、避難所運営ガイドライン等を補完する事例集等を作成することとし、平成29年1月から2月に関係団体、被災住民へのアンケート調査等を実施した(図表2-2-1)。また、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループからは、避難所運営を支援するためのアドバイザー制度の創設等が提案された。

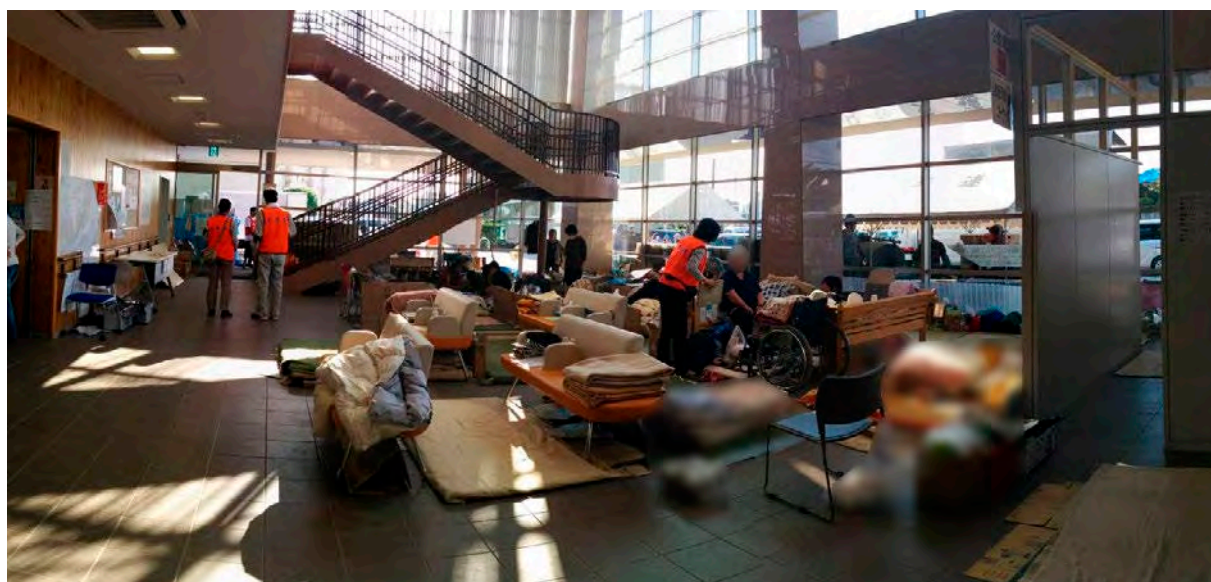
図表2-2-1 アンケートにおける主な意見(抜粋)



出典：内閣府資料



被災者が避難した熊本市役所1階ロビーの様子
(平成28年4月29日)



被災者が避難した益城町保健福祉センターのロビーの様子
(平成28年4月29日)



益城町保健福祉センターの廊下と部屋の中の様子
(平成28年4月29日)

(2) 個人ボランティア、NPO等の活動状況

熊本地震においては、行政や地域住民だけでは対応が困難な状況が見受けられた。これは、避難者の数が一時18万人以上に及び、最大855ヶ所の避難所が開設されるなど数が膨大であったことや、地方公共団体の職員や地域住民が必ずしも大きな被害が発生する災害への対応に、習熟していなかったことと考えられる。このため、個人ボランティア（後述）やNPO等の支援は被災者や被災地にとって大きな力となった。

この中でも、熊本において「熊本地震・支援団体 火の国会議（後述）」を核としたNPO等の支援が特筆される。国会議は、平成28年4月19日に体制が立ち上がったという迅速さ、行政との連携の下、NPO間で業務等の調整を図りながら大規模に支援したことなどの点において、行政とNPO等との連携としては我が国初の取組である。

この節では、個人ボランティア、NPO等の活動状況について概観し、今後のあり方を考察する。

①個人ボランティア

組織等に所属せず、個人の発意により被災地へ赴き、被災者の支援に当たる人々を、ここでは「個人ボランティア」という。この個人ボランティアの受け入れや業務の割り当て等は、被災地の社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）が行う場合が多い。被災した17市町村の社会福祉協議会は、同年4月19日以降順次災害VCを設置し、個人ボランティアの受け入れ等を行った（[図表2-2-2](#)）。

一般に、発災直後は被災者が避難していることなどにより、被災者ニーズの調査は直ちには行えない。熊本においては発災直後には、余震の影響や、住民の生活復旧やボランティアの安全確保の優先、ニーズを超えるボランティア希望者の対応に対する懸念などもあり、災害VCによっては、ボランティア希望者の居住地で募集範囲を限定する措置（例：熊本県内、九州内など）も取られた。同年4月後半から5月にかけて徐々に被災者のニーズがわかるようになり、ボランティアによる居宅の片付けや瓦礫の撤去作業等が本格化した。しかし、5月連休中には道路混雑が懸念されたことから、県がホームページ上で道路混雑緩和への配慮を呼びかけるなどした。

一方、一部の災害VCでは、その事務能力を超えるボランティア希望者が駆け付けるのに対し、希望者が少ない災害VCもあった。このため、余剰のボランティアをボランティアが不足している災害VCへの紹介が行われた。また、5月連休明けには、現地対策本部が九州経済連合会等を通じて、企業向けにボランティア活動への参加を要請したほか、内閣府等の様々な団体からホームページ、ツイッター等を通じてボランティア参加を呼びかけた。

平成28年11月末時点では避難所が解消され、自宅が全壊又は半壊となった被災者の方々の応急仮設住宅やみなし仮設への引っ越しなども進んだことなどから、大勢のボランティアによる生活復旧支援活動は終息しつつあった。そのため、災害VCは土日みの募集に変更、もしくは『生活復興支援VC』に改組されるなどし、災害対応のためのボランティア活動は、平成28年末頃から事実上見られなくなっている。

図表 2-2-2 熊本地震における災害VCの設置状況

個人ボランティアの主な活動としては、被災者のニーズ調査、居宅の片付け、瓦礫の撤去・搬送、避難所の運営サポート、支援物資の仕分けなどが挙げられる。各災害VCの状況は以下のとおり。

市町村	開設日 (平成28年)	参加人数 (累計)	平成28年11月13日時点の状況	災害VCの 募集エリア
菊池市	4月19日	777	5/22より生活復興支援VCに改組	
宇土市	4月19日	3,166	6/6より生活復興支援VC(6/25からは水害による汚泥除去活動も含む)に改組	
宇城市	4月19日	4,119	6/1より生活復興支援VCに改組	
南阿蘇村	4月20日	6,768	7/1より生活復興支援VCに改組 9/1より災害に限らずあらゆる分野に対応するVC(通常VC)に改組	
山都町	4月21日	275	9/1より通常VCに改組	
益城町	4月21日	34,268	金土に活動	全国
熊本市	4月22日	38,267	土日に活動	全国
大津町	4月22日	3,178	主に土に活動	九州
合志市	4月22日	802	5/15より生活復興支援VCに改組	
菊陽町	4月22日	1,832	5/21より生活復興支援VCに改組	
美里町	4月22日	194	通常VC	
西原村	4月24日	14,357	7/29より生活復興支援VCに改組 土日に活動	全国
甲佐町	4月25日	732	6/21より生活復興支援VCに改組	
阿蘇市	4月26日	729	5/4より通常VCに改組	
嘉島町	4月26日	2,238	6/1より生活復興支援VCに改組	
御船町	4月29日	4,895	6/25からは水害による汚泥除去活動を含む	
由布市 (大分県)	4月20日	204	4/26で災害VC閉鎖	
合計		116,801		

出典：厚生労働省情報（平成28年11月13日現在）



熊本市災害ボランティアセンターの様子

②ノウハウや専門性を活かしたNPO等支援団体の取組

熊本地震では県内外から300以上のNPO等の支援団体が、行政だけでは対応が難しい避難所の生活環境改善や運営、炊き出し、在宅避難者・車中泊の避難者向けの支援や調査、義援物資の管理・輸送・配布、災害VCの運営支援など様々な活動を行った(図表2-2-3)。

図表 2-2-3 NPO等の活動の例

- ・熊本県域 118ヶ所の避難所に生活環境の調査を実施
- ・トイレ・寝床・食事・衛生環境などの改善の実施
- ・避難所のレイアウト作り・設営、避難者に配慮した空間の整序
- ・福祉避難所のレイアウト、設営、運営の支援
- ・義援物資の管理、配送
- ・段ボールベッド、介護用品の手配
- ・避難所への炊き出しの調整
- ・サロンや足湯などの生活不活発病防止プログラム提供
- ・住民による自主運営への移行に向けた支援
- ・拠点避難所への集約や避難所解消に向けた支援 など

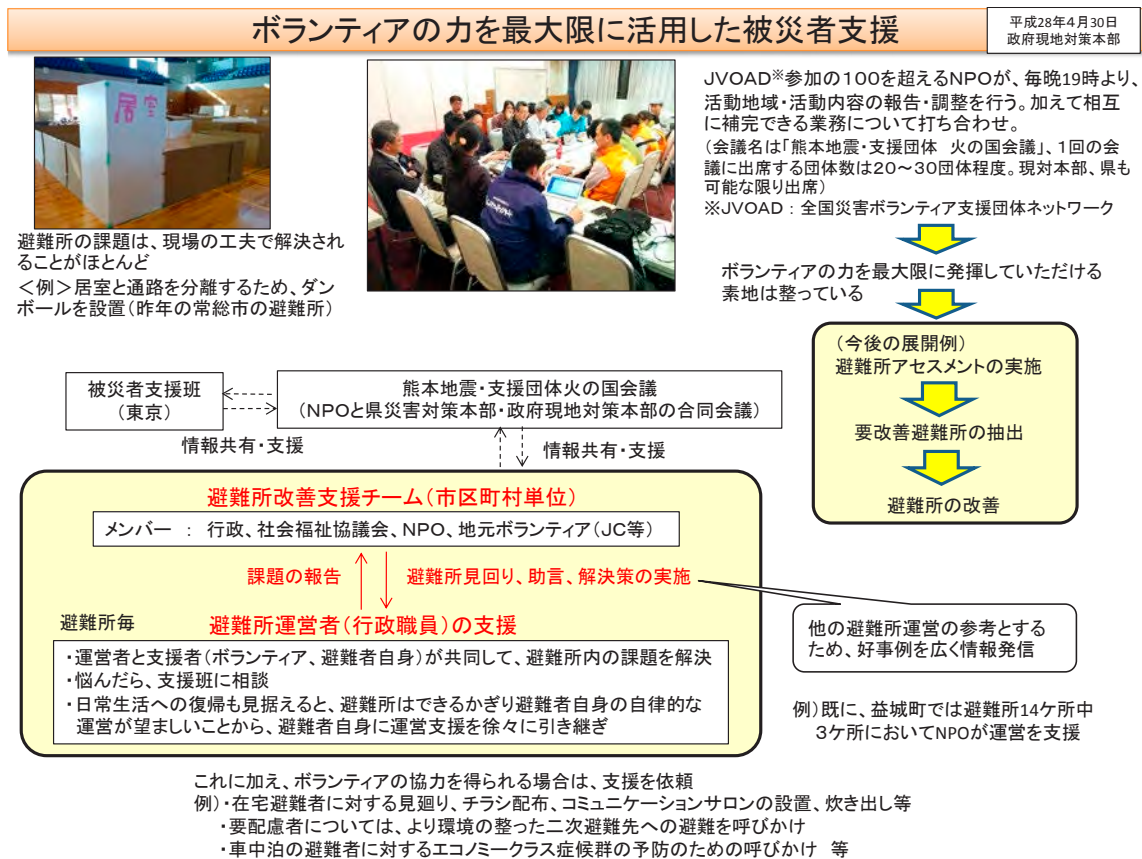
<避難所アセスメント>

熊本地震では、避難所の数が多かったため、その実態がわからないことが課題であった。そのため、NPO等と現地対策本部、熊本県健康福祉部とが連携し、平成28年4月下旬段階で約400ヶ所以上あった避難所のうち、熊本県及び熊本市が実態を把握できていなかった118ヶ所の避難所を、複数のNPO等が手分けして巡回し、個々の避難所の実情を明らかにする「避難所アセスメント」を行った。このアセスメントを実施するため、県からNPO等に対し県の腕章の貸与、各市町村担当課への周知等の協力が行われた。NPO等が実施した避難所アセスメントは、トイレの衛生状態は保たれているか、生活スペースにおける土足禁止が徹底されているか、一人当たりの最低限のスペースが確保されているか、女性専用のスペースはあるかなど多岐に渡る項目について調査を行った。アセスメントの結果を踏まえ、避難所の改善点が提案された（図表2-2-4、図表2-2-5）。

避難所アセスメントは、避難所の全体像を把握し、その後の避難所の生活環境の改善につながったことから、大きな成果と言えよう。

避難所が解消された同年12月以降は、地域支え合いセンターとの連携を中心に、仮設住宅等への入居者に対するケアや、コミュニティづくりなど、よりきめの細かい被災者の生活再建に関する支援が期待されている。

図表 2-2-4 NPOの活動例



出典：第21回政府現地对策本部会議・第24回熊本県災害対策本部会議(4/30)資料より抜粋

図表 2-2-5 NPOの活動例

避難所の環境改善

避難所アセスメント

- 熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が、5月2日(月)~4日(水)に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施
- 「火の国会議」参加NPO等が直接調査した118ヶ所の避難所については5月6日(金)に熊本県及び政府現地对策本部に報告した。
- 結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。



避難所アセスメントの様子
出典：みらいサポート石巻(火の国会議参加団体)

NPOが協力した避難所の空間整序の例

JAR(難民支援協会)等が宇城市と連携し、宇城市松橋総合体育文化センターにおいて、避難者が主体的に避難所運営に関わるように巻き込みつつ、空間を整序した。

5月11日(水)撮影



子供連れ家庭のゾーン
一般避難者のゾーン
入口付近は高齢者等のゾーン
入口

出典：平成28年5月13日非常災害対策本部資料より抜粋

③行政とNPO等支援団体や支援団体間の連携

ア. 概要

熊本では、全国各地のNPO（以下「外部支援団体」という。）及び県内のNPO（以下「地元団体」という。）等が支援活動を展開した。こうした活動はそれぞれ自発性、独立性をもって行われるが、他方でそれぞれ自由に行われると、マスコミ報道の多い地域に支援が集中し、全く支援の手が入らない地域があるなど、支援に偏りが発生する。そのため、全体を俯瞰した支援活動の展開、団体間の情報共有、行政との連携などが必要となる。

熊本においては、日本全域と県域のそれぞれにおいて、NPO同士の連絡・情報共有や活動地域・業務内容の調整等の機能を担う団体（以下「中間支援組織」という。）が活躍した。これらの中間支援組織がNPO等間の情報共有会議やNPO等と行政との連携会議を開催することにより、外部支援団体、地元団体等が連携を図りながら活動することができた。

発災直後の緊急期以降、応急的な対応時期や復旧・復興期においても、外部支援団体が様々な災害において対応した経験を豊富に有することから、地元団体と協働し、その協働を通じて外部支援団体から地元団体へそのノウハウが伝えられることとなり、被災後の状況の変化にあわせ、徐々に地元主体の被災者支援に移行が行われた。

イ. NPOと行政との連携体制の構築

NPO等の全国域における中間支援組織である特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（Japan Voluntary Organizations Active in Disaster. 以下「JVOAD」という。）が、支援団体間や行政との連絡調整機能を果たし、全体を俯瞰した被災地支援を実現するため、平成27年より活動を開始している（熊本地震当時はJVOADは準備会としての位置付けであり、平成28年11月1日法人化）。このJVOADとは、内閣府も平時から情報共有を図っている。

平成28年4月15日に、熊本県内の中間支援組織である特定非営利活動法人「NPOくまもと」がJVOADと連携しながら、県内のNPO等の調整にあたることとなった。

こうしたNPO間の連携体制ができつつある中、内閣府が熊本県に対しNPO等と県との連携を提案し、NPO等と行政との連携による被災者支援が始まった。4月19日から毎晩、NPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体 火の国会議（以下「火の国会議」という。）」が始まり、NPO等の連携拠点である火の国会議事務局が熊本県庁内の会議室に置かれることとなった。火の国会議は、被災地域や避難所の情報共有の場となっただけではなく、NPO等が相互に業務を補完するための調整を行うと同時に、遅れて参加してきた団体に対して情報入手の機会を提供した。NPO等が多数被災地入りした5月連休中は、100名以上が火の国会議に参加し、情報共有が図られた。

さらに、行政や災害VCを運営している社会福祉協議会とも連携を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPO等の3者からなる連携会議が4月25日より週2回の頻度で開催された。また、県と同様に政令市である熊本市とも、5月13日より熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を開催し、行政の対処方針をNPO等へ提供し、NPO等から得られた避難所での課題も迅速に行政へ伝える機能が確立された。こうした動きは他の被災市町村にも広がり、行政や社会福祉協議会、NPO等の連携会議が開催されるに至った（[図表2-2-6](#)、[図表2-2-7](#)）。



火の国会議における活動地域や活動内容の調整の様子
(異なる団体間で災害対応中の体系的調整は初)

図表 2-2-6 行政とNPO等の連携例

2. 専門的なノウハウなどを有するNPO/NGOの活動について

NPO/NGO等の連携・協働を行うための体制の構築

○JVOAD準備会※が熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等に対し呼びかけ、連携・協働を行うための会議「**熊本地震・支援団体 火の国会議**(以下、「火の国会議」)を4月19日(火)に設立した。
※JVOAD: 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

○以降、毎晩19時より、活動地域・活動内容の報告・調整、相互に補完できる業務の調整を行っている。

参加団体数 174団体(5月10日現在)
(今後の活動のため現地調査中の団体含む)

○内閣府は、火の国会議の設立及びNPOと県との連携・協働を図るため、熊本県と調整した。

「火の国会議」の様子



NPOと行政との連携・協働体制

熊本県

○4月19日(火)より、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県関係課の連携・協働による円滑な被災者支援のため、情報共有、施策の調整等を行う会議を随時開催。

○上記に県社協を加え「被災者支援に関する関係機関連絡会議」を設立し、4月28日(木)より週2回(月、木、10時30分)の定例開催としている。

熊本市

○5月10日(火)以降、火の国会議に参加するNPOと熊本市との連携会議を週2回(火、金10時30分～)開催している(適宜、国も出席)。

益城町

○5月12日(木)に、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県、益城町、益城町社協等による「益城がんばるもん会議(仮称)」を開催。定例化を目指す。

「益城がんばるもん会議(仮称)」の様子



出典：平成28年5月13日非常災害対策本部資料より抜粋

図表 2-2-7 熊本地震における支援調整のイメージ



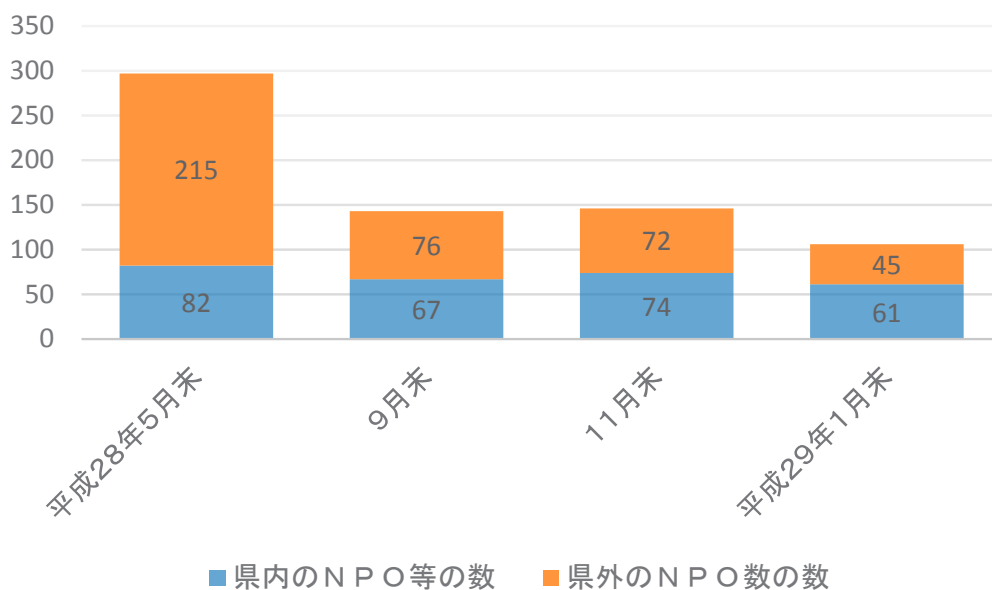
出典：JVOADより提供

④今後の課題

全国から災害対応の経験を持つNPO等が被災地における支援活動に参加するが、こうした外部支援団体が長期的に被災地で活動を展開することは現実的ではない（図表 2-2-8）。被災直後は活動が困難であったり、あるいは災害対応の経験があまりなく、平時は他分野の活動を行っている地元団体が徐々に活動の中心になることが期待される。例えば避難所が解消され、仮設・みなし仮設に移行するような時期であれば、地域コミュニティに根差した支援が必要となり、支援の「地元化」は一層望まれることとなる。このような地域による支援を円滑化するためNPOくまもとや熊本青年会議所等が中心となり「くまもと災害ボランティア団体ネットワーク」(KVOAD)が設立された（平成28年10月設立総会、平成29年4月法人化）。KVOADは、団体間のネットワーク構築、各主体間の連携強化を図り、「地域支え合いセンター」との連携や、仮設・みなし仮設入居者の支援活動に対するサポートを行った。

NPO等と行政との連携を図るためには、平常時からの情報共有が重要である。平成29年2月には、都道府県等の職員に対する「災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会（消防庁主催）」が開催され、熊本地震における行政と災害ボランティアとの協働について火の国会議における連携方策等の事例に即して熊本県等が講演した。今後はこのような研修や具体的な交流の場の設定、優良事例の収集と共有等の取組が展開され、各都道府県域においてNPO等と行政との連携が深化することが望まれる。

図表 2-2-8 熊本地震におけるNPO等数の推移

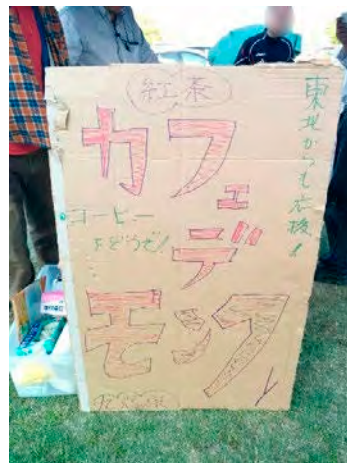


出典：JVOAD、KVOAD資料より内閣府作成



NPOが設置した青空読書コーナー（グランメッセ熊本）

出典：NPO法人シャプラニール＝市民による海外協力の会より提供



NPO等が実施したコーヒーの炊き出しの様子（グランメッセ熊本、平成28年4月29日）

(3) 自助・共助の取組

熊本地震の際、自助・共助により救出、避難所運営が行われた。一例をあげると、熊本県西原村は、活断層直上に位置することから災害時に孤立することが懸念されていたため、平常時より、孤立に備えた対策を消防団が中心となって協議していた。この備えが熊本地震の際に発揮され、村外の救援が届かない中でも村内の消防団が安否を確認し、家屋の下敷きになった住民が救出された。また、避難所運営も住民自らが「食料」や「救護」等の担当を決め自主的に行うとともに、食料の調達を自力で行うなどの自助・共助の取組が行われた（図表2-2-9）。同様に、熊本県御船町でも住民自治により避難所運営が行われた（図表2-2-10～図表2-2-12）。

また、第2章2-2（2）で詳述したように、熊本地震では地方公共団体と連携したNPO等の新たな活躍が展開され、防災ボランティアやNPO等の力が再認識された。

このように国民一人一人による自助、地域、企業、ボランティア等の枠組みにおいて互いに助け合う共助は、行政による公助では対応しきれない重要な部分を担うため、我が国の総合的な防災力の向上には、これらの自助・共助・公助の連携やバランスが不可欠である。

このため、内閣府では、防災ボランティアやNPO等が活動するための環境整備や、各地域において防災上の課題を把握・共有し、備え、発災時の応急対応や復旧・復興期の諸活動を、自ら協働して行う「地区防災計画制度」（第1部第1章第1節1-4（1）を参照。）の普及等、自助・共助の取組を推進している。

図表2-2-9 食料等の調達が自力で行われた例



(写真左) 持ち寄られた食料。災害時には自分たちで食料を持ち寄るというルールが事前に検討されていた。

(写真右) 避難所にいる女性の着替えの場所がなくて困っているという声を聞いた地元の大工が設置した更衣室。

出典：阪本真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授より提供（上記解説も同准教授による）

図表 2-2-10 避難所の住民自治により避難所運営された例

<御船町 小坂小学校において自主的に実施された避難運営の例>

- ・いったん床が汚れると土足禁止が守られないことから、外履きと内履きの履き替えを自然と促されるよう、出入口を清潔に保つ
- ・感染症予防の観点からトイレ清掃を徹底
- ・支援物資として届いた子供服を単に「子供用」とせず、120cm、130cm、140cm等のサイズ別に整理 等



支援物資が整理整頓されている様子

(支援物資の受け取りの際、避難所の住民の発案により、最初に軽いもの、最後に重いものを選ぶように並んでいる。)



軽いものの例
(ウェットティッシュ)



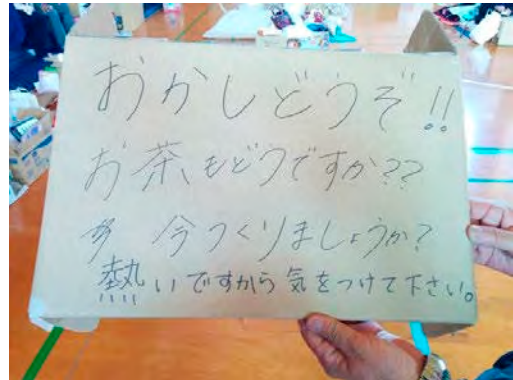
重いものの例
(水)

於：御船町小坂小学校（平成28年4月29日）

図表 2-2-11 学生・生徒の自発的な避難所運営参加の例



避難所に避難している又は避難していた中学生・高校生がアルコールで湿らせた消毒用手拭きを作っている様子



避難しているお年寄りに茶話会への参加を呼びかける高校生（高校生も避難者）。手作りのパネルを持って、寝ていることが多いお年寄り一人一人に声をかけている。



避難者が交流する茶話会の様子

避難所ではバラバラに寝て過ごすことが多く、交流が滞りがちになるが、起き上がって集うきっかけとして茶話会が機能した例があった。久々に起き上がったと話す例もあった。

於：御船町御船中学校（平成28年4月29日）

図表 2-2-12 県外の企業等による被災者支援の例



大阪の事業者によるシャワーサービスの様子



大手長崎チャンポンチェーン店による炊き出しの様子

於：御船町小坂小学校（平成28年4月29日）

2-3 応急的な住まいの確保に向けた取組

(1) 被害認定調査及び罹災証明書の交付

「罹災証明書」は、災害により被災した住家等の被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用のための基礎的な資料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で重要な役割を果たしている（図表2-3-1）。

内閣府では、平成28年4月15日、九州全県及び愛媛県に対し、被害の認定に関する調査（以下「被害認定調査」という。）及び罹災証明書の交付等の適切な実施に関する通知を発出した。また、4月20日に熊本県、21日に大分県において市町村職員向けの説明会を実施し、手続きの円滑化を図った。その後も、迅速かつ適切に被害認定調査及び罹災証明書の交付が行われるよう、熊本県及び大分県並びに両県内の関係市町村に対し助言した（図表2-3-2）。

図表2-3-1 被害認定調査及び罹災証明書の交付の流れ

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（当該災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない（災害対策基本法第90条の2）。罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

<被災から支援措置の活用までの流れ>



図表2-3-2 被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る内閣府の主な取組（平成28年）

- 4/15 「平成28年熊本地震における被災者支援の適切な実施について」を発出
 - ・被害認定調査及び罹災証明書の交付等の適切な実施
- 4/20, 21 住家被害認定調査等に関する説明会を熊本県、大分県で開催
 - ・被害認定調査及び罹災証明書の交付の概要・進め方
- 4/26 「平成28年熊本地震に係る被害認定調査・罹災証明書交付の迅速化について」を発出
 - ・甚大な被害が生じた市町村に対する人的・技術的支援、罹災証明書の交付の迅速化のための工夫
- 5/20 「平成28年熊本地震における被害認定調査・罹災証明書交付等に係る留意事項について」を発出
 - ・地盤沈下や斜面崩壊に伴う住家被害の調査、判定方法
- 5/30 「罹災証明書に関する被害認定の第2次調査の周知等留意事項について」を発出
 - ・第2次調査の被災者への周知、地盤被害を受けた住宅に対する支援措置
- 6/6 「被害認定調査及び罹災証明書交付に係る留意事項について」を発出
 - ・被害認定基準の運用、判定結果の取扱い

平成28年5月半ばまでに受け付けた交付申請分については、同月末までには、被災者に対し調査終了の報告を通知する等、窓口に来てもらえば罹災証明書の交付が概ね可能な状況となった。また罹災証明書の申請件数に対する交付件数の割合は、同年6月末に約78%、同年7月末に約95%となっている。

平成29年3月31日現在の熊本県における罹災証明書の申請件数及び交付件数は、**図表2-3-3**のとおりである（罹災証明書の申請件数に対する交付件数の割合は約96%）。

図表2-3-3 熊本県における罹災証明書の申請件数及び交付件数

(平成29年3月31日現在)

申請件数 (a)	交付件数 (b) (b/a)	交付件数の内訳			
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
208,983	201,399 (96.4%)	12,492	12,320	53,965	122,622

出典：熊本県「熊本地震等に係る被害状況について（第231報）」より抜粋

(2) 応急仮設住宅等の提供

避難者の方々に対する応急的な住まいのメニューとしては、「建設型仮設住宅」の他に、民間賃貸住宅を借上げて供与する「借上型仮設住宅」、「公営住宅」等があり、熊本県が県内外の地方公共団体や国と連絡調整を行い、地域の実情、提供までに要する時間等を総合的に勘案しながら、順次、応急仮設住宅等を提供してきた（**図表2-3-4**）。

平成29年3月末時点において、建設型仮設住宅として4,303戸が建設され、約4,200戸に約11,000人が入居し、借上型仮設住宅として約14,700戸の民間賃貸住宅が借り上げられ、約34,000人が入居している。その他、約1,300戸の公営住宅・国家公務員宿舎等が活用され、約3,000人が入居している（**図表2-3-5**）。

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、原則、住家が「全壊」等し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者に対して供与されている。また、「大規模半壊」、「半壊」等についても、全壊相当とみなされる場合及び特別な事情がある場合は供与対象とされている。

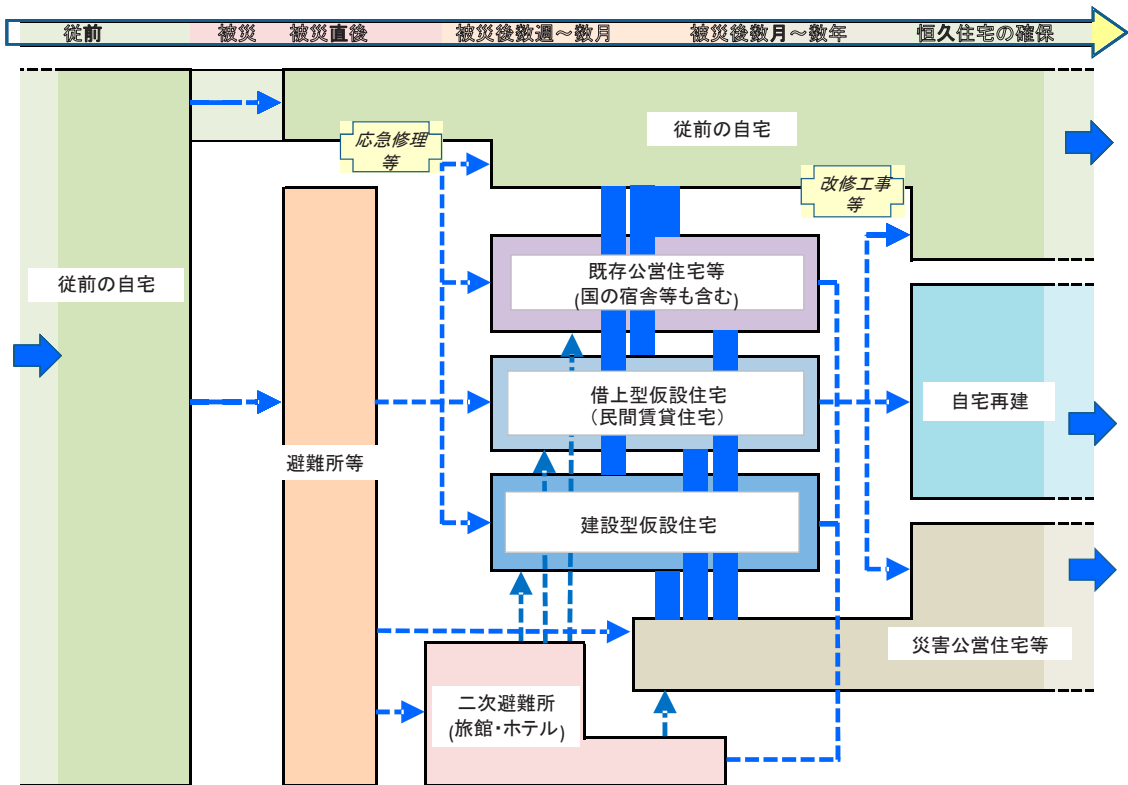
熊本では、平成28年4月16日の地震から1か月以上が経った後も、余震が断続的に続いた。こうした中、多くの住民が住居倒壊等の理由から自宅に戻れず、避難所等において不自由な生活を過ごし、心理的に不安な状況下に置かれた。こうしたことから、応急仮設住宅の供与対象について、より分かりやすく具体的に記載し、内閣府から熊本県へ通知を行い、適切な提供を促した。

「建設型仮設住宅」については、従来型のプレハブ型仮設住宅のほか、熊本県産材を使用した木造型仮設住宅、車いすに対応したバリアフリー型仮設住宅の建設も行われた。

また、「借上型仮設住宅」については、余震が相次ぐ中で、多数の被災者の方が避難所での生活を強いられることとなったため、当面の住まいの確保を特に急ぐべき状況と判断し、以下の二つの特別措置を講じた。

- i) 震災により損害を受けた民間賃貸住宅を補修の上、応急仮設住宅として供与する場合に一部補修費を国庫負担の対象とした。
- ii) ファミリータイプの物件が不足し、1R・1K等の物件が多数残っている地域があったことから、被災者や地域の実情に応じて、一世帯を分離して複数の住居に入居することを認めた。

図表 2 3-4 被災後の住まいイメージ



出典：内閣府資料



建設型仮設住宅の一例
(木造型)



建設型仮設住宅の一例
(車いすに対応したバリアフリー型)

図表 2-3-5 応急仮設住宅等の状況

種 別	入居戸数
建設型仮設住宅	4,179戸
借上型仮設住宅	14,705戸
公営住宅・国家公務員宿舎等	1,327戸

出典：熊本県（平成29年3月31日現在）

2-4 支援物資輸送の取組

(1) プッシュ型物資支援

最大震度7の地震が熊本県益城町を中心に短期間に連続して発生したことを受け、平成28年4月16日未明、河野内閣府特命担当大臣（防災）（当時）と蒲島熊本県知事によるテレビ会議を実施し、蒲島熊本県知事から、物資供給について、マネジメントを含め、国で行なって欲しい旨の要請を受けた。この要請を踏まえ、4月16日午前5時に非常災害対策本部事務局に物資調達・輸送班を設置し、物資支援を実施した。

物資支援においては、まず、関係省庁が参集し一元的な調整を行い、被災地の要望を待たずして物資を調達・搬送するプッシュ型物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を初めて実施し（**図表2-4-1**）、4月17日から22日までの間に、食料約185万食、下着・マスク・トイレ関連用品等の多数の生活用品を供給した（**図表2-4-2**）。

4月23日からは、物資が現地の避難所に十分に行きわたったことを踏まえ、避難者の多様なニーズに応じて物資を調達・搬送するプル型物資支援（以下「プル型支援」という。）に切り替えた。今回、避難者のニーズ把握にタブレット端末等を活用し（**図表2-4-4**）、きめ細やかな支援を実現した。

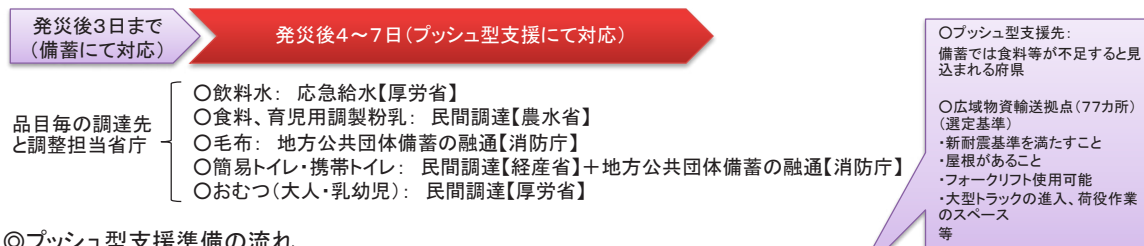
熊本地震における物資支援では、「プッシュ型支援」と「プル型支援」をあわせて、5月6日までに食料約278万食等を供給した（**図表2-4-2**、**図表2-4-3**）。今回、東日本大震災等の過去の震災教訓を踏まえ、初めてプッシュ型支援を実施したが、当初対応として効果的であった。

なお、国と都道府県において、物資の要請・調達・輸送に関する情報共有をより円滑に行うためのシステムが平成28年12月より運用開始されている（**図表2-4-5**）。

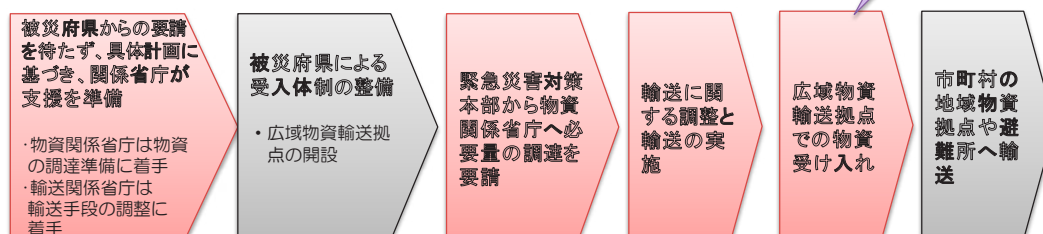
図表2-4-1 プル型とプッシュ型の物資支援について

<大規模地震時における物資調達に係る計画の概要（参考：南海トラフ地震）>

◎物資調達の考え方



◎プッシュ型支援準備の流れ

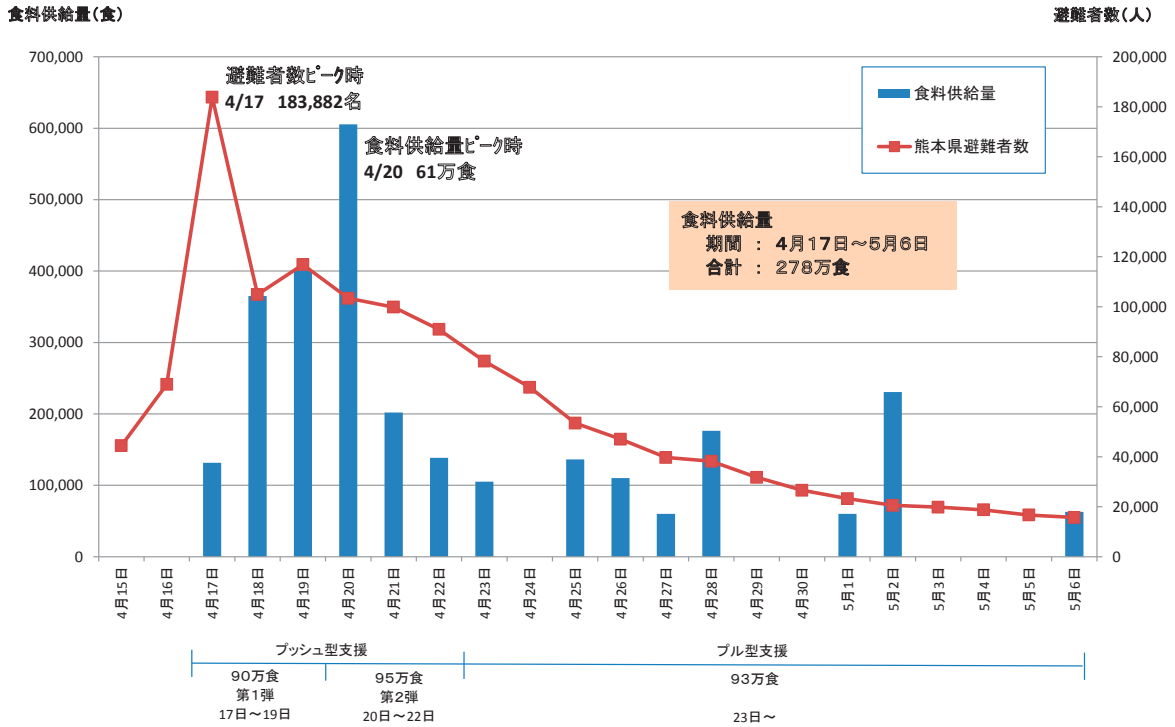


災害時における支援物資の供給体制にはプル型支援とプッシュ型支援があり、プル型支援は被災地からの具体的な要望（必要物資リスト等）により、当該物資を調達・搬送する方法である。平成23年の東日本大震災では、ほぼプル型支援で終始した。プル型支援はプッシュ型支援より物資調達に無駄が出にくい一方、調達・搬送に時間を要するため、供給が遅くなるという課題があった。発災当初は、被災した自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間による供給能力も低下すること等から、被災地の自治体のみでは必要な物資を迅速に調達することは困難である。

出典：内閣府資料

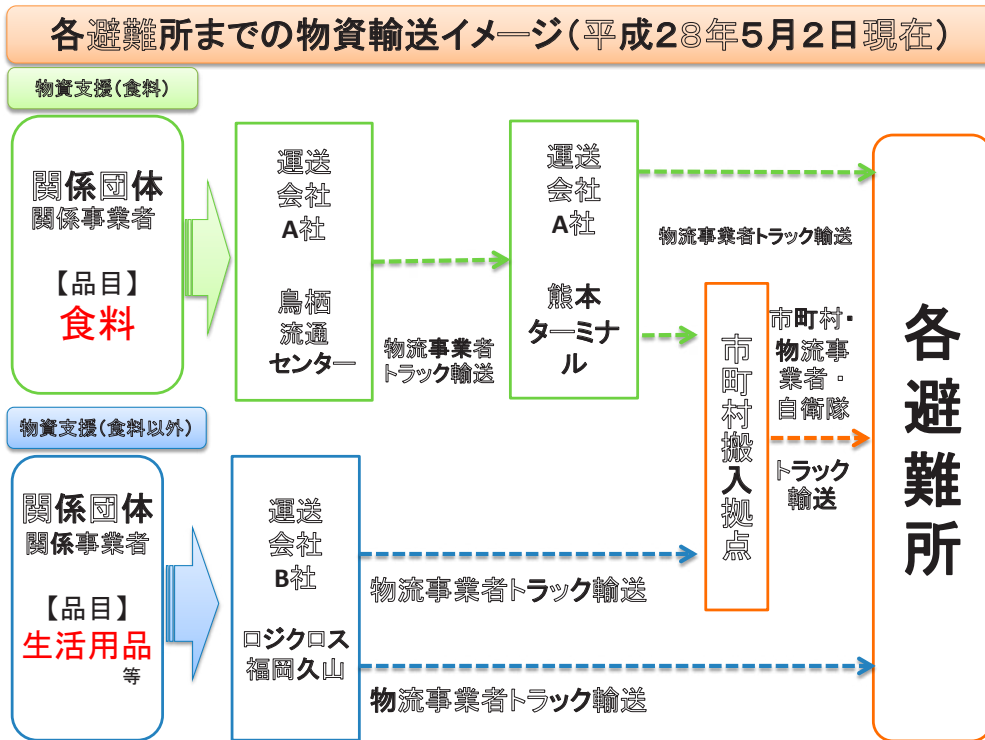
図表 2-4-2 熊本県の避難者数と食料供給量について

熊本県の避難者数と食料供給量(1日当たり)の推移



出典：内閣府資料

図表 2-4-3 熊本地震におけるプッシュ型物資支援による各避難所までの物資輸送ルート（概要）
（平成28年5月2日現在）

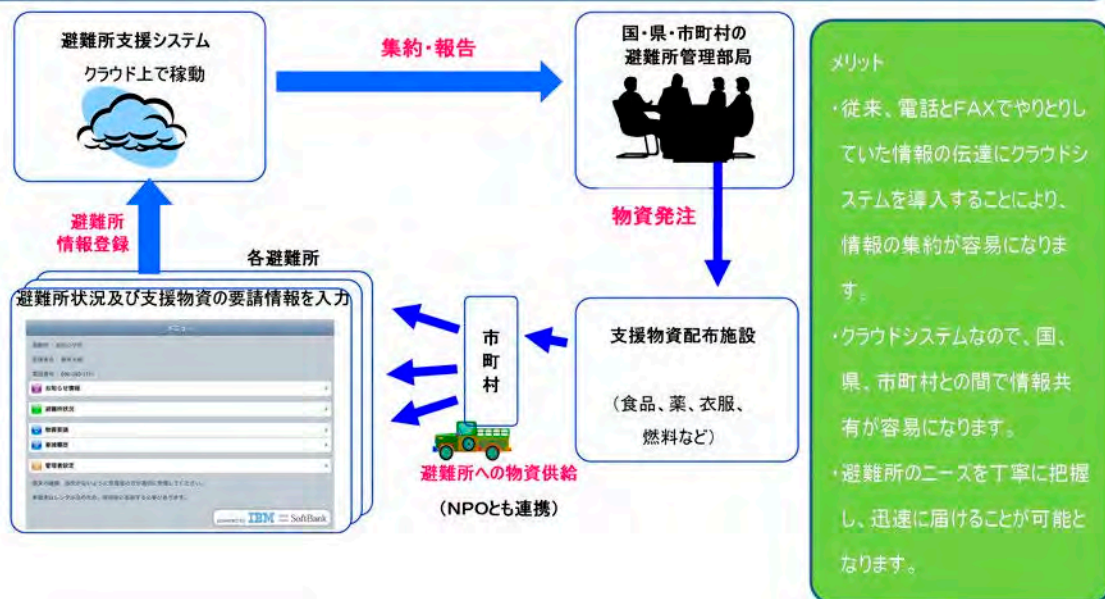


出典：内閣府資料

図表 2-4-4 タブレット端末を活用した避難所支援システムについて

避難所支援システム（iPadシステム）の概要

各避難所（※）が、タブレット端末（iPad）を活用して支援物資の要請情報を申請し、各避難所のニーズにあった適切な物資供給を実現します。
※当面は各市町村役場等が一括で入力する場合があります。

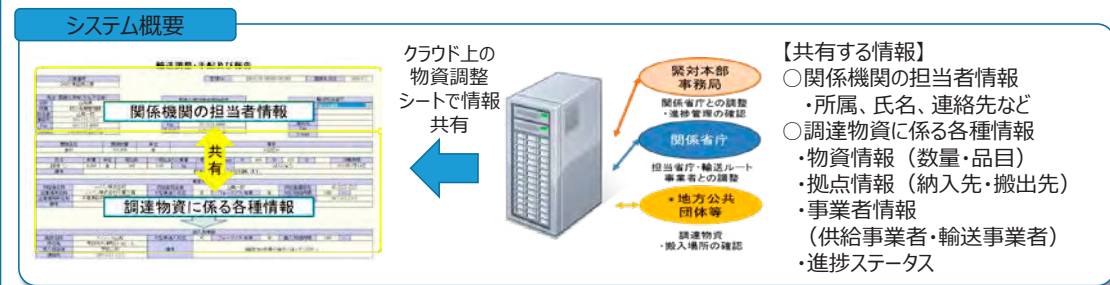


出典：第16回政府現地対策本部会議・第19回熊本県災害対策本部会議（4/25）資料より

図表 2-4-5 情報共有を円滑に行うためのシステム

熊本地震を踏まえた物資調達・輸送調達等支援システム

○大規模地震発災後、政府に設けられる非常（緊急）災害対策本部事務局、関係省庁及び被災公共団体等の間で、支援物資の調達・輸送等の調整の効率化を図り、被災地の迅速な供給を支援することを目的としたシステム。



⇒平成28年12月上旬に国、都道府県において共有するシステムを運用開始

○来年度は、市町村の物資拠点や避難所までの物資情報を国、都道府県、市町村において共有するシステムに拡充。
システム活用にあたっては、タブレット端末の活用も想定。

出典：内閣府資料

(2) 民間物資拠点の活用について

熊本地震では、国からの支援物資を受け入れ、各市町村の物資拠点や避難所への搬送を行うための県の物資拠点として位置付けられていた施設が被災し、使用できなかった。

このため、民間の物流事業者の協力の下、まずは佐賀県鳥栖市に、次いで福岡県久山町に所在する流通センターを活用し、物流事業者・自衛隊等の協力を得るなどの工夫により、市町村の物資拠点や避難所に搬送を行った（図表2-4-6）。

このように被災状況によっては、民間物流事業者が管理する物資拠点を輸送拠点として活用する可能性があることから、平成29年3月にはそれらの視点を踏まえた『広域物資拠点開設・運営ハンドブック』の見直しが行われた。

図表2-4-6 熊本地震における支援物資拠点の選定過程について



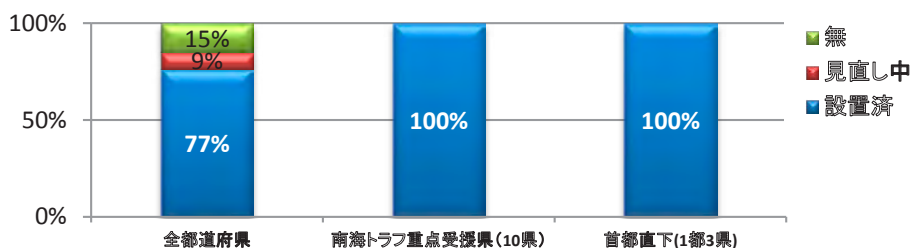
出典：内閣府資料

コラム：物資輸送拠点アンケートの結果について

支援物資を受け入れるための都道府県や市町村の拠点の設置や運営等において、様々な課題があった。このため、平成28年10月、内閣府は南海トラフ地震や首都直下地震などの想定地域をはじめ、全国の地方公共団体における災害時の拠点の指定状況等について調査を行った。

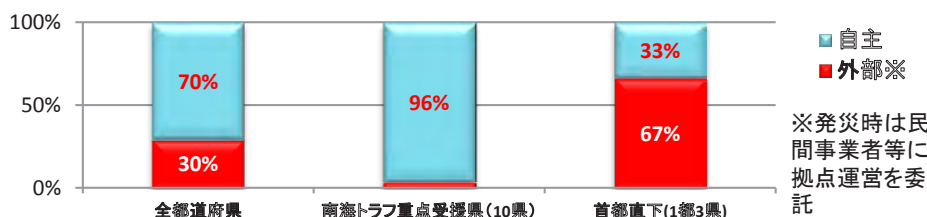
ア) 都道府県の広域物資輸送拠点の指定状況

- 都道府県の広域物資輸送拠点については、77%が指定（設置）済みであり、9%は地震の課題等を踏まえ、民間施設の活用や置き場所等の見直しを行っている（指定を検討中）。
- 南海トラフ地震重点受援県（10県）及び首都直下地震1都3県は、全拠点を指定している。



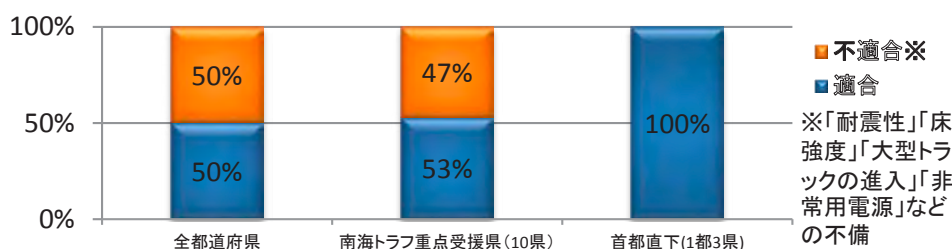
イ) 広域物資輸送拠点の運営

- ・拠点の運営については、首都直下地震1都3県のうち67%が、民間事業者への運営を予定している。



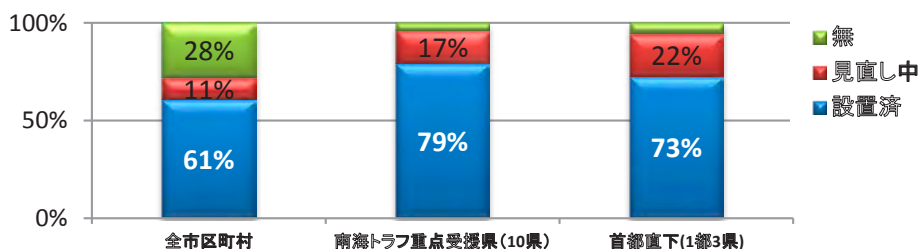
ウ) 広域物資輸送拠点の安全性

- ・広域物資輸送拠点のうち全国で50%、南海トラフ地震重点受援県では47%の拠点について、耐震性や床強度の不足、大型トラックの進入、非常用電源の配備などについて不十分な状況であった。



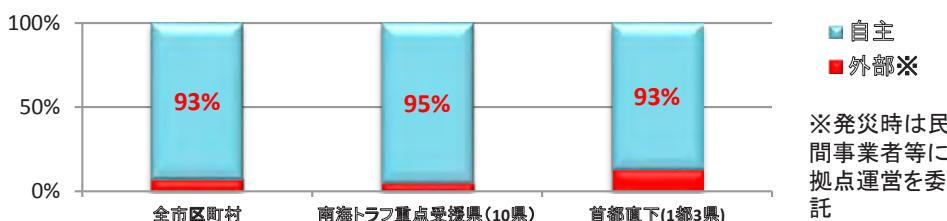
エ) 市区町村の地域内輸送拠点の指定状況

- ・市区町村の地域内輸送拠点については、61%が指定済みであり、11%は熊本地震の課題等を踏まえ何らかの見直しを行っている。
- ・このうち、南海トラフ地震重点受援県の市町村では79%、首都直下地震1都3県の市区町村では、73%が拠点の指定を行っている。



オ) 市区町村の地域内輸送拠点の運営

- ・拠点の運営については、多くの市区町村において、自主運営を行うこととしており、民間事業者への運営を予定している市区町村は、全国で7%に留まっている。



<用語解説>

広域物資輸送拠点：

国の調整によって供給する物資を被災都道府県が受け入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点。

南海トラフ地震重点受援県：

南海トラフ地震の被害想定（平成24年8月 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）を基に、被災地内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される10県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県）。

首都直下地震1都3県：

首都直下地震により甚大な被害が想定される都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）。

2-5 企業の事業継続の取組

震災からの復旧・復興のためには、被災者の早期の生活再建を図るとともに、企業活動が早期に正常化する必要がある。そのためには、被害の最小化、被害を受けていた場合の早期の復旧や代替措置の実施などを図る事業継続のための企業の取組が重要となる。内閣府では、企業の事業継続の取組を明らかにし、知見と教訓を得るため、平成29年3月に熊本県の被災企業を主な対象として被災状況に関するアンケート及びヒアリング（「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」、以下「企業調査」という。）を行った。この企業調査等に基づき、企業の状況を概観する。

(1) 概況

①企業の概況

熊本県の「被災地域」（[図表2-5-4](#)）に本社を置く企業等は、平成26年経済センサス-基礎調査によると47,916社（個人企業、会社企業、会社以外の法人の合計）である（[図表2-5-1](#)）。企業調査にあたっては、「民間調査」（定義はP.41＜「企業調査」に関する定義＞を参照。）を活用した。

この民間調査によると、「被災地域の企業」（定義はP.41参照。）（16,509社）（[図表2-5-2](#)）と取引のある被災地域以外の企業（「取引のある企業」（定義はP.41参照。））は、全国に少なくとも15,845社ある。地域別の分布は、[図表2-5-3](#)の通り。

図表2-5-1 企業等の本社所在地（公的統計）

本社所在地	企業等数	シェア	売上高 (億円)	県内総生産 (億円)
被災地域	47,916	1.2%	65,278	-
熊本県（被災地域含む）	58,158	1.4%	74,207	55,664
九州・沖縄	479,861	11.7%	705,130	477,869
全国	4,098,284	100%	13,777,208	(全県計) 5,086,456

出典：企業等数と売上高は平成26年経済センサス-基礎調査（総務省）。県内総生産は平成25年度県民経済計算（内閣府）による。なお、売上高は、必要な事項の数値から得られた企業等を対象とした集計である。

図表2-5-2 企業の本社所在地（民間調査）

本社所在地	企業数（社）	シェア
被災地域	16,509	1.1%
熊本県（被災地域含む）	19,680	1.3%
九州・沖縄	167,645	11.2%
全国	1,497,322	100%

出典：民間調査（株式会社 東京商工リサーチの平成29年2月時点までの調査結果）

図表 2-5-3 「取引のある企業」の本社所在地

	企業数 (社)	シェア
北海道・東北	375	2.4%
関東	3,547	22.4%
中部	1,006	6.3%
近畿	1,858	11.7%
中国・四国	851	5.4%
九州・沖縄 (熊本除く)	6,632	41.9%
熊本 (被災地域除く)	1,576	9.9%
合計	15,845	100%

出典：民間調査（株式会社 東京商工リサーチの平成29年2月時点までの調査結果）

図表 2-5-4 被災状況に関する企業アンケート等で焦点を当てた地域（「被災地域」）



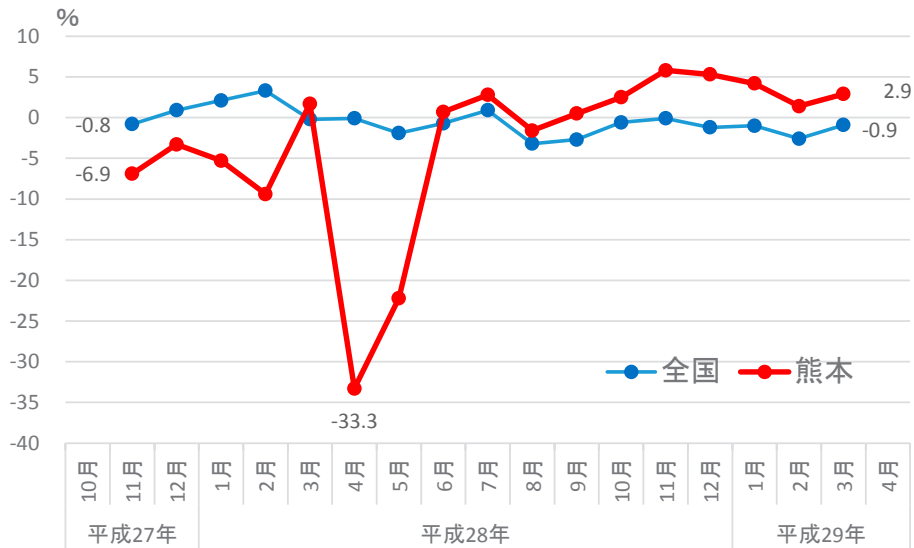
(市町村名はP.41 参照。)

②経済の概況

熊本県の個人消費の状況を概観するものとして、百貨店・スーパー販売額の全店ベースの対前年同月との比較推移を見ると、熊本地震のあった平成28年4月に対前年同月比で3割以上落ち込んだが、6月以降は対前年同月比-1.6%から5.8%の間で推移している（図表2-5-5）。

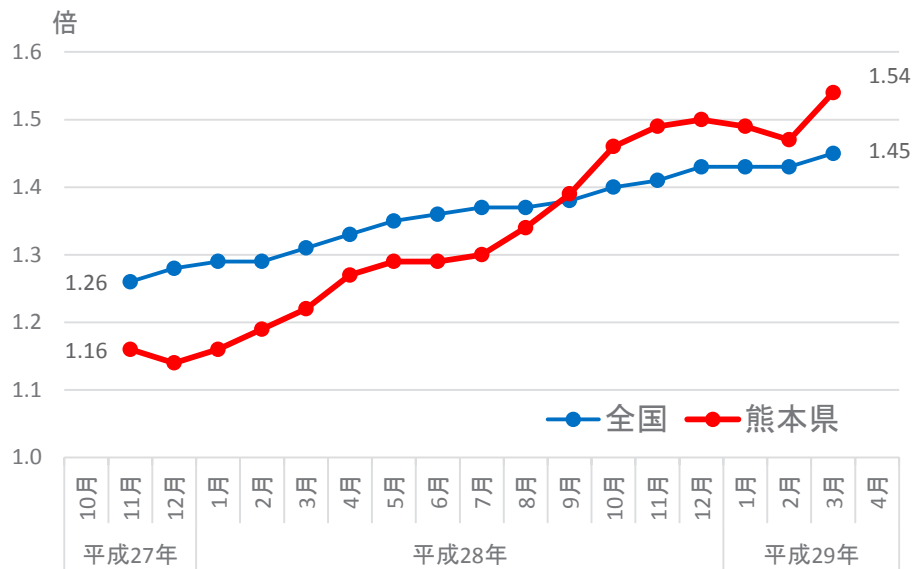
また、熊本県の有効求人倍率を見ると、平成28年8月までは全国を下回っているが、9月以降は全国を上回っている（図表2-5-6）。

図表2-5-5 百貨店・スーパー販売額の対前年同月比の推移



出典：商業動態統計（経済産業省）

図表2-5-6 有効求人倍率の推移

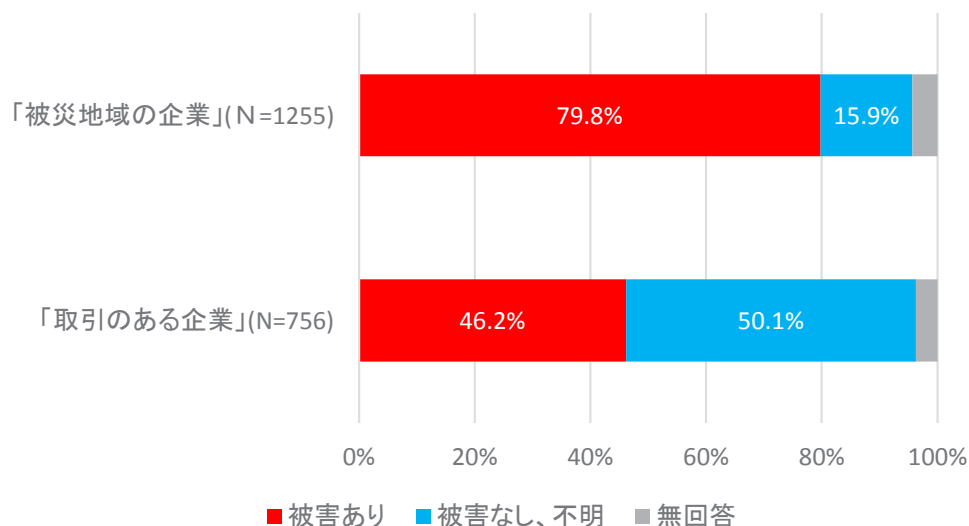


出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

(2) 企業の被災状況

企業調査に基づく被災状況は、「被災地域の企業」のうち、「何らかの被害」（定義はP.41参照。）を受けた企業は約80%、「取引のある企業」で、「何らかの被害」を受けた企業は約46%であった（図表2-5-7）。

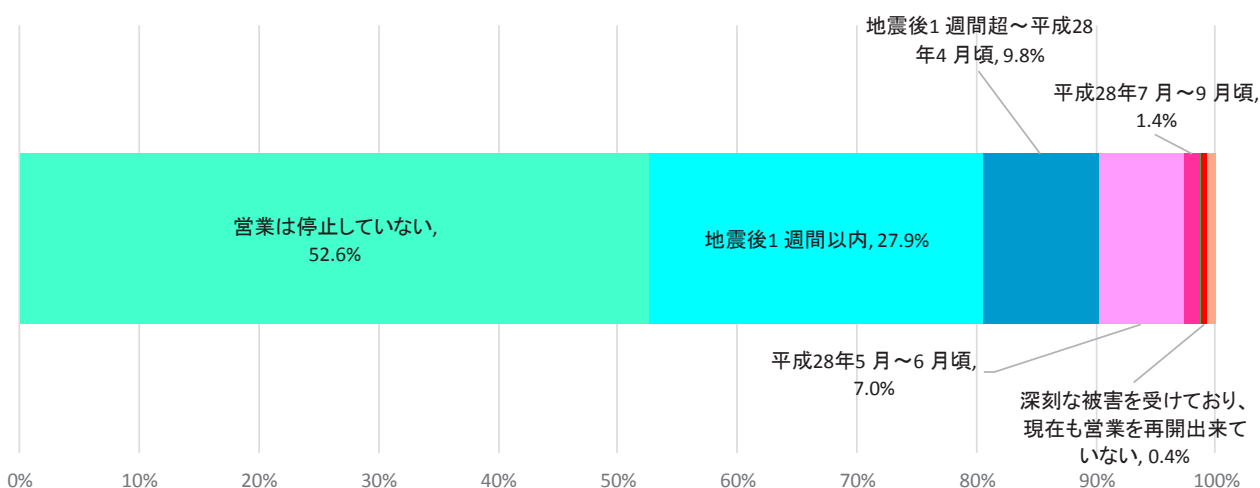
図表 2-5-7 被害の状況



出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成

「被災地域の企業」のうち、何らかの被害を受けた企業に地震後の営業再開時期を聞いたところ、約8割の企業が「営業を停止していない」か、「地震後1週間以内に営業を再開している」と答えている。一方で、「深刻な被害を受けており、現在も営業を再開できていない」と回答する企業もあった（図表2-5-8）。

図表 2-5-8 「被災地域の企業」のうち「何らかの被害」を受けた企業の営業再開時期（N = 1002）

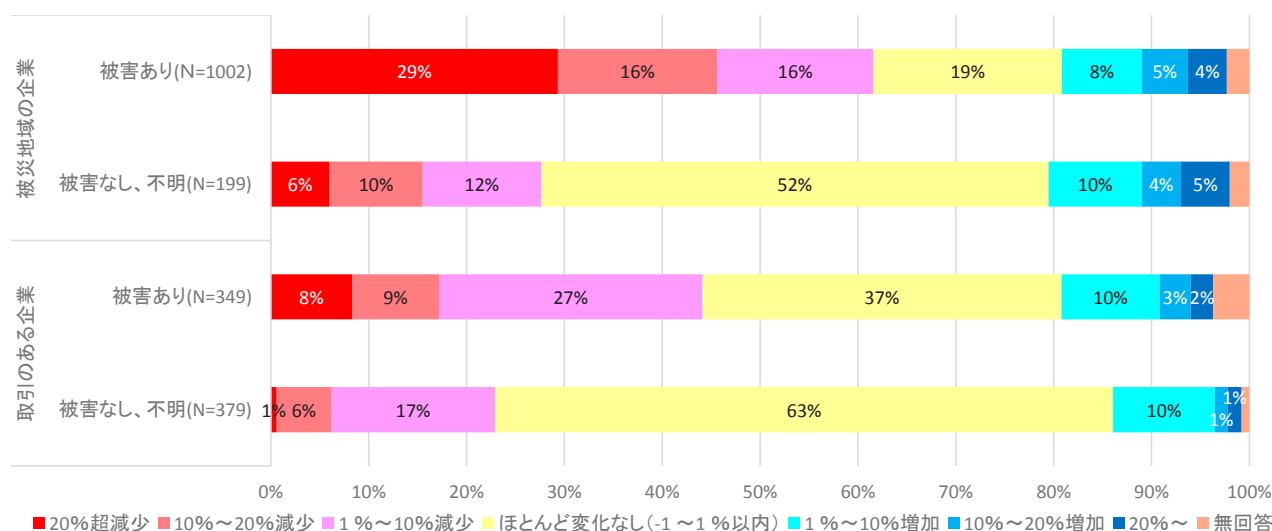


出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成

売上高について聞いたところ、「被災地域の企業」の平成28年4月～6月（第1四半期）の売上高は、何らかの被害を受けた企業の6割以上が対前年比で減少したと答えており、3割近くの企業が20%超の減少となっている。一方、被害がなかった企業は、7割以上が対前年比10%以内の増減の幅以内となっている（図表2-5-9）。

また、「取引のある企業」の平成28年4月～6月の売上高は、何らかの被害を受けた企業の約4割が、売上高の減少があったと答えている。

図表2-5-9 「被災地域の企業」と「取引のある企業」の平成28年4月～6月の売上高について

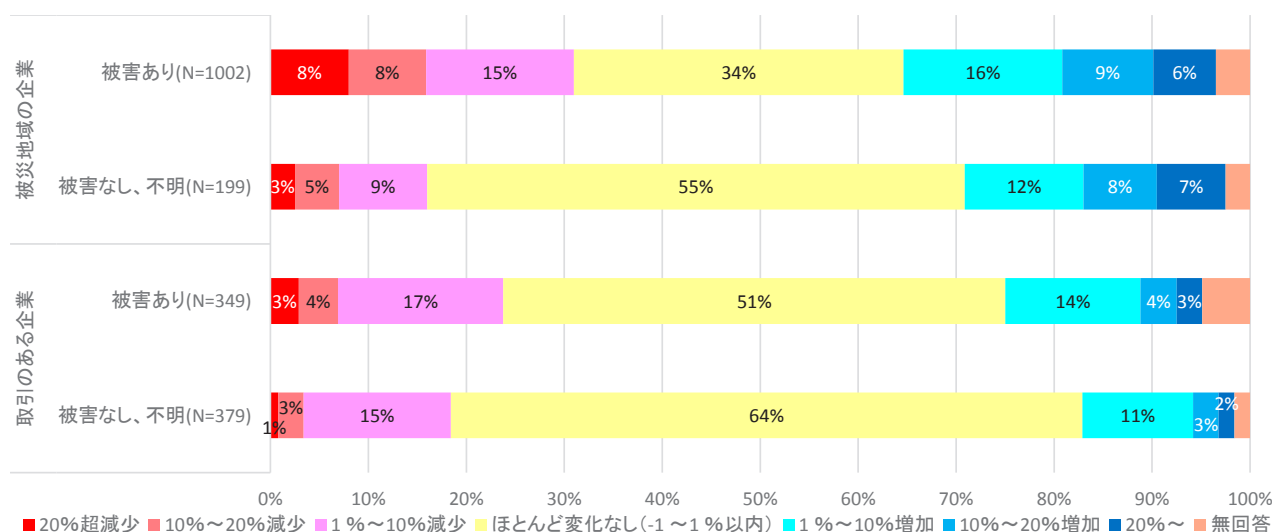


出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成

「被災地域の企業」の平成28年10月～12月（第3四半期）の売上高は、何らかの被害を受けた企業のうち20%超減少していると答える企業は8%程度となっており、10%超の減少と答える企業とあわせても2割弱程度となっている（図表2-5-10）。

グラフの幅に違いはあるものの、4～6月（第1四半期）に比べて被害有無による売上高の減少幅は「被災地域の企業」と「取引のある企業」間で縮小していることがわかる。

図表2-5-10 「被災地域の企業」と「取引のある企業」の平成28年10月～12月の売上高について



出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成

(3) 事業継続の取組

① 企業調査の結果

(調査した企業について)

今回の企業調査におけるアンケートの回収数は図表2-5-11のとおりである。なお、企業調査の数値を見る場合は、この企業規模の分布状況に留意する必要がある。

図表 2-5-11 企業調査のアンケート回収状況

分類	企業規模				
	合計	大企業 (資本金 10億円以上等)	準大企業 (資本金1億円以上、 従業員100人以上等)	中堅企業 (資本金1億円以上、 従業員100人未満等)	中小企業 (左記以外)
合計	5,000 (100%)	1,351 (27%)	600 (12%)	263 (5%)	2,786 (56%)
	2,011 (100%)	428 (21%)	179 (9%)	90 (4%)	1,314 (65%)
	40%	32%	30%	34%	47%
被災地域の 企業	2,500 (100%)	20 (1%)	45 (2%)	66 (3%)	2369 (95%)
	1,255 (100%)	10 (1%)	14 (1%)	33 (3%)	1198 (95%)
	50%	50%	31%	50%	51%
取引のある 企業	2,500 (100%)	1,331 (53%)	555 (22%)	197 (8%)	417 (17%)
	756 (100%)	418 (55%)	165 (22%)	57 (8%)	116 (15%)
	30%	31%	30%	29%	28%

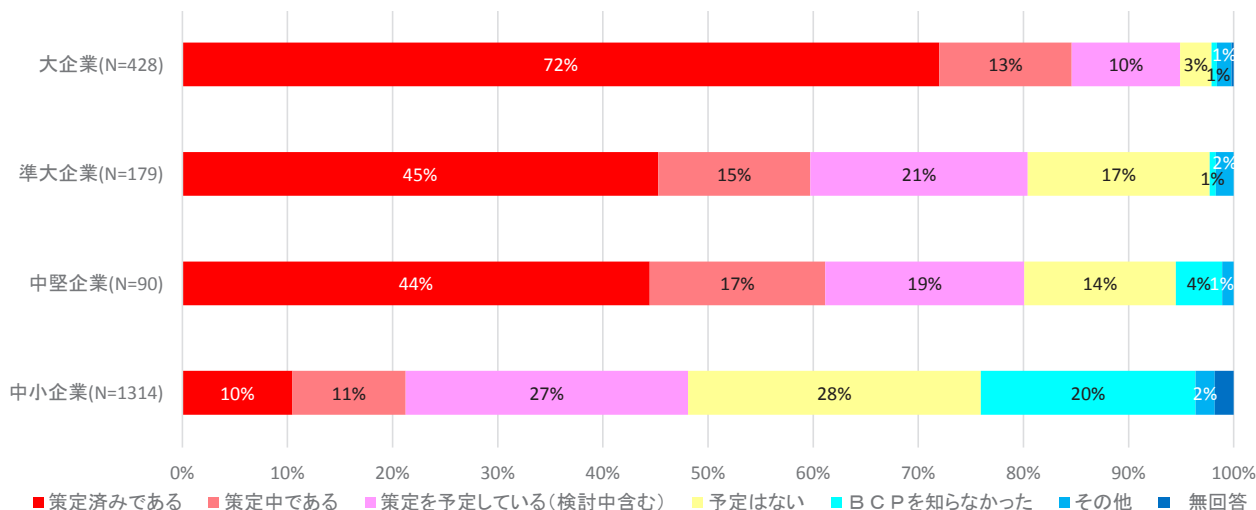
出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成

なお、各分類中、上段はアンケート発送数、中段は回収数、下段は回収率。上段・中段の括弧内は各合計に占める割合

(BCP策定状況)

企業調査によるBCPの策定状況は図表2-5-12のとおりである。

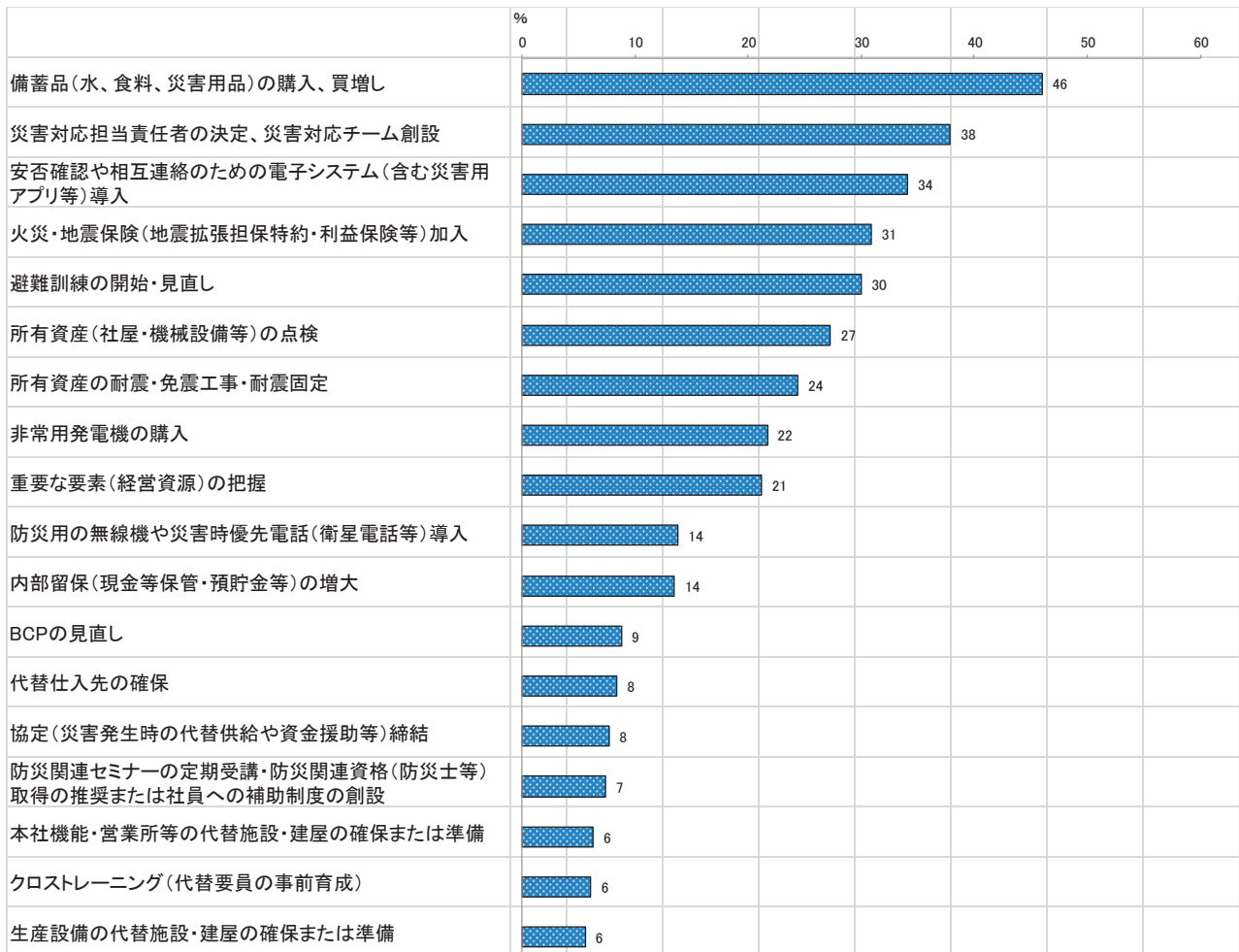
図表 2-5-12 企業規模別のBCPの策定状況について



出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成

何らかの被害を受けた企業に対し、熊本地震の際に有効であった取組について聞いたところ、「備蓄品（水、食料、災害用品）の購入等」、「災害担当責任者の決定等」、「安否確認や相互連絡のための電子システム導入」、「火災・地震保険等への加入」、「避難訓練の開始・見直し」については、回答のあった企業のうち3割以上が「有効であった」と答えている（図表2-5-13）。

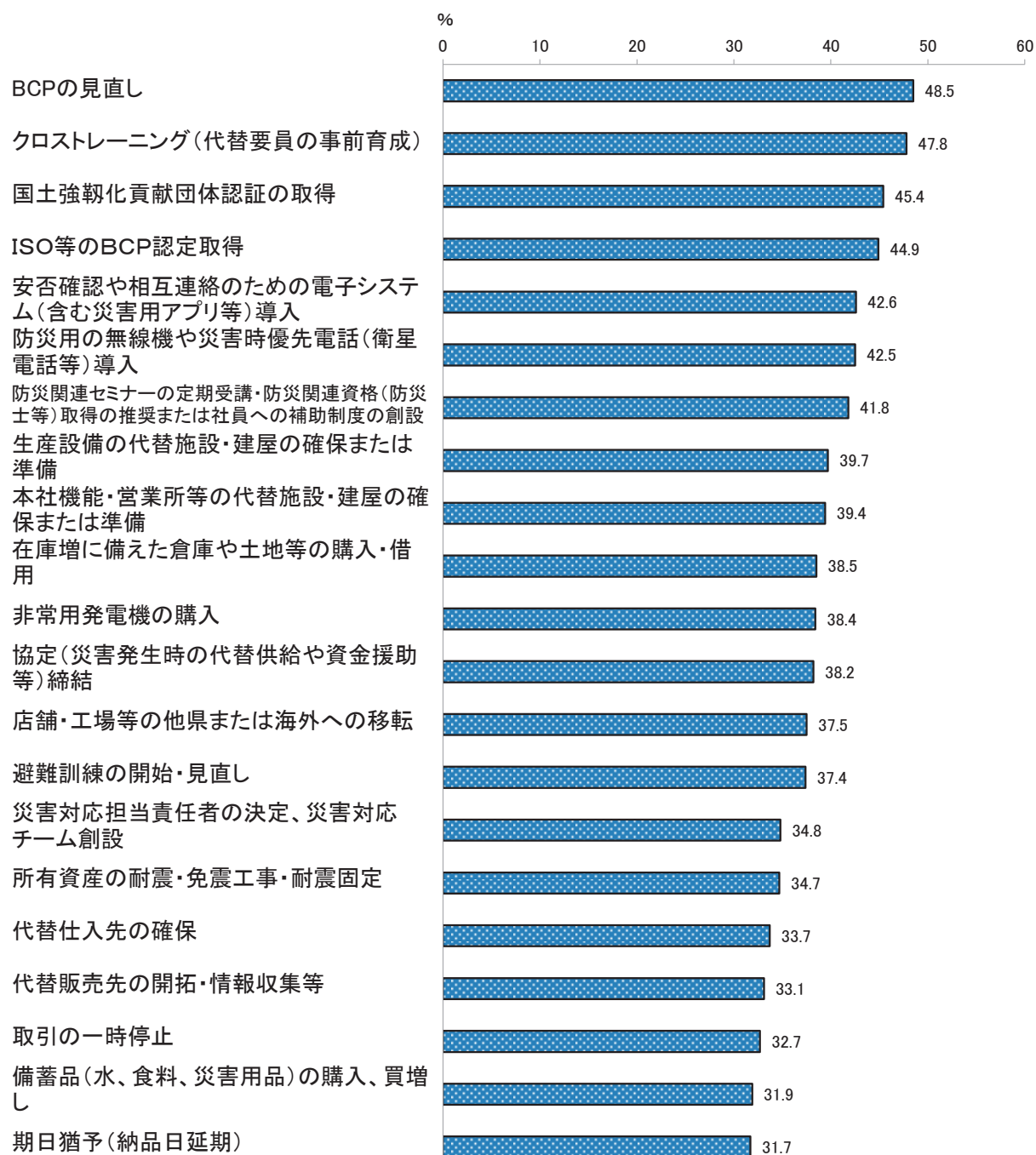
図表 2-5-13 地震の際に有効であった取組について（N = 554）



出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成
 なお、無回答は除いている。

また、同様に何らかの被害を受けた企業に、「行いたいが実施できていないもの（今後取り組みたいこと）」について聞いたところ、回答のあった企業については、多くの項目について「今後行いたい」と答えているが、特に「BCPの見直し」、「代替要員の事前育成」、「国土強靱化貢献団体認証の取得」、「ISO等のBCP認定取得」など、企業内における態勢の見直しに関する項目を答える企業が多かった（図表2-5-14）。

図表2-5-14 今後取り組みたいこと（N=1294）



出典：「企業の事業継続に関する熊本地震の影響調査（平成29年6月）」より内閣府作成
 なお、無回答は除いている。

②企業ヒアリング結果

企業調査では、製造業、流通業を中心に10社に対してヒアリングを行った。BCPの策定や建物を建設する際の工夫等が事前の備えとして役に立ったという意見、発災後の従業員とその家族の安否確認や情報伝達・共有の重要性を訴える等の意見があった。このヒアリングの概要は以下のとおりである。

(発災時に役立った事前の備え)

- ・過去の被災経験も踏まえたBCPを策定していたので、発災後すぐに動けた。
- ・熊本以外の事業所での被災経験から得た教訓や、日奈久断層等の存在から予想される地震に備え、設計段階から建物の耐震性の強化を行っていたので、被害を抑えられた。
- ・4月14日の地震時に生産を止めていた効果もあり、4月16日の地震でも致命的な設備の破損はなかった。
- ・情報伝達・指示命令系統について、平常時から通信設備等を設置し、そこで途切れることなく本社等との連絡を行っていた。
- ・24時間営業の全国の店舗の稼働状況をリアルタイムで把握できるシステムを構築しており、事態の深刻さを発災直後に知ることができた。
- ・情報システムをシンクライアントにしており、事務所が立入禁止になっても通常業務が行えた。(発災時の対応)
- ・どの企業も、最初の段階で従業員の安否確認に注力していた。
- ・従業員に対する経営層のメッセージの発信や生活再建支援等を行っている企業が多い。
- ・自らも被災者である地元採用職員の事業所復旧にける熱意や自主性に頭が下がった。
- ・派遣技術者による迅速な建物診断による発災直後の建物使用可否の判明、支援物資・復旧資機材の手配等、本社の指揮のもとグループ企業全体による支援が早期の復旧につながった。
- ・グループ内の支援態勢としては、熊本経験者・東日本大震災経験者を集めた。
- ・グループ内の従業員による、休暇取得促進等の交代態勢の整備により、従業員の目立った体調不良はなかった。
- ・被害が大きく、早急に供給が必要な製品のためには、代替拠点の活用が必須だった。
- ・あらゆる同業他社に、すぐに購入等入手できない設備部品を貸してもらうよう依頼した。
- ・流通事業者では、グループ内の物資調達のプロが活躍し、自治体からの発注を受けて物資の供給を行えた。その際、グループ内の被災経験のある事業所から、供給物資の伝票や明細の作成・保存等の支援を受け、平常業務に戻ってからの精算を円滑に行えた。
- ・弁当等の納入を、熊本に近いA工場での製品を熊本へ、熊本へ送ったことによるA工場の通常営業の不足分を隣の地域のB工場が補うというバックアップ態勢ができていた。
- ・食料・日用品の販売を一日でも早く始めることが被災者支援につながるが、店舗の被害によって屋外仮設営業、一部店舗再開等の営業形式が異なるためケース・バイ・ケースでレジ精算の方法を変えた。
- ・通行可能な道路情報について、従業員が通ることのできた道路を社内で情報共有した。
- ・電源が早期に復旧したことやスマホの通話が可能だったことが早期復旧につながった。
- ・下請けは零細企業が多く、取引先が資金ショートにならないよう経営を管理した。
- ・地域住民へ備蓄物資を提供した。

(今後の取組)

- ・従業員に大きな被害がなかったことが早期復旧につながったため、人命第一に据えたBCP等の計画の見直し。
- ・熊本地震の被災事例集の作成・周知。
- ・地震の振動による設備の移動に備えて、壁からの離隔距離をとるなど、設備のレイアウトの見直し。
- ・建物の屋内や設備の被害を立ち入らずに把握できるように、センサー類の設置。
- ・被災時の営業形式のバリエーションに即応できるシステム改修。
- ・事務所に立入ができない場合に備え、顧客の設備の保守ツール等の分散保管。
- ・自社の他地域の拠点の拡充や同業他社との協力関係の密接化。
- ・建物を地域の避難所として開放するなど、より一層の地域との連携。
- ・地域で貢献している従業員が設立したボランティア団体への支援。

③まとめ

企業調査により、被災地外でも間接被害により影響があることが明らかとなるとともに、ヒアリングにより、備えていないことには対応できないことが再確認された。また、被害のあった企業の多くが態勢の見直しに着手しようとしており、企業の事業継続には優先事項の洗い出し、被害想定の見直し、代替戦略の導入等が必要である。

<「企業調査」に関する定義>

■「被災地域」の定義

最大震度7を観測した2回の地震のうち、震度6弱以上を記録した地域（ただし郡部においては、複数の町村が震度6弱以上を記録した郡部を主に選定）。具体的には、熊本市（中央区、東区、西区、南区、北区）、八代市、玉名市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡（大津町、菊陽町）阿蘇郡（南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村）上益城郡（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）。なお、企業調査のデータ上の制約から、熊本県のみを被災地域を対象として調査を行っている。

■「被災地域の企業」の定義

被災地域内に本社のある企業

■「取引のある企業」の定義

民間調査会社の調査結果に基づき、熊本県の被災地域に本社を置く企業が「商品・サービス」を提供している、または「商品・サービス」の提供を受けている「被災地域以外の企業」

■民間調査

株式会社 東京商工リサーチの平成29年2月時点までの調査結果

■企業規模

	卸売業	小売業	サービス業	その他
大企業	資本金10億円以上かつ 常用雇用者101人以上	資本金10億円以上かつ 常用雇用者51人以上	資本金10億円以上かつ 常用雇用者101人以上	資本金10億円以上かつ 常用雇用者301人以上
準大企業	資本金1億円～10億円 未滿かつ、常用雇用者 101人以上	資本金5千万円～10億 円未滿かつ、常用雇用 者51人以上	資本金5千万円～10億 円未滿かつ、常用雇用 者101人以上	資本金3億円～10億円 未滿かつ、常用雇用者 301人以上
中堅企業	資本金1億円以上かつ 常用雇用者100人以下	資本金5千万円以上かつ 常用雇用者50人以下	資本金5千万円以上かつ 常用雇用者100人以下	資本金1億円～3億円未 滿及び、 資本金3億円以上かつ 常用雇用者300人以下
中小企業	上記以外			

■地域区分

北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部：富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

■被害

直接被害：店舗、工場、設備の損壊等による物的損害等

間接被害：物的損害以外の地震の影響による営業停止、売上高減少、従業員が出勤できない等

何らかの被害（被害あり）：直接又は間接被害、もしくはその両方

第3章 熊本地震を踏まえた展開

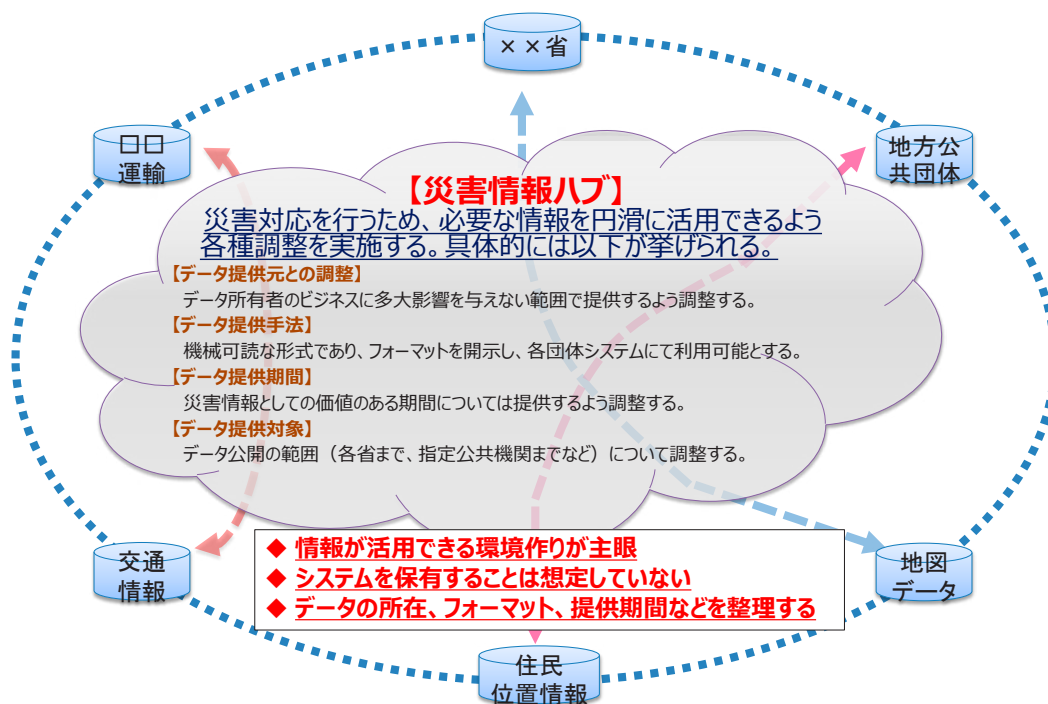
3-1 ICTの活用（防災情報に関する官民連携）

熊本地震の被災者の中には、避難所に滞在せず、車中泊等をしていた多くの例が見受けられたように、これらの人々の動向をはじめ、避難所における被災者のニーズや物資の配送状況等、把握が困難な情報も少なからず存在した。このような課題を解決するためには、国や地方公共団体、また民間企業・団体等が把握している災害対応に資する情報を共有するための枠組みを確立することが必要である。特に災害時には、官民連携による迅速な対応が求められるため、一定のルールの下、各機関が有する情報を円滑に共有することが重要である。

このため、内閣府では、情報の共有を図るために効果的な手段と考えられる情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用した具体のプロジェクトの実施とともに、国と地方公共団体、民間企業・団体等の関係機関間における情報共有に関し、共有の方法や期間等のルール及びこれを通じた情報のやりとり（以下「災害情報ハブ」という。）について推進するため、中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、平成29年度より検討を開始することとした。

また、当該推進チームの発足に先立ち、ICTの活用により可能となる新たな手法についてアイデアを広く募集するため、平成28年11月に企業提案の募集、平成29年1月にハッカソン（hackathon：hackとmarathonをあわせた造語。プログラマー、デザイナー等のクリエイターが集い、短期間でソフトウェアの開発力や情報技術による新サービスの提案力等を競うイベント）を開催した。これらを通じて得られた優良なアイデアについて、「災害情報ハブ」を構築するための検討に活用していくこととしている（[図表3-1-1](#)）。

図表3-1-1 「災害情報ハブ」のイメージ図



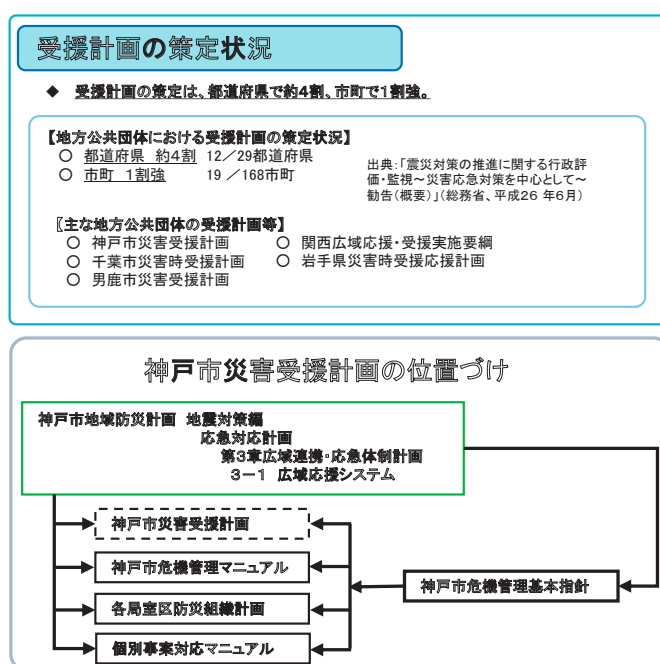
3-2 地方公共団体の支援

(1) 市町村において応援を活用できる防災体制（受援体制）の促進

大規模災害が発生した場合、被災した市町村が、膨大な災害対応業務を単独で実施することは困難な状況となる。このため、地方公共団体は平時から国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等からの人的・物的支援をいかに円滑に受け入れて、災害対応に有効活用していくのか検討しておくとともに、受援体制を整備しておくことは非常に重要である。

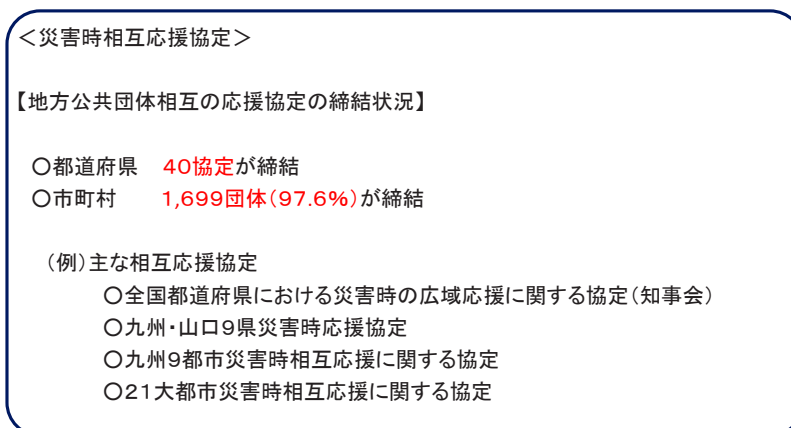
一方、地方公共団体における受援計画の策定状況については、都道府県で約4割、市町村で1割強に留まっている状況であり、近年の大規模な地震や風水害、そして南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されている状況において、早期に受援体制を構築することが必要不可欠となっている（[図表3-2-1](#)、[図表3-2-2](#)）。

図表3-2-1 受援計画の策定状況について



出典：総務省「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～勧告（概要）（平成26年6月）」より内閣府作成

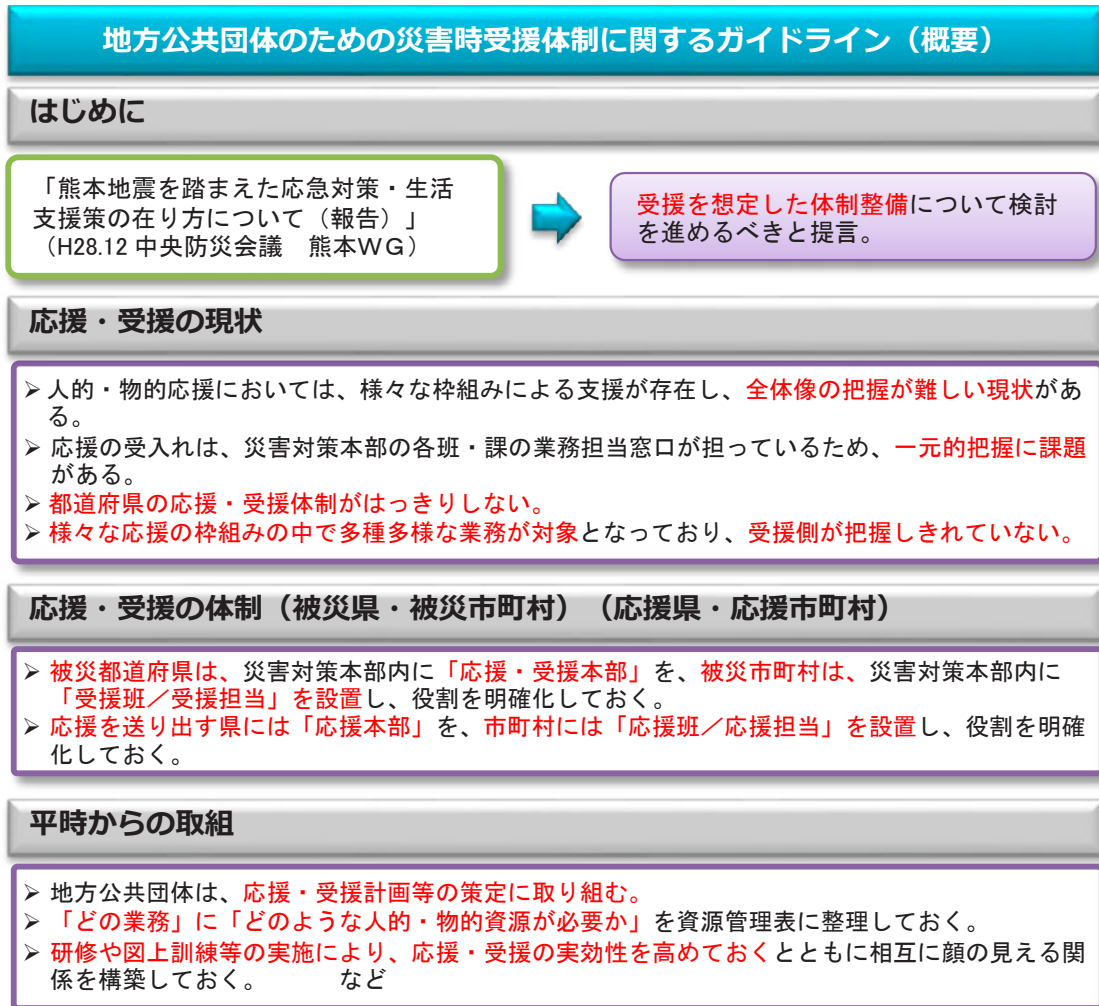
図表3-2-2 地方公共団体における相互応援協定について



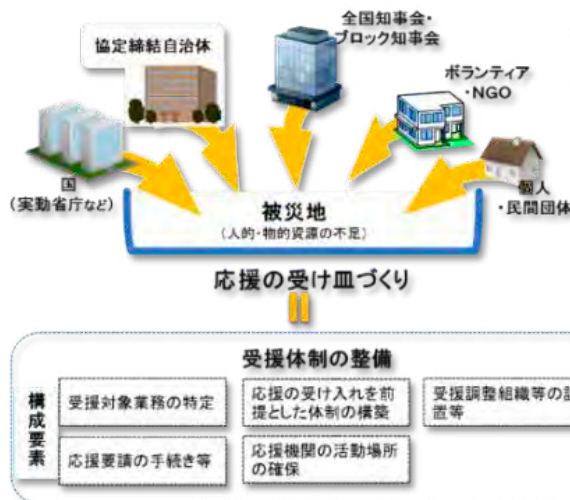
出典：消防庁「地方防災行政の現況（平成28年4月1日現在）」より内閣府作成

そのため、各地方公共団体が早期に受援対策の構築が行えるよう、内閣府においては、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を開催し、ガイドライン策定のための審議を行った。熊本地震での教訓等も踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を平成29年3月に策定した（図表3-2-3、図表3-2-4）。

図表3-2-3 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインについて



【受援体制の整備とは】

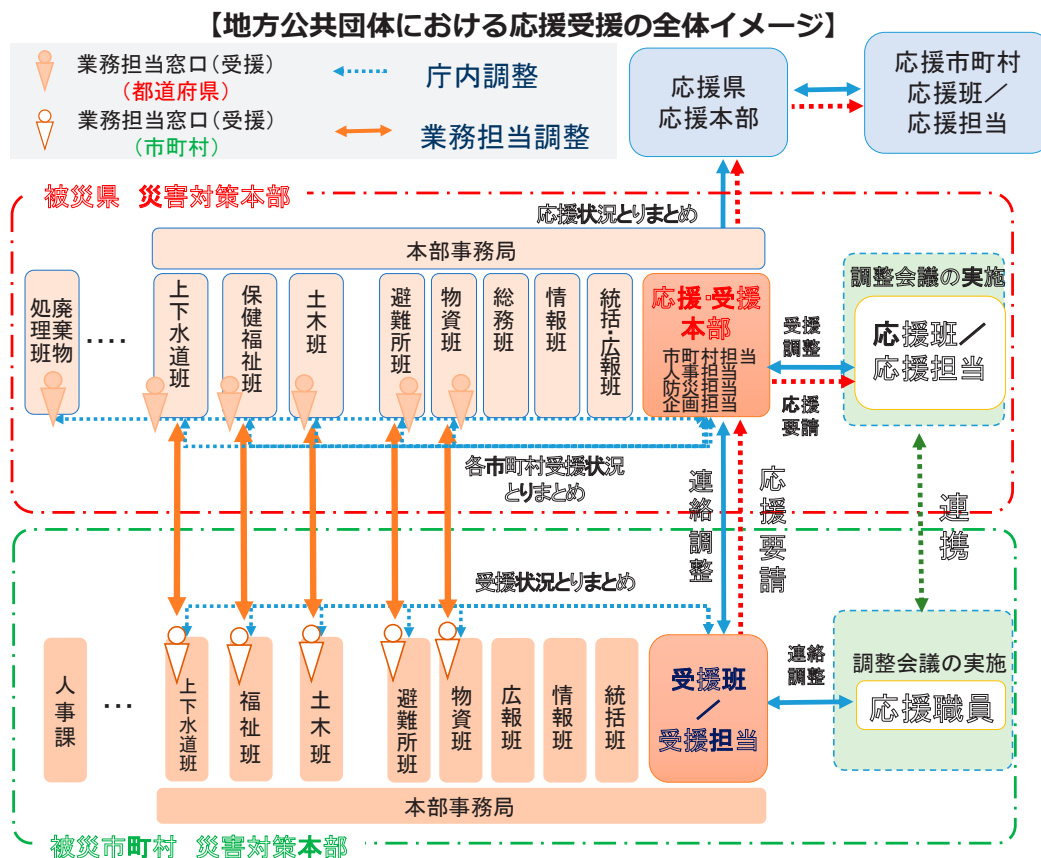


海外からの支援に対する基本的な考え方

- 国からの照会に基づき、必要があれば国に支援の要請を行う。

出典：内閣府資料

図表 3-2-4 地方公共団体における応援受援の全体イメージ



出典：内閣府資料

(2) 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、それを行う防災担当職員の知識と経験に依るところが大きい。このため、内閣府においては、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、平成25年度より国や地方公共団体の職員を対象とする「防災スペシャリスト養成研修」に取り組んでいる。

このうち「有明の丘基幹的広域防災拠点施設における研修」では、関係省庁と連携した講義として、『避難所運営の実際』や『応急活動政策』等の講義を行い、上記報告の趣旨を踏まえ研修内容の充実を図っている。

また、全国の市長を対象とする「全国防災・危機管理トップセミナー」を消防庁と共催で実施し、災害対応の陣頭指揮をとる市町村長の迅速かつ的確な判断能力の向上を支援している。平成28年度と同セミナーにおいては、群馬大学大学院の片田教授が『市長村長の初動対応について』、災害を経験した市長として新潟県三条市長が『豪雨災害と三条市長の防災対策について』をテーマに講演した。

更に内閣官房・消防庁との共催により、自治大学校において関係省庁、都道府県、政令指定都市の防災・危機管理責任者を対象とした「防災・危機管理特別研修」を平成29年4月に実施した。

今後とも、研修内容の充実を図り、防災力の向上・災害対応能力の向上を図る必要がある。



平成28年度「有明の丘基幹的広域防災拠点施設における研修」の講義状況の様子



平成28年度「全国防災・危機管理トップセミナー」の講演状況の様子

コラム：「災害時にトップがなすべきこと」について

大水害を経験された首長の集まりである「水害サミット」で、水害時にトップが最低限知っておくべきことを心得的にとりまとめられていた「災害時にトップがなすべきこと」に、東日本大震災や熊本地震などの大地震を経験された首長の意見を新たに加え、風水害、地震・津波全般にわたっての心得としてとりまとめられた。今後の大災害の時に、トップの意思決定の一助となり、被害の軽減につながることを期待される。

「災害時にトップがなすべきこと」(抜粋版)

策定主体「災害時にトップがなすべきこと協働策定会議」

岩手県陸前高田市市長、岩手県釜石市長、宮城県石巻市長、宮城県南三陸町長、茨城県稲敷市長、千葉県香取市長、新潟県三条市長、新潟県見附市長、長野県白馬村長、兵庫県豊岡市長、熊本県熊本市市長、熊本県嘉島町長、熊本県甲佐町長、熊本県益城町長、熊本県西原村長

【I 平時の備え】

- 1 迫りくる自然災害の危機に対処し、被災後は人々の暮らしの復旧・復興にあたる責任は、法的にも実態的にも、第一義的に市区町村長に負わされている。非難も、市区町村長に集中する。トップは、その覚悟を持ち、自らを磨かなければならない。
- 2 自然の脅威が目前に迫ったときには、勝負の大半がついている。大規模災害発生時の意思決定の困難さは、想像を絶する。平時の訓練と備えがなければ、危機への対処はほとんど失敗する。
- 3 市区町村長の責任は重いが、危機への対処能力は限られている。他方で、市区町村長の意思決定を体系的・専門的に支援する仕組みは、整っていない。
せめて自衛隊、国土交通省テックフォース、気象台等、他の機関がどのような支援能力を持っているか、事前に調べておくこと。連携の訓練等を通じて、遠慮なく「助けてほしい」と言える関係を築いておくこと。
- 4 日頃から住民と対話し、危機に際して行なう意思決定について、あらかじめ伝え、理解を得ておくこと。このプロセスがあると、いざというときの躊躇が和らぐ。
- 5 行政にも限界があることを日頃から率直に住民に伝え、自らの命は自らの判断で自ら守る覚悟を求めておくこと。
- 6 災害でトップが命を失うこともありうる。トップ不在は、機能不全に陥る。必ず代行順位を決めておくこと。

- 7 日頃、積極的な被災地支援を行うこと。派遣職員の被災地での経験は、災害対応のノウハウにつながる。

【Ⅱ 直面する危機への対応】

- 1 判断の遅れは命取りになる。特に、初動の遅れは決定的である。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。
- 2 「命を守る」ということを最優先し、避難勧告等を躊躇してはならない。
- 3 人は逃げないものであることを知っておくこと。人間には、自分に迫りくる危険を過小に評価して心の平穏を保とうとする、「正常化の偏見」と呼ばれる強い心の働きがある。災害の実態においても、心理学の実験においても、人は逃げ遅れている。
避難勧告のタイミングはもちろん重要だが、危険情報を随時流し、緊迫感をもった言葉で語る等、逃げない傾向を持つ人を逃げる気にさせる技を身につけることはもっと重要である。
- 4 住民やマスコミからの電話が殺到する。コールセンター等を設け対応すること。
- 5 とにかく記録を残すこと。

【Ⅲ 救援・復旧・復興への対応】

- 1 トップはマスコミ等を通じてできる限り住民の前に姿を見せ、「市役所（区役所・町村役場）も全力をあげている」ことを伝え、被災者を励ますこと。住民は、トップを見ている。発する言葉や立ち居振る舞いについて、十分意識すること。
- 2 ボランティアセンターをすぐに立ち上げること。ボランティアは単なる労働力ではない。ボランティアが入ってくること、被災者も勇気づけられ、被災地が明るくなる。ボランティアセンターと行政をつなぐ職員を配置すること。（ただし、地震の場合で余震が危惧される時は、二次災害の防止に配慮して開設すること。）
- 3 職員には、職員しかできないことを優先させること。
- 4 住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること。苦しみと悲しみの共有は被災者の心を慰めるとともに、連帯感を強め、復旧・復興のばねになる。
- 5 記者会見を毎日定時に行い、情報を出し続けること。「逃げるな、隠すな、嘘つくな」が危機管理の鉄則。マスコミは時として厄介であるし、仕事の邪魔になることもあるが、その向こうに市民や心配している人々がいる。明るいニュースは、住民を勇気づける。
- 6 大量のがれき、ごみが出てくる。広い仮置き場をすぐに手配すること。畳、家電製品、タイヤ等、市民に極力分別を求めること。事後の処理が早く済む。
- 7 庁舎内に「ワンストップ窓口」を設け、被災者の負担を軽減すること。
- 8 住民を救うために必要なことは、迷わず、果敢に実行すべきである。とりわけ災害発生直後は、大混乱の中で時間との勝負である。職員に対して「お金のことは心配するな。市長（区町村長）が何とかする」、「やるべきことはすべてやれ。責任は自分がとる」と見えを切ることも必要。
- 9 忙しくても視察を嫌がらずに受け入れること。現場を見た人たちは、必ず味方になってくれる。
- 10 応援・救援に来てくれた人々へ感謝の言葉を伝え続けること。職員も被災者である。職員とその家族への感謝も伝えること。
- 11 職員を意識的に休ませること。
- 12 災害の態様は千差万別であり、実態に合わない制度や運用に山ほどぶつかる。他の被災地トップと連携し、視察に来る政府高官や政治家に訴え、マスコミを通じて世論に訴えて、強い意志で制度・運用の変更や新制度の創設を促すこと。

3-3 長期的なまちづくり

災害からの復興に当たっては、被災自治体において基本的なビジョンを早期に作成し、復興まちづくりを円滑に進める必要がある。そのためには、発災前の段階から、想定される災害に関する復興ビジョンの策定方針などについて、事前に関係者間で検討や作成訓練等の下準備をしておくことにより、発災後に慌てず対応することができるようになる。市町村における平常時からの発災を前提とした復興事前準備の取組を促進するため、国は、復興まちづくりイメージトレーニングの普及を推進するとともに、手引き等を整備する必要がある。また、発災後、復興まちづくりの支援を行う専門家を紹介できるスキームの構築を促進することが望ましい。

このため、まず国としては、「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」を作成し、公表することとしている。トレーニングの必要性や概要について説明するとともに、実施に際して準備すべき事項や運営上の留意点についても掲載する。また、平成28年度には5つの自治体において試行実施をしており、その具体的な内容についても事例集として取り上げる。本手引きの公表後、それによるトレーニングの普及啓発を図るとともに、さらにその内容も反映しつつ、復興事前準備のガイドラインを作成する予定としている。

また、地方公共団体においても、東京都では想定される首都直下地震等に備え、「東京都震災復興マニュアル」（平成28年3月修正）を策定し、国・自治体をはじめ被災者、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い主体の参画による自助・共助・公助の連携による復興の基本的な考え方や、住民が積極的に復興を進めるための仕組み等を提示しているなど、一部では取組が進められている。

3-4 まとめ

熊本地震に対して政府は、被災地への物流確保に向けた交通インフラの応急復旧や、二次災害の防止に向けた河川の応急復旧等の早期復旧に努めた。また、東日本大震災以来積み重ねてきた過去の事例から学んだ対応に加えて、「プッシュ型支援」や「NPO等と行政との連携」等の新たな取り組みに対し、大きな示唆を与えた。これを踏まえ、国や都道府県、市町村は、災害時における体制や連携及び調整機能を強化させるとともに、必要な制度や指針、マニュアル等の整備や見直しを進める必要がある。

特に、首都直下型地震や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合には、被害が広域に及ぶため、国家や地方公共団体による救助力が分散するのみならず、首都直下地震等により国家の中核組織が被災すれば、救助のための統率機能は大幅に低下するなど、これまでの地震にはない課題も生じる。また、防災への取組に従事する者のすそ野を拡大することも重要である。これによって「公助」による支援ではとらえきれない「自助」や「共助」が促進される。

公助を期待する待ちの姿勢ではなく、一人一人が自分の住む地域を愛し、「自分ごと」として地域の災害リスクを考え、そのリスクに対応する「備え」について真剣に考え、万全を期す心構えを持つこと、これが結果として防災力を向上させる上で何よりも重要なポイントとなると考えられる。地域住民が一体となって減災に取り組む体制づくりが必要不可欠である。

第 1 部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第 1 章 災害対策に関する施策の取組状況

第 2 章 原子力災害に係る対策

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、平成28年1年間でも、地震、台風による豪雨災害、噴火等様々な災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に平成28年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載するものとする。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 自助・共助による事前防災

1-1 国民の防災意識の向上

我が国は自然災害が多いことから、平常時には堤防等のハード整備や訓練等のソフト対策を実施し、災害時には平成28年4月の熊本地震でのプッシュ型物資支援や職員の現地派遣による人的支援、台風第10号の被害に対する激甚災害指定や新潟県糸魚川市大火災に対する被災者生活再建支援法等による資金的支援等、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

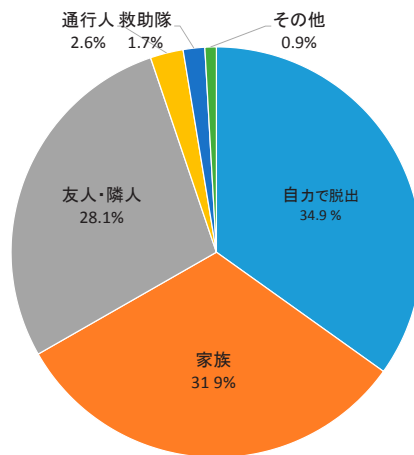
しかし、現在想定されている南海トラフ地震の様な大規模災害が発生した場合には、「公助」による支援だけでは限界がある。事実、阪神・淡路大震災では、7割弱が家族も含む「自助」、約3割が隣人等の「共助」により救出されているという調査結果がある（[図表1-1-1](#)）。今後、人口減少により過疎化が進み、自主防災組織や消防団も減少傾向にあるなか、災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、国民一人一人が防災意識を高め、具体的な行動を起こすことが重要である。

このためには、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うこと、機会を活用して避難訓練に参加し、適切な避難行動を行えるように準備すること、発災時は近所の人と助け合う等の「自助・共助」も必要である。

内閣府が昨年行った「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査」では、災害発生の可能性に対する国民の意識は高く、「ほぼ、確実に発生すると思う」、「発生する可能性は大きいと思う」を合わせ、大災害が発生する可能性があると考えている者は6割を超えている（図表1-1-2）。一方、災害への備えについて聞いたところ、「十分に取り組んでいる」「日常生活の中でできる範囲で取り組んでいる」を合わせ、4割以下にとどまっている（図表1-1-3）。大災害が発生する可能性は認識しているものの、取組が十分であるとは認識されていない。また、年代が上がるほど災害への備えに取り組み、若年層ほど取り組んでいない傾向も同調査から明らかになった。

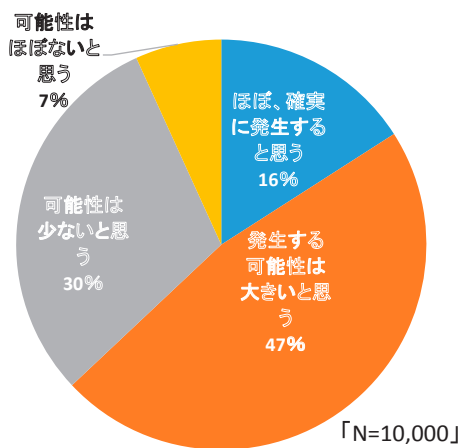
今後、意識を備えに結び付けるための周知活動等を検討する必要があるが、本章では、自助・共助のうち、「事前防災」に焦点を当て、様々な施策を紹介することとする。

図表 1-1-1 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等

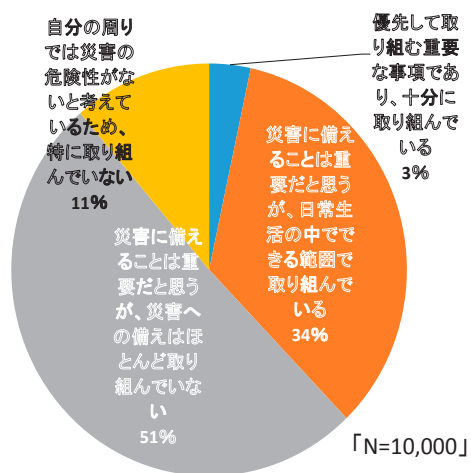


出典：(社)日本火災学会（1996）「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

図表 1-1-2 災害への可能性に関する意識



図表 1-1-3 災害への備えの重要度



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成28年5月）」より作成

1-2 防災訓練の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時より、関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は、災害対策基本法、防災基本計画その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の向上を目的として、防災訓練を実施することとされている。

平成28年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「平成28年度総合防災訓練大綱」に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

平成28年9月1日、「防災の日」に地震発生直後を想定した訓練を行った。まず、安倍内閣総理大臣を始めとする全閣僚が徒歩で官邸に参集した。その後、全閣僚が参加する緊急災害対策本部（東日本大震災のような著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に設置される災害対策本部）の会議を開催し、三重県知事、和歌山県知事及び高知県知事とのテレビ会議を通じた被害状況や支援要請の把握、各閣僚からの被害・対応状況の報告、人命最優先での対応方針の確認や政府調査団の派遣、現地対策本部の設置等を行うなど、地方公共団体等と連携しながら、地震発生直後の応急対策の実施体制の確保、手順確認等を図った。また、会議の一部を報道機関へ公開するとともに、会議終了後に安倍内閣総理大臣が記者会見を行い、NHK中継を通じて国民に協力の呼びかけを行い、政府の初動対応について国民に対する発信を行った。

また、同日は、さいたま市を主会場とする九都県市合同防災訓練も行われており、安倍内閣総理大臣は官邸からヘリコプターで訓練会場へ移動、会場内で行われている高速道路事故救出訓練や傷病者トリアージ訓練等を視察するとともに、AEDを用いた応急救護訓練に参加した。



政府本部運営訓練
(緊急災害対策本部会議の様子)



AEDを用いた応急救護訓練に参加する
安倍内閣総理大臣

(2) 政府図上訓練

平成28年11月に南海トラフ地震、平成29年1月には首都直下地震を想定し、各関係省庁職員の知識・練度の向上を目的とした図上訓練を実施した。実際の災害に近い状況を模擬した上で、事前に訓練のシナリオを訓練参加者に知らせない実践的な訓練を実施した。また、計画やマニュアルに規定された応急対策の有効性について、訓練を踏まえた検証を行った。



現地対策本部とのテレビ会議の様子
(南海トラフ地震を想定した訓練)



事務局訓練の様子
(南海トラフ地震を想定した訓練)

地域ブロック毎の訓練では、平成28年11月に四国（高松）、12月に和歌山、平成29年1月に静岡において、南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。また、東京においても、平成29年1月に首都直下地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。



報告を受ける松本内閣府副大臣
(和歌山緊急災害現地対策本部運営訓練)

1-3 津波防災に関する取組

津波の発生に対しては、人々が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等について、理解と関心を深めることが重要である。津波による未曾有の被害がもたらされた東日本大震災の経験を踏まえ制定された「津波対策の推進に関する法律」においては、ソフト面・ハード面における津波対策の努力義務について規定されているほか、11月5日を「津波防災の日」として定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとされている。さらに、平成27年12月には国連総会において、我が国をはじめ、142ヶ国の共同提案により、11月5日を「世界津波の日」として制定する決議が満場一致で採択された。平成29年3月には「津波対策の推進に関する法律」が改正され、「津波防災の日」である11月5日が「世界津波の日」とされたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進にも資するよう配慮する旨の規定が追加された。こうした背景も受け、内閣府や関係省庁、地方公共団体等においては、津波防災の意識向上に資する取組を各地で行っている。

(1) 津波避難訓練

平成28年度は、全国各地で、地震・津波防災訓練が、国（9省庁）、地方公共団体（167団体）、民間企業（120団体）等の主催で実施され、約65万人が参加した。

そのうち、内閣府では、地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練を全国10箇所（北海道羽幌町、秋田県にかほ市、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県佐渡市、三重県松阪市、和歌山県広川町、広島県坂町、徳島県松茂町、高知県黒潮町及び福岡県芦屋町）で開催した。この訓練には、計約2万5,000人が参加し、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に最寄りの避難場所等へ避難する訓練（避難訓練）を行った。また、地域によっては、避難所開設、炊き出し、応急救護といった各種訓練等も併せて実施された。



津波避難タワーへの夜間避難訓練の様子
(高知県黒潮町)



保育園での避難訓練の様子
(和歌山県広川町)



地元高校生による防災学習
(秋田県にかほ市)



シェイクアウト訓練
(福岡県芦屋町)

また、世界各地（チリ・バルパライソ市、日本・宮崎県、インドネシア・アチェ州、日本・高知県、米国・ハワイ州）においても、関係府省庁、JICA、地方公共団体が協力した訓練を実施し、津波に関する経験・教訓をつないでいく「『世界津波の日』リレー津波防災訓練」を実施した。

(2) 普及啓発活動

①「津波防災ひろめ隊」による普及啓発活動

「ふなっしー」や「くまモン」などのご当地キャラクターが結成した「津波防災ひろめ隊」が、平成28年度も普及啓発活動を実施した。全国の企業、自治体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニ・スーパーのお客様向けレジ・ディスプレイにおける表示、特設ホームページ「津波防災ひろめ隊サイト」による情報発信、映画館、商業施設モニターでの動画の上映など、全国各地でより多くの方に津波に対する適切な避難行動の認識が広がるよう、様々な媒体を活用して露出を図った。また、「津波防災ひろめ隊」メンバーは、「津波防災の日」啓発イベント（後述）に出演した。



平成28年度啓発ポスター



平成28年度津波防災啓発ビジュアル

②平成28年度「津波防災の日」啓発イベントの実施

国連で「世界津波の日」が制定されて初めての「津波防災の日」である平成28年11月5日に、「東日本大震災の教訓を未来へ～いのちを守る防災教育の挑戦」と題して東京都千代田区のイイノホール&カンファレンスセンターにて啓発イベントを実施した。本イベントは、東日本大震災時、小中学生が主体的な避難行動を実践し、多数の命が救われたことで知られる岩手県釜石市と、南海トラフ巨大地震の被災想定で最大津波高34mという厳しい数字を示されながらも「犠牲者ゼロ」を目指し、町を挙げて対策に取り組む高知県黒潮町の中学生による知見・取組発表、交流を通じ、東日本大震災の教訓の伝承や、津波に対する平時の取組、防災教育の大切さ等を広く訴えるために企画された。来場者に対するアンケートでは85.9%が「役に立った」、6.3%が「少し役に立った」と回答したほか、「学校において防災教育に一層取り組んでほしい」、「津波防災に対する意識が高まった」などの意見が寄せられた。当日の様子はインターネットでもライブ配信され、5,400件以上の視聴を獲得した。



発表を行う黒潮町大方中学校の生徒



釜石中学校の生徒



トークセッションの様様

③「世界津波の日フォーラム」の開催

平成28年11月5日、内閣官房（国土強靱化推進室）主催による「世界津波の日フォーラム」が開催された。本フォーラムは、国土強靱化施策の担い手となる関係府省庁や地方公共団体、さらには事業者や国民にも、国土強靱化が津波をはじめとした大規模災害などの対策として正しく理解されることを主眼に開催されたものである。

災害への備えは社会経済の持続的な成長に重要であること、防災・減災に関する日本の国際貢献活動が世界の成長に寄与していることなどが、講演者らによる講演を通じて、参加者と共有された。



「かたりすと 平野啓子さんの語り」



「講演者による鼎談」

④防災に関する国際会議の開催

また、海外においても、津波啓発に関する様々なイベントが開催され、津波防災の重要性が世界に発信された。特に、インドで開催された第7回アジア防災閣僚会議においては、「自然災害から尊い命を守るアジアの挑戦！～国土強靱化、海を渡る～」と題した世界津波の日特別セッションが開催され、二階自民党幹事長が、2004年のインド洋大津波や東日本大震災での経験に言及しつつ、長年に亘る国土強靱化の取組について講演を行った。

⑤「津波防災の日」「世界津波の日」に関連する様々な取組

上記以外にも、日本を含む世界30ヶ国から約360名の高校生が、高知県黒潮町に集い、自然災害に関して意見を交わした「世界津波の日 高校生サミット in 黒潮」（主催：高知県・高知県教育委員会・黒潮町・黒潮町教育委員会）、津波防災をはじめとする沿岸防災技術分野に顕著な功績を挙げた国内外の個人・団体を表彰する「濱口梧陵国際賞（国土交通大臣賞）」の創設（国土交通省）など、様々な取組が行われた。



濱口梧陵国際賞（授賞式）

コラム：防災意識向上に向けた啓発動画について

内閣府では、防災意識の向上や、学校現場における防災教育に活用可能な動画を制作し、防災に関する情報が集約されたポータルサイト「TEAM防災ジャパン」<https://bosaijapan.jp/>で順次公開している。小中学校の生徒に対する防災教育や自治体等職員（防災担当者）の研修用の教材として広く活用を期待している。

防災意識向上に向けた啓発動画のお知らせ

●くまモン特別講座！くまでもわかる!?「地震への備え」
（約7分30秒）

食料の備蓄や家具の固定など、ご家庭で日頃から取り組める「地震への備え」や、共に助け合う被災地支援などについて、平成28年熊本地震を経験した人気ご当地キャラクターのくまモン（熊本県）が分かりやすく説明します。



備えについて話し合うご当地キャラクターたち



家具の固定について解説するくまモン



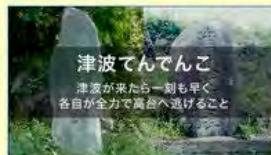
日常で出来る備蓄「ローリング・ストック」



被災地での助け合い

●東日本大震災の教訓を未来へ～いのちを守る防災教育の挑戦～
（約10分）

東日本大震災時、小中学生が主体的な避難行動を実施し、多数の命が救われたことで知られる岩手県釜石市と、南海トラフ巨大地震の被災想定で最大津波高34mという厳しい数字を示された中「犠牲者ゼロ」を目指し、町を挙げて対策に取り組む高知県黒潮町。この両地域の取組を、中学生や現場で実際に関わっている方々のインタビューを交えながら、防災教育を中心に紹介します。



「津波でんでんこ」の教え



「いのちを守る防災教育」を語る釜石中学生



黒潮町民による「地区防災計画」の策定



黒潮町中学生が作成した「防災マップ」

1-4 住民主体の取組

(1) 地区防災計画制度の普及・啓発

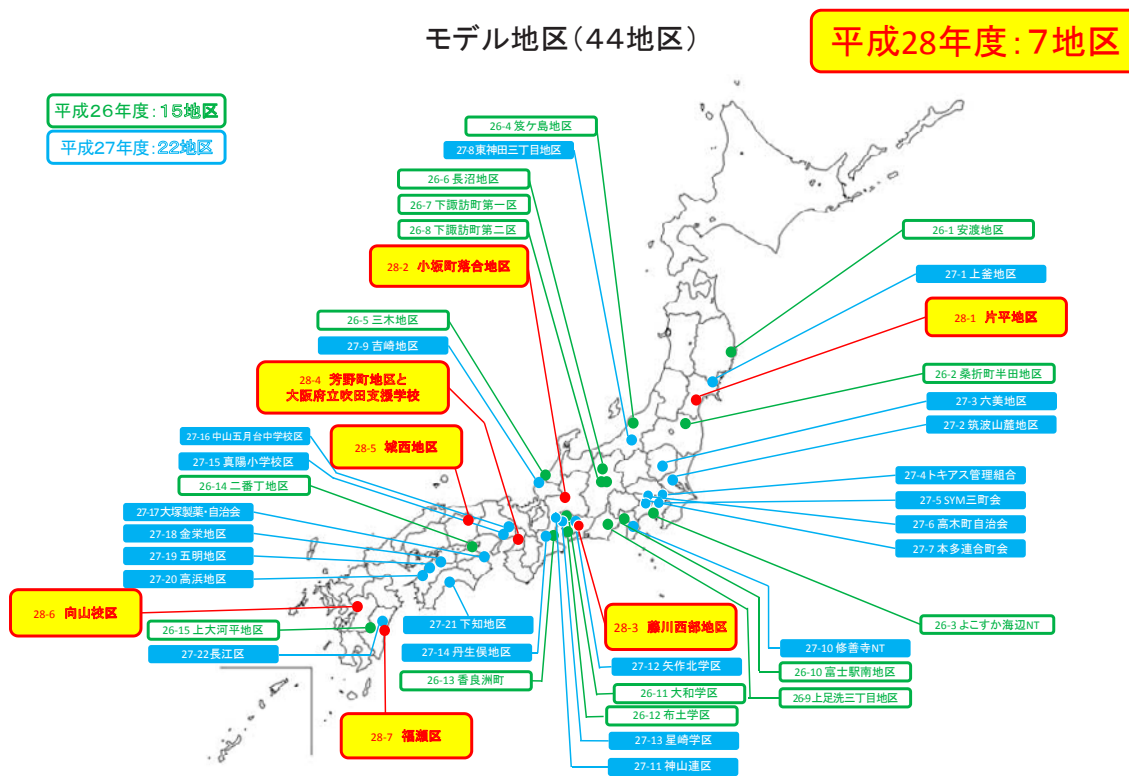
①平成28年度モデル事業の実施

災害時に自助・共助が公助と連携して有効に機能するためには、平常時から住民が居住地域の地域特性やリスクを把握し、近隣の人々との信頼関係を構築しておくことが必要である。このためには平時から住民が自発的に行動計画を策定し、予め近隣住民の間で共有しておくことは有用と考えられる。こうした経緯から、内閣府は災害対策基本法改正を行い、平成26年4月より「地区防災計画制度」を市町村地域防災計画の下に位置付けた。平成28年度までの3年度に渡り計44地区を対象として「モデル事業」を実施し、住民による計画策定の取組を促進してきた（図表1-1-4）。

同事業のうち、平成26、27年度については公募（自薦）方式により、計画策定に意欲的な計37地区を選定し、大学教授等の有識者（アドバイザー）を派遣し、各地区が取り組み状況に応じた策定支援を行った。結果として、要配慮者への支援体制に重点をおいた取組や、県境を越えた避難計画の策定、地元企業との連携やマンション管理組合による居住者の安否確認や一時避難者の受け入れといった様々な形態による取組が実施された。

平成28年度については、モデル地区の選定が行われていない府県（市町村）や、地理的・地域的な特性のバランスを考慮して、モデル地区を選定する方針とした。本事業を実施するため、内閣府において「地区防災計画制度の普及促進の在り方に関する有識者懇談会」を開催し、上記方針に基づき有識者や各市町村から推薦された候補地区の中から計7地区を選出した。各地区において複数回ワークショップを開催し、有識者懇談会の各委員をアドバイザーとして派遣し、策定支援を行った。結果として、観光地の周辺地区の地域振興策としての検証や被災直後の熊本における学校区を中核とした取組等が行われた。

図表 1-1-4 内閣府が行った地区防災計画モデル事業の対象地区について



出典：内閣府資料

3カ年度のモデル事業により、44地区のうち23地区が地区防災計画（素案）を策定し、うち6地区の計画については市町村地域防災計画の改訂に至り、反映されることとなった。

有識者懇談会においてこれまで得た成果や課題等について検証し、平成28年度末に「地区防災計画モデル事業報告」としてこれまでの取組について報告をとりまとめた。

同報告の中で、モデル事業への参加を通じ、災害について普段話することがない住民間で防災意識や共助精神が芽生え、地域活性化のきっかけづくりとなった、住民が自らの意思で居住地域に想定されるリスクや避難すべき場所を確認し、災害時の役割分担を考えるなど「具体的な心構え」や災害イメージを平常時から持つ契機となった等、地区防災計画を通じた効果が指摘された。

また、行政担当者と地区住民との適度な距離感や信頼関係を構築することが必要であること、計画策定後の取組の継続性の困難さや世代交代の必要性がある等の課題も得た。今後は、計画に基づく訓練等を実施することにより、計画の実効性や改良点を検証し、その内容を周辺の地区住民に広めていくことが必要である旨提言があった。

②「地区防災計画フォーラム」の開催

平成29年3月25日、愛知県名古屋市（名古屋国際センター）において、モデル事業のこれまでの成果と今後の課題について紹介し、取組を全国に普及・啓発するために「地区防災計画フォーラム」を開催した。同フォーラムは内閣府がこれまで行ってきたモデル事業について振り返り、各地区の取組みを紹介しながら、継続のためのマネジメントや「地区防災計画の未来」等をテーマに3年間のモデル事業の集大成として得られた知見を共有した。



モデル事業により開催されたワークショップの様子



地区防災計画フォーラムの様子

今後は、これまでのモデル事業を参考に、各地区が自ら自発的に計画策定に着手することが望まれる。各市町村はこれら地区の後方支援を行い、セミナー等の開催を通じて情報を地区内外へ水平展開することで、減災・予防意識が伝播的に醸成されていくと考えられる。内閣府としても、今後も本制度について周知徹底を図るべく、引き続き普及啓発に努めることとしている。

(2) 防災住民協議会

国や各地方自治体は、防災（減災）に対する住民の意識を向上させるため、様々な啓発政策を行ってきた。その一つとして市町村が主催する住民参加型のセミナー等があるが、防災に関心がある住民の参加が多い。よって、より広い範囲の住民も参加できるよう工夫を行い、「どのように防災意識の向上が図られるか」について実証（検証）を行うこととした。

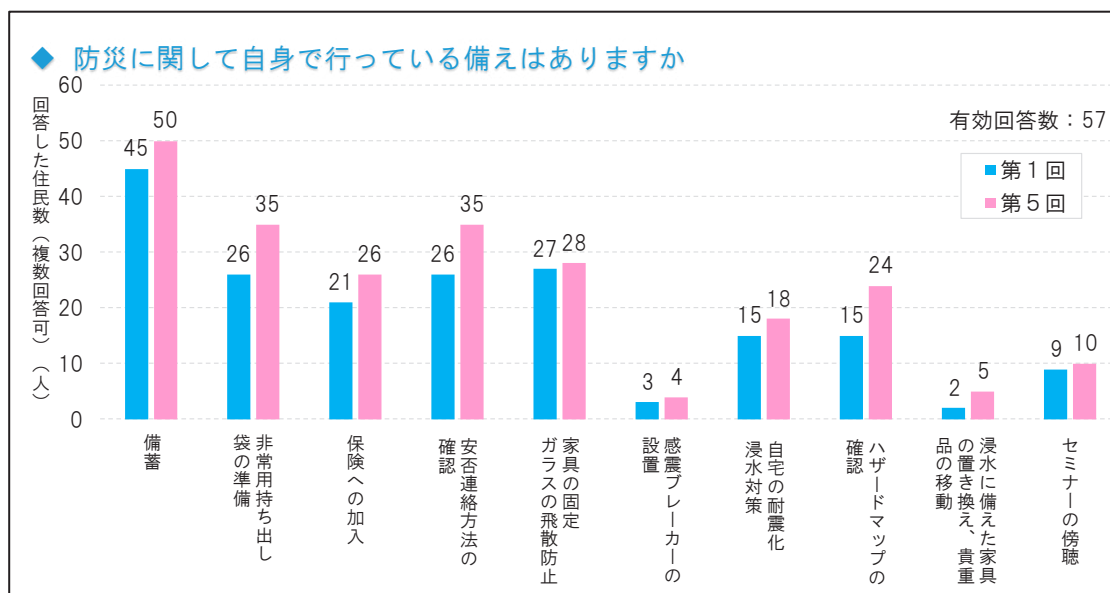
このため、内閣府では、平成28年度に対象地区として、津波や河川氾濫による洪水等、複数の災害リスクが想定される地域である「静岡県浜松市中区」を実証地区に選定し、「浜松市防災住民協議会」を開催することとした。

同協議会において、災害に対する意識や関心度が相違する住民を一同に参加させ、討議を行った場合に意識の醸成がどの様に行われるかについて検証を行った。浜松市役所の協力を得て、住民基本台

帳から「無作為抽出」で選出した住民に対し、浜松市自体が募集を行う方式を採用した。この募集方法により、地元の高校生を始めとして、様々な意識や関心を持つ10代～70代の住民（男女計78名）の参加を得た。

同協議会では、各グループに分かれ、自らの災害に対する危機意識を他の住民と共有しながら、災害時に対する対応等をテーマにディスカッション形式の討議を実施した。全5回のうち、事前（第1回）と事後（第5回）にアンケート調査を行ったところ、同協議会の参加を通じて「災害への備え」に着手する住民が開催当初時より増えていることがわかった（図表1-1-5）。

図表1-1-5 住民協議会における事前事後アンケートの調査結果



出典：内閣府によるアンケート結果

内閣府では、この協議会で得られた実証成果と類似事例をとりまとめ、市町村向けに「無作為抽出を活用した住民の防災意識向上のための取組に関する手引き」を作成し、平成28年3月に公表した。この手引きを活用し、住民の防災意識の向上に向けた取組が進むことを期待している。



浜松市防災住民協議会の様子



各グループでの議論の様子

コラム：災害想定ゲーム

災害の対応力を高めるための様々な災害想定ゲームを行うことを通じて、災害について、楽しみながら、他人の多くの意見を聞き、考えることができる。ここでは、多く使われている災害想定ゲームをいくつか紹介する。

<クロスロード>

任意に出題された問題（「(例) 避難所に配られた食料は足りていないが、皆お腹をすかしている。配布の優先順位を決めて配布するか、それとも次の補充があるまで配布しないか」等）の2択問題に対し、各人は自分だったらどうするかを決め、「はいYes」「いいえNo」のどちらかのカードを一斉に出す。結果、多数意見を知ることが出来るが、多数派意見が良い行動ということではない。重要なのは、なぜそうすべきなのかについての自分の考えを他人と共有することであり、大人数よりも5、6名程度の少人数グループに分かれて行くと、互いの意見に対し時間をかけて話し合うことができる。



<DIG: Disaster Imagination Game>

居住する地域のマップ（平面図）の上に、避難所や公衆電話、危険場所、要援護者の所在等の地域情報を書き込みし、災害発生時を想定して避難場所・避難所までの避難経路や事前対策等を検討する災害図上訓練ゲーム。

<EVAG : Evacuation Activity Game >

避難行動訓練を行うロールプレイングゲーム。まず各人1枚ずつ「属性カード」を引き、豪雨災害が発生することを想定した街で、引いた属性カードの人物になったつもりで、どのタイミングで避難所まで逃げるかを考察する。カードは性別・年齢別・国籍等別に数十種類用意され、カードの条件により、行動手段に制約を受ける。若者が高齢者の立場になって、高齢者の思考を想像したり、健常者が要配慮者側の立場になって考えることができる。



<HUG : Hinanjyo Unei Game >

静岡県が東海地震に備えて考案した避難所運営ゲームであり、避難所や体育館等の敷地図（平面図）を使用する。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれた「避難者カード」を実際の避難者に必要とされるスペース（一人あたり3平方メートル）に見立て、平面図にどれだけ適切にカードを配置できるか、避難所で起こる様々な出来事（トラブル）にどう対応するか等、実際に起きるであろう避難所での課題を模擬検討する。

大規模災害に備え、文部科学省は平成29年1月に学校における避難所運営の協力に関する留意事項について通知を出している。これを受け、東京都台東区内の小学校ではHUGを活用しながら教職員が訓練を行った。

<LODE >

Little people（子ども）、Old people（高齢者）、Disabled people（障害者）、Evacuation（避難）の頭文字を取って名付けられた。災害弱者や中高層住宅地域の課題に対応したもので、マンションの簡易立面図等を使用し、各部屋の住民情報を色別のシールで把握していく。他の災害図上訓練とくらべ、災害時要援護者の避難誘導に焦点が当てられている。

1-5 事業継続体制の構築

(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

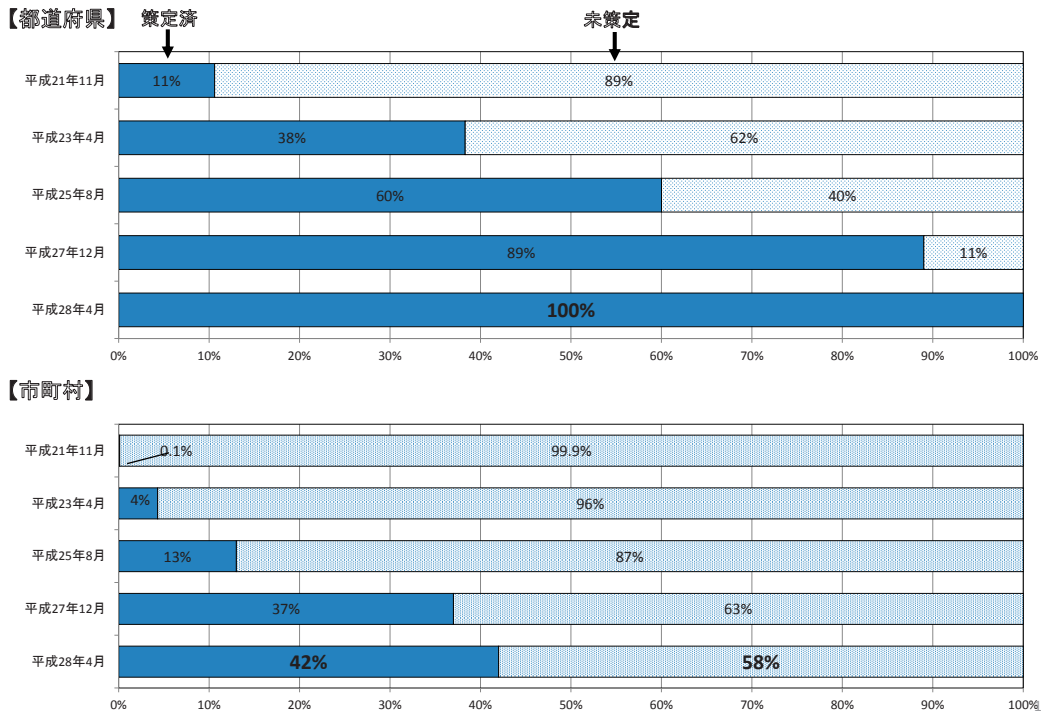
国の行政機関である中央省庁においては、平成26年3月に「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、本計画に基づき、省庁業務継続計画について適宜見直しを行っている。内閣府においては、本計画に基づき、省庁業務継続計画について有識者等による評価を行った。さらに、平成28年4月に「中央省庁業務継続ガイドライン第2版（首都直下地震対策）」を策定した。このような取組を通じて、首都直下地震発生時においても政府として業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体においても、業務継続計画の策定等により、災害発生時の業務継続性を確保しておくことが極めて重要であるが、地方公共団体における業務継続計画の策定率は、平成28年4月現在で、都道府県で100%、市町村で42%であり、市町村においては依然として低位な傾向にある（図表1-1-6）。

このような背景を踏まえ、内閣府においては、平成27年度に人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を改訂し、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として公表、地方公共団体あて通知している。また、市町村の担当職員を対象とした業務継続計画策定研修会（内閣府・消防庁共催）を平成27年度から継続して開催しており、今後とも、これらの取組を通じて、引き続き地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を支援していくこととしている。

図表1-1-6 地方公共団体の業務継続計画の策定状況



出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府及び消防庁調査）
 平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）（総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月 大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値）（消防庁調査）
 平成27年12月 地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（消防庁調査）
 平成28年4月 地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査（消防庁調査）

(3) 民間企業の事業継続体制の構築状況

大規模災害等により企業の事業活動が停滞した場合、その影響は自社にとどまらず、関係取引先や地域の経済社会、ひいては日本を含む世界経済に影響を与えることとなる。そのため、平成16年に中央防災会議の「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」において必要な官民連携策を示した「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」に基づき、事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））に関する指針の検討が必要とされ、平成17年に内閣府として「事業継続ガイドライン」を策定した。平成23年の東日本大震災により、平常時の経営戦略に組み込まれる事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下「BCM」という。））の重要性が明らかとなり、平成25年にBCMの考え方を盛り込んだ改訂版としての「事業継続ガイドライン第三版—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」を公表し、現在に至っている。

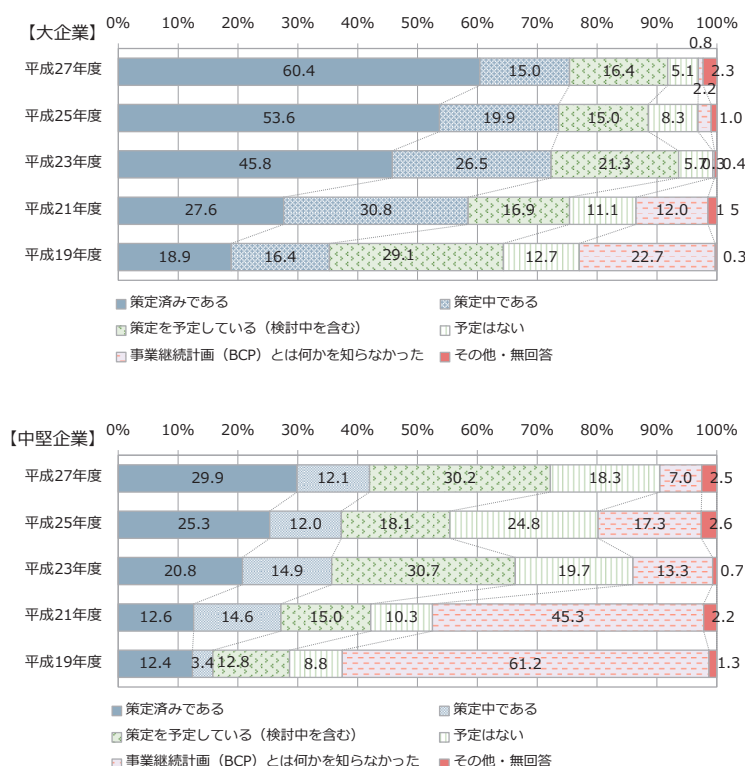
また、平成26年の防災基本計画の修正において、「企業がBCMの推進に努め、国及び地方公共団体がBCMの支援に努めるべき」旨を定めたことから、平成26年に決定した首都直下地震緊急対策推進基本計画を始めとしたいくつかの計画等に同様に定められ、うち、南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、具体的な目標として、BCPを策定している大企業の割合を100%（全国）に近づけること、中堅企業の割合は50%（全国）以上を目指すことを盛り込んだ。

現在は具体的な政府目標として、「国土強靱化アクションプラン2016」において平成32年までにBCPを策定している大企業の割合をほぼ100%（全国）、中堅企業の割合は50%（全国）を目指すこととしている。

このため、内閣府では、BCPの策定割合を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度おきに継続調査している。平成28年2月に実施した「平成27年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」によると、BCPを策定した企業は大企業60.4%（前回調査は53.6%）、中堅企業29.9%（前回調査は25.3%）とともに増加しており、策定中を含めると大企業は8割弱、中堅企業は4割強が取り組んでいる（全体のBCP策定率66.1%）（図表1-1-7）。

内閣府においては、企業のBCP策定及びBCM推進に向け、今後とも策定率向上のための普及啓発に取り組んでいく。

図表1-1-7 大企業と中堅企業のBCP策定状況



出典：内閣府「平成27年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」（平成28年3月）

1-6 リスクファイナンスによる事前の備え

災害時には人命の保護が図られることが最優先であることに加え、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興のため、経済被害を早期に回復することも併せて重要である。災害は事業者経営に深刻な影響を及ぼすことになるため、平常時から適切な備えを行い事業の継続性を確保することは、速やかな地域経済の回復にとって不可欠なものである。また、個人（被災者）が生活を再建する上で「住まい」の確保が重要であり、住宅再建の困難さから再起意欲や将来への希望をなくすなどの課題もある。こうした被災による経済的損失を速やかに回復するためには、保険・共済などリスクファイナンスを活用した備えが大切である。

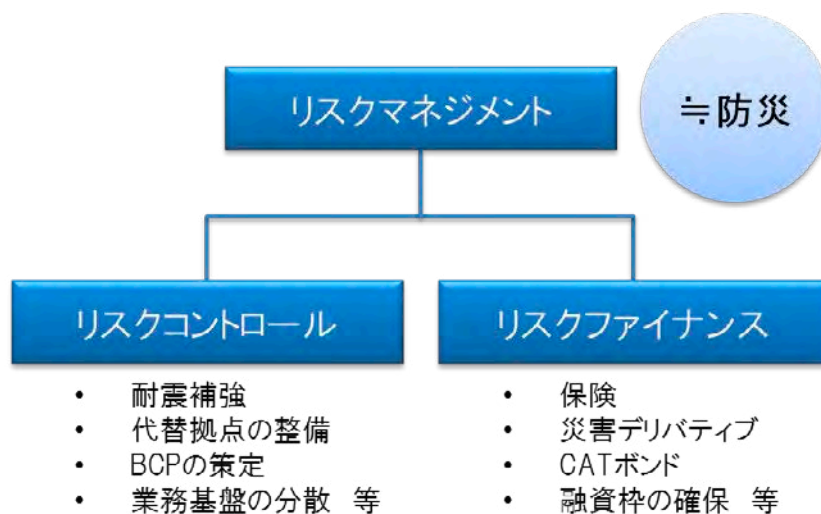
(1) 事業者におけるリスクファイナンス

事業者における防災対策「(災害) リスクマネジメント」については、BCPの策定や施設の耐震化等により、リスク自体を減らす「(災害) リスクコントロール」への取組と、保険や資金調達枠の確保等により、リスクを共有（移転）ないしは適切に保有することで経営への影響を緩和する「(災害) リスクファイナンス」の取組とに分けられる（図表1-1-8）。現在の日本においては、後者について十分な議論やその考え方が普及しているとは言えなかった。

こうした状況を踏まえ、「リスクファイナンス」についての現状と課題について整理するとともに、我が国の事業者における自然災害に対するリスク耐性を高めるため平成28年9月から学識者・実務者・関係府省庁をメンバーとする「激甚化する大規模自然災害に係るリスクファイナンス検討会」を開催し、平成29年3月に報告書を取りまとめた。

同検討会では、事業者におけるリスクファイナンスに対する取組とリスクコントロールに対する取組との相乗効果について期待しながらも、実際には、リスクコントロールの取組に比べ、リスクファイナンスの取組が必ずしも進んでいないこと、また、リスク保有者（事業者）と各サービス提供者（元受保険会社等）との間でリスクへの意識にギャップが生じており、民間による自律的な普及促進はなされにくい現状を確認した。その上で、「多様な主体」が本業を通じて、関係事業者のリスクマネジメントに資するサービス等を行う必要がある旨も指摘された。そして、継続的に取組を推進するため、多様な主体の行動の指針となる原則を作成するとともに、国や地方公共団体等の公的機関はその枠組みづくりを支援すべきである旨の提言がなされた。

図表1-1-8 自然災害のリスクマネジメントの考え方



出典：内閣府資料

(2) 個人に対する保険・共済の加入促進

リスクファイナンスの概念の一つとして、自然災害による損害を補償する保険や共済の活用が望まれている。

災害により、住宅等に大きな被害を受けた被災者の生活再建を円滑に進めるために、保険・共済が有効であるが、火災補償には、約8割の持家世帯が加入していることに比べ、水災補償や地震補償のある保険・共済の加入率は低い状況にある（図表1-1-9）。

このため、内閣府では、住宅再建等における保険・共済の役割や、保険・共済の普及にあたっての課題や今後の取組の在り方について論点整理を行うため、平成28年12月より「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」を開催し、関係省庁や関係団体の協力を得ながら平成29年3月に報告書を取りまとめた。同報告書において、保険・共済の加入を促進させるため必要な今後の方向性として、代理店チャネルを通じた普及啓発の取組方法、既存の不動産情報システムを活用してハザードマップを提示するなどリスク情報の提供手法等が提示された。また、保険・共済の仕組み等に関する中長期的課題として、減災対策や公的支援との連携、財政負担との関係、加入方式毎のメリット・デメリット等が示された。

また、関係省庁・関係団体の協力の下、内閣府において保険・共済の加入促進に際しての情報提供のあり方等について整理し、一般向けのパンフレットを作成した。今後、これらを踏まえ自然災害に対する保険・共済への加入を一層促進することとしている。

図表1-1-9 持家世帯（※1）の保険・共済の加入件数・割合（建物のみ）

	火災補償あり	水災補償あり ^{※5}	地震補償あり ^{※5}
保険	2,123万件 ^{※2} (61%)	1,475万件 ^{※2} (42%)	1,209万件 ^{※3} (35%)
共済	1,168万件 ^{※4} (33%)	1,161万件 ^{※4} (33%)	770万件 ^{※4} (22%)
保険+共済 (単純合計)	3,291万件 (94%)	2,636万件 (75%)	1,979万件 (57%)
保険+共済 (重複を考慮 ^{※6})	2,880万件 (82%) ※保険・共済契約なし18%	2,307万件 (66%)	1,732万件 (49%)

出典：上記表は内閣府試算。

- ※1 持家世帯は、総務省「2015年度住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の総世帯数（5,695万世帯）に、総務省「平成25年住宅・土地統計調査」の持家世帯割合（61.5%）を乗じ、3,502万世帯と推計。
- ※2 損害保険料率算出機構資料による。（2015年度末における建物（住宅）を対象とした火災保険保有契約を集計（特約火災を含み、団地保険を除く。）。「建物を保険の対象に含む契約」は保険の対象が「建物」又は「建物+家財」である契約を指し、保険の対象が不明である契約を含まない。）
- ※3 2015（平成27）年度損害保険料率算出機構統計集による。（2015年度時点の建物（イ構造、ロ構造）を対象とした証券保有件数を集計。）
- ※4 日本共済協会資料による。（2015年度末におけるJ A共済連、J F共水連、全労済、全国生協連の建物（住宅）を対象とした共済保有契約を集計。）
- ※5 全壊等の場合であっても支払われる額が少額なもの、見舞金のようなものは除く。
- ※6 平成22～26年度に発生した自然災害により被災し、被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯に対するアンケート調査によると、複数の保険・共済へ加入している人がいるため、契約者数は契約件数合計の87.5%。（N=5,752人）



一般向けパンフレット
「保険・共済加入のすすめ」

第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え

2-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正することとされている。防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

平成28年度は、平成28年5月に防災基本計画の修正を行った（図表1-2-1）。

〔平成27年9月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた修正（平成28年5月）〕

平成28年5月の修正は、中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を受けたものであり、自助・共助の備えが不十分であったことや避難に関する情報伝達に工夫の余地があったこと等、平成27年9月関東・東北豪雨災害における課題を踏まえた防災対策の強化を主な内容としたものである。

具体的には、市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成や周知徹底、増加する水害リスクに備えるための水害保険・共済への加入促進、ハザードマップ等における「早期の立退き避難が必要な区域」の明示等を図ることについて追記した。

図表1-2-1 防災基本計画修正（平成28年5月）の概要

主な追記項目		
<p>①水害に強い地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の契機となる分かりやすい水害リスクの開示＜国、地方公共団体＞ ○ 平時から住民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動の推進＜国＞ ○ 増加する水害リスクに備えるための水害保険・共済への加入促進＜国＞等 	<p>②実効性のある避難計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップ等に「早期の立退き避難が必要な区域」を明示＜市町村＞ ○ 避難誘導等警戒避難体制の計画に際し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮＜市町村＞ ○ 必要に応じて、近隣市町村における指定緊急避難場所の指定＜市町村＞等 	<p>※＜＞内は取組の主体</p> <p>③適切な避難行動を促す情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の促し＜市町村＞ ○ Lアラート等の多様な手段を複合的に活用した避難勧告等の伝達＜国、地方公共団体＞ ○ 日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示＜市町村＞等
<p>④被災市町村の災害対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成及び周知徹底＜国＞ ○ 都道府県が行う応援・支援に係る調整を円滑に行うための仕組みの検討＜国＞ ○ 必要に応じた政府の現地組織（連絡調整室等）の設置＜国＞等 	<p>⑤被災生活の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及＜市町村＞ ○ 住民の主體的な運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用＜市町村＞ ○ DMATの活動終了以降の医療提供体制の確保・継続及び災害医療コーディネーターの活用＜都道府県＞等 	<p>⑥ボランティアとの連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有する場を設置し、連携のとれた支援活動を展開＜地方公共団体＞ <p>○ その他法人名称等所要の修正</p>

出典：内閣府資料



防災基本計画の修正について審議する中央防災会議（幹事会）
（幹事会会長として発言を行う長坂内閣府大臣政務官）

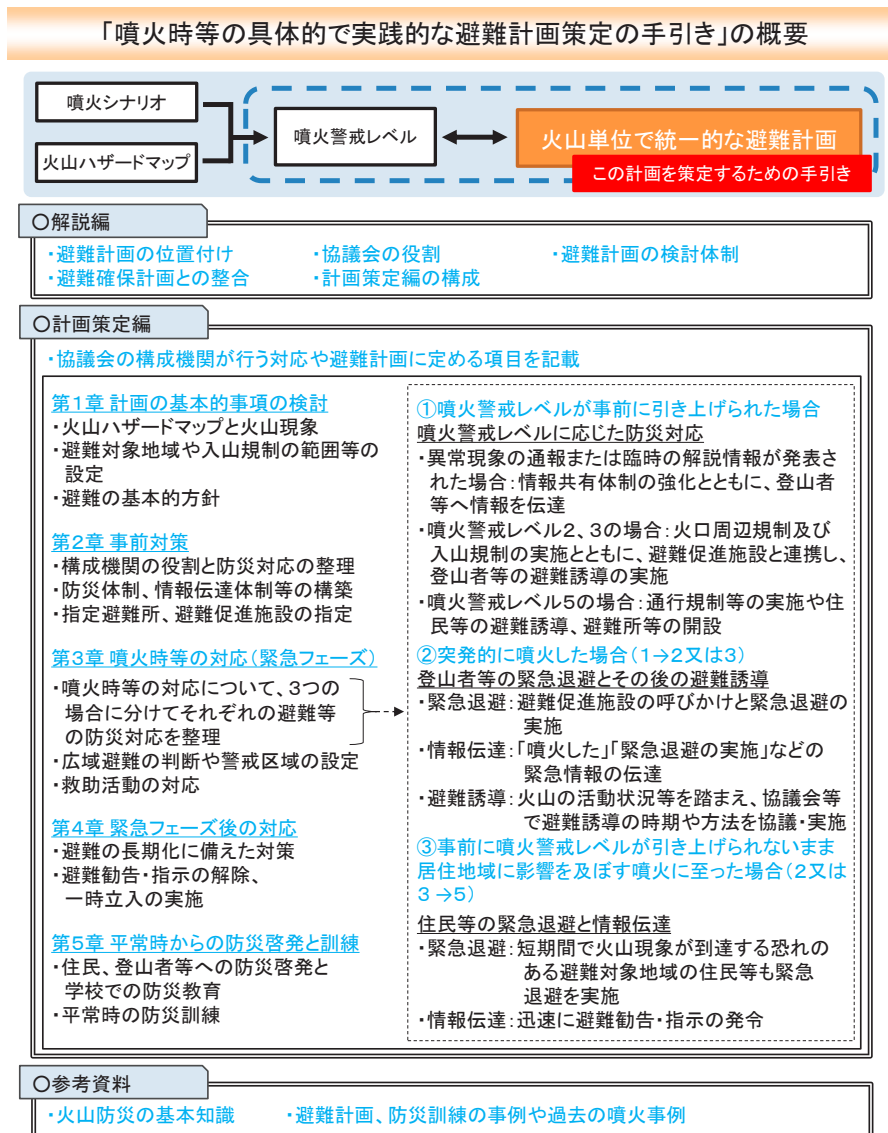
2-2 噴火時等の避難計画

御嶽山噴火災害（平成26年9月）の教訓等を踏まえ、平成27年に改正された「活動火山対策特別措置法」により、火山災害警戒地域として指定された地方公共団体（23都道府県、140市町村）に対し、噴火時等の避難計画を地域防災計画に位置付けることなどが義務付けられた。

噴火時等の避難計画について、内閣府は、これまで平成24年3月に「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」を作成し、地方公共団体による策定を支援してきた。この手引きについて、火山学者、火山地域の自治体、登山・旅行の関係者等で構成された「噴火時等の避難計画の手引き作成委員会」における検討を経て、平成28年12月に御嶽山噴火災害の教訓等を踏まえた改定を行った（図表1-2-2）。

具体的には、火山防災協議会にて火山毎に検討することとなった避難計画を策定するための手引きとして整理するとともに、迅速な情報提供や避難誘導など登山者、観光客対策を充実させた。また、噴火警戒レベルがあらかじめ引き上げられる場合だけでなく、突発的に噴火する場合等も想定し、市町村、都道府県等、火山防災協議会の構成機関が取り組むべき対応事項について、活動主体を明確にして記載した。

図表1-2-2 避難計画の手引き（改定後）



出典：内閣府資料

コラム：避難計画の手引きに基づく噴火時等の避難計画策定支援

警戒避難体制の整備を義務付けられた地方公共団体では、具体的で実践的な避難計画の検討が必要である。しかし、火山噴火の規模や発生する現象、被害の特性は、火山毎に様々な違いがあり、また、噴火時の防災対応の経験を有する職員はごく一部に限られるため、地方公共団体のみで避難計画を検討・作成することは困難なことが多い。

そのため内閣府では、各火山地域が抱えている課題について調査を行い、有識者等の意見も踏まえて4つの検討テーマを設定し、平成28年度は17火山において、内閣府と地方公共団体が協働して課題に対応した避難計画を検討する取組を行った。

検討テーマ毎に、手引きなどを参考にしつつ、登山道などの立入規制を行う基準、市街地など多数の住民を避難させる方法、複数の火口や噴火シナリオに対応した避難計画、離島における島内・島外避難を行う手段等について、実際に内閣府職員が各火山地域に赴き、地方公共団体職員と合同で被害想定区域の現地調査や避難対象地区毎の避難経路や避難所の具体的な検討を実施した。

噴火時等における避難計画策定上の課題を協働で検討する取組を進めることにより、各火山地域における警戒避難体制の着実な整備が期待される。



2-3 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

平成28年台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。とりわけ、岩手県岩泉町の高齢者施設では、適切な避難行動がとられなかったことにより、入所者9名全員が亡くなるなどの深刻な人的被害が発生した。

このような事態を踏まえ、内閣府は、関係省庁や防災・福祉等の関連分野の有識者等から成る「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を設置し、避難に関する情報提供の改善方策等について検討を行い、平成28年12月に報告をとりまとめた。

(参照：http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html)

本報告においては、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことなどが課題とされている。内閣府では「避難準備情報」の名称について、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に、また、避難勧告と避難指示の差異が明確となるよう、「避難指示」の名称を「避難指示(緊急)」に変更した。

更に、内閣府では本報告を踏まえ、居住者及び高齢者施設の管理者が適切な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定した(合わせてガイドラインの名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更)。

ガイドラインの主な変更点としては、先述の避難情報の名称変更のほか、「避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方」、「要配慮者の避難の実効性を高める方法」、「躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築」についての記載内容の充実や、各種参考事例の紹介などを行った(図表1-2-3)。

図表1-2-3 避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)の主な変更点

避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)									
避難情報の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。 ●これを踏まえ、要配慮者が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。 <table border="0"> <tr> <td>(変更前)</td> <td>(変更後)</td> </tr> <tr> <td>「避難準備情報」</td> <td>→「避難準備・高齢者等避難開始」</td> </tr> <tr> <td>「避難勧告」</td> <td>→「避難勧告」</td> </tr> <tr> <td>「避難指示」</td> <td>→「避難指示(緊急)」</td> </tr> </table>	(変更前)	(変更後)	「避難準備情報」	→「避難準備・高齢者等避難開始」	「避難勧告」	→「避難勧告」	「避難指示」	→「避難指示(緊急)」
(変更前)	(変更後)								
「避難準備情報」	→「避難準備・高齢者等避難開始」								
「避難勧告」	→「避難勧告」								
「避難指示」	→「避難指示(緊急)」								
主に以下の点について、内容の充実	<p>避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること ➢ 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること ➢ 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと <p>要配慮者の避難の実効性を高める方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要配慮者利用施設の管理者向けに特化した項目を新たに追加し、災害時における管理者による利用者支援にあたり、とるべき避難行動の原則を明記 ➢ 要配慮者利用施設の管理者は、災害計画の作成にあたり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること ➢ 市町村から要配慮者利用施設への情報伝達体制を定めておくこと ➢ 定期的な指導監査時において、災害計画の具体的な内容を市町村が確認すること <p>躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害時において優先させる業務を絞り込むとともに、優先順位を明確にしておくこと ➢ 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること ➢ いざという時に、河川管理者や気象台等へ助言を求める仕組みを平時から構築しておくこと ➢ 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること ➢ 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと 								

出典：内閣府資料



台風第10号に係る現地調査を行う松本内閣府特命担当大臣（防災）
（岩手県岩泉町）

コラム：平成27年9月関東・東北豪雨における航空機による救助活動と航空安全

平成27年9月10日に発生した大雨による鬼怒川の堤防決壊に伴い、茨城県常総市をはじめとする多くの地域が冠水し、多数の孤立者が発生した。同日に茨城県、翌日に宮城県、栃木県から孤立者の救助等に係る災害派遣要請があり、それを受けて、自衛隊はヘリコプターやボートによる捜索・救助活動等を実施した。



ヘリコプターによる人命救助の様子

被災地域の上空においては、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等のヘリコプターが多数飛行していたが、多数のヘリコプターが集中することは、安全な捜索・救助活動等を阻害することとなる。このため、9月11日に陸上自衛隊が保有する着陸誘導装置（JTPN-P20）を「下妻H/P（ヘリポート）」に設置し、関係機関等のヘリコプター延べ374機の情報提供を実施した。

JTPN-P20による情報提供は、設置した下妻H/Pの北側にある管制区（宇都宮飛行場）以南及び南側の管制区（霞ヶ浦飛行場）以北の空域を担当し、下妻H/P中心に半径約9.3km以内、高度約900m以下の空域を飛行する航空機（羽田空港や成田空港などを離着陸する航空機など当該空域を飛行しない航空機は対象外）を情報提供対象とした。情報提供を行うために、関係航空機の飛行計画（フライトプラン）の把握や共通周波数による交通情報の共有化、細かいパイロットインテンション（パイロットの飛行に関する意向）の収集などを実施した。

また、霞ヶ浦飛行場を離陸する陸上自衛隊の捜索・救助活動等に従事するヘリコプターは、「谷田部ポイント」を通過するよう飛行統制を実施した。このポイントは、同飛行場を離陸して捜索救助空域へ飛行する際、最も早く位置通報点に到達可能な効率的な経路である。ここは、谷田部I.C.(インターチェンジ)の上空でもあり、民家等が少なく騒音にも配慮されている。結果、事故もなく、捜索・救助活動等を無事に終えることができた。

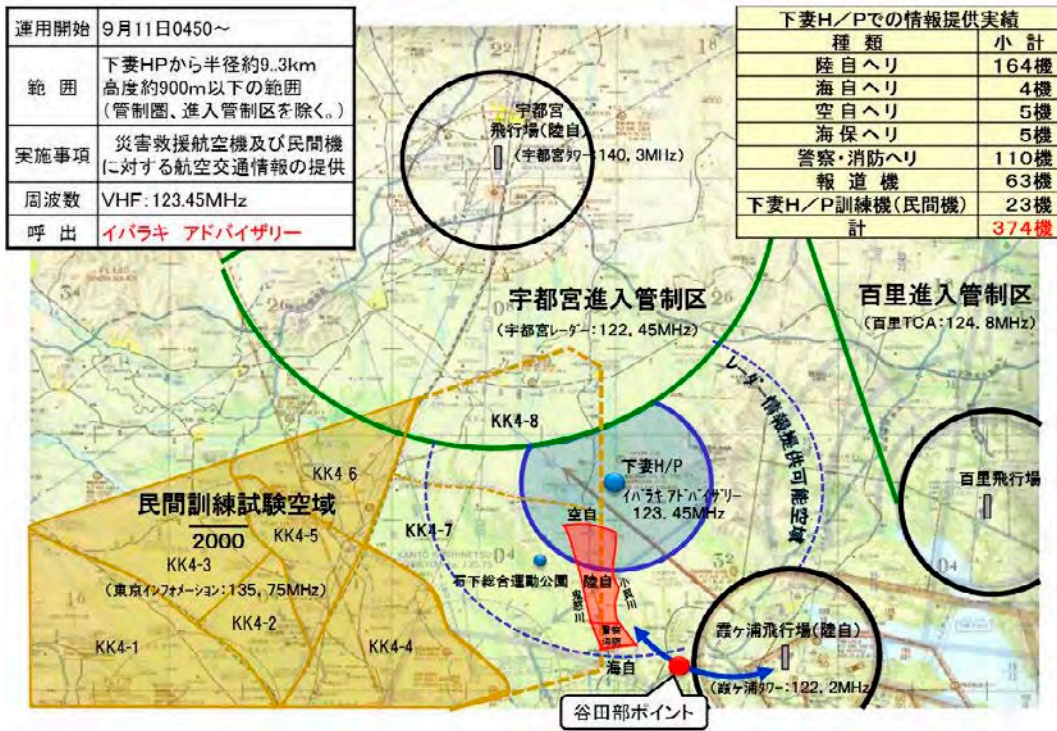
本災害派遣を通じ、発災時初期において、関係機関等の航空機が集中する中、安全な捜索・救助活動等を実施するための「具体的な要領を確立する必要がある」という教訓が得られたことから、平成28年3月、陸上自衛隊東部方面航空隊が中心となり、第1回立川ヘリコプター協議会を開催した。本協議会には、警察、消防、在日米陸空軍等も参加し、航空安全の確保と連携要領に関する認識を共有した。また、同年7月の第2回協議会では、民間事業者も加わり、南海トラフ地震発生時を想定したヘリコプター運用要領に関する認識の共有化も図っている。

災害が発生した際の関係機関との迅速な情報連絡が期待されることから、今後も必要に応じて開催することとしている。



着陸誘導装置 (JTPN-P20)

(監視レーダー、管制装置、通信装置などで構成され、車両での牽引が可能な移動用小型航空交通管制装置)



着陸誘導装置 (JTPN-P20) による管制範囲

2-4 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」は、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。そのため、内閣府は平成25年に災害対策基本法を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。平成28年4月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は図表1-2-4のとおりとなっている。

図表1-2-4 指定緊急避難場所の指定状況

	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	合計
指定箇所数 (箇所)	49,823	47,022	14,061	60,947	29,171	30,275	27,654	7,106	83,452
想定収容人数 (万人)	9,484	9,473	3,694	16,301	5,873	11,413	4,714	1,583	—

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の速やかな指定等を促しているところである。なお、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」による案内板等の整備について、早急に着手するように全国の地方公共団体に呼びかけている。



災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例

また、平成28年4月1日現在の災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所の指定状況は図表1-2-5のとおりであるが、平成28年10月1日現在で全国の市町村を対象に行った内閣府の調査では、協定を含めた避難所数は92,561施設であり、協定を含めた福祉避難所数は20,185施設であった。

近年の災害における状況等を受け、避難所の生活環境の確保に関する様々な問題や、避難所のトイレの改善に関する課題などが指摘された。災害時に避難所において不自由な生活を強いられる状況下においても、生活の質を向上させ、良好な生活環境の確保を図ることが重要と考えられる。このため、内閣府では、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮

者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対策を講じていくため、平成27年7月以降「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を開催し、検討を重ねている。

本検討会では、避難所の確保や質の向上全般について審議が進められるとともに、避難所一般における生活環境の整備等を検討する「質の向上ワーキンググループ」と、福祉避難所の確保推進、災害時の円滑な運営等を検討する「福祉避難所ワーキンググループ」を開催し、これまでも各ワーキンググループにおいて、東日本大震災や広島市での土砂災害等今般の災害等も踏まえた検討が行われてきた。

平成28年度は、本検討会での議論を踏まえ、熊本地震の本震の翌日に「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針（平成25年8月内閣府策定・公表）」の一部改訂を行い、同時に、本取組指針を受けるものとして、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の3つのガイドラインを公表した（**図表1-2-6**）。災害時に避難所を適切に運営することができるよう、地方公共団体においては、地域で想定される災害に応じて事前に避難所の指定を行うなどの準備が必要である。

図表1-2-5 指定避難所の指定状況

指定箇所数 (箇所)	65,330
想定収容人数 (万人)	3,588

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

図表1-2-6 避難所に関する各ガイドラインについて

「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)

災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、平時からの庁内外の連携協働体制の確立や避難者の健康の維持という観点を重視するとともに、トイレ、寝床、入浴、ペットなど忘れられがちな細かな対応業務なども明示して、実施すべき19の業務を具体的なチェックリストで整理している。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月)

災害時にトイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増えており、トイレの使用をためらうこと（排せつを我慢して水分や食品の摂取を控えること）により、健康の悪化や、最悪の場合は生命の危機を及ぼすことにつながるため、トイレの確保や管理が重大な事柄であることを強調している。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月)

特に、福祉避難所の指定のため、平時から取り組むべき事項を重視するとともに、東日本大震災の教訓を考慮し、要配慮者の支援体制の確保、移送手段の確保、避難者を適切な避難所に誘導するための工夫等がなされている。



避難所に訪問し、説明を受ける松本内閣府特命担当大臣（防災）
(熊本県益城町)

コラム：「指定緊急避難場所」をウェブで公開

平成25年の災害対策基本法の改正により「指定緊急避難場所」の指定制度が導入されてから、国土地理院、内閣府及び消防庁は、都道府県、市町村と協力し、ウェブ地図上に表示可能な指定緊急避難場所データの整備を進めてきた。

これを受けて、平成29年2月22日より、国土地理院へ提供された「指定緊急避難場所」の情報について、国土地理院管理のウェブ上の地図である「地理院地図」において公開を開始した。

本データはパソコンやスマートフォンから簡単に利用できるものとなっており、国土地理院のホームページ <http://www.gsi.go.jp/> から、指定緊急避難場所の位置や名称、対応している災害種別等について、地図や空中写真、その他様々な情報に重ね合わせて確認ができるものである。このホームページを利用することで、住民一人ひとりが、災害が発生した場合に、自分が避難すべき指定緊急避難場所を容易に確認することが可能となっている。

※ 平成29年2月22日時点の仕様であり、変更される場合があります。

1. 国土地理院ホームページ <http://www.gsi.go.jp/> の「地理院地図」をクリック

2. 情報
→情報追加/ベースマップ切替
→指定緊急避難場所の順にクリック

3. 免責事項等を読み、OKをクリック

4. 閲覧したい災害種別をクリック
→指定緊急避難場所のアイコンが表示される

5. 指定緊急避難場所のアイコンをクリック
→施設名称、住所、対応している災害の種別が表示される

国土地理院のホームページより

第3節 発生が危惧される災害への対応

3-1 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応の検討

昭和53年に制定された「大規模地震対策特別措置法」に基づき、東海地震を対象に、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として「地震防災対策強化地域」が指定されているが、現在は東海地震だけではなく、南海トラフ沿いの広い範囲で大規模地震の発生が懸念されている。一方で、当該地域における大規模地震の予測可能性については、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告（平成25年5月）において、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」とされた。

このような状況を踏まえ、内閣府では、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで発生する大規模地震の予測可能性に関する科学的知見のとりまとめや、南海トラフの震源域で見られる現象の活用を視野に入れた地震防災対応の在り方の検討等を進めている。

（参照：http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taio_wg/taio_wg.html）

3-2 熊本地震等を踏まえた具体的な応急対策活動に関する計画の改訂

地震発生後の政府の応急対策計画として、平成27年3月に「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「南海トラフ地震具体計画」という。）を策定した。

南海トラフ地震具体計画は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めたものである。

現在、この南海トラフ地震具体計画について、今般の「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」における検証等を踏まえ、広域物資輸送拠点等の見直しなど物資支援の体制等の見直しや、重要施設の業務継続のために実施する電力及びガスの臨時供給等の追加などを検討している。

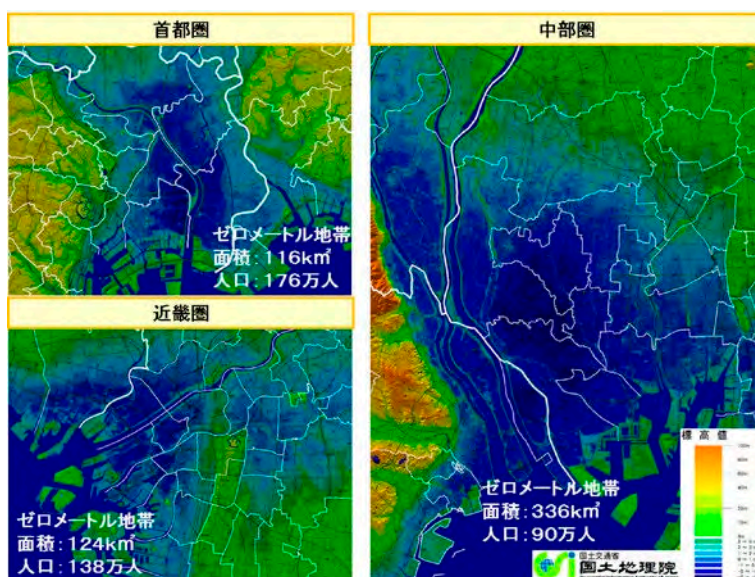
3-3 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難の検討

近年の地球温暖化による気候変動に伴い、既存想定を超える水害の激甚化への備えが必要となっている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、万が一、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想される（図表1-3-1）。

このことから、内閣府では、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討を進めている。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>）

図表1-3-1 三大都市圏におけるゼロメートル地帯



出典：国土地理院

コラム：災害時の多言語対応

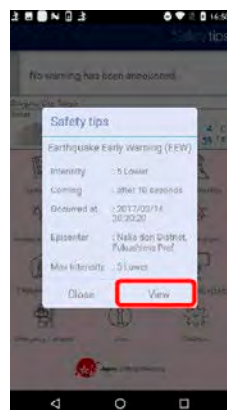
平成29年2月、マグニチュード7.3の首都直下地震を想定し、東京都と渋谷区による帰宅困難者の合同の対策訓練が行われた。渋谷駅周辺で外国人を含む約4千人が参加し、外国人は多言語対応のアプリをダウンロードして、一時退避場所までの避難経路を確認した。4か国語（日英中韓）に翻訳して伝える「メガホン型翻訳機」も活用し、外国人の参加者を誘導した。

多言語対応としては、スマートフォンアプリやデジタルサイネージ等の活用が考えられるが、スマートフォンアプリについては、スマートフォンに話しかけると多言語に音声翻訳するアプリ「VoiceTra（ボイストラ）」や、外国人旅行者向けに地震や津波、その他の自然災害に関する情報を提供する災害時情報発信アプリ「Safety tips」等様々なアプリケーションソフトが開発され、一般向けに簡単に利用できる状況で提供されている。

多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」
VoiceTra



避難行動をイラストで示したフローチャート等により、自然災害を経験したことがない外国人旅行者でもとるべき行動を確認することができる。



災害時情報発信アプリ「Safety tips」

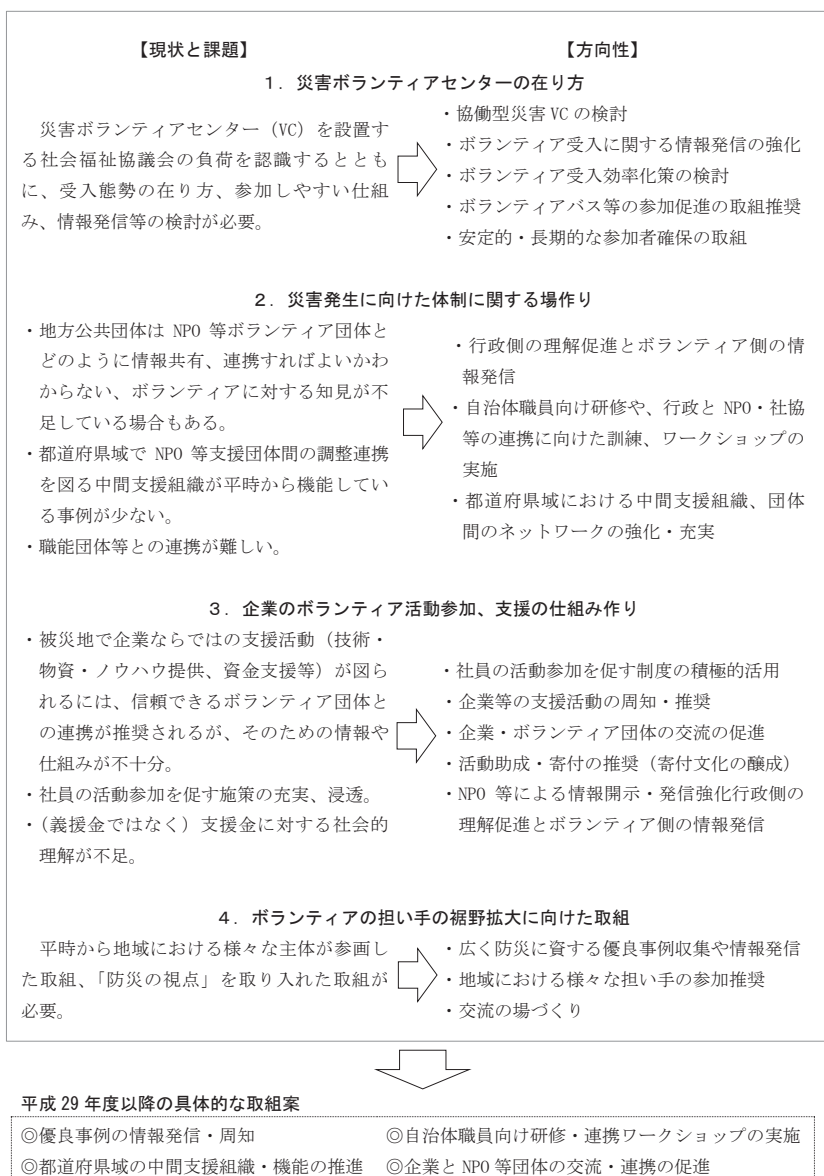
第4節 多様な主体の連携による防災活動の推進

4-1 広く防災に資するボランティア活動の促進について

ボランティア元年と呼ばれる阪神・淡路大震災以降、ボランティアが被災地で行う活動が浸透し、ボランティアが応急対応や復興支援において重要な役割を果たすようになった。また、被災地では社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、個人ボランティアを受け入れることが徐々に定着してきた。更に、例えば避難所運営などに関する専門性やノウハウを有するNPO等のボランティア団体が支援活動を展開するようになり、東日本大震災や熊本地震などにおいても、大きな役割を果たしている。

こうした中、内閣府では広く防災に資するボランティア活動を促進するため、課題を整理し、その方策を検討する「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」を、平成27年度から28年度に開催した。同検討会では、平成27年度はボランティアに関わる課題を幅広く整理し、平成28年度は、整理した中から優先度の高い課題について、今後の方策・方向性などについて議論を行い、提言としてとりまとめた（図表1-4-1）。

図表1-4-1 「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」提言（概要）





企業とNPOが協働して配布準備を行っている様子
(企業が保有する備蓄品を支援物資として拠出)

4-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

平成27年3月に第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」においては、各ステークホルダー（企業、学术界、ボランティア等市民団体、メディア等）に災害リスク削減に向けた取組を奨励することが規定された。これを受け、平成27年9月には各界各層の団体のネットワークを活用し、幅広い層の国民の防災意識の向上を図ることを目的として、中央防災会議会長である安倍内閣総理大臣の呼びかけにより、各界各層の団体の長を議員とする「防災推進国民会議」が発足した。内閣府では、「防災推進国民会議」及び主に防災に関連する業界団体からなる「防災推進協議会」とともに、各界各層の団体・機関が一堂に会し、防災に関するシンポジウムや展示等を行う総合イベント「第1回防災推進国民大会」を開催した。これによって、「自助・共助」の大切さについての認識を共有し、防災意識を高めてもらうことを狙った。

(1) 第1回防災推進国民大会

「第1回防災推進国民大会」は「大規模災害への備え～過去に学び未来を拓く～」をテーマに、平成28年8月27日（土）、28日（日）の2日間に渡り、東京大学本郷キャンパスにおいて開催された。

メイン会場である安田講堂で行われたオープニングセレモニーでは、冒頭で松本内閣府特命担当大臣（防災）が開会宣言を行い、「自助・共助」の重要性や各ステークホルダー間の連携の必要性について強調した。引き続き、大西隆日本学術会議会長が今大会のテーマである「大規模災害への備え」についての基調講演、経済界、教育界等の各界の代表者によるシンポジウムや、市民セクター、企業連携等の分野別にディスカッションが行われ、各界の代表者からは、他団体・他機関との広域的な連携の必要性や、平時からの連携がいかに重要であるかといった点について議論が交わされた。

また、長周期地震動などのリアルな地震の揺れを実体験できる『地震ザブトン』や台風を疑似体験できる『HERASEON』、ペットボトルなど身近なものを用いて様々な自然災害の現象を説明する『Dr. ナダレンジャーの防災科学実験ショー』など、子どもや家族向けの催事が多数行われた。また、くまモンも登場し、熊本地震の支援に対するお礼や復興を呼びかけた。一方、最近の災害を含む研究の最前線や今後の展望について紹介する『東北からの災害研究の発信』などの学術関係者による専門的な講演や、『地区防災計画フォーラム』、『“官民連携”で考える防災・減災のまちづくり』など、各分野の第一線で活躍する防災専門家同士によるディスカッション、防災マップの作成方法や救急法の基礎知識を習得できるワークショップ、各団体の防災への取組を紹介するパネルや動画の展示など、各出展者がそれぞれの特色を活かし、バラエティに富んだ催事が行われた。

本大会には2日間で約1万2千人が来場したほか、インターネットによるライブ配信では約1万2千人が視聴し、テレビや新聞報道でも取りあげられており、多くの人々に訴求できた。特に、来場者に対するアンケートでは95%の人が「来場により防災意識が向上した」と答えており、大きな成果があった。また、来場者の約半数が防災関係者以外となっており、今まで防災訓練に参加したことのない方も多く、「今後、地域の防災訓練などにも積極的に参加したい」といった意見も寄せられた。出展者に対するアンケートでは、回答した全団体が次回も出展したいと回答し、「他の出展団体と交流することができ、非常に有意義であった」など、各団体間の連携という点でも大変有効なものであったと考えられる。

なお、平成29年度は11月26日（日）～27日（月）に仙台国際センターで開催の予定となっている。



開会式の様子



開会宣言を行う松本内閣府特命担当大臣（防災）



地震を実体験できる「地震ザブトン」



山上会館での講義の様子

（2）第2回防災推進国民会議

第2回防災推進国民会議は、平成28年10月20日、総理官邸大ホールにて開催され、各界各層の団体の長からなる議員が出席した。冒頭、主催者挨拶で安倍内閣総理大臣は各団体に対する感謝の言葉とともに、「防災の知見を広く国民が共有し、一人一人が命を守るための行動を取ることができるようにすること」、「自助・共助による防災総合力が高まること」、「防災先進国として、我が国の知見を世界に発信すること」など本会議に寄せる期待を述べた。

続いて国民会議議長である近衛忠輝日本赤十字社社長から、前述の「第1回防災推進国民大会」などを中心とした活動報告、今後の活動方針案について説明があり、今後の活動方針について決議された。また、構成団体である日本生活協同組合連合会、公益社団法人日本看護協会から日頃の取組や熊本地震における支援活動について報告が行われた。

4-3 産業界との連携

第3回国連防災世界会議（平成27年3月、仙台市）で採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、災害リスク削減における官民連携の重要性が提起された。国及び地域の各レベルで民間セクターと政府機関との間に緊密な協力と信頼関係の構築が必要である。

日本の民間企業には、これまでの多くの災害経験を通じ、先進的な防災技術・ノウハウが蓄積されてきていることを踏まえると、政府と民間企業が連携することは、今後災害対策に多いに貢献すると期待される。

「日本防災産業会議」は、民間による防災産業の振興・育成のため、新聞社が事務局となり、様々な業態の企業の参加により平成27年7月に設立された組織である（平成29年4月1日現在で会員30社）。防災関連産業が保有する先進的技術やノウハウを結集してイノベーションを起こすため、防災関連機器や防災システムに限らず、あらゆる産業分野を包括した他業種間での協力体制の構築を目指している。平成28年度は「情報分科会」と「モノ・技術分科会」の2分科会を設置し、各分野毎の企業間連携に向けた活動を行った。

また、同会議に参加する会員企業を中心に、内閣府をはじめとする関係省庁等や地方公共団体の実務者による定期的な「官民連携意見交換会」を定期的に開催し、災害前や災害時の官民による連携体制の構築化を目指している。平成28年度は2回開催され、情報分野では、官民間の情報連携による災害対応の効率化について、モノ・技術分野では熊本地震を踏まえた課題を洗い出し、各企業の保有技術の結束の場として避難所に着目し、官民連携で作る「震災対応避難所」について活発な意見交換が行われた。



第4回官民連携意見交換会で冒頭挨拶を行う松本内閣府副大臣

また、災害発生後だけではなく、平常時から官民間での様々な連携活動が望まれている中、熊本地震での活用経験から「災害時応援協定」を順次締結していくことは今後ますます重要であることが再認識された。分野別に多くの企業と協定締結を進めている自治体もあり、こうした取組みは災害時において迅速かつ有効に機能するものとして期待されている（図表1-4-2）。

図表1-4-2 災害時応援協定の事例

佐倉市が締結している災害時応援協定

（平成28年7月時点）

行政・公的機関	千葉県内市町村及び一部事務組合	消防活動の相互応援	八千代市水道事業者管理者	給水活動の相互応援	
	42水道事業者、芝山町、6水道用水供給事業者、1簡易水道事業者、千葉県	水道災害時の相互応援		佐倉商工会議所	生活物資等の提供など
	千葉県及び県内市町村	災害時の相互応援		生活協同組合コープみらい	
	千葉県内市町村及び18清掃・衛生等組合	ゴミやし尿、災害廃棄物の処置		ホームセンター	
	市内県立高等学校	災害時の施設利用		コンビニエンスストア	
	国土交通省関東地方整備局	情報交換		流通会社A	食品会社A 食品会社B
	全国市町村あやめサミット連絡協議会構成自治体	災害時の相互応援		流通会社B	
千葉県	広域防災拠点施設の開設・利用	いんば農業組合	食品会社C	食品等の提供	
ライフライン	電力会社千葉支社	防災行政無線による大規模停電の周知	食品会社D	飲料水の提供	
	ケーブルテレビ局A	防災行政無線による大規模停電の周知	食品会社E	自動販売機内在庫商品の無償提供	
	ガス会社A	防災行政無線による大規模ガス供給停止の周知	食品会社F		
	ガス会社B	防災行政無線による大規模ガス供給停止の周知	食品流通会社A		
	千葉県市、市川市、船橋市、成田市、習志野市、浦安市、四街道市、酒々井町、富里市、香取市、広域市町村事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合	高速道路等における消防活動	食品流通会社B		
	千葉県LPガス協会印旛支部	燃料の提供	千葉県	防災無線局や防災情報システム、震度計の設置	
	佐倉市石油商業組合	水道施設の復旧など	通信工事会社	技術者の派遣	
上下水道会社A	水道施設の復旧、給水活動の応援	ケーブルテレビ局A	災害情報の放送、臨時災害FMの開設		
佐倉市管工事協同組合		放送局	災害情報の放送		
医療・救護	佐倉市薬剤師会	医薬品の提供	通信会社B	特設公衆電話の設置	
	印旛市郡医師会	医療救護活動の協力	システム開発会社	アプリによる全国避難所情報の提供	
	印旛市郡歯科医師会	歯科医療活動の協力	千葉県トラック協会印旛支部	物資等の輸送	
	千葉県助産師会	助産活動の協力	バス会社A	避難者等の輸送	
病院A	助産を要する人の受け入れ	バス会社B			
病院B		タクシー会社A			
応急・復旧活動	佐倉市内郵便局	施設・用地の提供など	タクシー会社B		
	ケーブルテレビ局A	レンタル機材等の提供	全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容や輸送、安置	
	資機材会社A		千葉中央葬祭業協同組合	ボランティアセンターの開設・運営	
	千葉土建一般労働組合佐倉支部		全国霊柩自動車協会		
	佐倉市建設業防災協会	応急対策活動の協力	佐倉市社会福祉協議会	福祉避難所の開設・運営	
	佐倉商工会議所		佐倉市内に施設を有する17社会福祉法人		
	千葉県建築士会佐倉支部		ホテルA	施設の一時的利用	
千葉県建築士事務所協会	被害認定調査の協力	ホテルB			
千葉県土地家屋調査士会		設備会社	避難場所案内看板の設置		
資機材会社B	資機材の提供	日本福祉用具供給協会	福祉用具等の提供		

出典：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）より内閣府作成

4-4 学術界の取組

我が国では、地震、津波、火山、気象等の自然現象、土木、建築、耐震等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。平成29年3月末現在、55学会が同連携体に参加している。

同連携体は、熊本地震に際し、4月18日に緊急記者会見、5月2日に緊急報告会等を開催し、各学会の研究者からの情報を発表することなどにより、専門的な内容を一般市民にわかりやすく伝わるよう情報共有・発信に努めている。また、同連携体は、第1回防災推進国民大会（平成28年8月27日～28日開催）において、「52学会の結集による防災への挑戦－熊本地震における取組」と題したシンポジウムで、各学会から地震の観測と現象の解明、構造物等のハード面や情報提供等のソフト面の対策等について発表し、学会連携により我が国の防災力を高めていくことを宣言した。

同連携体は現在、情報の共有・発信における連携が主体となっているが、今後は、参加学会が相互に調査・研究を行うなどの展開を目指している。



「52学会の結集による防災への挑戦－熊本地震における取組」の様子
(平成28年8月28日、第1回防災推進国民大会)

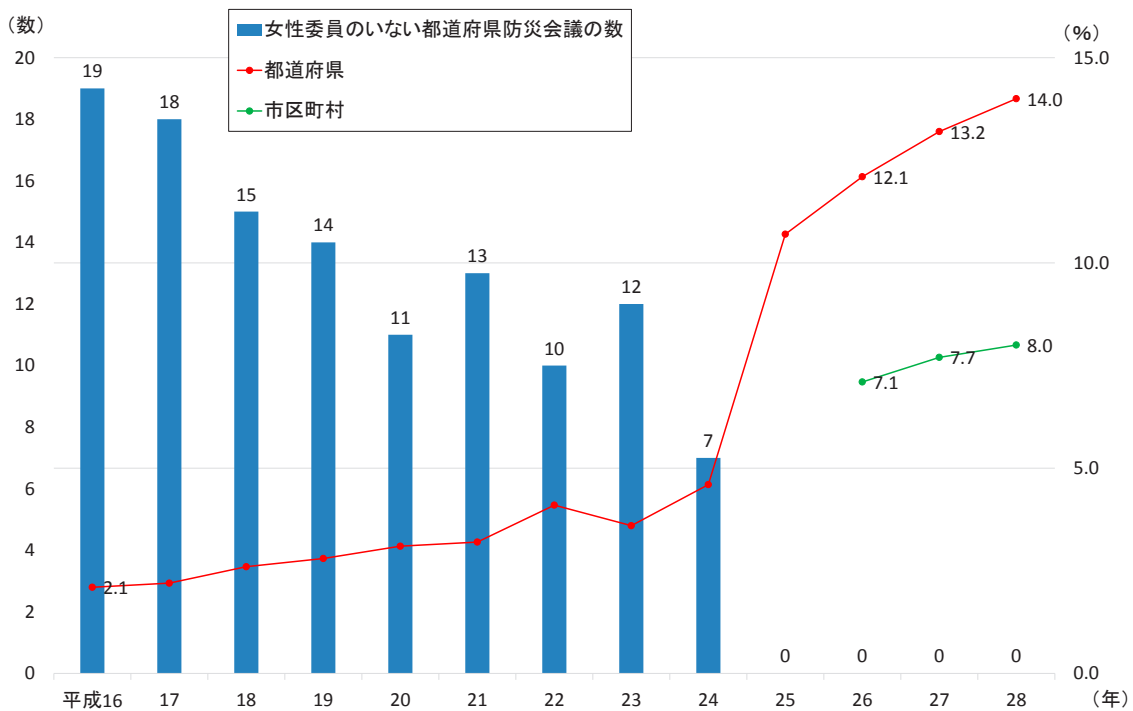
4-5 男女共同参画の視点からの取組（平成28年熊本地震対応から）

内閣府では、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）及び防災基本計画（平成28年2月16日中央防災会議決定）において、予防（平時）、応急、復旧・復興等のあらゆる局面において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進するよう求めている（[図表1-4-3](#)、[図表1-4-4](#)、[図表1-4-5](#)）。

また、東日本大震災等、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、自治体が行き届く際の指針となる基本的な事項を「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年）」としてとりまとめ、自治体、関係機関・団体等と共有を図っている。東日本大震災においては、「女性用の物資が不足した」、「授乳や着替えをするための場所がなかった」など、物資の備蓄・提供や避難所の運営について十分な配慮がなされず、様々な問題が顕在化した。

本指針により、地方公共団体に対し、平常時から地方防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成、修正に際し、男女共同参画の視点を反映する等の取組を働きかけてきたところであるが、熊本地震発災時には改めて、熊本県及び熊本市に対し、本指針に基づく男女共同参画の視点からの避難所運営等を中心とした対応を要請した。その後も県・市と連絡をとりながら、現地での取組状況の把握や必要な助言等を行っている。

図表1-4-3 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移について

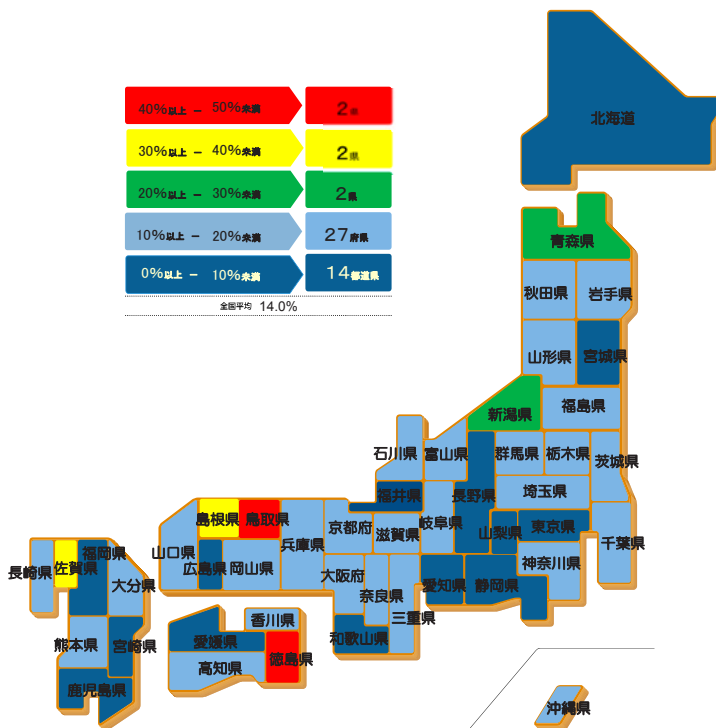


注) 平成24年6月には「災害対策基本法」の改正があり、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。
 4. 平成27年の市区町村防災会議は、全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、無回答及び総委員数がゼロと回答した97団体を除く1,644団体により集計。「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

図表 1-4-4 都道府県における防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	女性委員数(人) (女性委員の比率%)
徳島県	79	39 (49.4)
鳥取県	67	29 (43.3)
島根県	71	25 (35.2)
佐賀県	68	22 (32.4)
新潟県	72	18 (25.0)
青森県	44	9 (20.5)
岐阜県	61	11 (18.0)
山形県	59	10 (16.9)
滋賀県	56	9 (16.1)
栃木県	52	8 (15.4)
東京都	65	10 (15.4)
岩手県	73	11 (15.1)
神奈川県	55	8 (14.5)
富山県	65	9 (13.8)
香川県	59	8 (13.6)
千葉県	61	8 (13.1)
沖縄県	54	7 (13.0)
山口県	56	7 (12.5)
山梨県	56	7 (12.5)
奈良県	59	7 (11.9)
福島県	51	6 (11.8)
茨城県	51	6 (11.8)
秋田県	60	7 (11.7)
三重県	55	6 (10.9)
兵庫県	55	6 (10.9)
熊本県	56	6 (10.7)
群馬県	47	5 (10.6)
長崎県	66	7 (10.6)
高知県	57	6 (10.5)
大阪府	59	6 (10.2)
大崎	89	7 (10.1)
石川県	70	7 (10.0)
大分県	50	5 (10.0)
宮城県	53	5 (9.4)
長野県	64	6 (9.4)
鹿児島県	60	5 (8.3)
愛媛県	61	5 (8.2)
北海道	66	5 (7.6)
宮崎県	53	4 (7.5)
静岡県	55	4 (7.3)
山梨県	61	4 (6.6)
福岡県	58	3 (5.2)
歌山県	51	2 (3.9)
福井県	56	2 (3.6)
広島県	58	2 (3.4)
東京都	66	2 (3.0)
愛知県	75	2 (2.7)
計	2,815	393 (14.0)



注1. 都道府県ごとの防災会議における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の形を簡略化したもの
 2. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成
 3. 原則として平成28年4月調査の速報値であるが自治体によって事情が異なる。

図表 1-4-5 第4次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員が登用されていない組織数：515 (平成26年) 委員に占める女性の割合：7.7% (平成27年) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員が登用されていない組織数：0 (平成32年) 委員に占める女性の割合：10% (早期)、更に30%を目指す (平成32年)

今般の熊本地震においては、平成28年4月の発災直後から男女別トイレや授乳室の整備、避難所の運営体制への女性の参画など、女性の視点に配慮した運営に取り組む避難所が存在した。また、女性の早期の職場復帰に向け、保育施設の早期再開に取り組んだ事例もあった。その一方で、避難所を始め、被災者支援体制において男女共同参画の視点が欠如していたため、女性の視点に配慮した対応が不十分であった(遅れていた)との声も内閣府に寄せられている。

これらを踏まえ、平成28年度は、熊本地震において災害対応に当たった被災地の自治体、被災地において支援を行った自治体、民間団体等の事前の備えや発災時の対応、これまでの復旧・復興の対応状況の把握や各種事例等の収集を開始した。更に、今後解決すべき課題等を明らかにすることを目的として、各団体の対応状況や各種事例について調査を行い、男女共同参画の視点から分析・検討した結果を平成29年3月に「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」としてとりまとめた。

同報告書において、熊本地震発災後の男女共同参画の視点による災害対応の状況や各場面においての様子が報告された。国や全国の自治体及び民間支援団体、特に東北地方からの助言や応援により、東日本大震災時より比較的早く男女共同参画の視点による取組に着手し、実施できていたとの声もあった。

一方、女性、高齢者、障害者、乳幼児等への配慮が十分でない避難所も存在していたり、特段、男女共同参画の視点を意識しなかったことにより、多様なニーズを上手く把握できなかったなどの課題も生じていたことも判明した。アンケート調査結果では、調査対象の避難所のうちの6割弱が1週間以内に「避難所の運営体制への女性の参画」を行っていた等のデータが得られている（図表1-4-6）。

図表1-4-6 男女共同参画の視点によるアンケート調査結果について

①避難所における男女共同参画の視点を反映した取組の実施状況（上段：市町村数、下段：％）

男女共同参画の視点を反映した取組	1か月以内までに実施				1か月目以降等の合計	無	わからない
	1週間以内	半月以内	1か月以内	合計			
①間仕切りによるプライバシーの確保	2 8.3%	7 29.2%	4 16.7%	13 54.2%	1 4.2%	10 41.7%	0 0.0%
②女性用更衣室	5 20.8%	5 20.8%	1 4.2%	11 45.8%	3 12.5%	10 41.7%	0 0.0%
③授乳室	7 29.2%	3 12.5%	1 4.2%	11 45.8%	2 8.3%	10 41.7%	1 4.2%
④女性専用の物干し場	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	4 16.7%	16 66.7%	3 12.5%
⑤男女別トイレ	17 70.8%	2 8.3%	1 4.2%	20 83.3%	0 0.0%	4 16.7%	0 0.0%
⑥女性のトイレを男性よりも多めに設置	3 12.5%	1 4.2%	0 0.0%	4 16.7%	0 0.0%	15 62.5%	5 20.8%
⑦避難所の運営体制への女性の参画	14 58.3%	1 4.2%	0 0.0%	15 62.5%	0 0.0%	7 29.2%	2 8.3%
⑧女性用物資（生理用品や下着等）の女性による配布	7 29.2%	1 4.2%	0 0.0%	8 33.3%	2 8.3%	13 54.2%	1 4.2%
⑨女性のニーズの把握	4 16.7%	4 16.7%	0 0.0%	8 33.3%	3 12.5%	12 50.0%	1 4.2%
⑩女性に対する暴力を防ぐための措置	2 8.3%	2 8.3%	0 0.0%	4 16.7%	1 4.2%	14 58.3%	5 20.8%
⑪女性に対する相談窓口の開設・周知	1 4.2%	4 16.7%	1 4.2%	6 25.0%	3 12.5%	12 50.0%	3 12.5%
⑫乳幼児のいる家庭用エリアの設定	3 12.5%	4 16.7%	1 4.2%	8 33.3%	0 0.0%	12 50.0%	4 16.7%
⑬女性や母子専用エリアの設定	2 8.3%	3 12.5%	1 4.2%	6 25.0%	0 0.0%	15 62.5%	3 12.5%
⑭女性は炊事のみ担当など性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営とならないような取組	3 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 12.5%	1 4.2%	17 70.8%	3 12.5%

②発災時（発災後1か月以内）における男女共同参画担当部局の状況（上段：市町村数、下段：％）

	男女共同参画の視点から対応を行うよう関係機関等に要請し、自らも避難所巡回等を実施	男女共同参画の視点から対応を行うよう関係機関等に要請	他の災害対応に従事	通常業務を実施	その他
県	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
市町村	1 2.7	3 8.1	19 51.4	11 29.7	3 8.1
全体	2 5.1	3 7.7	19 48.7	12 30.8	3 2.6

出典：男女共同参画の視点による平成28年度熊本地震対応状況調査（内閣府）

第5節 国際防災協力

我が国は、災害の経験、知識や、防災の政策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を仙台市で開催したことを踏まえ、そこで合意された「仙台防災枠組2015-2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府（防災担当）においては、国連などの国際機関を通じた防災協力、二国間等防災協力を積極的に推進している。

5-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

(1) 国連国際防災戦略事務局（UNISDR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）は次の3つの戦略目標に係る活動を重点的に行っている。

戦略目標1：仙台防災枠組実施に係る地球規模でのモニタリング、分析、調整の強化

戦略目標2：地域レベル及び国家レベルにおける仙台防災枠組実施への支援

戦略目標3：国連加盟国とパートナーとの連携したアクションの促進

我が国はUNISDRの活動において主導的な役割を果たしており、その活動を支援するため、平成28年度は、外務省と内閣府が合わせて約289万ドル（約3億4,680万円）を拠出している。

特に、グローバルターゲットの進捗を図る指標及び用語集を作成するため、平成27年6月の国連総会において政府間専門家作業部会（OEIWG）の設置が決定され、平成27年9月からその検討が進められてきたが、我が国はその過程で、各国が検討の俎上に上った指標についてデータを有しているのか事前調査を行い、OEIWGの議論に実質的な貢献をした。この検討の結果、平成29年2月に国連総会にて「仙台防災枠組2015-2030におけるグローバルターゲットのためのグローバル指標及び指標のフォローアップと運用に関する政府間専門家作業部会の勧告」（図表1-5-1）が採択された。

また、平成28年11月3～5日にインド（ニューデリー）で開催された「第7回アジア防災閣僚級会議」に併せて、同4日に内閣府審議官とロバート・グラッサー国連事務総長特別代表（防災）（SRSG：Special Representative of the Secretary General）との間で会談を行った。SRSGからは、OEIWGにおける日本のリーダーシップに感謝の意が示されるとともに、仙台防災枠組を推進するため日本政府（内閣府）とUNISDRとがより一層緊密に連携・協力していくことなどについて話し合い、認識を共有した。

図表1-5-1

「仙台防災枠組2015-2030におけるグローバルターゲットのためのグローバル指標及び指標のフォローアップと運用に関する政府間専門家作業部会（OEIWG）の勧告」

グローバルターゲットA：	
災害による世界の10万人当たりの死亡者数について、2020年から2030年間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。	
A-1	10万人当たりの災害による死亡者数と行方不明者数 (合算)
A-2	10万人当たりの災害による死亡者数
A-3	10万人当たりの災害による行方不明者数 本目標及び以降の目標における災害の範囲は、仙台防災枠組2015-2030のパラグラフ15に定義されており、自然又は人為的なハザードや関連する環境、技術、生物学的なハザード及びリスクに起因する、小規模・大規模、頻発・稀発、突発的・遅発的な災害に対して適用される。

グローバルターゲットB： 災害による世界の10万人当たりの被災者数について、2020年から2030年間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。	
B-1	10万人当たりの災害による直接被害を受けた被災者の数 (合算)
B-2	10万人当たりの災害による疾病者の数
B-3	災害により住居が損壊した人の数
B-4	災害により住居が全壊した人の数
B-5	災害により生活基盤が損なわれ又は奪われた人の数

グローバルターゲットC： 災害による直接経済損失を、2030年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する。	
C-1	対国内総生産（GDP）比における、災害による直接経済損失 (合算)
C-2	災害による直接農業損失 農業とは、作物、畜産、漁業、養蜂、養殖及び林業並びに関連施設やインフラも含むものと理解する。
C-3	災害により一部損壊又は全壊となった、その他すべての生産資産の直接経済損失 生産資産は、国際的な分類基準に基づき、サービス業を含む経済セクター毎に分類される。各国は、自国経済に関連する経済セクターと対照して報告を行うものとする。これは関連メタデータに記述することとする。
C-4	災害による住宅セクターにおける直接経済損失 データは、一部損壊及び全壊となった住居に分類する。
C-5	災害による重要インフラの一部損壊又は全壊による直接経済損失 計算に含まれる重要インフラの要素については、各加盟国の判断に委ねることとし、附随するメタデータに記述するものとする。防災インフラ及びグリーンインフラについては、自国に関係する場合は含めるものとする。
C-6	災害により一部損壊又は全壊となった文化遺産の直接経済損失

グローバルターゲットD： 強靭性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030年までに大幅に削減する。	
D-1	災害による重要インフラへの被害 (合算)
D-2	災害により全壊又は一部損壊となった医療施設の数
D-3	災害により全壊又は一部損壊となった教育施設の数
D-4	災害により全壊又は一部損壊となった、その他の重要インフラの部門や施設の数 計算に含まれる重要インフラの要素については、各加盟国の判断に委ねることとし、附随するメタデータに記述するものとする。防災インフラ及びグリーンインフラについては、自国に関係する場合は含めるものとする。
D-5	災害による基本サービスの途絶件数 (合算)
D-6	災害による教育サービスの途絶件数
D-7	災害による医療サービスの途絶件数
D-8	災害による、その他の基本サービスの途絶件数 計算に含まれる基本サービスの要素については、各加盟国の判断に委ねることとし、附随するメタデータに記述するものとする。

グローバルターゲットE： 2020年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。	
E-1	仙台防災枠組2015-2030に沿って国の防災戦略を採択、実施している国の数
E-2	国の戦略に沿って地方の防災戦略を採択、実施している地方政府の割合 防災を所管する、国レベルより下位にある適切な政府のレベルについて情報が提供されるものとする。

グローバルターゲットF: 2030年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。	
F-1	国の防災行動のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額 防災のための国際協力の提供と受入の報告は、各国で用いられる方法に従って行われるものとする。被援助国は、自国の防災関連支出の見込額に関して情報提供を行うことが奨励される。
F-2	多国間機関より提供された国の防災行動のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額
F-3	二国間で提供された国の防災行動のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額
F-4	防災関連の技術の移転及び交流のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額
F-5	開発途上国のための防災に関する科学、技術、イノベーションに関する技術の移転及び交流のための、国際、地域及び二国間のプログラムとイニシアチブの数
F-6	防災に関する能力開発のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額
F-7	開発途上国における防災関連の能力開発のための、国際、地域及び二国間のプログラムとイニシアチブの数
F-8	自国の防災関連の統計能力の強化のために、国際、地域及び二国間のイニシアチブによる支援を受けている開発途上国の数

グローバルターゲットG: 2030年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。	
G-1	マルチハザード対応の早期警戒システムを備えた国の数（G-2～G-5の合算）
G-2	マルチハザード対応のモニタリングシステムや予報システムを備えた国の数
G-3	10万人当たりの、地方政府又は国による伝達手段を通じて早期警戒情報が対象としている人の数
G-4	早期警戒に基づく行動計画を有する地方政府の割合
G-5	国及び地方レベルで人々がアクセス、理解、利用可能な、関連災害リスク情報とアセスメントを有する国の数
G-6	災害に晒されている又は災害リスク下にあり、早期警戒に基づく事前避難により対象とされている人口の割合 対象となる各加盟国は、避難人口の数に関して情報提供を行うことが奨励される。

出典：「[指標のフォローアップと運用]に関する箇所は割愛」

United Nations General Assembly (Seventy-first session)

Agenda item 19 (c)

Sustainable development: disaster risk reduction

[Report of the open-ended intergovernmental expert working group on indicators and terminology relating to disaster risk reduction] より内閣府仮訳

(2) 第7回アジア防災閣僚級会議（AMCDRR）

平成28年11月3～5日に、インド（ニューデリー）において、インド政府（内務省）及びUNISDRの主催による「第7回アジア防災閣僚級会議」が開催された。この会議は、アジアにおける災害被害軽減のための取組の成果と課題を総括するために、2年に一度開催される防災閣僚レベルの会議である。今回は、第3回国連防災世界会議において採択された仙台防災枠組について、アジア各国での実施状況や推進方策についても議論することを目的に開催され、アジア・太平洋各国の閣僚級をはじめ、51ヶ国の政府関係者、国際機関、地域機関及びNGO等から約4,500名が参加した。

我が国からは、内閣府審議官が出席し、「効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における『より良い復興』」をテーマとしたテクニカルセッションの議長を務めるなどした。また、国会議員代表団として、二階自民党幹事長、林前経済産業大臣、平野元防災担当大臣が出席し、同2日にプレ・イベントとして開催された「世界津波の日」スペシャルセッションや開会式において、津波防災や事前投資の重要性などについてスピーチを行った。



テクニカルセッションの議長を務める内閣府審議官（モニター右側）

（3）国際復興支援プラットフォーム（IRP）

IRPは、平成17年に兵庫県神戸市で開催された「第2回国連防災世界会議」で採択された「兵庫行動枠組」を受けて、被災後の円滑な復興を支援するためのネットワークと枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、被災後の復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年3月に兵庫県神戸市に設立された。その活動として、国際復興フォーラムの開催や復興ガイダンスノートの作成、人材育成ワークショップの実施等を行っている。仙台防災枠組においても、IRPは優先行動4に位置付けられた「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を推進するための国際的な仕組みとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

平成28年度の国際復興フォーラムは、1月24日に神戸にて開催され、「災害復興におけるBuild Back Betterと健康で強じんなコミュニティを目指して」をテーマに、井戸兵庫県知事、内閣府審議官、タイ王国国内務省副大臣のナダピット・スニボング警察中將をはじめ、33ヶ国、16国際機関などから約140名が参加し、災害復興と保健・医療対策等の実践や経験を各国間で共有した。



国際復興フォーラムの様子

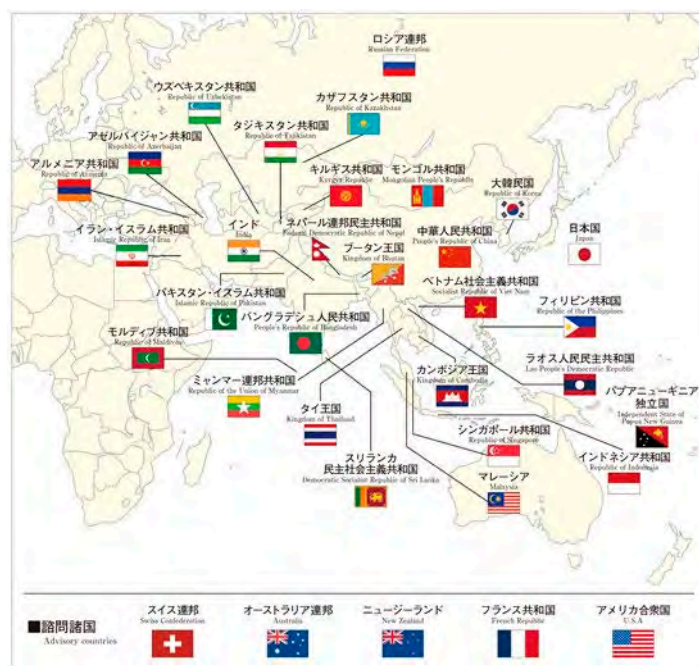
（4）アジア太平洋経済協力（APEC）防災担当高級実務者会合

平成28年10月8～9日に、ペルー（イキトス）において、第10回アジア太平洋経済協力（APEC）防災担当高級実務者会合（SDMOF：Senior Disaster Management Officials Forum）が開催された。本会合においては、「サプライチェーンと緊急時の食料確保のための備え」をテーマに、災害時の食料供給網の備え、被災地への食料支援等について議論が行われた。我が国からは、石

井内閣府政策参与が出席し、熊本地震の経験（プッシュ型支援）等について紹介した。

(5) アジア防災センターの活動を通じた防災協力

アジア防災センター（Asian Disaster Research Center）は、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓をはじめ、我が国の災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものである。現在、30ヶ国がADRCの加盟国となり、災害情報の共有、加盟国の人材育成、コミュニティの防災力向上、メンバー国、国際機関、地域機関、NGOとの連携の4つの柱を軸に活動を行っている。特に、加盟国からは毎年客員研究員を招聘しており、平成29年3月現在で累計99名の研究員を受け入れ、加盟国における防災政策の企画立案に貢献する人材を育成してきた。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供、災害発生時の衛星観測による被災情報の提供などの活動も行っている。



アジア防災センターのメンバー国及びアドバイザー国

ADRCは加盟国での大きな自然災害の後、各国政府専門家による現地調査等を実施しており、平成28年12月には、熊本県、熊本市、益城町等の協力を得て、23加盟国からアジア諸国防災担当機関による熊本地震被災地視察を実施した。

また、加盟国には、2004年の「インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波」の被害を受けた国もあり、津波に対する関心も高いことから、「世界津波の日」の制定を踏まえ、津波防災を推進するための各国の経験や知識の共有を図っている。このため、平成28年度は2回の津波ワークショップを開催した。一つは、APEC防災作業部会会合に併せて、ペルー国家防災庁の協力を得てリマにて開催（平成28年8月）した。もう一つは、タイ内務省防災局の協力を得て、地域に根差した津波防災をテーマに、クラブにて開催（平成28年9月）し、インド洋津波、東日本大震災後の津波防災の取組等について、タイ政府、民間、NGO、日本やインドネシアの専門家も交えて議論した。



クラブ（タイ）でのワークショップの様子

5-2 二国間等防災協力

我が国は、国際機関を通じた取組に加えて、10回以上、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。特に、米国との連携及び日中韓三国間での連携について、以下に記載する。

(1) 内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）との連携

平成26年12月に締結された内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA:Federal Emergency Management Agency）間の協力覚書に基づき、平成28年9月14日にFEMA本部（ワシントンDC）において、年次会合が開催された。我が国からは松本内閣府副大臣、FEMAからはフューゲート長官（当時）が出席し、両国間の防災施策について情報共有等を行ったほか、これら災害情報の共有、ワークショップへの参加などを内容とする2016-17年度の協力について、確認した。



松本内閣府副大臣とフューゲートFEMA長官（当時）

(2) 日中韓三国における防災協力

平成23年5月に東京で開催された「第4回日中韓サミット」の首脳宣言での合意事項に基づき、三国相互の支援提供・受入れ能力向上のために、「日中韓三国防災机上演習」を実施している。平成28年度については、6月に韓国（ソウル）において、韓国に大型台風が上陸したとの想定シナリオにより、三国間の効果的・効率的な支援・受援の方法について議論を行った。

第6節 国土強靱化の推進のための取組

6-1 国土強靱化アクションプラン2016の決定

平成28年5月24日、国土強靱化推進本部において「国土強靱化アクションプラン2016」（以下、「アクションプラン2016」という。）を決定した。

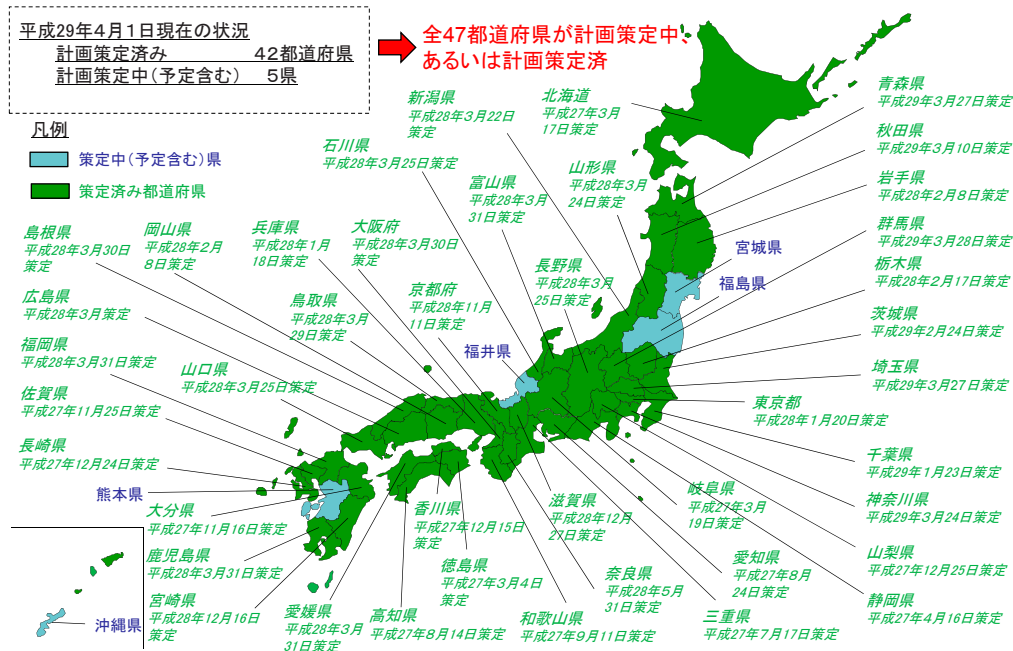
アクションプラン2016では、平成27年9月関東・東北豪雨災害や御嶽山及び口永良部島の噴火等の災害を踏まえた対策の強化を進めるとともに、国土強靱化の裾野を広げる取組として、地方公共団体や民間の取組促進、国内外への啓発活動等についても取組を強化することとした。

また、平成28年熊本地震に関しては、「今回の地震を契機として、更に議論を深め、必要な取組については国土強靱化の枠組みの中にしっかりと位置付け、重点的に推進する」旨を明記した。これに基づいて関係府省庁で連携し、熊本地震を踏まえた国土強靱化関係施策の点検を実施し、課題と対応の方向性を整理した。

6-2 国土強靱化地域計画の策定支援

地方公共団体においては、国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）の策定が進められている。平成29年4月1日時点において、42都道府県40市区町村が策定を終え、5県31市町が地域計画の策定に向けて取り組んでいる（**図表1-6-1**）。その際には、内閣官房職員が説明会等を開催し、地方公共団体による地域計画策定を支援するとともに、地方公共団体が地域計画に基づき実施する取組については、関係府省庁所管の32の交付金・補助金により支援した。また、これら関係府省庁を通じた支援の実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を地方公共団体に周知することとしている。

図表1-6-1 都道府県における国土強靱化地域計画の策定状況



出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

6-3 国土強靱化に資する民間の取組促進

国土強靱化に資する民間の取組を促進するため、平成28年度より、事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する国土強靱化貢献団体認証制度の運用を開始した。平成29年3月末現在、71団体が認証を取得している。

あわせて、平成28年度には、「すそ野の広いBCP普及のためのモデル事業」により、全国16都市でセミナーを開催してモデル事業者を公募した上で、専門家の支援のもとで事業継続計画（BCP）を策定するモデル事業を実施した。中小事業者における共通課題や策定時のノウハウ等を抽出し、これらに基づいて取組の普及を図っていく予定である。

コラム：「世界津波の日」高校生サミット in黒潮

平成28年11月25日から二日間にわたり、高知県黒潮町において世界で初めて「世界津波の日」高校生サミット in黒潮が開催された。

サミットには、日本を含む世界30ヶ国361名もの高校生が参加し、「自然災害から生き抜くために、次世代を担う私たちができること～自助・共助・公助の視点から～」というテーマの下、「自然災害を知る」、「自然災害への備え」、「自然災害からの復興」の3つの分野別に各国の取組みが発表され、意見交換が行われた。また、高台への津波避難訓練や津波避難タワーの見学などを通じ、高知県及び黒潮町の南海トラフ地震対策の取組みを学んだ。参加高校生達の自然災害や防災に関する知識や意識レベルは様々であったが、積極的に学びを深め、「語ることに自分たちが生きる意味がある」という被災経験を持つ生徒も参加していた。

こうした国境を越えた活発な議論の成果として、参加者総意で「黒潮宣言」が採択された。この宣言では、「自然災害からすべての人々の命を守りたい。」という万国共通の願いを込め、先人たちの防災・減災の志を後世に伝える責務を引き継ぎ、津波をはじめとする自然災害から一人でも多くの尊い命を守るため、できる限りの努力をする決意が述べられている。本サミットに参加した高校生にとって、様々な国や地域の方と触れ合い、防災の取組みを共有できたことは国際的視野を広げるための貴重な経験になったと思われる。

サミット開催からわずか11日後（12月7日）に、インドネシア（アチェ州北部）においてマグニチュード6.5の地震が発生した。インドネシアに帰国した参加生徒に対し、同国外の参加生徒から安否を気遣うメールが数多く届いたという。将来、それぞれの国において、参加生徒達が「若き津波防災大使」（防災リーダー）として、活躍するとともに、国や地域を超えたネットワークを構築していくことが期待される。



「世界津波の日」高校生サミット総会の様子

第2章 原子力災害に係る対策

第1節 原子力防災体制について

1-1 平時の原子力防災体制

原子力災害対策に係る施策は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。

同会議の主な役割は、内閣府をはじめとする関係省庁と関係地方公共団体の参加の下、実効性を確認した地域の緊急時対応について、国の責任の下の下承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（[図表2-1-1](#)）。

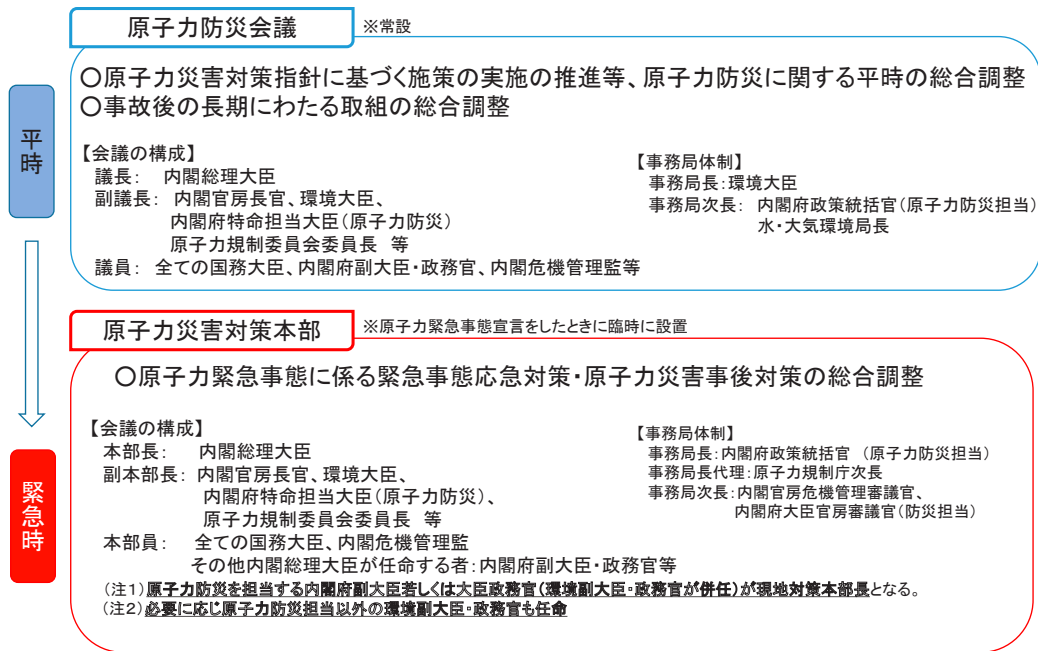
1-2 緊急時の原子力防災体制

大量の放射性物質等の放出により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、本部員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（[図表2-1-1](#)）。

同本部における役割分担について、技術的・専門的事項の判断は、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担っている。

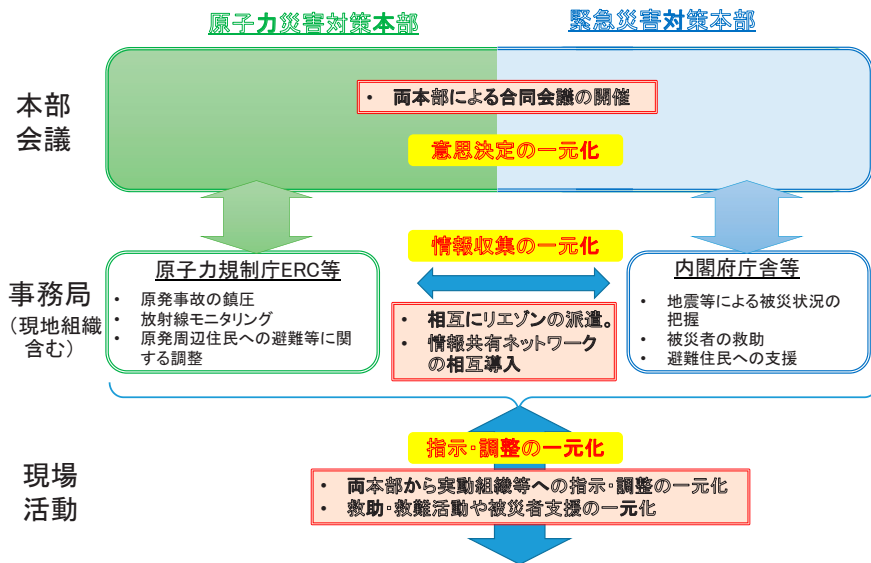
また、複合災害時に関しては、平成27年7月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（[図表2-1-2](#)）。また、平成28年11月13及び14日に実施した「平成28年度原子力総合防災訓練」においては、地震及び津波と原子力発電所事故の複合災害を想定し、地震及び津波による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び原子力災害対策本部との合同会議を実施し、両本部間の連携を検証した。

図表 2-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

図表 2-1-2 大規模複合災害時の両本部の対応イメージ (対応の方向性)



出典：内閣府資料

第2節 原子力規制委員会における原子力防災対策及び放射線モニタリングの充実

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

2-1 原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っており、この1年間に、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて、核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を進めてきた。これまでの検討結果等を踏まえてとりまとめた原子力災害対策指針の改正案について平成28年12月28日に意見公募手続を実施し、平成29年3月22日に原子力災害対策指針を改正した。

また、実用発電用原子炉の緊急時活動レベル（EAL）の見直し及び核燃料施設等のEALの設定について検討し、平成29年3月8日にそれらの考え方（骨子）をとりまとめた。

原子力災害時における医療体制については、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めている。

2-2 緊急時対応への取組

平成28年度に引き続き、原子力規制委員会は原子力事業者防災訓練に職員を派遣するなど積極的に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所との情報共有訓練を行うなど、緊急時対応能力の維持・向上を図っている。

加えて、平成28年度原子力事業者防災訓練報告会において、原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、広報活動、訓練参加率等5項目について、評価指標・基準を見直すこととし、平成28年度の評価から適用することとした。

2-3 放射線モニタリングの充実

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、平成28年4月に、北海道及び新潟県に地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。また、平成28年12月に、佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。また、原子力規制庁において、緊急時モニタリングに関する詳細な事項についてとりまとめている「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を平成28年9月26日及び平成29年3月22日に改訂し、公表した。さらに、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年6月から運用を開始した。

また、原子力規制委員会では、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成29年4月28日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表している。平成28年5月及び同年11月には、平成27年度と同様に、国際原子力機関（IAEA）環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水等を採取したのち、IAEAと日本の分析機関で得られた分析結果の相互比較を実施した。なお、平成26年及び平成27年にも同様の相互比較を実施しており、それらの結果においては、IAEAにより、分析に参加した日本の分析機関が、高い正確性と能力を有していると評価された。

また、平成28年2月10日の平成27年度第55回原子力規制委員会を踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、同年11月に結果を公表した。

このほか、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査す

るため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を行った。そのほか、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練研修」を実施した。

2-4 事故・故障等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では原子力事業者等に対し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」では許可届出使用者等に対し、発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務付けており、平成28年度に受けた報告は、原子力事業者等から5件、許可届出使用者等から3件である。

第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化

3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体は、災害対策基本法に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「地域防災計画」という。）を作成し、都道府県及び市町村が原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所から概ね30km圏内の関係地方公共団体により地域防災計画が策定されている（図表2-3-1）。地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国が積極的に支援することとしている。

図表2-3-1 地域防災計画・避難計画の策定状況（平成29年3月31日現在）

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	7	
福島地域*	13	11	8	平成28年12月、福島県が「福島県原子力災害広域避難計画」を改定。
柏崎刈羽地域	9	9	9	
東海地域	14	13	0	平成27年3月、茨城県が「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を策定。
浜岡地域	11	11	1	平成29年3月、静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を改定。
志賀地域	9	9	9	
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
13地域計	135	132	106	

注：*福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

出典：内閣府資料

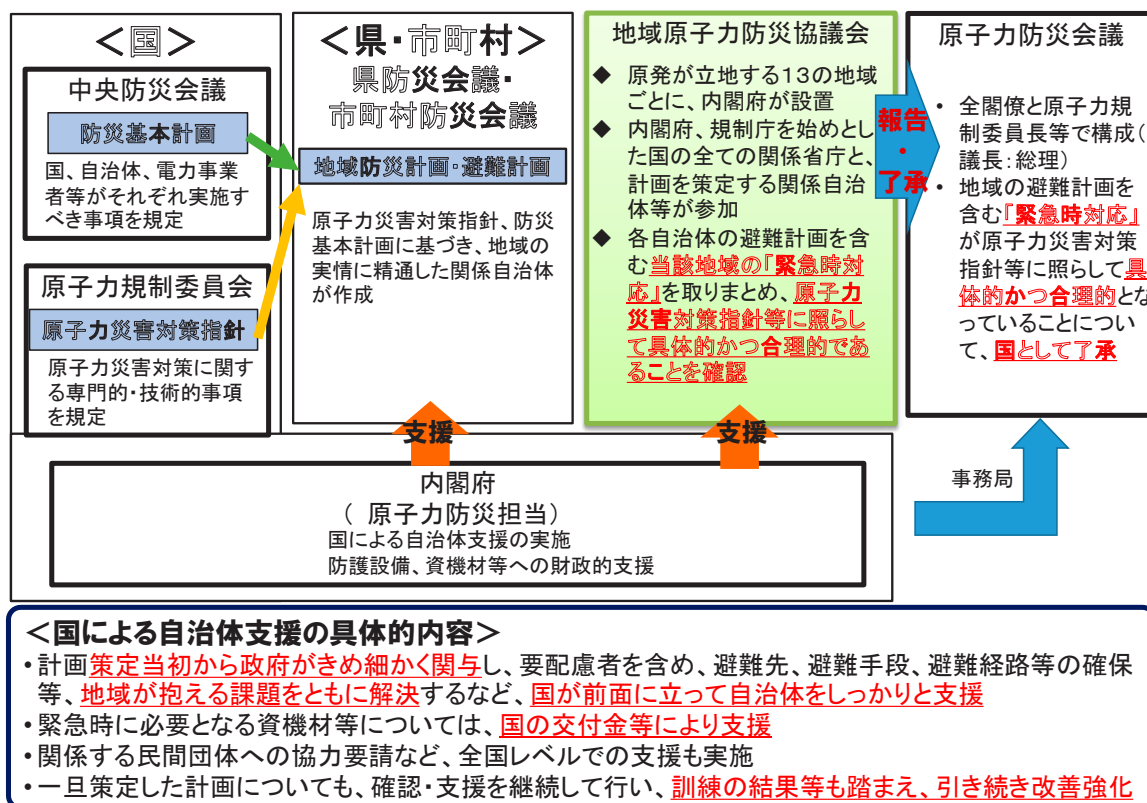
内閣府は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」（平成25年9月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月、原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の

作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表2-3-2）。

地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、避難計画を含む緊急時対応をとりまとめ、協議会において、それが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認している。また、内閣府は原子力防災会議の了承を求めるため、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告することとしている。緊急時対応の確認を行った地域については、緊急時対応の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認（Plan）に加え、協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い（Do）、訓練結果から反省点を抽出し（Check）、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図る（Action）というPDCAサイクルを導入し、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化を図っている。

各地域の緊急時対応について、平成28年度には、泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」が、玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でそれらの確認結果が了承された（図表2-3-3）。また、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

図表2-3-2 地域防災計画・避難計画の策定



出典：内閣府資料

泊地域については、泊地域原子力防災協議会の下に設置した作業部会を10回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施した。平成28年9月2日に開催された泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」をとりまとめた。

図表 2-3-3 平成 28 年度原子力防災会議で緊急時対応を了承した地域の一覧

		泊地域	玄海地域
関係自治体	道府県	北海道	佐賀県、長崎県、福岡県
	市町村	泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市長、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市
原子力防災会議開催日		平成 28 年 10 月 14 日	平成 28 年 12 月 9 日
地域原子力防災協議会開催日		平成 28 年 9 月 2 日	平成 28 年 11 月 22 日
作業部会開催実績		○平成 25 年度 10 月 22 日、11 月 6 日、11 月 22 日 ○平成 26 年度 5 月 14 日、1 月 30 日、3 月 23 日 ○平成 27 年度 7 月 30 日、12 月 22 日、1 月 14 日、2 月 25 日 ○平成 28 年度 4 月 25 日、5 月 24 日、6 月 30 日、7 月 19 日、8 月 29 日 (平成 26 年 12 月 2 日までワーキングチームとして開催)	○平成 25 年度 11 月 6 日 ○平成 26 年度 3 月 12 日 ○平成 27 年度 6 月 1 日、8 月 28 日、1 月 19 日、2 月 4 日、2 月 19 日、3 月 15 日、3 月 23 日 ○平成 28 年度 4 月 14 日、6 月 3 日、8 月 4 日、8 月 31 日、9 月 16 日、10 月 26 日、11 月 17 日 (平成 26 年 12 月 2 日までワーキングチームとして開催)

※関係自治体は、地域原子力防災協議会の構成員及びオブザーバー

出典：内閣府資料

「泊地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の 4 点が挙げられる。

- ① P A Z（発電所から概ね 5 km 圏内、約 3 千人）は、全面緊急事態で即時避難を実施。30 k m 圏外に避難先を確保。ただし、暴風雪時には、天候が回復するまで屋内退避を優先。
- ② P A Z 内の社会福祉施設の入居者、在宅の要支援者、学校・保育所・幼稚園の児童等については、事故発生後、全面緊急事態よりも早い段階（施設敷地緊急事態）から避難を開始。無理に避難すると健康リスクが高まる者は、無理な避難を行わず放射線防護施設に一旦、屋内退避。
- ③ U P Z（発電所から概ね 5 ～ 30 km 圏内、約 7 万 6 千人）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一週間程度内に一時移転等を実施。U P Z 内の約 7 万 6 千人に対応できる避難先を確保。
- ④ 観光客等の一時滞在者は、施設敷地緊急事態で、帰宅や U P Z 外への退避等を実施。なお、外国人観光客に対しても、英語など多言語により情報を伝達。

<※ P A Z、U P Z については、P.111（図表 2 - 4 - 1）※を参照のこと。>

泊地域原子力防災協議会では、北海道より「原子力防災対策の整備に終わりは無い」との認識の下、関係自治体等と連携してその更なる充実化を図る旨が表明され、国としては今後も泊地域原子力防災協議会を通じて支援を行う旨、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の実動組織関係 4 省庁からは、不測の事態には、北海道・関係町村等からの要請・ニーズにより、必要な支援を行う旨を表明している。また、北海道電力は、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことに確実に対応することを表明した。以上により、北海道等の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

玄海地域については、玄海地域原子力防災協議会の下に設置した作業部会を 14 回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施した。平成 28 年 11 月 22 日に開催された玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」をとりまとめた。

「玄海地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の 3 点が挙げられる。

- ① U P Z 内 20 の離島について、一時移転が必要となった場合は、海路等により一時移転等を実施。海路避難等ができない場合、放射線防護対策施設等で屋内退避を継続。島内避難及び架橋により本土へ避難できる島を除き、各島ごとに、全住民を収容できる放射線防護対策施設を整備。

- ②PAZ（圏内の人口約8千1百人）について複数の避難経路、避難先を確保。避難に必要となるバス等の輸送能力を確保。避難施設を一般住民向けに約8千6百人分（18施設）、要支援者向けに約7千2百人分（127施設）を確保。無理に避難すると健康リスクが高まる者等のための放射線防護対策施設（6施設）を整備。
- ③UPZ（圏内人口約25万5千人）について複数の避難経路、一時移転先を確保。一時移転に必要となるバス等の輸送能力を確保。避難先施設を約30万人分確保（約2千2百施設）。

玄海地域原子力防災協議会では、佐賀県、長崎県、福岡県より、関係自治体等と連携してその更なる充実化を図る旨が表明され、国は今後も玄海地域原子力防災協議会を通じて支援を行う旨、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の実動組織関係4省庁からは、不測の事態には、関係自治体等からの要請・ニーズにより、必要な支援を行う旨表明した。また、九州電力は、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことに確実に対応する旨表明した。以上により、佐賀県、長崎県、福岡県等の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

伊方地域については、平成27年8月に伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を確認し、同年10月に原子力防災会議においてその確認結果の報告及び了承がなされた。その後、この緊急時対応の実効性の検証を目的として、同年11月に国の原子力総合防災訓練を実施した。その上で平成28年3月に取りまとめた「原子力総合防災訓練実施成果報告書」における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るため、平成28年7月14日の伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

「伊方地域の緊急時対応」の改定のポイントとしては、訓練を踏まえたものとして、以下の5点が挙げられる。

- ①予防避難エリア（PAZ以西の佐田岬半島部）において、避難道路が途中で寸断された場合における、陸路避難・海路避難での避難先、避難経路、避難手段等の対応方法を具体化
- ②UPZ内に位置する自治体毎に、避難先までの避難経路及び避難退却時検査場所を明確化、自然災害等により、通行できない場合に備えた複数経路の設定
- ③PAZ及び予防避難エリアにおける、各一時集結所までの避難経路の設定、一時集結所までの避難経路の設定に当たっては、道路の幅員等を考慮した搬送用車両のサイズを設定
- ④映像伝送により得られた情報（渋滞・避難状況）を活用した避難誘導・交通規制の実施
- ⑤既存の放射線防護施設に加え、新たに2施設を整備（旧佐田岬小学校（佐田岬半島予防避難エリア）、嘉島小学校（UPZ内離島））

そのほか、住民への情報伝達の強化や緊急時モニタリング体制の強化などの改定が挙げられる。

伊方地域原子力防災協議会では、愛媛県より「防災対策に終わりなし」との認識の下、緊急時対応の改定を踏まえた県広域避難計画の修正や訓練の積み重ねにより、避難対策等の更なる充実強化を図る旨が表明され、国は今後も伊方地域防災協議会を通じて支援を行う旨を表明した。以上により、平成27年度の原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図ったものであることを確認した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等の人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成28年度第2次補正予算における事業として、重要度が高い要配慮者等の放射線防護対策施設に対する支援や避難経路の状況等の調査研究を行っている。また、平成29年度当初予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等の支援などを行うこととしている。

3-2 ゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄・配布、原子力災害を想定した避難時間推計ガイダンス等

(1) ゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄・配布

安定ヨウ素剤の丸剤は、嚥下機能が発達していない乳幼児（3歳未満）には対応しておらず、緊急時には薬剤師等が安定ヨウ素の粉末剤をシロップに溶いて服用させることになっており、事前配布等ができないことが大きな課題であった。

平成28年3月に丸剤の製造事業者が、有効成分（ヨウ化カリウム）を事前にゼリーに溶いた剤形でパッケージした商品を開発したことを受け、P A Z・U P Z圏内の地方公共団体は内閣府と連携して備蓄を進めた。具体的には、平成28年9月から平成29年3月に、地方公共団体が国の財政支援の下、十分に配布が行えるようP A Z・U P Z圏内の乳幼児人口の約1.5倍のゼリー状安定ヨウ素剤を購入・備蓄して、準備が整い次第事前配布を行った。



【用法・用量】

ヨウ化カリウムとして通常13歳以上には1回100mg、3歳以上13歳未満には1回50mg、生後1ヵ月以上3歳未満には1回32.5mg、新生児には1回16.3mgを経口投与する。

ゼリー状安定ヨウ素剤

(2) 原子力災害を想定した避難時間推計ガイダンス

避難計画の更なる充実化を目的として、これまでの地方公共団体における避難時間推計（E T E : Evacuation Time Estimation）の実施事例や、原子力災害対策指針、E T Eの国際的な動向等を踏まえ、内閣府は平成28年4月に原子力災害を想定した避難時間推計ガイダンスを整備した（図表2-3-4）。

同ガイダンスは、地方公共団体の実務担当者向けに、E T Eを実施する際に必要となる基本的な考え方と技術的な手順として主に以下の内容について解説するものである。

① E T Eの活用方法を踏まえた実施目的の設定

「避難計画の実効性向上」、「緊急時における対応への活用」、「住民への避難計画の啓発」の視点におけるE T Eの活用策

② 実施目的に基づくシナリオ設定の考え方

避難計画や各種施策（避難の運用、避難経路の設定、避難手段の検討、交通施策、避難退域時検査場所や避難先の運用等）の効果を適切に評価するために必要となるシナリオ設定の考え方

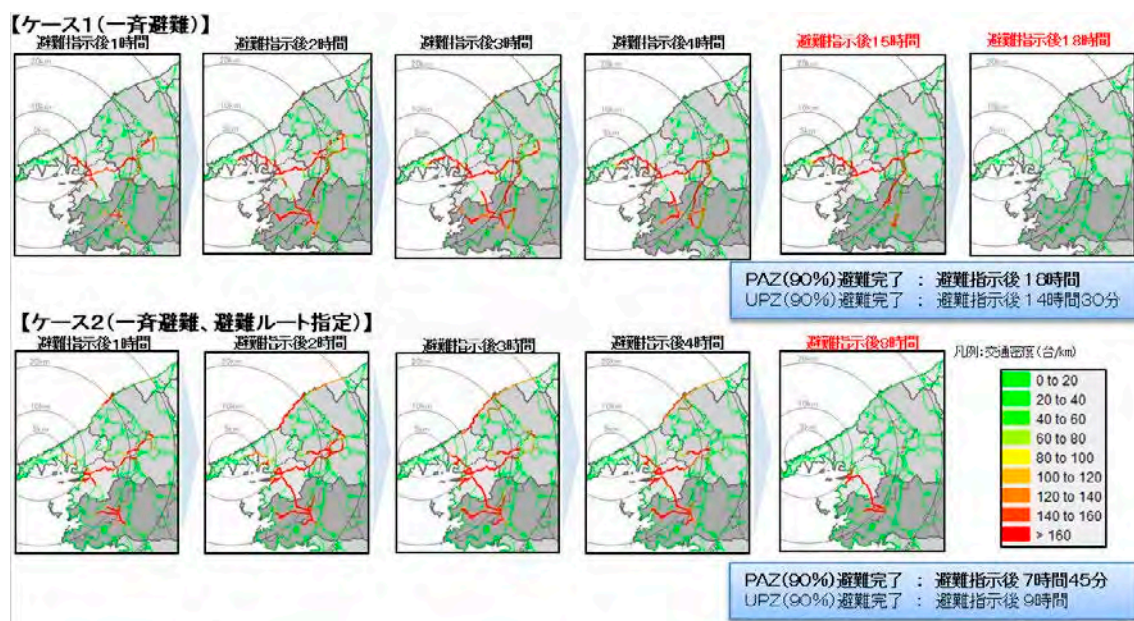
③シナリオに応じた入力データ整備

必要となる入力データの入手先や、現実的かつ実効性のあるシナリオに資するための入力データ整備の留意点

④E T Eの評価・活用

避難計画や各種施策を適切に評価するためのE T E実施結果の整理方法や、実施目的に応じたE T E実施結果の評価・活用方法

図表2-3-4 避難時間推計における避難時の状況（愛媛県の例）



出典：内閣府資料

(3) オフサイトセンターの指定

原子力災害対策特別措置法第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令で定められているが、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月に、実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に、5～30 km圏内（緊急防護措置を準備する地域（UPZ）域内）とする等の改正を行ったところである。

この改正を踏まえて、平成28年7月、東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所並びに中部電力浜岡原子力発電所のオフサイトセンターがそれぞれ移転することに伴い、同法第12条の規定に基づき、これらの施設を新たにオフサイトセンターに指定した。

また、平成28年7月に福島県南相馬市及び楡葉町において、丸川内閣府特命担当大臣（原子力防災）（当時）、福島県知事、国会議員、地元首長等の出席の下、東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所のオフサイトセンターの開所式が行われた。



福島県南相馬原子力災害対策センター開所式



福島県楢葉原子力災害対策センター（外観）

(4) 原子力災害対策の充実に向けて

平成28年3月に開催された原子力関係閣僚会議において、原子力政策に関し、地域の防災を担う地方公共団体の声に応えるために、全国知事会からの要望に対する対応として「原子力災害対策の充実に向けた考え方」をとりまとめた。この考え方を踏まえ、原子力災害対策の充実について、政府一体となって対応するため、平成28年4月に原子力災害対策関係府省会議を開催し、同会議の下に実動部隊の協力（第1分科会）、民間事業者の協力（第2分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第3分科会）の3つのテーマについて分科会を設置することを決定した。各分科会においては、地方公共団体の意見を聴きながら、専門的かつ実務的な検討を行っている。

3-3 地方公共団体や事業者における防災訓練や研修のための取組

(1) 地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、災害対策基本法等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている（**図表2-3-5**）。道府県が主催する訓練では、例年、道府県知事をはじめとする地方公共団体及び警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった国や地域の関係実動組織が参加し、住民避難や避難退域時検査については、一部実動訓練を取り入れた形で実施されている。

協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、訓練の企画・実施や評価方法の普及、訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行っている。



高浜地域における訓練の様子
(平成28年8月)



川内地域における訓練の様子
(平成29年1月)

図表 2-3-5 平成28年度における地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊	北海道原子力防災訓練 (国の原子力総合防災訓練として実施)	平成28年11月13、14日(総合的な訓練) 平成29年2月4日(冬季訓練)
東通	青森県原子力防災訓練	平成28年10月25日
女川	宮城県原子力防災訓練	平成28年11月11日
福島	福島県原子力防災訓練	平成28年10月14、22日
志賀	石川県原子力防災訓練 富山県原子力防災訓練	平成28年11月20日
福井	①福井県原子力防災訓練 ②京都府原子力防災訓練 ③滋賀県原子力防災訓練 ④岐阜県原子力防災訓練	平成28年8月27日(①～③による合同実施) 平成28年8月28日(①) 平成28年11月27日(④)
浜岡	静岡県原子力防災訓練	平成29年2月9、10日
島根	島根県原子力防災訓練 鳥取県原子力防災訓練	平成28年11月14、19日
伊方	愛媛県原子力防災訓練 山口県原子力防災訓練	平成28年9月4日(愛媛県のみ) 平成28年11月11日
玄海	佐賀県原子力防災訓練 長崎県原子力防災訓練 福岡県原子力防災訓練	平成28年10月10日
川内	鹿児島県原子力防災訓練	平成29年1月28日

出典：内閣府資料

(2) 地方公共団体や実動組織等の職員への研修の実施

内閣府では、地方公共団体等の防災業務関係者に原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解してもらうとともに、原子力災害時の対応力の向上を目的として、バス等運転業務者研修、原子力防災基礎研修、原子力災害対策要員研修及び原子力災害対策本部図上演習を実施した。

①バス等運転業務者研修

バス等運転業務者研修は、原子力災害時に住民防護活動を行うバス等運転業務者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識、住民防護の基本的考え方及び住民防護活動の流れ等を習得することを目的として実施している。平成28年度においては、29回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・放射線の基礎知識
- ・放射線測定器の取扱い、防護服等の脱着方法
- ・原子力災害対策指針に基づく住民防護の基本的な考え方 等

②原子力防災基礎研修

原子力防災基礎研修は、原子力災害に対応する地方公共団体等の災害対策要員を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として実施している。平成28年度においては、43回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・放射線の基礎知識
- ・放射線測定器の取扱い、防護服等の脱着方法 等

③原子力災害対策要員研修

原子力災害対策要員研修は、原子力災害に対応する地方公共団体等の災害対策要員を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針、東京電力福島原子力発電所事故から得られた教訓を踏

また原子力防災に関する基礎知識を修得することを目的として実施している。平成28年度においては、34回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力防災関連法令
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方
- ・東京電力福島原子力発電所事故の教訓 等

④原子力災害対策本部図上演習

原子力災害対策本部図上演習は、原子力災害に対応する地方公共団体等の災害対策要員を対象とし、緊急時の災害対応能力を習得すること、また、地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画の検証及び改善を図ることを目的としている。平成28年度においては、8回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学・実習）
- ・機能班別課題演習
- ・シナリオに基づいた図上演習 等



講義の様子
(放射線の基礎知識)



実習の様子
(防護服等の脱着方法)

3-4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

そのため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、多国間訓練に参加する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

(1) 原子力防災体制に係る協力

① 米国との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関と定期的な意見交換や訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。

具体的には、平成28年度、本枠組みの下で2回の意見交換と2回の訓練等相互招待を行い、我が国の東京電力福島第一原子力発電所事故等、日米の過去の原子力災害経験や教訓、原子力防災組織体制、人材育成・研修等について意見交換を行った。まず平成28年9月に米国カリフォルニア州で開催された原子力緊急時対応に係る上級者向け教育プログラムに参加し、原子力防災の教育・研修に関する意見交換を行った。また、同年11月には日本の北海道電力株式会社泊発電所（以下、「北海道電力泊発電所」という。）を対象とし、原子力災害の対応体制を検証することを目的として行った原子力総合防災訓練に米国関係者を招待し、訓練視察及び意見交換を行った。

また、日米間の国際協力強化を目的に、同年7月には、丸川内閣府特命担当大臣（原子力防災）（当時）がFEMA、NRC及びDOEを訪問し、避難計画の実効性向上のための取組や検査制度等について意見交換を行った。



丸川内閣府特命担当大臣（原子力防災）（当時）と
フューゲートFEMA長官（当時）の対談の様子

② 仏国との協力

平成27年5月5日に締結した「日本国内閣府大臣（原子力防災担当）とフランス共和国内務省（国民安全・危機管理総局）との間の原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、フランス共和国内務省（国民安全・危機管理総局）等の仏国の関係機関との意見交換や訓練の相互招待を通じて原子力防災体制の連携を深めている。具体的には、平成28年5月に井上内閣府副大臣（当時）による内務省関係者との原子力防災に係る意見交換を行い、また同年11月に、同国ボルドー地方ジロンド県で開催された原子力防災訓練を視察し、当該訓練における訓練の体制やシナリオ作成等について知見を共有した。



井上内閣府副大臣（当時）訪仏時の様子

③ その他国際協力

その他 I A E A や経済協力開発機構原子力機関（O E C D / N E A）等の国際機関や英国、仏国、中国、韓国、台湾等についても、意見交換や訓練視察の相互招待を行ってきた。

平成28年11月に日本の北海道電力泊発電所を対象とし、原子力災害の対応体制を検証することを目的として行った原子力総合防災訓練では、国際機関や諸外国の原子力防災関係機関から17名の視察者を受け入れた。本視察団は、事前説明会や意見交換会を含み3日間にわたり現地に滞在し、住民避難の様子や内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う様子を視察した。

(2) 多国間訓練への参加

我が国は、平成28年11月に、O E C D / N E A が主催する国際的な原子力防災訓練である I N E X 5（アイネックス ファイブ）を実施した。

I N E X は、O E C D / N E A 主催で行う国際的原子力防災の「質問主導型」机上訓練であり、第6回目となる今回の I N E X 5 は、複合災害で通信機能を喪失した状態での意思決定のプロセスに焦点を当て、我が国では、海外への情報発信及び国際緊急援助の受入れの2テーマを中心に実施された。

(3) 国際ワークショップの開催

平成28年11月に福島県において、O E C D / N E A 及び内閣府が共催で事故後の食品安全科学に関する国際ワークショップを開催した。

同ワークショップでは、福島の実況や生産者の取組のほか、県内における食品の管理状況や消費者の見解等、現場の貴重な経験を世界に発信した。また、世界の科学者から、世界の基準やチェルノブイリ等での対応と比較し、福島の生産者、自治体、国等が科学的見地から合理的に行動していることが、改めて認められた。これらを踏まえ、今後、O E C D をはじめ国際機関において、食品の放射性物質に関する安全の考え方の議論が進められていくことが確認された。

また、同ワークショップでは、福島県立相馬農業高等学校の生徒が考える福島の農業の未来像を発信した。その内容は O E C D / N E A が取りまとめる報告書に掲載されるほか、O E C D / N E A がフランスで開催する学生との交流イベントに招待されるなど、将来に繋がるものとなった。



伊藤内閣府副大臣による
ワークショップ開会の挨拶の様子



相馬農業高校生との意見交換

(4) 国際基準の調査等

オフサイトの原子力防災に関する I A E A の基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を実施するため、平成27年12月に新設された I A E A の原子力防災に係る基準委員会（E P R e S C : Emergency Preparedness and Response Standards Committee）に出席し、I A E A 及びその加盟国の有識者との議論に参加した。

第4節 平成28年度原子力総合防災訓練

4-1 実施概要

(1) 位置付け及び目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方自治体、原子力事業者等が合同で実施する訓練であり、平成28年度原子力総合防災訓練は以下を目的として実施した。

- ・ 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ・ 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ・ 「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- ・ 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ・ 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

(2) 実施時期及び対象となる発電所

北海道電力株式会社泊発電所を対象として、平成28年11月13日、14日に実施した。

(3) 参加機関等

(参加機関数：約360機関、住民を含む参加人数：約18,000人)

- ・ 政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
- ・ 地方公共団体：北海道、泊村、共和町、UPZ内11町村ほか関係市町村
- ・ 事業者：北海道電力株式会社
- ・ 関係機関：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等

(4) 事故想定

北海道南西沖を震源とする地震により、大津波警報が発表され、その後、原子炉冷却材漏えい、原子炉への注水機能喪失により全面緊急事態に至り、放射性物質が放出される事象を想定した。

(5) 訓練内容

本訓練は「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、津波災害と原子力災害との複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。

(6) 冬季訓練

冬季の暴風雪の発生を踏まえた、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を、原子力総合防災訓練の一環として平成29年2月4日に実施した。

図表2-4-1 泊地域の原子力災害対策重点区域



※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：Precautionary Action Zone

※UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone

出典：内閣府資料

4-2 訓練実績の概要

(1) 平成28年11月に実施した総合的な訓練

①迅速な初動体制の確立訓練

地震発生及び大津波警報の発表に伴い、国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの活動拠点における初動体制の確立に向け、要員を参集させ、自然災害及び発電所の状況等について情報収集を行った。また、TV会議システム等を活用して関係機関相互の連絡体制を強化し、事態の進展に備えた。



参集した要員による情報収集活動
(オフサイトセンター)

②中央と現地組織の連携による避難の実実施計画等に係る意思

決定訓練事態の進展に伴い、官邸をはじめとする各拠点が連携して、住民避難等の防護措置を立案して意思決定を行った。官邸では、全面緊急事態の発生を受けて、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われるとともに、内閣総理大臣をはじめ関係閣僚の参加による原子力災害対策本部会議を開催して、住民避難等の防護措置に関する取組等について確認し、政府の緊急事態応急対策に関する基本方針を決定した。



安倍内閣総理大臣と関係閣僚の参加による
原子力災害対策本部会議（官邸）

③全面緊急事態を受けた実動訓練

全面緊急事態の発生を受けて、PAZ内の一般住民について、津波災害の状況等を踏まえ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で避難等を実施した。また、放射性物質の放出を想定して、UPZ内住民の屋内退避を実施するとともに、その後の安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施した。各避難等については、北海道警のヘリコプター映像伝送装置等を活用して実施状況を把握した。



バスによる避難訓練の様子
(共和町から留寿都村へ)



安定ヨウ素剤の配布
(古平町)

(2) 平成29年2月に実施した冬季訓練

北海道後志地方を中心に厳しい暴風雪が発生する中、原子力災害の事態が進展する状況を想定し、当該状況下における住民の防護措置等に係る意思決定及び実動の訓練を実施した。



本部会議における住民避難等の意思決定訓練の様子
(北海道庁)



除雪車両の先導による避難の実施訓練の様子
(共和町)

4-3 訓練後の取組

平成28年度原子力総合防災訓練後、専門家の意見や訓練に参加した住民等のアンケート結果等から、改善点を抽出し、『平成28年度原子力総合防災訓練実施成果報告書』のとりまとめを行っている。今後、本実施成果報告書に取りまとめられる訓練の教訓事項やその対応方針を踏まえ、泊地域原子力防災協議会での検討を通じて、「泊地域の緊急時対応」や各種マニュアルの改善等を進めていく。また、原子力総合防災訓練についても、訓練の実施方法やメニューの更なる充実化を図り、より実践的な訓練となるよう絶えず不断の見直しを進めていく。

第2部

平成27年度において
防災に関してとった
措置の状況

概要

1 法令の整備等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」「水防法等の一部を改正する法律」等が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山災害、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに、大規模地震に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また、各種災害に関する情報・通信体制の整備、各種施設・設備の耐震補強や防災に関する普及・啓発、各種教育・訓練等を実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

平成27年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業について実施した。

(3) 財政金融措置

(株)日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等、財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災をはじめとする災害に対して、農林水産業分野や住宅分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

第3回国連防災世界会議（2015年3月開催、宮城県仙台市）で採択された「仙台防災枠組2005-2015」の普及・定着を図るとともに、災害に強い国づくりが進められるよう支援するため、国際機関を通じた拠出、アジア防災センターを通じた多国間防災協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を推進した。

第1章 法令の整備等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）

東日本大震災等の経験を踏まえ、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害が発生した場合における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、環境大臣による当該廃棄物の処理の代行等の措置について定めるもので、平成27年7月に制定された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）の施行に伴い、政令により、非常災害時において市町村が一般廃棄物等の収集、運搬、処分等を他の者に委託する場合の基準について、他人に委託して受託事務を実施する者を委託先に追加等するとともに、省令により、当該受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準等を定めるもので、平成27年7月に制定された。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第52号）

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害の教訓や、火山災害の特殊性などを踏まえ、活動火山対策の強化を図るべく、火山地域の関係者が一体となって、登山者を含めた警戒避難体制の整備を行うため、平成27年7月に公布、12月に施行された。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第25号）

福島の復興及び再生を一層推進するため、帰還する住民の生活及び地域経済再建のための拠点を整備するための事業手法である「一団地の復興再生拠点整備制度」や、住民の帰還促進を

図るための環境を整備するための「帰還環境整備交付金制度」を設けた。また、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合の税制上の特例措置を創設する等の措置を講じた。

水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・内水（公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水をいう）・高潮に係る浸水想定区域制度への拡充、雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設等の措置を講ずるほか、下水道管理をより適切なものとするため、下水道の維持修繕基準の創設等所要の措置を講ずることとした。

第2章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、Society 5.0実現に向け、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

(2) 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

総合科学技術・イノベーション会議においては、府省横断の科学技術イノベーションを実現するための「戦略的イノベーション創造プログラム」の対象課題の一つ「レジリエントな防災・減災機能の強化」において、災害関連情報の共有等の研究開発を推進した。平成27年9月関東・東北豪雨では、本プログラムにて開発している府省庁連携防災情報共有システムを活用した支援を行った。

(平成27年度決算額 科学技術イノベーション創造推進費50,000百万円の内数)

(3) 革新的研究開発推進プログラム(IMPACT)

総合科学技術・イノベーション会議においては、将来の経済社会・産業のあり方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する「革新的研究開発推進プログラム」において実施する研究開発プログラムの一つとして、極限災害環境に対応が可能な遠隔自律ロボットの実現を目指す「タフ・ロボティクス・チャレンジ」を推進した。

(平成27年度決算額 平成25年度補正予算で措置された革新的新技術研究開発基金55,000百万円の内数)

(4) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めた。

(5) 災害情報通信システムの研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の雨、風向・風速、水蒸気等を立体的に計測し、ネットワーク上で短時間に処理・配信するシステムの研究開発を行った。

(6) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構は、東日本大震災を受け、被災地である仙台市に産学官連携の研究開発拠点として平成24年4月に耐災害ICT研究センターを設置し、災害に強い光ネットワーク技術、ワイヤレスメッシュ技術やSNSへの投稿情報の分析技術等、災害対応に資する情報通信技術の研究を推進するとともに、各種防災訓練への参画等を通じて、耐災害ICTシステムの実装の促進にも努めてきた。また、ツイッターの災害関連情報をリアルタイムに分析し災害状況の把握を支援する対災害SNS情報分析システム(DISAANA)を開発し、試験公開を平成27年4月から開始した。

また、総務省においては「大規模災害時における非常用通信手段の在り方に関する研究会」を開催し、当研究会の報告書及びガイドラインをとりまとめ、厚生労働省とともに各都道府県宛てに本報告書及びガイドラインについて通知文を発出した。

(7) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、東日本大震災を踏まえ、消防及び市町村の職員が未経験の大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な意思決定ができるように、対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行った。

(平成27年度決算額 21百万円)

(8) 消防活動の安全確保のための研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防活動の安全確保のため、次の研究を行った。

- ・断熱・気密性が高い住宅での火災に対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成
- ・津波の浸水域で活動するための消防車両及び要素技術の研究
- ・土砂崩落現場での2次崩落の予測機器実用化

開発

(平成27年度決算額 25百万円)

(9) 消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度(競争的資金制度)により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防機関等のニーズ等が反映された研究開発課題や、政府方針に示された目標の達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進した。

(平成27年度決算額 131百万円)

(10) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した精度の高い遠隔操作により人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットを研究開発した。

(平成27年度決算額 222百万円)

(11) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

(平成27年度決算額 運営費交付金
124,554百万円の内数)

(12) 観測・予測研究領域

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地震、津波、火山、豪雨、土砂、豪雪等の自然災害による被害を軽減するため、それらの自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行った。

(平成27年度決算額 運営費交付金
7,020百万円の内数)

(13) 社会防災システム研究領域

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ、自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害を始め各種災害に関する質の

高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行った。

(平成27年度決算額 運営費交付金
7,020百万円の内数)

(14) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人農業環境技術研究所においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行った。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究や、東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行った。

(15) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行った。

(16) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行った。

(17) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上技術安全研究所においては、船舶運航に関するリスクを評価し、安全確保・対策を行うため、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

(18) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所におい

ては、安全・安心な社会を形成するために、次の研究を行った。

- ・大規模地震・津波から地域社会を守る研究
- ・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

(19) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効なSAR（レーダ画像）等による地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行った。

（平成27年度決算額 98百万円）

(20) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行った。

（平成27年度決算額 968百万円）

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「新たな地震調査研究の推進について」（平成24年9月改訂）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進した。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行った。

（平成27年度決算額 1,383百万円）

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用した（後掲 第2章3-1（1））。

（平成27年度決算額 1,066百万円）

(3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備した（後掲 第2章3-1（2））。

（平成27年度決算額 1,317百万円）

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における地震発生や活動予測及び津波や強震動など（災害誘因）の予測に関する基礎的研究を推進した。

(5) 海域地震発生帯研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、地殻構造や地殻活動等について精緻な調査観測研究を行うとともに、海域におけるリアルタイム地震・津波観測網を整備した。また、観測データ等に基づき地震・津波シミュレーションによる災害ポテンシャルの評価等を行った。

（平成27年度決算額 運営費交付金 32,605百万円の内数）

(6) 先端的掘削技術を活用した総合海洋掘削科学の推進

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、従来の観測手法に加え、海洋掘削による試料やデータの取得を行い、地殻活動及び物質循環の動態、プレート及びマグマの生成・変遷過程等の解明を目指した研究を行った。また、掘削技術や海底観測技術等の開発を行った。

（平成27年度決算額 運営費交付金 32,605百万円の内数）

(7) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震被害の軽減を図るため、「南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト」等を実施した。

（平成27年度決算額 1,289百万円）

(8) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、全国の主要活断層として陸域で5断層帯、海域2断層帯の合計7断層帯の分布形状や活動履歴に関する調査を行った。

(9) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域において観測点の運用・整備を行い、地下水位（水圧）、地下水温、地殻歪（ひずみ）や地震波の測定を継続した。また、北海道、青森県、岩手県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県の各沿岸において津波堆積物調査を行い、津波履歴解明を目的とする研究を行った（後掲 第2章3-1(3)）。

(10) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、都市・中核都市の安心・安全な社会を構築するため、沿岸域の地質・活断層調査による地質情報の整備を行い、駿河湾北部沿岸域の総合的な地質情報の取りまとめを進めた。

(11) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行った。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

（平成27年度決算額 8百万円）

(12) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告した。

（平成27年度決算額 282百万円の内数）

(13) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国の電子基準点等におけるGNSS連続観測、干渉SAR技術による高精度地盤変動測量等により地殻変動を調査し、調査結果や情報を防災関係機関等に提供した。

（平成27年度決算額 1,447百万円の内数）

(14) 衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究

国土地理院においては、電子基準点データに基づく電離層補正技術を開発し、ALOS-2衛星干渉SARによる国土の地盤変動監視へ適合した電離層補正システムを構築した。

（平成27年度決算額 73百万円の内数）

(15) 地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究

国土地理院においては、前年度に構築した地形・地盤情報の抽出アルゴリズムに基づくデータ作成プログラムの開発と手順書を作成した。また、同データの地震ハザードマップへの適用手順書を作成した。

（平成27年度決算額 73百万円の内数）

(16) 広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発

国土地理院においては、時空間変化を推定する解析手法の改良・開発を行うとともに、陸域と海域のデータを統合解析するためのシステムの開発を引き続き行い、解析システムのプロトタイプを構築した。

（平成27年度決算額 73百万円の内数）

(17) 干渉SAR時系列解析による国土の地殻変動の時間的推移の面的検出に関する研究

国土地理院においては、干渉SAR時系列解析システムの設計・開発に着手し、数値気象モデルによる誤差低減処理の実装等を行った。また、植生の影響のある山間部等においても、計測精度の劣化が小さい画素を効果的に取得するための技術開発を行った。

（平成27年度決算額 73百万円の内数）

(18) GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発

国土地理院においては、GNSS時系列から地殻変動情報を抽出する技術を開発するとともに、地震や火山活動の推移のより適時的な把握のために必要となるリアルタイムデータを受信、分配及び処理する装置を整備した。

（平成27年度決算額 73百万円の内数）

(19) 精密単独測位型RTK (PPP-RTK)を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発

国土地理院においては、リアルタイム地殻変動把握のためのPPP-RTKプロトタイプシステムの要素として、測位部・補正情報生成部(オフライン)を開発するとともに、外部機関から提供される実験的補正情報を用いた精度評価を行った。

(平成27年度決算額 73百万円の内数)

(20) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進した。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動等の検知能力を向上させるため、監視技術等に関する研究を行った。

(平成27年度決算額 30百万円)

(21) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した(後掲 第3章2-3(15)、3-3(6))。

(平成27年度決算額 2,381百万円の内数)

(22) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び驗潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

(平成27年度決算額 234百万円)

2-2 震災対策一般の研究

(1) 減災実験研究領域

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)等を用いて、将来起こりうる海溝型巨大地震が引き起こす長時間・長周期地震動の

影響を受けやすい建物等の耐震技術研究を実施した。

(平成27年度決算額 運営費交付金 7,020百万円の内数)

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性照査技術・耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法開発に関する研究を行った。

(4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

(平成27年度決算額 11百万円)

(5) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、巨大地震等に対する建築物の応答推定精度向上に資する入力地震動及び構造解析モデルの高度化技術に関する研究を行った。さらに、庁舎・避難施設等の地震後の継続使用性確保に資する耐震性能評価手法の構築を行った。

(6) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、橋梁基礎の地震時挙動の推定法の開発、地盤変状の影響を受ける橋の耐震性能評価技術の開発、新設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の要求性能に応じた耐震性評価技術の開発、堤防システムの耐震性評価技術の開発、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムの耐震性能照査

技術の開発、液状化判定法の高精度化等に関する研究を行った。

(平成27年度決算額 15百万円)

(7) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、既設道路橋基礎の耐震性能評価技術の提案、支承の劣化特性の解明と診断手法の提案、既設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の耐震補強技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の合理化等に関する研究を行った。

(8) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における構造物耐震補強技術に関する研究を行った。

(9) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、地震災害の防止、軽減のために、強震観測・被害調査・被災モニタリングによる地震被災メカニズムの把握、強震動予測手法の精度向上、地震災害軽減のための地盤と構造物の挙動予測と対策技術の開発を行った。

(10) 下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要なライフラインである下水道施設に関して、被災しても最低限の機能維持と早期機能回復を実現することを目的とし、限られた予算制約下で耐震対策効果を早期に発現させる耐震対策優先度評価手法を確立した。

(平成27年度決算額 9百万円)

(11) 巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、中低層建築物を対象に、使用材料や基礎構造と上部構造のバランス等の工夫を加えることで、建築物への地震被害を建物の継続利用を可能とする耐震技術と、これら技術の普及のためのガイドライン等を検討した。

(12) 地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震時に大規模な市街地火災等が想定される密集市街地を対象に、従来は想定しなかった建築物や市街地の事象を踏まえ、脆弱地域の範囲、起因条件、影響程度等を検証し、効果的な対策とその効果を明らかにした。

(平成27年度決算額 12百万円)

(13) 鉄道施設における防災・減災、老朽化対策に資する技術開発

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震性の評価手法等の防災・減災対策に資する技術開発を行った。また、維持管理の効率化を図る観点から、メンテナンスコスト低減等の老朽化対策に資する技術開発を行った。

(平成27年度決算額 344百万円の内数)

(14) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の性能評価のための調査研究を実施した(後掲 第2章7(4))。

(平成27年度決算額 17百万円)

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 地震・津波観測監視システム

(再掲 第2章2-1(2))

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用した。

(平成27年度決算額 1,066百万円)

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

(再掲 第2章2-1(3))

文部科学省においては、北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備した。

(平成27年度決算額 1,317百万円)

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第2章2-1(9))

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域において観測点の運用・整備を行い、地下水位（水圧）、地下水温、地殻歪（ひずみ）や地震波の測定を実施した。また、北海道、青森県、岩手県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県の各沿岸において津波堆積物調査を行い、津波履歴解明を目的とする研究を行った。

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

(平成27年度決算額 13百万円)

3-2 津波対策一般の研究**(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究**

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施した。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害

軽減技術の研究を行った。

(3) 土木構造物の津波対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川津波に対する河川堤防等の被災軽減技術の開発、津波の影響を受ける橋に対する防災・減災対策技術の開発、河川結氷時における津波災害の防止・軽減技術等に関する研究を行った。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、津波災害の防止、軽減のために、地震・津波複合災害に関する研究、津波災害低減・早期復旧のためのハード技術に関する研究、津波災害低減・早期復旧のためのソフト技術に関する研究を行った。

(5) 津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地域における効果的な津波避難の計画手法を提案していくための津波避難シミュレーション技術の開発と、短波海洋レーダーによる津波観測のための技術改良を行った。また、津波によって悪化した港湾域の環境を修復していくため、現地調査等を基に、湾口防波堤の海水交換技術の評価及びアマモ場の再生促進手法等の開発を行った。

(平成27年度決算額 7百万円)

(6) 津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、堤防を越える津波に対する迅速かつ現実的な方策として既存の自然地形や歴史的地物等を活かした減災に注目し、その減災効果や効果の発揮限界等の評価方法を確立するべく模型実験、数値計算等を行った。

(平成27年度決算額 18百万円)

4 風水害対策**(1) リモートセンシングによる気象稠密観測**

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を立体的・広範

囲・迅速に計測するためのレーダやライダー等の電磁波を用いた計測技術、また計測値をほぼ実時間で処理・配信する技術の研究開発を行った。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

(3) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産総合研究センターにおいては、漁港・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行った。

(4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模土石流・深層崩壊・天然ダム等異常土砂災害の推定・対策に関する研究、流動化する地すべりの発生箇所・到達範囲の予測に関する研究を行った。

(5) 風水害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川災害防除技術として、河道侵食防止に関する研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施した。

(6) 水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) の運営

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進した。

(7) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

国立研究開発法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・渇水に与

える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施した。

(8) 港湾・海岸及び空港土木施設の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人港湾空港技術研究所においては、沖合波浪観測網と高精度気象・波浪推算モデルを活用した沿岸海象のモニタリング、高波・高潮による沿岸部の被災防止のための外郭施設の設計技術の高度化、地球温暖化が沿岸部にもたらすリスク予測と対策を行った。

(9) リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、従来の雨量情報のみによる手法に比べ、住民の避難行動に結びつきやすい予測精度が高く、切迫性の伝わりやすい土砂災害発生危険度に関する情報の開発を行った。

(平成27年度決算額 12百万円)

(10) 気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動、人口減少、高齢化、巨大災害の切迫等の新たな事態に対処する低リスク社会構築に向けて、都市における水害を具体例として統合的浸水リスク評価手法、低リスク社会構築フレーム、及び対策の具体的展開手順の研究を行った。

(平成27年度決算額 19百万円)

(11) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った(後掲 第4章9)。

(平成27年度決算額 5,157百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成26～30年度）に基づき、国立大学法人等における火山噴火発生予測、噴火推移予測や火山灰、マグマの噴出の予測などに関する基礎的研究を推進した。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、噴火中の火山（西之島、口永良部島、御嶽山、桜島及び阿蘇山など）について、火山噴出物の物質科学的研究を推進するとともに、富士火山の地質図整備を進めた。

国土地理院においては、GNSS連続観測、火山変動測量及び機動観測を実施し、火山噴火予知の基礎資料として提供した。

（平成27年度決算額 1,447百万円の内数）

(2) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術の開発に関する研究を行った。

(3) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

（平成27年度決算額 224百万円）

(4) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面における海域火山の活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

（平成27年度決算額 12百万円）

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行った。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証した。

(2) 雪害の防除に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩対策施設の管理技術や合理的設計手法、冬期の降雨に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行った。

(3) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行った。加えて、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行った。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査
特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った（後掲 第2章8（1））。
（平成27年度決算額 19百万円）

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究
東日本大震災で発生した火災事例も含めた火災の実態分析や生活に密着した建物での火災危険性や燃焼性状の把握等により、多様化する火災に対する国民及び消防隊員の安全確保を実現するための研究開発を行った。

（平成27年度決算額 22百万円）

(2) 森林火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、グリーンビルディングに用いられる内外装の火災安全性評価技術の開発を行った。

(4) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

(再掲 第2章2-2 (14))

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の性能評価のための調査研究を実施した。

(平成27年度決算額 17百万円)

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

・屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進

危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、地震等の外力により損傷して危険物が流出した場合の影響が大きいと、過去に発生した地震による損傷及び流出事故を教訓に技術基準の見直しを重ね、一定の耐震化が図られてきたが、中央防災会議等において、南海トラフ地震等の大規模な地震の発生が指摘され、想定地震動に関する検討も進んでいるところであり、屋外タンク貯蔵所の実態を分析するとともに、安全性の評価・分析を行った(後掲 第3章8-2 (3))。

(平成27年度決算額 27百万円)

・危険物施設の事故防止対策

事故防止対策のため、消防庁で運用管理する統計調査系システムにより、消防本部から報告された危険物に係る事故事例を集計し、事故の原因や傾向等を分析するとともに、集計・分析結果を都道府県等へ提供した。

また、官民一体となった危険物に係る事故

防止対策を推進していくため、「危険物等事故防止対策情報連絡会」等を開催し、重大事故の発生を防止するため「危険物等事故防止対策実施要領」をとりまとめた。

(平成27年度決算額 10百万円)

・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討

天然ガスタンク併設給油取扱所の停車スペースの共用化について、必要な事故リスクの評価や新たな複合災害防止に係る安全対策のあり方について検討を行った(後掲 第3章8-2 (3))。

(平成27年度決算額 14百万円)

・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

発生が危惧される連動型巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減するために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法及び被害予測の研究を行った。また、震災後の石油類の需要増加、環境保護の観点及び資源の再利用に関する社会的要請に対して、再生資源燃料や金属スクラップなどの再生資源物質による火災を予防するため、再生資源物質の火災危険性を評価する方法の研究を行った。

(平成27年度決算額 28百万円)

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査(再掲 第2章7 (1))

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った。

(平成27年度決算額 19百万円)

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研

究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行った。また、産業保安では、リレーショナル化学災害データベースに新規事故事例、新規事故詳細分析事例、過去の重大事故詳細分析事例を登録した。

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人農業環境技術研究所においては、原発事故に対応し、高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行った。

(2) 原子力発電所等の耐震・耐津波安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行った。

(平成27年度決算額 1,037百万円)

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コード等の整備を行った。

(平成27年度決算額 826百万円)

10 その他の災害対策

グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水、温室効果気体(CO₂等)等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」に、首都直下地震を想定した政府本部運営訓練等を実施し、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施した。

(平成27年度決算額 202百万円)

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担した。

(平成27年度決算額 600,431百万円の内数)

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して関係機関と連携した訓練の実施を指示した。

また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に警察災害派遣隊即応部隊の中核である広域緊急援助隊は関係機関との合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊ではより迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行った。

(4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した通信訓練を実施した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

(5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の

消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

(平成27年度決算額 320百万円)

(6) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行った。

(平成27年度決算額 75百万円)

(7) 防災教育の充実

文部科学省においては、地域や学校の抱える防災を中心とした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法の開発や、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制構築に取り組む地域や学校を支援するとともに、教職員に対する研修を実施した。

(平成27年度決算額 147百万円)

(8) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(9) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

(平成27年度決算額 6百万円)

(10) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(平成27年度決算額 7百万円)

(11) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいて、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した。

(平成27年度決算額 2百万円)

(12) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的としたPTSD対策専門研修に対する補助を行った。

(平成27年度決算額 7百万円の内数)

(13) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施した。

(平成27年度決算額 10百万円)

(14) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理対策〔自然災害・事故等〕」、「緊急災害対策派遣隊〔TEC-FORCE〕」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に課題研究や演習を取り入れた研修を実施するとともに、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。

(15) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育

を行い、職員の資質向上を図った。

(平成27年度決算額 118百万円)

(16) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練のほか、機動防除隊等を対象とした防災技術等の研修を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、タンカーバースの点検、船舶運航関係者に対する事故時の措置の指導等を実施した。

(17) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加した。

(平成27年度決算額 418百万円)

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、首都直下地震等大規模災害に備え、指定公共機関等に多重無線通信設備及び多機能型衛星通信装置の整備を行った。

(平成27年度決算額 1,470百万円)

(2) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材やヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設を整備して各部隊・職員の専門性、経験、能力等に応じた実戦的訓練を実施した。

(平成27年度決算額 35,583百万円)

(3) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(4) 電気通信網の確保等

総務省においては、電気通信事業者に対し、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用を促進するよう指導した。

(5) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時における被災地の通信手段確保を目的として、被災地方公共団体等から災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、これらの移動通信機器を全国11箇所に配備し、被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備した。

(6) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(平成27年度決算額 320百万円)

(7) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成27年度決算額 4,939百万円)

(8) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成27年度決算額 1,746百万円)

(9) N B Cテロ災害対応資機材等の整備・維持管理

消防庁においては、緊急消防援助隊のテロ災害対応力の維持・向上のため、特別高度救助隊等の、N B Cテロ災害対応車両及び資機材の整備・維持管理を行った。

(平成27年度決算額 37百万円)

(10) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

(平成27年度決算額 27,659百万円)

(11) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行った。

(平成27年度決算額 218百万円)

(12) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(D M A T)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(平成27年度決算額 47百万円)

(13) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成27年度決算額 10,217百万円の内数)

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成27年度決算額 5,868百万円の内数)

厚生労働省においては、児童福祉施設等にお

ける防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成27年度決算額 20,801百万円の内数)

(14) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図った。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進した。

(平成27年度決算額 119,020百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(15) 農山村の防災機能強化の促進(防火・防災対策林道整備)

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行った。

また、災害避難施設等の整備に対し助成を行った。

(平成27年度決算額 3,284百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金(内閣府計上)の内数

(16) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行った。

(平成27年度決算額 124,206百万円の内数)

(17) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と協力し、実施体制の整備を支援した。

(18) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤とな

る光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施した。また、河川・道路管理用のデジタル陸上移動通信システム(K-λ)の整備に着手した。

(19) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

(20) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数
75百万円)

(21) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、静止気象衛星ひまわりの整備等を行った。

(平成27年度決算額 18,537百万円)

(22) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇等・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。

(平成27年度決算額 97,433百万円)

(23) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により、迅速的確に対処しうる体制の確保を行った。

(平成27年度決算額 80百万円)

(24) 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入

環境省においては、地震や台風等による大規

模な災害に備え、地方公共団体が実施する防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入する事業を支援した。

(平成27年度決算額 4,126百万円)

1-3 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、国土強靱化基本計画の策定、重点施策の効率的・効果的な推進方策、課題等の検討を行った。

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」並びに「防災週間」及び「津波防災の日」を中心に各種行事等を行うとともに、防災に関する総合ポータルサイトにおいて各種情報発信を行うなど、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

(平成27年度決算額 121百万円)

(3) 防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、想定されている大規模災害に備えて、広く防災に資するボランティア活動を促進するため「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」を開催し、様々な課題の整理及び環境整備の方策等について検討を行うとともに、「防災とボランティアのつどい」を開催し防災ボランティア活動の裾野を広げる取組を行った。

(平成27年度決算額 19百万円)

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における事業継続体制の確保のため、有識者による事業継続計画（BCP）の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行った。また、地

方公共団体の事業継続体制の確保に係る取組推進のため、地方公共団体における取組方策の調査等を行った。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取組を行う上での現状の検証と施策の検討を行った。

(平成27年度決算額 40百万円)

(5) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、平成25年「災害対策基本法」を改正し、地区防災計画制度を制定。本制度の普及啓発を図るため、地域における計画の作成支援を行った。

(平成27年度決算額 38百万円)

(6) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者生活再建支援法の適用に関する実態調査や住家被害認定業務の応援に関するガイドライン及び被災者の住まいに関する相談マニュアルの作成、災害対策復興事例集等の改訂を行い、周知を図った。また、被災者台帳調査等を実施し、報告書を作成した。

(平成27年度決算額 50百万円)

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(平成27年度決算額 251百万円)

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開した。

(平成27年度決算額 15百万円)

(9) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、防災基本計画の実効性を高めるため、防災基本計画の見直し・改善に必要な調査・検討を行った。また、首都直下地震対策特別措置法に係る取組の推進に必要な基礎調査を行った。

(平成27年度決算額 12百万円)

(10) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成27年度に発生した災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

(平成27年度決算額 58百万円)

(11) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応業務に関する国際標準化に向けた対応、「災害対策標準化推進ワーキンググループ」の検討に資する調査等を行った。

(平成27年度決算額 5百万円)

(12) 避難所の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査・検討

内閣府においては、災害発生時に、被災者に提供すべき情報の具体的な内容、提供方法等について調査・検討を行い、地方自治体向けのガイドライン等を策定した。

(平成27年度決算額 16百万円)

(13) 地域における女性活躍推進モデル事業

内閣府においては、地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた防災等における先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにし、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を行った。

(平成27年度決算額 16百万円の内数)

(14) 防災における女性のリーダーシップ推進に関する調査研究

内閣府においては、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修の実施に資するため、平成25年5月に作成し

た「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、男女共同参画の視点からの研修プログラムを開発、試行的に実施し、その効果や課題を明らかにする調査研究を行った。

(平成27年度決算額 6百万円)

(15) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における警察災害派遣隊派遣計画の策定・検討、災害に強い警察情報通信基盤の整備等を行うとともに、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図った。

(平成27年度決算額 1,199百万円)

(16) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、停電による信号機等の機能停止を防止する信号機電源付加装置や災害時の交通情報の提供等を行う交通情報提供装置等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(平成27年度決算額 18,111百万円の内数)

(17) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

警察庁においては、民間事業者が保有するプローブ情報を活用し、災害時の交通情報提供環境の整備を推進した。

警察庁、総務省及び国土交通省においては、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICIS（道路交通情報通信システム）の整備を推進し、本年度も提供エリアの拡大や情報内容の充実を図った。

国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

(平成27年度決算額 32百万円)

(18) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災

害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

(19) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用した。

(平成27年度決算額 4百万円)

(20) 「Lアラート」の普及促進

総務省においては、「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」において取りまとめた普及加速化パッケージを踏まえ、Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証、ライフライン情報提供の促進等を通じ、一層の普及・発展に向けた取組を推進するとともに、全国での運用開始に向けて取り組んだ。

(平成27年度決算額 387百万円)

(21) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

総務省においては、東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助し、更なる周波数の有効利用の促進を図った。

(平成27年度決算額 1,846百万円)

(22) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効とされるテレワークについて、導入が遅れている中小企業を中心に、導入支援のための人的サポートやセミナーの開催、企業規模等に応じたモデル実証等、普及展開のための施策を実施した。

(平成27年度決算額 117百万円)

(23) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手し、発災後の被害を最小限にとどめるための的確な対応が可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行った。

(平成27年度決算額 652百万円)

(24) 訪日外国人の被災時のコミュニケーション支援

総務省においては、訪日外国人が被災した際の避難所等での円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語音声翻訳システムの翻訳精度の高度化や対応言語の拡大等の研究開発を実施するとともに、実利用に適した翻訳アプリケーションの開発を行った。

(平成27年度決算額 1,362百万円)

(25) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

(平成27年度決算額 1,551百万円)

(26) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための予備送信設備等の整備の支援を実施した。

(平成27年度決算額 381百万円)

(27) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行った。

(平成27年度決算額 268百万円)

(28) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進した。

(29) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用したe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行った。

(平成27年度決算額 11百万円)

(30) 自主防災組織等の活性化

消防庁においては、地域防災力の向上のため、優良活動事例の表彰（防災まちづくり大賞）や、市町村に初期消火用資機材等を無償貸与の上、訓練を行い、地域の防災リーダーを育成強化する「地域防災リーダー育成事業」等により、自主防災組織等の活性化を図った。

(平成27年度決算額 602百万円の内数)

(31) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及び効果的な運用を図るため、全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施、緊急消防援助隊に係る要綱の見直し、南海トラフ地震アクションプラン等の策定、緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムの高度化、消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保のあり方に関する検討等を行った。

(平成27年度決算額 364百万円)

(32) 消防団の充実強化・消防団員の災害対応能力の向上

消防庁においては、消防団のPR、消防団協力事業所表示制度の展開、先進的な加入促進モデル事業の実施、地域防災力充実強化大会の開催等により、消防団の充実強化を図るとともに、装備、訓練の充実強化により消防団員の災害対応能力の向上を図った。

(平成27年度決算額 602百万円の内数)

(33) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題に関し、①消防機関と医療機関の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③緊急度判定体系の構築に係る調査・検討等を行うことにより、救急業務全般の充実強化を行い、ひいては救命率の向上につながった。

(平成27年度決算額 50百万円)

(34) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(平成27年度決算額 14百万円)

(35) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、重点地域の枠組みの活用、消防広域化推進アドバイザーの派遣、広域化の評価、検証、分析等を行うとともに、消防広域化支援対策として所要の地方財政措置を講じた。

(平成27年度決算額 8百万円)

(36) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、緊急時メンタルサポートチームの派遣要請に迅速に対応できるよう、チーム登録者の増員等に係る取組を行った。

(平成27年度決算額 3百万円)

(37) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（消防

組織法第50条)を活用して、必要な車両及び資機材等を整備した。

(平成27年度決算額 575百万円)

(38) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行った。

(平成27年度決算額 2百万円)

(39) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、より効果的・効率的な消防救急活動を行う際に必要な消防救急無線のデジタル化を推進するため、緊急消防援助隊設備整備費補助金等の財政措置の支援等を行った。

(平成27年度決算額 4,939百万円の内数)

(40) 地域防災力の総合指標に関する検討

消防庁においては、地域防災力を総合的に高める取組として、代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理など業務継続計画の策定を位置づけ、市町村職員向けの業務継続計画策定研修会の実施により、業務継続計画の策定支援手法の検討を行った。

(平成27年度決算額 6百万円)

(41) 避難勧告等の実効性を高める住民とのリスクコミュニケーションや訓練のあり方に関する調査

消防庁においては、地方公共団体で行われている避難勧告等の実効性を高める住民とのリスクコミュニケーションや訓練等の取組について調査・検討を行い、取組事例集として地方公共団体に紹介することにより、先進的な取組の普及を図った。

(平成27年度決算額 7百万円)

(42) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図った。

(平成27年度決算額 89百万円)

(43) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備を実施した。

(平成27年度決算額 1,418百万円)

(44) 公安調査庁における大規模災害等非常事態時の対処能力の維持

公安調査庁においては、大規模災害等非常事態時における治安上の問題が生じないようにするため、職員の安否確認サービスを導入し、迅速な初動体制を確立した。

(平成27年度決算額 1百万円)

(45) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、屋内運動場等の天井等について、落下防止対策等を加速化するとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(平成27年度決算額 123百万円)

(46) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)の活動費

(平成27年度決算額 9百万円)

(47) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者(高齢者・障害者等支援が必要な方々)に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(平成27年度決算額 45,749百万円の内数)

(48) 災害派遣医療チーム (DMAT) 体制整備

厚生労働省においては、以下の事業を実施した。

- ・ 医師、看護師等に対し、DMAT 隊員養成研修の実施
- ・ DMAT を統轄し、DMAT 隊員の技能継続研修等を行う DMAT 事務局の運営
- ・ 災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るヘリコプター運営

(平成 27 年度決算額 171 百万円)

(49) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行った。

(50) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進した。

(平成 27 年度決算額 2,622 百万円の内数)

(51) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備した。

(平成 27 年度決算額 20,346 百万円の内数)

(52) 農地・農業用施設の減災対策の推進

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進した。

(平成 27 年度決算額 52 百万円)

(53) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株) 日本政策金融公庫においては、中小企業が策定した事業継続計画に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進した。

(54) 再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金

経済産業省においては、風力発電所について、風車及び支柱の風圧への耐力を確認するため、検査、解析等の費用を補助した。また、発電用ダムについて、巨大地震への耐力等の調査、解析等の費用を補助した。

(平成 27 年度決算額 57 百万円)

(55) 石油製品貯蔵供給機能強化補助金

経済産業省においては、国家備蓄石油製品をより戦略的に分散蔵置し、非常時に高い機動性をもって石油を供給しうるように、タンク等貯蔵供給設備の新設・改修工事費を補助した。

(平成 27 年度決算額 465 百万円)

(56) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油分)

経済産業省においては、国家石油備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施した。

(平成 27 年度決算額 40,802 百万円)

(57) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油ガス分)

経済産業省においては、国家石油ガス備蓄基地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施した。

(平成 27 年度決算額 7,798 百万円の内数)

(58) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借り上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を増強した。

(平成 27 年度決算額 27,526 百万円)

(59) 石油製品利用促進対策事業

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、病院等に石油製品貯槽、発電機等を設置するために必要な経費の一部を補助した。

(平成27年度決算額 636百万円)

(60) 石油製品供給安定化実証等事業

経済産業省においては、地域及び災害等緊急時において石油製品の安定供給を確保するため、石油製品販売業者の運営コスト削減等による経営安定化、SSの災害対応能力強化に向けた人材の育成を支援した。

(平成27年度決算額 445百万円の内数)

(61) 地域エネルギー供給拠点整備事業

経済産業省においては、災害時を含む石油製品の安定供給を確保するためSSの地下タンクの大型化に伴う入換えや自家発電機導入、SS過疎地における簡易計量機の設置等に係る費用について支援した。

(平成27年度決算額 2,722百万円)

(62) 石油ガス地域防災対応体制整備支援事業

経済産業省においては、今後想定される大規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくため、販売事業者等の防災体制の整備や訓練の実施を支援した。

(平成27年度決算額 690百万円の内数)

(63) 石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業

経済産業省においては、首都直下地震等による地震動・液状化・側方流動等の被害に備え、①製油所等における設備の耐震・液状化対策等、②設備の安全停止対策、③他製油所等とのバックアップ能力の増強対策等や、④非常用3点セットの導入支援を行った。

(平成27年度決算額 15,996百万円)

(64) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国

土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行った。

(65) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

(66) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地において地籍調査が進捗していたことにより迅速な復旧・復興に貢献したという教訓を踏まえ、大規模災害想定地域等における地籍整備を推進した。

(平成27年度決算額 14,603百万円)

(67) TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織するTEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進した。

(平成27年度決算額 2,818,803百万円の内数)

(68) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて、わかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(平成27年度決算額 53百万円)

(69) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、物流事業者等の関係者から構成される協議会を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送について検討を行うとともに、検証のための訓練を実施した。

また、支援物資輸送の拠点の位置情報等を集約した一覧性のある地理情報システム(GIS)を構築した。

(平成27年度決算額 7百万円)

(70) 電子国土基本図整備

国土地理院においては、従来の地形図に替わるデジタルの基本図として、国土管理や防災施策の円滑な実施に必要な地貌、土地状況及び構造物等の国土を表す基本的な地理空間情報を表記した電子国土基本図の整備・更新を行った。

(平成27年度決算額 409百万円の内数)

(71) 情報システムの整備による災害発生時の応急活動の強化・充実

国土交通省においては、災害時の応急活動の強化・充実を図るため、自動車のプローブ情報やSNS等のビッグデータを活用するための情報システムの整備・検討を実施した。

(平成27年度決算額 88百万円)

(72) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に緊急輸送を確実・迅速に実施するため、本省・地方運輸局等に緊急連絡機器を整備するとともに、関係機関と連携した大規模災害発生時の緊急輸送に係る計画の策定及び訓練を実施した。

(平成27年度決算額 37百万円)

(73) 訪日外国人旅行者への初動対応体制の構築

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報発信アプリ「Safety tips」について、気象特別警報、噴火速報を追加するとともに、対応言語を中国語（簡体字/繁体字）、韓国語、日本語へ拡大した。また、普及促進のため、交通機関のゲートウェイや観光案内所等でPRを行った他、外国人旅行者が多く利用するアプリやWEBサイトで情報発信を行った。

(74) 自然災害基礎情報整備

国土地理院においては、自然条件に即した効果的な防災対策・危機管理対策に寄与することを目的とし、地形、表層地質、地盤条件等について調査を行い、脆弱地形データ及び火山防災地形データの整備を行った。

(平成27年度決算額 31百万円の内数)

(75) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。

(76) 浄化槽の台帳システムの整備推進

環境省においては、自治体における災害復旧に対応した浄化槽の管理基盤の強化を促進するため、浄化槽台帳システムの新たな利活用やGIS化による災害対応力強化に関する調査を実施した。

(平成27年度決算額 12百万円)

(77) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）という考え方の普及啓発

環境省においては、専門家による検討会において、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の考え方をとりまとめ、その普及のためハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」と事例集を作成した。

(78) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、原子力災害等への対処能力の向上を図った。また、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進した。

(平成27年度決算額 114,870百万円)

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、5月と11月（津波防災の日）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部

の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、都道府県警察に対し運転免許保有者に対する講習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、災害時に運転者が採るべき措置について普及啓発を図るよう指導した。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」にあわせて総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」にあわせて、津波防災の普及・啓発を図ることを目的に大規模津波防災総合訓練等の地震・津波対策訓練を実施した。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。さらに、地震防災対策強化地域判定会及び東海地震に関連する情報等に係る業務の訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練に参加するとともに対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施したほか、地方公共団体、関係機関と連携し大規模地震災害対策訓練等を行った。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地

区及び東扇島地区）の維持管理を行った（後掲第3章3-2（1））。

（平成27年度決算額 110百万円）

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修を行った（後掲第3章3-2（2））。

（平成27年度決算額 54百万円）

(3) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設等や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

(4) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

（平成27年度決算額 13,081百万円）

(5) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進した。

（平成27年度決算額 77,354百万円の内数）

(6) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、校舎等の耐震化等を推進した。

（平成27年度決算額 225,081百万円の内数
※内閣府で計上している沖縄分を含む）

(7) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援した。

（平成27年度決算額 34,458百万円）

(8) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行った。

（平成27年度決算額 179,207百万円の内数

※内閣府で計上している沖縄分を含む）

(9) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、「地震防災対策特別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行った。

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

さらに、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

（平成27年度決算額 840百万円）

(10) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進した。

（平成27年度決算額 25,327百万円）

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(12) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が

高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した。

（平成27年度決算額 61,851百万円の内数）

(13) 漁港・漁村の防災力の向上

農林水産省においては、平成24年3月に策定された第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、東日本大震災の教訓を踏まえ、漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策を推進した（後掲第3章3-2（4））。

（平成27年度決算額 119,020百万円の内数）

(14) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲第3章3-2（5）、4-2（3））。

（平成27年度決算額 34,421百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数）

(15) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進した。

（平成27年度決算額 204,128百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数）

(16) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進した。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策を実施した。

（平成27年度決算額 16,704百万円の内数）

(17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(18) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成27年度決算額 29,561百万円の内数)
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- (平成27年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- (平成27年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付
- (平成27年度決算額 1,406百万円の内数)

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- (平成27年度決算額 防災・安全交付金の内数)

- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- (平成27年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施
- (平成27年度決算額 8,147百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援
- (平成27年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

(平成27年度決算額 122百万円)

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。

(平成27年度決算額 210百万円)

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援。

(平成27年度決算額 22百万円)

- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援した。

(平成27年度決算額 344百万円)

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」等を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐震化・耐津波化を推進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

(平成27年度決算額 5,157百万円の内数)
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(20) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生要因等が想定される土砂災害危険箇所について土砂災害防止施設の整備、維持管理・更新等を戦略的に推進した。

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や無電柱化等各種道路事業を実

施した。

(平成27年度決算額 1,698,264百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数)

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

(平成27年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数)

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(平成27年度決算額 1,698,264百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数)

(25) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(平成27年度決算額 防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

(26) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図った。(後掲 第3章3-2(7))。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・
安全交付金の内数)

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事

業により大規模盛土造成地マップ等の作成、住民への情報提供、防止対策に向けた詳細調査を推進した。

(平成27年度決算額 防災・安全交付金及び
社会資本整備総合交付金の内数)

(28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を推進した。

(29) コンビナート港湾の強靱化の推進

国土交通省においては、大規模地震・津波発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度の適用を受けた者に対する固定資産税の特例措置を創設し、民間事業者による耐震改修の促進を図った。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数)

(30) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付することで、災害時において迅速な復旧・復興を可能とした。

(平成27年度決算額 32,850百万円の内数)

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、想定地震・津波の再評価に向けた検討を行ったほか、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動について検討・とりまとめを行った。(後掲 第3章3-3(1))。

(平成27年度決算額 181百万円)

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震応急対策活動に係る具体計画等の検証

内閣府においては、具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行った。また、海からのアプローチによる医療機能の提供について、実証訓練や課題の検討・取りまとめを行った。

(平成27年度決算額 32百万円)

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民による都市再生安全確保計画の作成を促進した。

(平成27年度決算額 25百万円)

(4) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行った(後掲第3章3-3(2)、5-3(2))。

(平成27年度決算額 162百万円)

(5) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。

また、都道府県警察に対し災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう指導した。

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(平成27年度決算額 31,969百万円)

(7) 庁舎及び合同宿舎等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施

した。

(平成27年度決算額 4,133百万円)

(8) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生に備え、多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能を考慮し、主要駅や高架橋等の耐震補強に要する費用の一部を補助した。

また、南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するため、本州四国連絡橋(本四備讃線)の耐震補強を実施した。

(平成27年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 1,564百万円の内数
都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道) 11,673百万円の内数
本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強 100百万円の内数)

(9) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(平成27年度決算額 102,853百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数)

(10) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(11) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(平成27年度決算額 4,475百万円)

(12) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実

施した。

(平成27年度決算額 31百万円の内数)

(13) 海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震・津波発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCPの策定及び緊急確保航路等における航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進した(後掲 第3章3-3(4))。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(14) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、地震防災対策強化地域に係る観測成果等を東海地震に関連する情報として発表するとともに、防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。

(15) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

(再掲 第2章2-1(21))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努めた(後掲 第3章3-3(6))。

(平成27年度決算額 2,381百万円の内数)

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を実施した。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第3章2-2(1))

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹の広域防災拠点(有明の丘地区及び東扇島地区)の維持管理を行った。

(平成27年度決算額 110百万円)

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

(再掲 第3章2-2(2))

内閣府においては、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の円滑な活動に資するための施設の改修を行った。

(平成27年度決算額 54百万円)

(3) 海岸防災林の整備

農林水産省においては、海岸防災林について、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を実施した。なお、東日本大震災で被災した海岸防災林については、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら整備を実施した。

(平成27年度決算額 70,122百万円の内数)
(復興特会含む)

(4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第3章2-2(13))

農林水産省においては、平成24年3月に策定された第3次漁港漁場整備長期計画に基づき、東日本大震災の教訓を踏まえ、漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策を推進した。

(平成27年度決算額 119,020百万円の内数)

(5) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(14))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した(後掲 第3章4-2(3))。

(平成27年度決算額 34,421百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本

整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(6) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災の津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(7) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

(再掲 第3章2-2 (26))

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図った。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(8) 津波災害に強いまちづくりの推進

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(平成27年度決算額 29,561百万円の内数)
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

(平成27年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

(平成27年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成27年度決算額 1,406百万円の内数)

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

・南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成27年度決算額 防災・安全交付金の内数)

・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(平成27年度決算額 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成27年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

(9) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進した。

(平成27年度決算額 16,704百万円の内数)

(10) 港湾における津波避難対策の実施

国土交通省においては、港湾における津波避難機能を確保するため、地方公共団体による津波避難施設の整備を推進した。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第3章2-3 (1))

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、想定地震・津波の再評価に向けた検討を行ったほか、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動について検討・とりまとめを行った。

(平成27年度決算額 181百万円)

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第3章2-3 (4))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行った(後掲

第3章5-3(2))。

(平成27年度決算額 162百万円)

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。また、都道府県警察に対して災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう指導した。

(4) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第3章2-3(13))

国土交通省においては、大規模地震・津波発生時にも港湾機能を維持するため、港湾BCPの策定及び緊急確保航路等における航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進した。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(5) 旅客及び船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶津波避難マニュアル作成の手引き(平成26年3月公表)、モデルのマニュアル(平成27年6月公表)を船舶運航事業者に周知する等、津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を行うことで、船舶の津波避難対策推進を図った。

(6) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第2章2-1(21)、第3章2-3(15))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表して、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(平成27年度決算額 2,381百万円の内数)

(7) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、南海トラフの巨大地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用

するとともに、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成支援のため海底地形データの提供を行った。

(平成27年度決算額 154百万円)

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年、建設省)により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行った。

(2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進した。

(平成27年度決算額 61,851百万円の内数)

(3) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(14)、3-2(5))

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進した。

(平成27年度決算額 34,421百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全

度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進した（後掲 第4章3-1（2）、8（1））。

（平成27年度決算額 38,363百万円の内数）

（5）建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

（6）河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP（マルチパラメータ）レーダ等の整備を行った。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施した。

（7）水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を実施する。

（平成27年度決算額 115百万円）

（8）土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。また、警戒避難に必要な情報の提供等総合的な土砂災害対策を推進した。

（9）道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。

（平成27年度決算額 1,698,264百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数）

（10）港湾の風水害対策

国土交通省においては、風水害対策として、港湾機能低下の危険性を回避するための港湾施設の整備を推進した。

（平成27年度決算額 283,070百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・
安全交付金の内数）

4-3 その他

（1）土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、平成26年8月の広島土砂災害を踏まえた土砂災害対策について検討・とりまとめを行い、それを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の一部改定を行った。また、平成27年9月関東・東北豪雨による災害を踏まえた水害対策について検討・とりまとめを行った。

（平成27年度決算額 37百万円）

（2）風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図った。

（3）風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び指定緊急避難場所等の周知、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

（4）災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図

るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

(6) 防災上の配慮を要する者が利用する施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進するとともに、平成26年11月に改正された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、当該施設への情報伝達体制を市町村地域防災計画において定めるなどの警戒避難体制の充実・強化を図った。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、人口、資産が集中している政令指定都市や、近年、甚大な水害、土砂災害等が発生した地域において、重点的にXRAIN（国土交通省XバンドMP（マルチパラメータ）レーダネットワーク）の整備を行い、全ての政令指定都市がほぼXRAINでカバーされた。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省及び気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

(10) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既存市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進した。

(11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進した。

(12) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、想定される最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成を推進するとともに、市町村のハザードマップ作成を支援する。

「土砂災害防止法」に基づき、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図るため、市町村による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援するとともに、その進捗状況を把握する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。

(13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図った。

(14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施した。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行った。

また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が切迫している地域において、引き続き「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図った。

(15) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所等の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(16) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

(17) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各自治体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進した。

（平成27年度決算額 鉄道施設総合安全対策事業費補助 1,564百万円の内数
都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）
11,673百万円の内数）

(18) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮、洪水に関する予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達を行った。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等について

の教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、活動火山対策特別措置法の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担した。（平成27年度決算額 600,431百万円の内数）

(2) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した。

（平成27年度決算額 61,851百万円の内数）

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進した。

(4) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施した。

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成26年9月の御嶽山噴火の教訓や平成27年12月に施行された活動火山対策特別措置法等を踏まえ、火山専門家を活用する仕組みの構築や火山専門家の育成に関する検討及び体制整備、大規模降灰時の対応策の検討等を行った。

（平成27年度決算額 79百万円）

(2) 総合防災情報システムの整備

（再掲 第3章2-3（4）、3-3（2））

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの整備・運用を行った。

(平成27年度決算額 162百万円)

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(5) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。

(6) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点(GNSS連続観測施設)、GNSS火山変動リモート観測装置(REGMOS)、自動測距測角光波測距連続観測装置(APS)等による地殻変動の連続監視を実施した。

(平成27年度決算額 1,447百万円の内数)

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の観測・監視を行い、噴火警報等を適時適切に発表することで、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会での共同検討を通じた噴火警戒レベルの設定・改善や、御嶽山の噴火を教訓とした観測体制の強化、情報の改善を行った。

(平成27年度決算額 5,146百万円)

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して関係機関と連携した救出救助訓練の実施及び救助活動のための体制の確立について指示した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

(平成27年度決算額 600,431百万円の内数)

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

※保育所については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度より内閣府予算に計上

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防護柵の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を実施した。

(平成27年度決算額 61,851百万円の内数)

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を推進した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進した。

また、除雪体制の強化方策として、立ち往生の発生のおそれのある区間の公表や、早めの通

行止めを行うことによる除排雪作業の集中的実施、並行する高速自動車国道等との通行止めのタイミング等の調整や、除雪機械等の広域連携の強化、道路利用者に対する冬タイヤ、チェーン等の装着の呼びかけや、ツイッターによる通行止め状況の提供等を推進した。

(平成27年度決算額 1,698,264百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数)

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積雪対策のより一層の推進を図った。

(平成27年度決算額 5,157百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備
総合交付金の内数)

(6) 雪崩対策

国土交通省においては、都道府県が実施する雪崩危険箇所における施設整備を支援するとともに、景観・環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工・管理等について調査・研究を推進する。

(7) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(8) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(平成27年度決算額 1,453百万円)

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所の把握及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導体制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行った。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

(27年度決算額 66,532百万円の内数)

※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金の内数)

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新した。

(平成27年度決算額 589百万円)

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成
(平成27年度決算額 1百万円)
- ・消防庁長官による火災原因調査の実施
- ・製品火災対策の推進・火災原因調査の連絡調整
(平成27年度決算額 8百万円)
- ・消防用機器等の国際動向への対応
(平成27年度決算額 12百万円)
- ・住宅防火対策の推進
(平成27年度決算額 8百万円)
- ・消防法令に係る違反是正推進
(平成27年度決算額 19百万円)
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案
(平成27年度決算額 6百万円)
- ・火災予防の実効性向上・火災予防に係る規制体系の再構築の検討
(平成27年度決算額 24百万円)

・外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進

(平成27年度決算額 5百万円)

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練に加え、危険物管理施設の従業員等を対象とした危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導した。

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、都道府県警察に対して火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、都道府県警察に対して関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討

「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討」（再掲 第2章8(1))

「給油取扱所の安全対策の検討」

「屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進」（再掲 第2章8(1))

(平成27年度決算額 43百万円)

- ・危険物施設の事故防止対策等（再掲 第2章8(1))

(平成27年度決算額 10百万円)

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

(平成27年度決算額 14百万円)

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、防災本部の主な役割である災害時における関係機関の情報共有、関係機関の連携体制、住民への情報伝達の充実強化を図ることを目的とした石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練のあり方について調査研究を行った。また、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織の技能や士気の向上を図った。

(平成27年度決算額 10百万円)

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

(平成27年度決算額 1百万円)

(5) エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設

消防庁においては、緊急消防援助隊に編成される、石油タンク火災や化学プラント爆発等のエネルギー・産業基盤における特殊災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊の中核となる車両を、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して整備した。

(平成27年度決算額 312百万円)

(6) 高圧ガス等技术基準策定研究開発等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施した。

(平成27年度決算額 109百万円)

(7) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(8) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、災害に伴う停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する次世代LPガス保安システムの調査研究やバルク貯槽検査技術高度効率化のための調査研究、LPガス事故件数低減に向けた事故データ分析・調査及び消費者等への保安啓発等を実施した。

(平成27年度決算額 257百万円)

(9) 石油精製業保安対策事業

経済産業省においては、石油精製プラント等に係る事故防止や「高圧ガス保安法」における技術基準等の制定・改正や制度設計に向け、関係者への事故原因・再発防止策の提供や、事業者のリスク評価を促すための指針策定、実験等によるデータ取得及び検討を行った。

(平成27年度決算額 232百万円)

(10) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施した。

(平成27年度決算額 22百万円)

(11) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、大型タンカーバースにおける安全な荷役等について指導し、安全防災対策の充実を図った。また、船舶所有者、施設の設置者等に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導した。

(12) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を実施した。

(平成27年度決算額 1百万円)

(13) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために高精度の漂流予測が必要であることから、漂流予測の評価・補正を行うための常時監視可能なブイの整備を実施した。

(平成27年度決算額 11百万円)

(14) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化し、関係行政機関等からの要請に応じて提供可能な体制を維持した。

(15) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい

影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を実施した。

(平成27年度決算額 3百万円)

9 原子力災害対策**9-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の緊急事態応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示した。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(3) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施した。

(平成27年度決算額 1百万円)

(4) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

(平成27年度決算額 240百万円)

9-2 防災施設設備の整備**(1) 原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化**

内閣府においては、緊急時に即時避難が困難な要配慮者・住民等の屋内退避施設や現地の緊急時対策拠点施設の放射線防護対策及び放射線防護対策施設での屋内退避の実施に必要な資機材・物資の備蓄を支援した。

(平成27年度決算額 9,744百万円)

(2) 福島県におけるオフサイトセンターの再建

内閣府においては、福島県大熊町にあるオフサイトセンターが東日本大震災で被災し使用不可能となったため、福島県南相馬市及び楡葉町にそれぞれオフサイトセンターを再建し、原子力防災のための体制を再構築し、福島県の復興を支援した。

(平成27年度決算額 1,962百万円)

(3) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

(平成27年度決算額 3,063百万円)

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体の行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行った。また、地方公共団体における防災訓練の実施やオフサイトセンターに係る整備等を支援した。

(平成27年度決算額 8,167百万円)

(2) 地域防災計画の関連調査

内閣府においては、地方公共団体による地域防災計画の策定・充実化を積極的に支援するため、必要な基礎資料を取りまとめるための調査を実施した。また、緊急時に関係者が情報共有するために、地域毎に地域防災計画の関連情報を整理した。

(平成27年度決算額 20百万円)

(3) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q&A」による情報提供等のリスクコミュニケーションに取り組んだ。

(平成27年度決算額 39百万円の内数)

(4) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、消費者行政の「現場」である地方公共団体の行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「地方消費者行政推進交付金」を交付した。本交付金を活用し、消費者を取り巻く様々な課題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その結果を全国的に波及・展開させる「先駆的プログラム」を実施し、テーマとして、消費者教育の推進を掲げ、風評被害防止に向けた地方公共団体の取組を重点的に支援した。

また、被災4県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に対して、「地方消費者行政推進交付金」（復興特別会計）を別途交付し、被災地における消費サイドの放射性物質検査体制の整備等を重点的に支援した。

国民生活センターにおいては放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

(平成27年度決算額 5,482百万円の内数)

(5) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、ハンドブック等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、放射性物質や放射線に関する事故等発生時における消防活動上の留意点について検討を行った。

(平成27年度決算額 6百万円)

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(平成27年度決算額 2百万円)

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成27年度決算額 67百万円)

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制を検討した。

(平成27年度決算額 0百万円)

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等における爆発火災災害の防止、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う道路復旧工事における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図った。

(平成27年度決算額 223百万円の内数)

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(5) ガス導管劣化検査等支援事業

経済産業省においては、公共の安全を確保す

るため、保安上重要な建物等の敷地内に埋設された、腐食のおそれのある経年埋設内管（ガス管）の交換・修繕に必要な土木工事費等の一部について補助を行った。

(平成27年度決算額 262百万円)

(6) ガス工作物技術基準適合性評価等委託費

経済産業省においては、地震等の大規模災害時において都市ガス施設等の早期復旧と二次災害を防止するため、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物の設置状況等の地図情報の所用の情報を盛り込んだ「ガス防災支援システム」の維持・運用を行った。

(平成27年度決算額 60百万円)

(7) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施した。

(平成27年度決算額 98百万円)

第4章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、防災・減災対策、老朽化対策、地域活性化等への課題に対応するため、以下の項目に重点化を図った。

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等、国土強靱化に向けた取組を推進した。
- ・管理施設の老朽化に対応するため、新技術の導入や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等の取組を推進した。

(平成27年度決算額 778,777百万円)

(1) 気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に備えた治水対策

国土交通省においては、気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する整備や堤防強化対策など、予防的な治水対策を重点的に実施した。また、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策を集中的に実施した。

(2) 大規模土砂災害等に備えた対策

国土交通省においては、広島における土砂災害等、近年の災害発生状況等を考慮し、地域の安全度向上に寄与する砂防堰堤等の施設整備等の予防的な対策を重点的に実施するとともに、激甚な土砂災害が発生した地域等において再度災害防止対策を集中的に実施した。また、伊豆大島の土砂災害を踏まえ、火山地域における土砂災害危険度の調査を実施した。

(3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

国土交通省においては、切迫する大規模地震に備え、人命を守るとともに社会経済システムが機能不全に陥らないように、東日本大震災の教訓を活かした津波防災地域づくりを進めるとともに、堤防の耐震・液状化対策等を重点的に実施した。

(4) 戦略的維持管理・更新

国土交通省においては、施設の老朽化に対応し、トータルコスト縮減と施設機能確保のため、長寿命化計画の策定、それに基づく点検・診断、補修・更新、記録の着実な実施、更新機会を捉えた施設の質的向上、新技術の導入、人材育成等の戦略的維持管理・更新を推進した。また、自治体に対して技術的支援を講じた。

2 治山事業

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進した。

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施した。

(平成27年度決算額 18,288百万円の内数)

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

新規1地区、継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施した。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続9地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施した（後掲 第4章3-1（1））。

(平成27年度決算額 14,165百万円の内数)

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治

山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施した。

(平成27年度決算額 157百万円)

(2) 補助事業

- ・ 治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風、集中豪雨等により甚大な被害を受けた災害に係る4地区において治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施した。

台風、集中豪雨等により著しく激甚な地すべり災害が発生した地区において、再度災害を防止するため、緊急かつ集中的に地すべり防止施設による復旧整備を行う地すべり激甚災害対策特別緊急事業を1地区において実施した。
- ・ 山地治山総合対策事業

都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を実施した。

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地域において地すべり防止事業を実施した(後掲第4章3-1(2))。

治山施設の適切な設置と森林の造成により、海岸部における飛砂害や風害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防備、雪崩等による被害の防止・軽減を図る防災林造成事業を実施した。
- ・ 水源地域等保安林整備事業

水源涵養機能の維持増進を通じて良質な水の安定的な供給と国土の保全に資するため、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林を維持・造成することとし、荒廃地や荒廃森林を再生するために必要な施設の設置と森林の整備を面的かつ総合的に推進した。

(平成27年度決算額 27,236百万円の内数)

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を

実施した。

(1) 直轄事業

- ・ 直轄地すべり対策事業

農地及び農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

(平成27年度決算額 1,529百万円)
- ・ 直轄地すべり防止事業

(再掲 第4章2-2(1))

林野の保全に係る地すべりについて、継続9地区(直轄治山と重複している地区を含む。)において、事業を実施した。

(平成27年度決算額 14,165百万円の内数)
- ・ 地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

(平成27年度決算額 基礎技術調査費 211百万円の内数)

(2) 補助事業

- ・ 地すべり対策事業

(再掲 第3章4-2(4))

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した(後掲 第4章8(1))。

(平成27年度決算額 38,363百万円の内数)
- ・ 地すべり防止事業

(再掲 第4章2-2(2))

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施した。

(平成27年度決算額 27,236百万円の内数)

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

(2) 再度災害防止・危機管理対策

大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援した。

5 海岸事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策等を重点的に実施した。

(平成27年度決算額 4,400百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、津波、高潮及び侵食対策として、近年津波、高潮等による被害が発生した海岸の再度災害対応や、背後に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸の保全対策を重点的に実施した。

(平成27年度決算額 30,021百万円の内数)
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施した。

6-1 直轄事業

- ・ 国営総合農地防災事業等
農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。
(平成27年度決算額 20,346百万円)

6-2 補助事業

- ・ 農地防災事業
農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。
(平成27年度決算額 38,584百万円の内数)
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。

- ・ 農業用施設等災害関連事業
被災した農業用施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の農業用施設等災害関連事業を実施した。
(平成27年度決算額 4,266百万円)
- ・ 直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業
災害の再発防止のため、豪雨等により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地について、当該災害発生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。
(平成27年度決算額 8,360百万円)
- ・ 後進地域特例法適用団体補助率差額
(平成27年度決算額 544百万円)
- ・ 漁港関係災害関連事業
漁港施設等の再度災害を防止するための漁港災害関連事業、漁業集落環境施設を復旧す

るための災害関連漁業集落環境施設復旧事業及び海岸に漂着した大規模な流木等を緊急的に処理する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施した。

(平成27年度決算額 121百万円)

(2) 国土交通省所管事業 (河川等)

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められた場合に、災害復旧事業と合併して新設または改良事業を実施した。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行ったほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施した。

(平成27年度決算額 25,600百万円)

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

・地下水調査 (保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

(平成27年度決算額 基礎技術調査費 211百万円の内数)

・地盤沈下対策事業

(再掲 第3章4-2(4)、第4章3-1(2))

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(平成27年度決算額 38,363百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数)

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築3事業を実施した。

(平成27年度決算額 343百万円)

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(平成27年度決算額 0.7百万円)

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水保全管理調査の結果に関する評価を引き続き行った。

(平成27年度決算額 6百万円)

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において干渉SAR技術による高精度地盤変動測量及び水準測量を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行った。これらの結果を活用し、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。

(平成27年度決算額 29百万円)

(5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行うほか、広域の地盤高を高精度で計測可能な衛星データを活用する観測手法の実用性について評価し地盤沈下監視体制への導入を検討した。

(平成27年度決算額 14百万円)

9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4 (11))

国土交通省においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。

(平成27年度決算額 5,157百万円の内数
※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数)

(1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(2) 都市下水路事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、797億円の防災対策事業債(自然災害防止事業)の対象とした。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、952億円の一般事業債(河川等分)を措置した。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(平成27年度決算額 471百万円)

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(平成27年度決算額 1,640百万円)

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道(株)が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

(平成27年度決算額 1,377百万円)

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者の多数が開業後70年以上を経過しており、橋りょうやトンネル等の構造物の平均年齢が耐用年数を超える状況にあることから、地方の鉄道について、橋りょう、トンネルの大規模な改良及び長寿命化に資する改良を推進した。

(平成27年度決算額 285百万円)

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成26年度及び平成27年度に発生した自然災害により被災した地域等において、国や地方公共団体が緊急に実施する再度災害防止対策等の事業35件に予算配分を行った。

(平成27年度決算額 4,982百万円の内数)

(7) 港湾の老朽化対策

国土交通省においては、港湾の老朽化対策として、施設単位毎に作成する維持管理計画や港湾単位で作成する予防保全計画に基づき、機能が低下した施設の利用転換等を計画的に進めるとともに、効率的な物流網の形成や防災機能の向上に資する物流施設の再編等を実施した。

(平成27年度決算額 283,070百万円の内数
829百万円の内数)

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数)

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設の約4割が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保した。

(平成27年度決算額 32,430百万円)

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するため、浄化槽整備に関する市町村の事業に対して国庫助成を行った。

(平成27年度決算額 7,659百万円)

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 口永良部島噴火に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁及び鹿児島県警察においては、「災害警備本部」を設置して情報の収集、避難誘導、避難所等における警戒活動や避難住民の困りごと相談等の活動に当たった。機動警察通信隊は、警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、降灰の堆積物・分布調査や火山観測体制の維持・早期復旧を行うとともに、調査結果をホームページ上で取りまとめて公開し、火山噴火予知連絡会や大学、研究機関、一般市民等関係者間での情報共有等にかかる支援を実施した。

(3) 被災中小企業・小規模事業者対策

経済産業省においては、鹿児島県熊毛郡屋久島町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、鹿児島県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(4) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（鹿児島県熊毛郡屋久島町）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、国

土交通省災害対策本部を設置し、防災ヘリコプター等による被害状況の把握を実施するとともに、所管施設の被災状況調査を行い、被害の拡大や二次災害の防止に努めた。

また、発災直後より、リエゾンを1県1町に派遣して、支援に必要な被災情報の把握や情報提供、災害対策用機械等の派遣調整等を行うとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害対策用機械等を鹿児島県内の被災地域に派遣し、自治体所管施設の被害状況調査や応急対策を実施したほか、災害応急対策に対する技術的な支援を行うなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-2 箱根山噴火に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁及び神奈川県警察においては、「災害情報連絡室」等を設置して情報の収集、避難誘導、避難広報、交通規制等の活動に当たった。機動警察通信隊は、固定カメラを設置して警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、降灰の堆積物・分布調査を実施し、その結果を火山噴火予知連絡会や研究機関、大学等関連機関に提供し、ホームページ等へも掲載した。

(3) 経済産業省における対応

経済産業省においては、神奈川県箱根町に一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号の適用等の対策を行った。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、防災ヘリコプター等による被害状況の把握を実施するとともに、所管施設の被災状況調査を行い、被害の拡大や二次災害の防止に努めた。

また、発災直後より、リエゾンを1県1町に派遣して、支援に必要となる被災情報の把握や情報提供、災害対策用機械等の派遣調整等を行うとともに、災害対策用機械等を被災地域に派遣し、応急対策を実施するなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-3 平成27年台風第11号に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都府県警察においては、「災害情報連絡室」等を設置して情報の収集、避難誘導、行方不明者の捜索等の活動に当たった。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

(3) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、防災ヘリコプター等による被害状況の把握を実施するとともに、所管施設の被災状況調査や排水ポンプ車による緊急排水を行い、被害の拡大や二次災害の防止に努めた。

また、発災直後より、リエゾンを7県19市町村に派遣して、支援に必要となる被災情報の把握や情報提供、災害対策用機械等の派遣調整等を行うとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害対策用機械等を埼玉県、三重県、香川県内の被災地域に派遣し、自治体所管施設の被災状況調査や応急対策を実施したほか、災害応急対策に対する技術的な支援を行うなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-4 桜島の火山活動に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁及び鹿児島県警察においては、「災害情報連絡室」等を設置して情報の収集、避難誘導、避難地区及び避難所の警戒、防犯指導等の活動に当たった。機動警察通信隊は、警察通信

の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、ウェブGIS（地理情報システム）を使用し、火山噴火予知連絡会や研究機関、大学等関連機関に提供した自らの調査・分析結果等に加え、他組織が所持する災害関連情報をウェブサイトにもとめて公開し、関係者間の情報共有・整理等にかかる支援を実施した。

(3) 被災中小企業・小規模事業者対策

経済産業省においては、鹿児島県鹿児島市に一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号の適用等の対策を行った。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、所管施設の被災状況調査を行い、被害の拡大や二次災害の防止に努めた。

また、発災直後より、リエゾンを1県1市に派遣して、支援に必要となる被災情報の把握や情報提供を行うなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-5 平成27年台風第15号に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係府県警察においては、「災害情報連絡室」等を設置して情報の収集、行方不明者の捜索等の活動に当たった。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

(3) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、防災ヘリコプター等による被害状況の把握を実施するとともに、所管施設の被災状況調査や被災した堤防等の緊急復旧工事を行い、被害の拡大や二次災害の防止に努めた。

また、発災直後より、リエゾンを9県10市村に派遣して、支援に必要となる被災情報の把握や情報提供、災害対策用機械等の派遣調整等を行うとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害対策用機械等を福岡県、熊本県内の被災地域に派遣し、自治体所管施設の被災状況調査や応急対策を実施したほか、災害応急対策に対する技術的な支援を行うなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-6

平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号を含む）に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して情報の収集、避難広報、被災者の救助、被災地の警戒、避難所における相談対応等の活動に当たった。また、茨城県公安委員会からの援助要求に基づき、警視庁、神奈川、千葉、埼玉、群馬、静岡、愛知、福井、富山、岐阜、新潟、山梨及び長野県警察の広域緊急援助隊等約3,000名を派遣し、被災者の救助等の活動に当たった。機動警察通信隊は、警察通信の確保に当たり、警察庁等への現場映像の伝送等を実施した。さらに警察庁は、政府調査団として警察庁職員を派遣した。

(2) 文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、ウェブGIS（地理情報システム）を使用し、現地調査・レーダーの分析結果等に加え、他組織が所持する災害関連情報をウェブサイトにもとめ、自治体、社会福祉協議会、一般市民等関係者間の情報共有・整理、雇

災証明書発行業務等の支援を実施した。

(3) 被災したガスの需要家に対する特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（茨城県、栃木県）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般ガス事業者及び簡易ガス事業者からの申請を認可した。

(4) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、宮城県、岩手県、秋田県、山形県）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(5) 被災中小企業・小規模事業者対策

経済産業省においては、宮城県、茨城県、栃木県内の合計26市町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、宮城県、茨城県、栃木県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

また、激甚災害の指定を受けた茨城県常総市については、災害復旧貸付の金利引下げや災害関係保証の適用を行った。

さらに、茨城県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、当該災害が茨城県内の幅広い業種の中小企業に深刻な被害をもたらしていることを踏まえ、これらに対する支援事業を行うため、総額300億円を拠出し（独立行政法人中小企業基盤整備機構が240億円、茨城県が60億円）、「茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金」を組成した。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、非常体制をとり、国土交通省非常災害対策本部を設置し、防災ヘリコプター等による被害状況の把握を実施するとともに、所管施設の被災状況調査や排水ポンプ車による緊急排水、被災した堤防等の緊急復旧工事を行い、被害の拡大や二次災害の防止に努

めた。

また、発災直後より、リエゾンを6道県36市町に派遣して、支援に必要となる被災情報の把握や情報提供、災害対策用機械等の派遣調整等を行うとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害対策用機械等を東北・関東地方整備局管内の被災地域に派遣し、自治体所管施設の被害状況調査や応急対策を実施したほか、災害応急対策に対する技術的な支援を行うなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-7 平成27年台風第21号に対してとった措置

(1) 文部科学省における対応

文部科学省においては、都道府県教育委員会等の関係機関に対して、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などにあたり必要な措置を講じるよう要請するとともに、被害情報の収集に努めた。

(2) 電気料金についての特別措置

経済産業省においては、災害救助法が適用された地域（沖縄県八重山郡与那国町）における被災者を対象として、料金の支払期限の延長など、供給約款によらない特別な料金その他の供給条件を適用する旨の一般電気事業者からの申請を認可した。

(3) 被災中小企業・小規模事業者対策

経済産業省においては、沖縄県八重山郡与那国町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、沖縄県内の政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用及びセーフティネット保証4号の適用等、被災中小企業・小規模事業者対策を行った。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、防災ヘリコプター等による被害状況の把握を実施するとともに、所管施設の被災状況調査に努めた。

また、発災直後より、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を沖縄県内の被災地域に派遣し、自治体所管施設の被害状況調査を実施するなど、被災した自治体の支援に努めた。

1-8 その他の災害に対してとった措置

(1) 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

（平成27年度決算額 961百万円）

(2) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

・災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行った。

（平成27年度決算額 21百万円）

・災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行った。

（平成27年度決算額 85百万円）

平成27年度災害派遣の実績（防衛省）

	件数 (件)	延べ人員 (人)	延べ車両 (両)	延べ航空機 (機)	延べ艦艇 (隻)
風水害・地震等	13	21,293	3,689	288	0
急患輸送	419	2,209	2	457	0
搜索救助	22	1,092	180	37	2
消火支援	61	2,164	166	71	0
その他	26	3,277	1,133	35	0
合計	541	30,035	5,170	888	2

気象等警報の発表回数
(平成27年4月～平成28年3月) (気象庁)

種類	特別警報 (官署発表総数)	警報 (官署発表総数)
暴風	0	195
暴風雪	0	99
大雨	3	739
大雪	0	82
高潮	0	31
波浪	0	273
洪水	—	528
計	3	1,947

※平成25年8月30日以降、特別警報が運用されている。

津波警報・注意報の発表回数
(平成27年4月～平成28年3月) (気象庁)

発表官署	大津波警報	津波警報	津波注意報
気象庁	0	0	4

緊急地震速報(警報・予報)の発表回数
(平成27年4月～平成28年3月) (気象庁)

発表官署	緊急地震速報(警報)		緊急地震速報(予報)
	地震動特別警報	地震動警報	地震動予報
気象庁	1	6	940

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報(震度6弱以上)が特別警報と位置付けられている。

噴火警報・予報の発表回数(平成27年4月～平成28年3月) (気象庁)

発表官署	噴火警報(居住地域)	噴火警報(火口周辺) 噴火警報(周辺海域)	噴火予報
札幌	0	1	4
仙台	0	1	1
本庁	0	6	3
大阪	0	0	0
福岡	3	6	3
沖縄	0	0	0
計	3	14	11

(3) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成27年度決算額 3,348百万円)

(4) 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上した。

(平成27年度決算額 735百万円)

26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設について、平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設について、平成27年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 29,404百万円)

・補助事業

治山施設について、平成23年災害、平成25年災害、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成25年災害の復旧を完了し、平成23年災害、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成23年災害、平成25年災害、平成26年災害及び平成27年災害に係る

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成23年災害、平成

る復旧事業を実施した。
(平成27年度決算額 117,345百万円)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び港湾施設について、平成23年災害、平成26年災害及び平成27年災害に係る復旧事業を実施した。また、道路については、豪雨等で被災した直轄国道における災害復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 67,054百万円)

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成25年災害の復旧を完了し、平成23年災害、平成26年災害及び平成27年災害の復旧事業並びに堆積土砂排除事業を実施した。また、火山噴火に伴い多量の降灰にあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

(平成27年度決算額 305,728百万円)

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、平成23年災害及び平成27年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 14,520百万円)

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林

水産業共同利用施設について事業を実施した。
(平成27年度決算額 40,305百万円)

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成26年災害及び平成27年災害の復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 1,964百万円)

2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の災害復旧事業を実施した。

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

国立大学等施設の災害復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 728百万円)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 326百万円)

(3) 私立学校施設災害復旧事業

私立学校施設の災害復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 80百万円)

(4) 公立社会教育・体育・文化施設災害復旧事業

公立社会教育・体育・文化施設の災害復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 1,095百万円)

(5) 国立青少年教育施設災害復旧事業

国立青少年教育施設の災害復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 42百万円)

(6) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(平成27年度決算額 27,659百万円の内数)

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 655百万円)

平成27年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

区 分 項 目	平成26年災害		平成27年災害		合 計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設	12,144,839	9,527,356	56,540,382	14,540,149	68,685,221	24,067,505
医 療 施 設	19,847	8,514	812,272	47,835	832,119	56,349
うち 公的医療機関施設	0	0	9,859	9,720	9,859	9,720
政策医療実施機関施設	19,847	8,514	802,413	38,115	822,260	46,629
医療関係者養成施設	0	0	0	0	0	0
看護師宿舎	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
保健衛生施設	43,806	1,505	30,097	30,097	73,903	31,602
水 道 施 設		184,399	350,000	600,374	350,000	784,773
うち 上水道施設		151,282		592,548	0	743,830
簡易水道施設		33,117		7,826	0	40,943
合 計	12,208,492	9,721,774	57,732,751	15,218,455	69,941,243	24,940,229

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 保護観察体制の復旧

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営した。

(平成27年度決算額 203百万円)

(2) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台法務局気仙沼支局について、移転先の仮庁舎での事務処理を継続した。

(平成27年度決算額 73百万円)

(3) 工業用水道災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施した。

(平成27年度決算額 12百万円)

(4) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成26年以前及び平成27年に発生した災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

(平成27年度決算額 87百万円)

(5) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、平成27年度の鉄軌

道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(平成27年度決算額 4百万円)

(6) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成27年度決算額 230百万円)

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、東日本大震災及び台風災害により被害を受けた中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(平成27年度決算額 208百万円)

(2) 財政投資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

(平成27年度決算額 79,801百万円)

地方長期資金等の貸付

財政融資資金

(単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	77,967,100
東日本大震災復旧・復興事業分	1,834,000
合 計	79,801,100

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

(4) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通した。

(平成27年度決算額 63,635百万円
うち震災関連融資 62,247百万円)

(5) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

(6) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資

(単位：件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	788	45,842
平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号）に係る災害	5	170
平成27年口永良部島の噴火による災害	0	0
合 計	793	46,012

(7) (株) 商工組合中央金庫の融資

(株) 商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通し、また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応した。

(株) 商工組合中央金庫の融資

(単位：件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	121	5,690
平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号）に係る災害	9	262
平成27年口永良部島の噴火による災害	0	0
平成27年台風第21号による災害	0	0
合 計	130	5,952

(8) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

セーフティネット保証4号については、災害援助法が適用された時点で発動するなど、平成27年2月に運用基準を弾力化した。これにより、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、

災害貸付の実績（27年度）

(単位：件、百万円)

災 害 名	災 害 貸 付	
	件 数	金 額
平成26年8月19日からの大雨に係る災害	2	25,000
平成27年台風第18号等による大雨に係る災害	174	1,683,250
東日本大震災	10,713	75,490,950
合 計	10,889	77,199,200

被災中小企業の一層の安全・安心を確保した。

(株) 商工組合中央金庫の融資
(単位：件、百万円)

災 害 名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	9,013	155,465
平成27年9月関東・東北豪大雨 (台風第18号)に係る災害	254	2,683
平成27年口永良部島の噴火による 災害	1	50
平成27年桜島における火山活動	6	28
平成27年大涌谷周辺における 火山活動	70	2,456
平成27年台風第21号による災害	0	0
合 計	9,346	160,702

(9) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部のを貸付を行った。

(10) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金の範囲内で融資を行った。

(11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合計
現年災に係るもの	18,735	32,999	51,734
過年災に係るもの	6,458	6,582	13,040
その他	5,424	31,578	37,002
合 計	30,617	71,159	101,776

に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成27年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を6兆7,386億円と定めて実施した。

(平成27年度決算額 2,625百万円)

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施した。
(平成27年度決算額 52,902百万円)

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。
(平成27年度決算額 6,137百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。
(平成27年度決算額 5,387百万円)

(3) 森林保険

国立研究開発法人森林総合研究所においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施した。

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況

(単位：百万円)

区 分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	76,900	24,239	101,139

c 普通交付税の繰上交付の状況

(単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災 害 名
平成 27.6.10	市町村分	304	1	口永良部島噴火災害
27.9.14	市町村分	136	1	台風第15号
27.9.24	市町村分	7,420	18	台風第18号
27.10.7	市町村分	98	1	台風第21号
27年度計	県分	0	0	
	市町村分	7,958	21	
	合計	7,958	21	

(2) 災害関係地方債の発行（予定）額状況（通常収支分）

(単位：百万円)

区 分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分 計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	33,674.0	756.8	9,132.2	9,889.0	43,563.0
過年補助・直轄災害復旧事業	8,849.7	270.8	1,921.3	2,192.1	11,041.8
現年一般単独災害復旧事業	7,803.5	2,786.3	7,262.2	10,048.5	17,852.0
過年一般単独災害復旧事業	1,310.9	49.6	1,704.0	1,753.6	3,064.5
歳入欠かん等債	0.0	0.0	653.0	653.0	653.0
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	124.1	124.1	124.1
農地等小災害復旧事業	0.0	0.0	800.7	800.7	800.7
地方公営企業等災害復旧事業	55.7	12.0	567.5	579.5	635.2
火災復旧事業	0.0	0.0	286.6	286.6	286.6
合 計	51,693.8	3,875.5	22,451.6	26,327.1	78,020.9

※この他、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の地方債の発行（予定）額：149.4百万円

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）の補助を行った。

(平成27年度決算額 1,296百万円)

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その

元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6ヶ月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援した。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

(平成27年度決算額
社会資本整備総合交付金の内数)

国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を引き続き推進した。

- ・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行った。

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、集中的な土砂災害対策を行った。

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防設備の整備や土石流検知センサーによる監視体制の構築等の対策を推進した。

(1) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士等費用の補助等、運用支援を行った。

（平成27年度決算額 15百万円）

(2) 復興庁における対応

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、まちの復旧・復興、産業の振興・雇用の確保、原子力災害からの復興・再生等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

（平成27年度決算額 20,685百万円）

(3) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、以下の施策を実施した。

- ・被災地に設置された出張所において、弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施した。
- ・「震災 法テラスダイヤル（フリーダイヤル0120-078309）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。
- ・「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施した。

（平成27年度決算額 436百万円）

(4) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

- ・登記特設相談所の開設・被災者専用フリーダイヤルの設置

- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化
(平成27年度決算額 82百万円)

(5) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施した。

(平成27年度決算額 25百万円)

(6) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

経済産業省においては、東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う費用の補助を行った。

(平成27年度決算額 13,684百万円)

4-7 平成23年台風第12号による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい紀伊山地において集中的な土砂災害対策を行った。

4-8 広島土砂災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、広島県において、被災した農地や農業用施設の復旧事業を実施した。また、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、広島県広島市で土砂

災害等が多数発生したため、被災地において土砂災害対策を集中的に行った。

4-9 平成26年（2014年）御嶽山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、御嶽山において治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、関係機関への監視カメラ映像の情報提供を行うなど、警戒避難体制の整備を推進した。

4-10 その他の災害に対する復興対策

(1) 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供を行うなど、警戒避難体制の整備を推進した。

(2) 有珠山噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進した。

(3) 三宅島噴火災害に関する対策

農林水産省においては、治山事業による山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援した。

第6章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進した。

(平成27年度決算額 160百万円)

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」が国内外において定着し、着実に実施されるため、我が国の取組を共有するとともに、各国の防災実務者の能力強化を図り、「仙台防災枠組」の定着に資する国際防災協力を実施した。

(平成27年度決算額 39百万円)

(3) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウをもとに培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけや国際電気通信連合(ITU:International Telecommunications Union)を通じた働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進した。2014年12月から2016年3月まで、ITUおよびフィリピン政府と協力して、2013年に大規模な台風被害を受けたフィリピン・セブ島において、災害時に通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式の通信設備「移動式ICTユニット(MDRU:Movable and Deployable ICT Resource Unit)」を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを実施した。

(平成27年度決算額 ICT国際競争力強化パッケージ支援事業(1,112百万円)の内数)

(4) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、主としてアジア圏内各国を対象に、我が国がこれまで培ってきた消防防

災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催するため、バングラデシュ消防防災部局との調整を実施した。

(平成27年度決算額 2百万円)

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、国際消防救助隊の連携訓練や教育訓練の核となる指導員の育成、また、全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など国際消防救助隊員の教育訓練等の一層の充実を図った。

(平成27年度決算額 18百万円)

(6) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクの増大が指摘されている新興国等に対して消防防災設備、資機材等の展示・実演等の現地ワークショップを実施するため、バングラデシュ消防防災部局との調整を実施した。

(平成27年度決算額 1百万円)

(7) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略(UNISDR)事務局への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の活動等を支援する。

(平成27年度決算額 1,100百万円(UNISDR:135百万円、UNOCHA:965百万円))

(8) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献した。

(平成27年度決算額 運営費交付金124,554百万円の内数)

(9) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を事務局として推進するとともに、大規模災害発生時に地球地図による被災地周辺図を作成・提供するなど地球地図の防災分野での活用を行った。

(平成27年度決算額 37百万円)

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連防災と水に関する事務総長特使の活動支援等を通して、水防災に係る国際目標・指標等の策定や目標達成に向けた活動を推進した。

(平成27年度決算額 65百万円)

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、それらを利用する技術や人材育成を支援する活動を行った。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行った。

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構 (JICA) 及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助 (ODA) との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進する SATREPS を実施し、研究分野の一つとして防災分野に対する協力を行った。

(平成27年度決算額 JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金114,393百万円の内数)

(3) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組を引き続き国別に展開した。加えて、産学官の協力体制の構築・連携強化を目的に平成26年6月に設立された「日本防災プラットフォーム」と協働で、日本の防災技術の海外展開を推進した。

(平成27年度決算額 35百万円)

第 3 部

平成 29 年度の 防災に関する計画

概要

1 科学技術の研究

科学技術の研究については、防災・減災に係る研究開発、日本海溝海底地震及び東海・東南海・南海地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害及び火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

災害予防については、公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

国土保全については、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着をはかるとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行う。

第1章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略等に基づき、Society 5.0実現に向け、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

(2) 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

総合科学技術・イノベーション会議においては、府省・分野横断の科学技術イノベーションを実現するため、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」において、その対象課題の一つとして「レジリエントな防災・減災機能の強化」を設置している。自然災害の激化とそれを受ける社会の脆弱化、東日本大震災を経て芽生えたレジリエンス(被害を最小限に留めるとともに被害からいち早く立ち直り元の生活に戻らせる)の考え方を踏まえ、災害予測・予防・対応と情報共有の高度化を図る最新技術の開発によって災害情報の共有化を進め、国、自治体、企業、国民の防災・減災の実践力向上を果たすことを目標とし、研究開発活動を推進する。

29年度予算額

科学技術イノベーション創造推進費50,000百万円の内数

28年度予算額

科学技術イノベーション創造推進費50,000百万円の内数

(3) 革新的研究開発推進プログラム(IMPACT)

総合科学技術・イノベーション会議においては、将来の経済社会・産業のあり方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する「革新的研究開発推進プログラム」において実施する研究開発プログラムの一つとして、極限災害環境に対応が可能な遠隔自律ロボットの実現を目指す「タフ・ロボティクス・チャレンジ」を推進する。

29年度予算額

平成25年度補正予算で措置された革新的新技術研究開発基金55,000百万円の内数

28年度予算額

平成25年度補正予算で措置された革新的新技術研究開発基金55,000百万円の内数

(4) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進める。

(5) 災害情報通信システムの研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の雨、風向・風速、水蒸気等を精密に計測し、ネットワーク上で短時間に処理・配信するシステムの研究開発を行う。

(6) 耐災害ICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、東日本大震災の被災地である仙台に産学官連携の研究開発拠点「耐災害ICT研究センター」を設置し(平成24年4月)、災害対応に資する耐災害ICTの研究開発を推進してきた。平成28年熊本地震では、研究成果である無線システムにより被災地の情報通信ネットワーク環境を構築するとともに、被害状況の把握手段として対災害SNS情報分析システム「DISAANA」の利活用を推進し、これらの情報を一まとめにすることで、よりコンパクトに被災報告を要約して提示する災害状況要約システム「D-SUMM」を平成28年10月に公開した。また自治体の防災訓練等においてもこれらのシステムの実証を実施した。引き続き耐災害ICTの研究開発と社会実装を促進する。

(7) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震によって発生が危惧される市街地における大規模延焼火災発生に備え、市街地火災延焼シミュレーションの高度化、(火災)被害の拡大要因である火災旋風・飛火の現象の解明、住民の避難誘導や消火活動への活用等に関する研究開発を行う。また、災

害時の消防活動能力を向上させるために、ガレキが堆積している地域へ侵入可能な消防車両の開発を行う。併せて、広島市土砂災害等の教訓を踏まえ、UAVなど上空からの画像情報を活用した捜索救助活動、乱雑に堆積したガレキ等を取り除く手法等に関する研究開発を行う。

29年度予算額	30百万円
28年度予算額	33
差引増△減	△3

(8) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金制度）により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防本部等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による研究開発を推進する。

29年度予算額	126百万円
28年度予算額	128
差引増△減	△2

(9) 災害対策のための消防ロボットの研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、エネルギー・産業基盤災害において、G空間×ICTを活用した自律や協調連携技術の導入により、人が近づけない現場で接近し、情報収集や放水を行うための消防ロボットを研究開発する。

29年度予算額	347百万円
28年度予算額	259
差引増△減	88

(10) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

29年度予算額	運営費交付金111,286百万円の内数	等
28年度予算額	運営費交付金105,343百万円の内数	等

(11) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念される首都直下地震をはじめとする内陸部を震源とする地震、南海トラフや日本海溝等における海溝型巨大地震及びその余震、火山災害による被害の軽減に向け、海陸の基盤的地震観測網等を活用した研究開発を行う。

（現状）地震・火山噴火災害の発生メカニズムを解明するために、各種の観測・監視システムの開発・運用・拡充を実施してきた。また観測データとモデルを組み合わせることによって、災害を高精度に予測するための技術開発を行ってきた。

（目標）地震・火山・津波災害に関しては、各観測システムの安定的運用を継続する。また、海陸の基盤的地震観測網のデータ等を活用した地震動・津波即時予測研究等に加え、火山観測網やリモートセンシング技術等を活用した火山活動や噴火現象の把握及び火山災害のリスクコミュニケーションの在り方等の研究を実施する。

29年度予算額	運営費交付金7,100百万円の内数
28年度予算額	運営費交付金7,021百万円の内数

(12) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・利活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について研究開発を行い、社会全体への浸透を目指す。特に風水害、土砂災害、雪氷災害分野においては、ゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を行い、ステークホルダーと協働した取組を通じて成果の社会実装を図る。

（現状）自然災害による被害を軽減するため、それらの発生メカニズムの解明を進め、より高精度に観測・予測する技

術の開発を行うとともに、自然災害に対するハザード・リスク評価に関する研究開発及び災害に関するリスク情報を利活用するための研究開発を実施した。特に、全国地震動予測地図の改訂、官民協働クラウドシステムの開発等を実施した。

(目標) 先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した気象災害の早期検知技術等の研究開発とともに、自然災害に対するハザード・リスク評価手法を高度化する。リアルタイムで災害の状況を推定・把握するシステムを開発する。災害情報を共有化するための技術の高度化及び標準化の研究開発を行う。災害リスク情報に基づく災害対策・技術の高度化及び標準化の研究開発を行う。

29年度予算額

運営費交付金7,100百万円の内数

28年度予算額

運営費交付金7,021百万円の内数

(13) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行う。

(14) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行う。

(15) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取り組みを継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組む。

(16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効なSAR(レーダ画像)等による地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

29年度予算額 112百万円

28年度予算額 99

差引増△減 13

(17) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性向上に関する研究を行う。

(18) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

29年度予算額 910百万円

28年度予算額 907

差引増△減 3

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部(本部長:文部科学大臣)は、「新たな地震調査研究の推進について」(平成24年9月改訂)等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

(現状) 地震調査研究推進本部の円滑な運営及び長期評価の検討等に資する各事業を実施中。

(目標) 地震・津波活動に関する調査観測等を実施することにより、地震調査研究推進本部の長期評価等を支援。

29年度予算額 1,024百万円

28年度予算額	1,042
差引増△減	△18

(2) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域や北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムや、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を運用する（後掲 第1章 3-1（1））。

（現状）運用を実施（平成28年度）

（目標）引き続き着実に運用を実施（平成29年度）

29年度予算額	1,061百万円
28年度予算額	1,061
差引増△減	0

(3) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成25年）に基づいた5ヶ年計画（平成26～30年度）により、国立大学法人等における地震発生や活動予測及び津波や強震動など（災害誘因）の予測に関する基礎的研究を推進するとともに、社会や自然環境の脆弱性（災害素因）の研究を推進する。

（目標）地震の発生及び災害誘因・災害素因の研究に基づき、災害の軽減に貢献する。

(4) 国土強靱化に向けた海底広域変動観測

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施する。さらに、観測データをもとに、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行う。

（現状）精緻な調査観測研究、先進的なシミュレーション研究等を統合した海域地震発生帯研究開発を実施。

（目標）海溝型地震の発生メカニズムを理解・解明し、その社会・環境へ与え

る影響を把握するとともに、得られた知見を国内外に発信し、地震調査研究推進本部が実施する長期評価や地方自治体の防災計画策定等へ貢献。

29年度予算額

運営費交付金31,718百万円の内数

28年度予算額

運営費交付金30,618百万円の内数

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、自治体の防災計画等の策定支援や、地震被害の軽減を図るため、「日本海地震・津波プロジェクト」や「南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト」等を実施する。

（現状）地震防災に資する各プロジェクトを実施中。

（目標）国及び地方自治体による防災計画や、個人の防災意識の向上に貢献し、安全・安心な社会を構築。

29年度予算額	731百万円
28年度予算額	1,180
差引増△減	△440

(6) データプラットフォーム拠点形成事業（防災分野）～首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト～

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合センター（AIP）と連携し、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報を収集し、都市機能維持の観点からの官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備する。

（目標）地方公共団体、政府関係機関等とも連携し、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するデータセットの整備、解析手法のあり方の確立を目指す。

29年度予算額	397百万円
---------	--------

(7) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所におい

ては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

(現状) 計583活動セグメント(指標:活断層の活動性評価結果をWeb公表している活動セグメント数)(平成28年度)

(目標) 計580活動セグメント(平成30年度)

(8) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う(後掲 第1章3-1(2))。

(現状) 計16箇所(指標:東南海・南海地域における地下水等観測施設の整備済地点数及び気象庁の常時監視に使われるデータを提供する地点数)(平成28年度)及び計8地域(指標:津波浸水履歴調査及び浸水履歴図整備が完了した地域数)(平成28年度)

(目標) 計20箇所を整備予定(平成30年度)(地下水)及び計11地域を予定(平成30年度)(津波)

(9) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地盤の液状化ポテンシャル等を含む地震動評価や地表変形を評価するため、大都市圏の立地する平野部において地質情報を統合的に取りまとめる。また、地下の震源断層モデルや地下の変形メカニズムを解明する。

(現状) 計5地域(指標:海陸シームレス地質情報集の整備済み地域数)(平成28年度)

(目標) 計6地域を整備予定(平成30年度)

(10) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出 関連研究の推進

国土地理院においては、モニタリングの強化や地殻活動の解明を図ることを目的とし、測地

計測技術を用いた地殻変動情報の抽出関連研究を行う。また、地震予知連絡会を通じて全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行い、成果の情報提供を行う。

29年度予算額 81百万円の内数

28年度予算額 81百万円の内数

(11) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星レーダを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する。

(後掲 第2章5-3(5))

(現状) 電子基準点の観測データの取得率
99.51%(平成27年度)

(目標) 99.5%以上(平成28年度以降毎年度継続)

29年度予算額 1,263百万円の内数

28年度予算額 1,283百万円の内数

(12) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に緊急地震速報の高度化や巨大地震像の即時的把握等の地震に関する研究を推進する。また、巨大地震の発生が想定される東海地域等における異常な地震活動等の検知能力を向上させるため、監視技術等に関する研究を行う。

29年度予算額 23百万円

28年度予算額 31

差引増△減 △8

(13) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する(後掲 第2章2-3(16)、3-3(8))。

29年度予算額 1,686百万円

28年度予算額 1,611

差引増△減 75

(14) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸

念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

29年度予算額	55百万円
28年度予算額	66
差引増△減	△11

2-2 震災対策一般の研究

(1) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、巨大地震災害に対する我が国におけるレジリエンス向上に貢献するため、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等研究基盤を活用した研究開発を実施する。

（現状）E-ディフェンスの施設・設備・装置等の改善、改良及び性能向上に資するため、加振制御システムの更新を実施するとともに、実験施設貸与の推進と実験支援を行った。あわせて、次世代高耐震技術等に関する実験研究の検討及びシミュレーション技術等の高度化を実施した。

（目標）実験施設の保守・管理、実験施設貸与の推進と実験支援を継続的に実施し、実証・評価実験による地震減災技術の高度化と社会基盤の強靱化に資する研究及びシミュレーション技術を活用した耐震性評価に関する研究を行う。

29年度予算額	運営費交付金7,100百万円の内数
28年度予算額	運営費交付金7,021百万円の内数

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム等の基幹水利施設の地盤と施設の挙動予測・健全性評価手法の開発、ため池やパイプライン等の安全性向上のための評価手法や強化技術の開発、農業水利施設の立地する農村のハード・ソフト対策連携による防災・減災手法の開発に関する研究を行う。

(4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

29年度予算額	11百万円
28年度予算額	11
差引増△減	0

(5) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発を行う。

（現状）「巨大地震等に対する建築物の応答推定精度向上に資する入力地震動及び構造解析モデルの高度化技術に関する研究（平成25～27年度）」、「庁舎・避難施設等の地震後の継続使用性確保に資する耐震性能評価手法の構築（平成25～27年度）」を行った。

（目標）研究成果を技術基準等の整備や関連する制度改善のための技術資料として活用。また、引き続き、巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発を行う。（平成28年度）

(6) インフラ施設の地震レジリエンス強化のための耐震技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、道路・河川構造物の地震レジリエンス強化のため、巨大地震に対する構造物の被害最小化技術・早期復旧技術の開発、地盤・地中・地上構造物に統一的に適用可能な耐震設計技術の開発、構造物への影響を考慮した地盤の液状化評

備法の開発を行う。

(7) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、最大級の地震による波形予測と被害予測、最大級の地震に対する被害軽減技術、地震・津波・高波と地盤ダイナミクスの相互作用に関する研究開発を行う。

(8) 鉄道施設における防災・減災、戦略的維持管理に資する調査研究

国土交通省においては、大規模地震に備えるために、耐震構造の開発等の防災・減災対策に資する技術開発を行う。また、戦略的維持管理の観点から、メンテナンス精度の向上やコスト低減による維持管理の効率化に資する技術開発を行う。

29年度予算額	170百万円の内数
28年度予算額	289百万円の内数

(9) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物や構造体等の被害や対策技術の類型化、被災した主要構造部等の安全性評価のための調査研究を実施する（後掲 第1章7（4））。

29年度予算額	12百万円
28年度予算額	15
差引増△減	△3

(10) 地震火災時の通行可能性診断技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震火災時における通行可能性の評価技術を開発し、避難、緊急車両の通行に際して火災による影響を低減するための、初動対応の充実化、市街地整備等の事前対策等を支援するものである。

29年度予算額	12百万円
---------	-------

(11) 地震災害時における空港舗装の迅速な点検・復旧方法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震後の空港供用再開を迅速且つ確実に実行することを目的とし、空港管理者が空港舗装の被害を迅速に点検し、復旧方法を選択するための判断基準に関する研究を実施する。

29年度予算額	4百万円
---------	------

(12) 避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、震災などにより開設される避難所の住環境として、トイレ・衛生環境、プライバシー、音・温熱・光環境性能などを確保するための具体的な手法や改修技術、避難所の使用可否を評価する技術の開発の検討を行う。

29年度予算額	12百万円
---------	-------

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 海底地震・津波観測網の運用

（再掲 第1章2-1（2））

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域や北海道沖から房総沖までの日本海溝沿いにおいて、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムや、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を運用する。

（現状）運用を実施（平成28年度）

（目標）引き続き着実に運用を実施（平成29年度）

29年度予算額	1,061百万円
28年度予算額	1,061
差引増△減	0

(2) 海溝型地震評価の研究

（再掲 第1章2-1（8））

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的

手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う。

(現状) 計16箇所(指標: 東南海・南海地域における地下水等観測施設の整備済地点数及び気象庁の常時監視に使われるデータを提供する地点数)(平成28年度)及び計8地域(指標: 津波浸水履歴調査及び浸水履歴図整備が完了した地域数)(平成28年度)

(目標) 計20箇所を整備予定(平成30年度)(地下水)及び計11地域を予定(平成30年度)(津波)

(3) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

29年度予算額	10百万円
28年度予算額	11
差引増△減	△1

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地海岸やその後背地の低平優良農地の災害を減らすために、津波等のリスク評価手法や既存施設を活用した減災技術の開発に関する研究を行う。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁港・海岸保全施設の津波対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性

を強化するための研究として、植栽基盤盛土の適正判断基準ならびに根系発達を確保する盛土造成技術の開発に関する研究を実施する。

(4) 河川構造物の津波対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川津波に対する河川構造物の設計技術の開発を行う。

(5) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、ICTによる意思決定支援システム、耐津波強化港湾の形成に関する研究開発を行う。

(6) 津波避難ビルの火災安全対策に関する研究

国立研究開発法人建築研究所においては、津波避難計画を支援するため、津波火災のハザードマップの作成技術、津波避難ビルの指定に関する研究開発を行う。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨、風向・風速、水蒸気等を精密・迅速に計測するためのレーダーやライダー等の電磁波を用いた計測技術、また計測値をほぼ実時間で処理・配信する技術の研究開発を行う。

(2) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構等においては、漁港・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に資するため、土砂移動の監視、土砂移動によるリスク評価、土砂移動による被害の防止・軽減のための対策に関する研究を行う。

(4) 風水害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、河川災害防除技術として、河道侵食防止に関する研究、破堤被害の軽減技術に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施する。

(5) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(6) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

国立研究開発法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

(7) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、高潮・高波の予測と最大級の被害想定、最大級の高潮・高波の被害軽減技術に関する研究開発を行う。

(8) リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、従来の雨量情報のみによる手法に比べ、住民の避難行動に結びつきやすい予測精度が高く、切迫性の伝わりやすい土砂災害発生危険度に関する情報の開発を行う。

29年度予算額	12百万円
28年度予算額	12
差引増△減	0

(9) 気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動、人口減少、高齢化、巨大災害の切迫等の新たな事態に対処する低リスク社会構築に向けて、都市における水害を具体例として統合的浸水リスク評価手法、低リスク社会構築フレーム、及び対策の具体的展開手順の研究を行う。

29年度予算額	19百万円
28年度予算額	19
差引増△減	0

(10) 高潮災害に対する港湾地帯の安全性の確保に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地帯の高潮に対する安全性を高め、臨海部経済社会基盤の持続可能性を確保していくため、湾域における潮位・波浪観測の高度化、港湾域における高潮計算の高度化、防潮施設の外力評価の研究を行う。

29年度予算額	6百万円
28年度予算額	6
差引増△減	0

(11) 水防活動支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所では、気候変動等による洪水規模の増大に対応するため、水防活動による減災効果を高めるための研究を実施する。平成29年度は、水防活動の実態分析、実施必要箇所の把握方法、水防活動量と減災効果の評価方法等に関する検討を行う。

29年度予算額	17百万円
---------	-------

5 火山災害対策**(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究**

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について（建議）」（平成25年）に基づいた5ヶ年計画（平成26～30年度）により、国立大学法人等における火山噴火発生予測、噴火推移予測や火山灰、マグマの噴出の予測（災害誘因）などに関する基礎的研究を推進するとともに、社会や自然環境の脆弱性（災害素因）の研究を推進する。

(目標) 火山噴火の発生及び災害誘因・災害素因の研究に基づき、災害の軽減に貢献する。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

(現状) 計22枚整備(指標: 噴火履歴を解明して出版した火山地質図の出版数)(平成28年度)

(目標) 計22枚整備予定(平成30年度)

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究と火山研究者の育成・確保を推進する。

(現状) 火山研究及び人材育成に関する各課題に関する取組を実施。

(目標) 引き続き、我が国の火山研究を飛躍させるため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合のもと、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の推進及び広範な知識と高度な技能を有する火山研究者の育成・確保を目指す。

29年度予算額	650百万円
28年度予算額	670
差引増△減	△20

(3) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術の開発に関する研究を行う。

(4) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

29年度予算額	52百万円
---------	-------

28年度予算額	48
差引増△減	4

(5) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面における海域火山の活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域火山噴火予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	12
差引増△減	△10

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行う。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証する。

(2) 雪害の防除に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩対策施設の管理技術や合理的設計手法、冬期の多量降雪に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行う。

(3) 雪害対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保の支援を目的として、積雪寒冷環境下における効率的な道路管理技術の開発や効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や吹雪対策施設等の性能向上に関する研究を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。
・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査
特異な火災事案が発生した際、今後の防火

安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う（後掲 第1章8（1））。

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	18
差引増△減	△2

- ・火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発

有効な火災予防対策が行えるよう火災原因調査能力の向上に関する研究開発を行うとともに、建物からの効果的な避難に関する研究開発を行う。

29年度予算額	25百万円
28年度予算額	28
差引増△減	△3

(2) 森林火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、建築の火災安全性向上技術の研究開発を行う。

（現状）「グリーンビルディングに用いられる内外装の火災安全性評価技術の開発（平成26～27年度）」を行った。

（目標）研究成果を技術基準等の整備や関連する制度改善のための技術資料として活用。また、引き続き、「木質等の内装を有する建築物の避難安全設計技術の開発」など、建築の火災安全性向上技術の研究開発を行う。（平成28年度）

(4) 地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

（再掲 第1章2-2（9））

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震と火災の影響を受けた耐火建築物の復旧段階における安全性・再利用性評価技術の構築を目的とし、建築物や構造体等の被害や対策

技術の類型化、被災した主要構造部等の安全性評価のための調査研究を実施する。

29年度予算額	12百万円
28年度予算額	15
差引増△減	△3

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策
施設・設備の長期間使用により老朽化した危険物施設に活用できる腐食状態のモニタリング技術や診断技術を調査し、老朽化を踏まえた施設類型毎の点検のあり方について検討を行うとともに、施設の長寿命化のための補修・補強方法及び施設の長期間使用を前提とした技術基準のあり方について検討を行う。（後掲 第2章8-2（3））。

29年度予算額	18百万円
28年度予算額	0
差引増△減	18

- ・危険物施設の事故防止対策等
危険物の事故情報等を基に、事故の原因や傾向等を分析し、その結果を都道府県等へ提供するとともに、消防白書に掲載する。また、危険物等事故防止対策情報連絡会等を開催し、危険物に係る事故防止対策の推進に係る検討等を行う（後掲 第2章8-2（3））。

29年度予算額	11百万円
28年度予算額	11
差引増△減	0

- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討

危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、保安検査や補修工事等の際にはタンクの健全性を確認するために各種検査を行うこととされており、従来の手法より高精度な検査による事故件数の低減や安全性を担保したうえでの検査コストの抑制を目指し、新技術等を用いた検査技術の高度化・合理化を図るための検討を行う。（後掲 第2章8-2（3））。

29年度予算額	11百万円
28年度予算額	11

差引増△減 △0

- ・危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発
石油タンクなど産業施設やエネルギー施設の強靱化と消火技術の効率化のために、①石油タンクの地震被害に関する高精度予測（石油タンク本体に被害をもたらすおそれの高い短周期地震動の性状の特定、地下構造の違いによるタンク毎の長周期地震動の影響等）、②石油タンク等の火災規模や油種等に応じた強力な泡消火技術、③石油コンビナートで貯蔵・取り扱われる反応性の高い化学物質（禁水性物質、蓄熱発火性物質など）の火災危険性に関するより適切な評価と消火時の安全管理技術についての研究開発を行う。
- | | |
|---------|-------|
| 29年度予算額 | 23百万円 |
| 28年度予算額 | 27 |
| 差引増△減 | △4 |

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査（再掲 第1章7（1））
特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。
- | | |
|---------|-------|
| 29年度予算額 | 16百万円 |
| 28年度予算額 | 18 |
| 差引増△減 | △2 |

（2）爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素あるいは自然冷媒等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行う。また、産業保安では、事故事例データベース等を整備し共通基盤技術の研究を行う。

（現状）平成28年度は、火薬類の爆発影響低減化技術に関する研究では地中式火薬庫の爆風指向性を明らかにするため室外実験と数値解析を実施した。可燃性ガスに関して、水素ならびに自然冷媒の燃焼・爆発影響に係る安

全性評価に資するデータ整理のため、実験と数値解析を実施した。また、リレーショナル化学災害データベースに、新規事故事例、事故分析手法PFAを用いて分析した重大事故詳細分析事例を登録し、インターネット上で一般公開した。さらに、事故事例から現場保安に役立つチェックポイントを抽出した。

（目標）災害事例、国民の安全・安心に係る技術上の情報を整備し、社会に提供する。リレーショナル化学災害データベースには継続的に新規事故事例、事故詳細分析事例を登録する。チェックポイントを容易に検索できるソフトウェアを開発する。

9 原子力災害対策

（1）農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

（2）原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行う。

（現状）実施したプロジェクトにおいて作成したNRA技術報告、研究報告等の数（平成28年度調査結果）16件

（目標）10件程度（平成29年度）

29年度予算額	1,931百万円
28年度予算額	1,905
差引増△減	26

（3）原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所

等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、アクシデントマネジメント策について国が独自に妥当性を確認するための技術的知見及び解析コード等の整備を行う。

(現状) 実施したプロジェクトにおいて作成したN R A技術報告、研究報告等の数(平成28年度調査結果) 16件

(目標) 10件程度(平成29年度)

29年度予算額 1,450百万円

28年度予算額 1,443

差引増△減 7

10 その他の災害対策

グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

第2章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修を実施する。

29年度予算額	234百万円
28年度予算額	238
差引増△減	△4

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

内閣府においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

29年度予算額	787,949百万円の内数
28年度予算額	642,818百万円の内数

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して関係機関と連携した訓練の実施を指示する。

また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行う。特に警察災害派遣隊即応部隊の中核である広域緊急援助隊による合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊ではより迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、実戦的な訓練を行う。

(4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における円滑な通信を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した通信訓練を実施する。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行う。

(5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行う。

29年度予算額	362百万円
28年度予算額	304
差引増△減	58

(6) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

(現状) 100%	
(目標) 100%	
29年度予算額	93百万円
28年度予算額	93
差引増△減	0

(7) 防災教育の充実

文部科学省においては、地域や学校の抱える防災を中心とした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法の開発や、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制構築に取り組む地域や学校を支援するとともに、教職員に対する研修を実施する。

29年度予算額	240百万円
28年度予算額	239
差引増△減	1

(8) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(9) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象に

NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

29年度予算額	6百万円
28年度予算額	6
差引増△減	0

(10) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

29年度予算額	6百万円
28年度予算額	6
差引増△減	0

(11) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいて、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する。

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	2
差引増△減	0

(12) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的としたPTSD対策専門研修に対する補助を行う。

29年度予算額	12百万円の内数
28年度予算額	7百万円の内数

(13) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部等において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修を実施する。

29年度予算額	36百万円
28年度予算額	10
差引増△減	26

(14) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員を対象に、TEC-FORCE（隊長候補）、同（班長）研修においてTEC-FORCEとして活動するための高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に課題研究や演習を取り入れた研修を実施するとともに、地方公共団体等の職員を含めた自然災害対応研修において、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての研修を実施する。また、その他の研修でも必要に応じ、防災・災害に関する講義等を実施する。

(15) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

29年度予算額	125百万円
28年度予算額	125
差引増△減	0

(16) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、職員に対する各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練を実施する。また、海難及び海上災害の防止に資するため、船舶運航関係者に対する指導等を実施する。

(17) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加する。

29年度予算額	79百万円
28年度予算額	199
差引増△減	△120

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成29年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、首都直下地震等大規模災害に備え、指定公共機関等に多重無線通信設備又は多機能型衛星通信装置を整備する。

29年度予算額	1,175百万円
28年度予算額	1,156
差引増△減	19

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星システムを活用して、災害関連情報の伝送機能を有する安否確認サービスを構築し、避難所等で収集された個人の安否情報や災害関連情報を災害対策本部などの防災機関で利用できるようなシステムを構築し、全国展開に向け普及を推進する。

29年度予算額	15,263百万円の内数
28年度予算額	14,461百万円の内数

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材やヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

29年度予算額	22,946百万円
28年度予算額	26,544
差引増△減	△3,598

(4) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(5) 電気通信網の確保等

総務省においては、電気通信事業者に対し、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用を促進するよう指導する。

(6) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時における被災地の通信手段確保を目的として、被災地方公共団体等から災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、これらの移動通信機器を全国11箇所に配備し、被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

(7) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

29年度予算額	575百万円
28年度予算額	504
差引増△減	71

(8) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

(現状) 登録隊数5,658隊(平成29年4月1日現在)

(目標) 登録隊数6,000隊(平成30年度末)

29年度予算額	4,895百万円
28年度予算額	4,895
差引増△減	0

(9) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

29年度予算額	1,300百万円
---------	----------

28年度予算額	1,437
差引増△減	△137

(10) N B Cテロ災害等対応車両・資機材等の 配備

消防庁においては、緊急消防援助隊のN B Cテロ災害等対応能力の強化のため、特別高度救助隊等におけるN B Cテロ災害等対応車両・資機材の配備を行う。

(現状) 全国の主要な消防本部に車両・資機材を配備

(目標) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、車両・資機材の配備によりN B Cテロ災害等対応能力を強化（平成31年度まで）

29年度予算額	40百万円
28年度予算額	40
差引増△減	0

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行う。

(現状) 国指定等文化財の滅失・き損による指定等解除の件数0件（平成28年度）

(目標) 国指定等文化財の滅失・き損による指定等解除の件数0件（平成29年度）

29年度予算額	27,068百万円の内数
28年度予算額	25,806百万円の内数

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

29年度予算額	2,545百万円の内数
28年度予算額	2,545百万円の内数

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本

部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

29年度予算額	47百万円
---------	-------

※この他に15,401百万円の内数

28年度予算額	47
---------	----

※この他に15,025百万円の内数

差引増△減	0
-------	---

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

29年度予算額	7,100百万円の内数
---------	-------------

28年度予算額	6,956百万円の内数
---------	-------------

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

29年度予算額	2,272百万円の内数
---------	-------------

28年度予算額	2,066百万円の内数
---------	-------------

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

29年度予算額	62,993百万円の内数
---------	--------------

28年度予算額	59,083百万円の内数
---------	--------------

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設(S C U)の 医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時的医療施設(S C U)に必要な医療資機材設備の整備について補助する。

29年度予算額	15,401百万円の内数
---------	--------------

28年度予算額	15,025百万円の内数
---------	--------------

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、

漁業地域の防災対策を推進する（後掲 第2章 2-2 (13)）。

29年度予算額	82,892百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	92,584百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行う。

また、災害避難施設等の整備に対し助成を行う。	
29年度予算額	3,200百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金（内閣府計上）の内数	
28年度予算額	2,643百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創生推進交付金（内閣府計上）の内数	

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行う。

29年度予算額	101,650百万円の内数
28年度予算額	106,650百万円の内数

(19) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援する。

(20) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災、熊本地震等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとして、デジタル陸上移動通信システム（K-λ）を順次導入していく。

(21) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(22) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施する。

29年度予算額	76百万円
※この他に232,057百万円の内数	
28年度予算額	77
※この他に231,712百万円の内数	

(23) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、スーパーコンピュータシステムの整備等を行う。

29年度予算額	17,134百万円
28年度予算額	19,190
差引増△減	△2,056

(24) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇等・航空機、電子海図システム及び航路標識の整備等を行う。

29年度予算額	97,942百万円
28年度予算額	77,928
差引増△減	20,014

(25) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に迅速的確に対応するため、巡視船艇・航空機の防災資機材を確保する。

29年度予算額	137百万円
28年度予算額	75
差引増△減	62

1-3 災害危険地住宅移転等

防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害の発生した地域又は「建築基準法」第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

29年度予算額	44百万円
28年度予算額	44
差引増△減	0

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」及び毎年度策定する国土強靱化アクションプランに基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するため、重点施策の効率的・効果的な推進方策、課題等の検討を行う。

29年度予算額	164百万円
28年度予算額	164
差引増△減	0

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

29年度予算額	123百万円
28年度予算額	127
差引増△減	△4

(3) 防災ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、防災ボランティア活動を促進するための方策や支援策の検討、行政とNPO、ボランティアの連携の促進するための環境整備を図る。また、ボランティアの裾野拡大を図るための交流会や、優良事例の発掘・調

査、行政やボランティア関係者間の連携訓練などを実施する。

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	20
差引増△減	△3

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による業務継続計画（BCP）の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る取組支援のため、地方公共団体における取組方策の調査等を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取組を行う上での現状の検証と施策の検討を行う。

29年度予算額	42百万円
28年度予算額	41
差引増△減	1

(5) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」「共助」の精神に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、平成25年「災害対策基本法」を改正し、地区防災計画制度を制定。本制度の普及啓発に努める。

(6) 被災者支援・復興対策の推進

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

29年度予算額	59百万円
28年度予算額	55
差引増△減	4

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・

保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

29年度予算額	251百万円
28年度予算額	251
差引増△減	0

(8) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

29年度予算額	18百万円
28年度予算額	18
差引増△減	0

(9) 防災計画の充実のための取組推進

首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月変更）に基づく減災目標の達成に向け、その取組の推進を図る。

29年度予算額	9百万円
28年度予算額	20
差引増△減	△11

(10) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成29年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行わせる。

29年度予算額	78百万円
28年度予算額	75
差引増△減	4

(11) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応業務に関する国際標準化に向けた対応、「災害対策標準化推進ワーキンググループ」の枠組みにおける災害対策標準化推進の検討に資する調査等を行う。

29年度予算額	22百万円
28年度予算額	22
差引増△減	0

(12) 被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、災害時に特に配慮を必要とする方をはじめとした避難者等が、避難所等において、より良好な生活環境を保持できるための方策について、検討会やフォーラムを実施して検討を行う。

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	30
差引増△減	△14

(13) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援する。

29年度予算額	250百万円の内数
28年度予算額	0

(14) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーを育成するため、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」等の地域における、さらなる活用を図る。

29年度予算額	3百万円の内数
28年度予算額	3百万円の内数

(15) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時にはヘリコプター、通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図る。

29年度予算額	13,449百万円
28年度予算額	3,248
差引増△減	10,201

(16) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、光ビーコン、信号機電源付加装置及び交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

29年度予算額	17,556百万円の内数
28年度予算額	17,717百万円の内数

(17) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加えるなど、災害時の交通情報提供環境の整備を推進する。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

29年度予算額	51百万円
28年度予算額	52
差引増△減	△1

(18) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

(19) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

29年度予算額	5百万円
28年度予算額	5
差引増△減	0

(20) G空間2.0の推進（Lアラートの高度利用・普及促進等）

総務省においては、Lアラートを介して情報伝達者に提供される情報に地理空間情報を付与し地図表示化等を図り、伝達手段の多重化・多様化に向けた実証及び標準仕様の策定を行うと

もに、人的支援・普及啓発等の取組により地方公共団体における利活用促進の環境を整備する。

29年度予算額	217百万円
28年度予算額	237百万円の内数

(21) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効とされるテレワークについて、導入が遅れている中小企業を中心に、導入推進セミナーの開催、テレワークに取り組んでいる企業の情報収集等、普及展開のための施策を実施する。

（現状）週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー率2.7%（平成27年度調査結果）

（目標）10%（平成32年度）

29年度予算額	
ふるさとテレワーク推進事業	630百万円
地域情報化の推進（本省）	97百万円の内数
28年度予算額	720百万円

(22) 防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備促進

総務省においては、発災時に住民等が自治体等からの災害関連情報を確実かつ迅速に入手し、発災後の被害を最小限にとどめるための的確な対応が可能となるよう、防災拠点等に公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行う。

29年度予算額	3,194百万円
28年度予算額	1,526百万円の内数

(23) 訪日外国人の被災時のコミュニケーション支援

総務省においては、訪日外国人が被災した際の避難所等での円滑なコミュニケーションを支援するため、引き続き、多言語音声翻訳技術の高度化や対応言語の拡大等の研究開発を実施するとともに、実利用に適した翻訳アプリケーションの改良を行う。

（現状）雑音抑圧技術等、実用化に不可欠な技術の研究開発や社会実証を実施中（平成28年度）。

（目標）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、英中韓を含めた主要な10言語について、旅行会話、医療分野の会話等の翻訳を

実用レベルまで向上させ、社会実装を目指す（～平成31年度）。

29年度予算額	1,257百万円
28年度予算額	1,260
差引増△減	△3

(24) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

(現状) AMラジオ放送に係る難聴解消地域数（全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。）40%（平成27年度）

(目標) AMラジオ放送に係る難聴解消地域数（全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。）100%（平成30年度）

29年度予算額	2,018百万円
28年度予算額	1,006
差引増△減	1,012

(25) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

(現状) 自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局について、平成30年度までに、送信所の移転、FM補完局の整備又は予備送信所を整備55%（平成27年度）

(目標) 自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局について、平成30年度までに、送信所の移転、FM補完局の整備又は予備送信所を整備100%（平成30年度）

29年度予算額	130百万円
28年度予算額	129
差引増△減	1

(26) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行う。

29年度予算額	326百万円
28年度予算額	387
差引増△減	△61

(27) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

(28) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練の実施、アクションプラン等を見直し、またヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行うとともに、動態情報システムのバックアップシステムを確保するための環境構築を行う。

29年度予算額	183百万円
28年度予算額	211
差引増△減	△28

(29) 緊急消防援助隊の出動に要する経費の確保

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用について、消防組織法第49条の規定に基づき国庫負担とするための経費を確保する。

29年度予算額	10百万円
28年度予算額	10
差引増△減	0

(30) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、必要な車両を整備する。

（現状）登録隊数5,685隊（平成28年4月1日現在）

（目標）登録隊数6,000隊（平成30年度末）

29年度予算額	276百万円
28年度予算額	0
差引増△減	276

(31) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性や若者等を対象とした消防団への加入及び活躍を促進するための取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化等により、消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織等の活性化を図る。

29年度予算額	667百万円
28年度予算額	651
差引増△減	16

(32) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題に関し、①消防と医療の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③緊急度判定体系の構築に係る調査・検討等を行うことにより、救急業務全般の充実強化を行い、ひいては救命率の向上につなげる。

29年度予算額	66百万円
28年度予算額	54
差引増△減	12

(33) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

29年度予算額	15百万円
28年度予算額	17
差引増△減	△2

(34) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、「消防広域化重点地域」に対し、所要の財政措置を講じるとともに、地方公共団体等の要請を受け「消防広域化推進アドバイザー」を派遣する等により、市町村の消防の広域化についての取組を推進する。

29年度予算額	4百万円
28年度予算額	5
差引増△減	△1

(35) 消防業務の新たな連携・協力の推進

消防庁においては、消防業務の性質に応じて業務の一部について柔軟に連携・協力することについて新たに推進していくために、消防の連携・協力のモデル事業を実施する。

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	0
差引増△減	16

(36) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行う。

29年度予算額	3百万円
28年度予算額	4
差引増△減	△1

(37) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	4
差引増△減	△2

(38) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村の業務継続計画（BCP）の策定支援や都道府県と連携した応援・受援活動の図上訓練、インターネット

トを活用して防災教育を行うe-カレッジのカリキュラムの新設等を行う。

29年度予算額	36百万円
28年度予算額	0
差引増△減	36

(39) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

(現状) 被収容者の救援活動に必要な物資の整備

災害時における出入国管理体制の強化
いずれも100% (平成28年度)

(目標) いずれも100% (平成29年度)

29年度予算額	31百万円
28年度予算額	52
差引増△減	△21

(40) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防止するため、

- ・矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備
- ・矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築を実施する。

(現状) 100% (平成28年度)

(目標) 100% (平成29年度)

29年度予算額	774百万円
28年度予算額	1,004
差引増△減	△230

(41) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

29年度予算額	42百万円
28年度予算額	56
差引増△減	△14

(42) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)の活動費

29年度予算額	12百万円
28年度予算額	9
差引増△減	3

(43) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

厚生労働省においては、災害時において災害弱者(高齢者・障害者等支援が必要な方々)に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

29年度予算額	29,275百万円の内数
28年度予算額	29,089百万円の内数

(44) 災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備

厚生労働省においては、以下の事業を実施する。

- ・医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修の実施
- ・DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営
- ・災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るヘリコプター運営

29年度予算額	250百万円
28年度予算額	223
差引増△減	27

(45) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行う。

(46) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区を地図情報として

住民に提供する等のソフト対策を推進する。

29年度予算額	7,010百万円の内数
28年度予算額	6,141百万円の内数

(47) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

(目標) 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度) (平成28年度計画策定)

29年度予算額	369百万円
28年度予算額	358
差引増△減	11

(48) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫においては、中小企業者自らが策定した事業継続計画に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、低利で融資を行う。

(49) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油分)

経済産業省においては、国家備蓄石油を機動的に放出する体制を整えるため、国家石油備蓄基地における施設管理事業の一環として、施設・設備の耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

(現状) 国家石油備蓄基地において耐震・津波・液状化対策等の診断・検討・対策工事等を実施 (平成28年度実施中)

(目標) 平成29年度までに全ての国家石油備蓄基地において対策工事等を終了

29年度予算額	43,726百万円の内数
28年度予算額	42,494百万円の内数

(50) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費

(石油ガス分)

経済産業省においては、国家石油ガス備蓄基

地の適正な管理のため、基地施設・設備の修繕保全、耐震・津波・液状化対策等の土地保全・防災対策等を実施する。

(現状) 国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施設の150万トン体制確立の着実な推進、緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築 (平成28年度実施中)

(目標) 国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施設の150万トン体制確立の着実な推進、緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築

29年度予算額	10,142百万円の内数
28年度予算額	9,520百万円の内数

(51) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借り上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を増強する。

(現状) 民間タンクにおける国家備蓄石油製品 (全国10地域の各需要約4日分) の増強 (平成28年度実施中)

(目標) 民間タンクにおける国家備蓄石油製品 (全国10地域の各需要約4日分) の効率的な管理

29年度予算額	28,300百万円の内数
28年度予算額	28,600百万円の内数

(52) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、病院等に石油製品貯槽、発電機等を設置するために必要な経費の一部を補助する。

(現状) 毎年度100件以上の病院や避難所等の社会的重要なインフラ等への石油製品の「自衛的備蓄」の確保 (平成28年度実施中)

(目標) 毎年度100件以上の病院や避難所等の社会的重要なインフラ等への石油製品の「自衛的備蓄」の確保 (平成30年度完了)

29年度予算額	729百万円
28年度予算額	670
差引増△減	58

(53) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備やSSの地下タンクの大型化に伴う入替、SSの災害対応能力強化に向けた人材の育成について支援する。

(現状)「住民拠点SS」の設置数0箇所(平成28年度)

(目標)「住民拠点SS」の設置数8,000箇所(平成31年度目処)

29年度予算額	2,450百万円
28年度予算額	2,020
差引増△減	330

(54) 石油ガス地域防災対応体制整備支援事業

経済産業省においては、今後想定される大規模災害等に備え、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくため、販売事業者等の防災体制の整備や訓練の実施を支援する。

(現状) 全国9地域毎に訓練等を通じたLPガスの防災対応力の向上(平成28年度実施中)

(目標) 全国9地域毎に訓練等を通じたLPガスの防災対応力の向上

29年度予算額	900百万円の内数
28年度予算額	800百万円の内数

(55) 石油コンビナート事業再編・強じん化等推進事業

経済産業省においては、首都直下地震等による地震動・液状化・側方流動等の被害に備え、①製油所等における設備の耐震・液状化対策等、②設備の安全停止対策、③他製油所等とのバックアップ能力の増強対策等の支援を行う。

(現状) 製油所の耐震強化等の進捗率30%(平成28年度)

(目標) 100%(平成31年度)

29年度予算額	14,000百万円の内数
28年度予算額	13,000百万円の内数

(56) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を国民にわかりやすく提供するためのウェブサイト「防災情報提供センター」で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国

土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるように一元的な提供を行う。

(57) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

(58) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に貢献するため、大規模災害想定地域等における地籍調査を重点的に促進する。

(現状) 地籍調査進捗率51%(平成27年度末)

(目標) 57%(平成31年度末)

29年度予算額	7,410百万円
---------	----------

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額	7,621
---------	-------

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

差引増△減	△211
-------	------

(59) TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織するTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進する。

29年度予算額	2,655,137百万円の内数
---------	-----------------

28年度予算額	2,651,992百万円の内数
---------	-----------------

(60) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

(現状) 土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積進捗率83.8%(平成27

年度末実施状況)

(目標) 100% (平成31年度)

29年度予算額	37百万円
28年度予算額	52
差引増△減	△15

(61) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、物流事業者等の関係者から構成される協議会を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送について検討を行う。また、地方自治体が広域物資拠点の開設・運営の際に参考とすることを目的として作成しているハンドブックについて、民間物資拠点を速やかに利用する観点で踏まえた見直しを行う。

(現状) 首都直下地震又は南海トラフ地震の影響が想定される地域における国、自治体、有識者及び多様な物流事業者からなる協議会の設置地域率33% (平成27年度)

(目標) 100% (平成29年度)

29年度予算額	10百万円
28年度予算額	11
差引増△減	△1

(62) 電子国土基本図と災害基礎情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図の整備・更新を行う。また、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図や地震の揺れに脆弱な地形を抽出した脆弱地形データ等を整備し、防災・危機管理対策に寄与する。

29年度予算額	545百万円の内数
28年度予算額	484百万円の内数

(63) 災害発生時の情報収集・共有等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、本省・地方運輸局等に緊急連絡機器(衛星携帯電話)等を整備し、情報収集・共有等のための体制を整備する。

29年度予算額	23百万円
28年度予算額	36
差引増△減	△13

(64) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、訪日外国人旅行者向けに開発した災害時情報発信アプリ「Safety tips」について、外国人へのグループインタビューから抽出された項目について機能向上を進め、一人でも多くの訪日外国人旅行者にリーチできるよう外国人旅行者が多く利用するアプリでも情報発信を行う。

(65) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報(無線ファクシミリ放送)等による提供を行う。

(66) 浄化槽の台帳システムの整備推進

環境省においては、自治体における先進的な防災体制構築事例や官民双方におけるICT化の促進に関する調査検討及び浄化槽台帳のGIS化等による浄化槽の管理基盤の強化を図る。

(現状) 浄化槽台帳にGIS(地理情報システム)を整備している自治体の数105自治体(平成27年度末)

(目標) 110自治体(平成30年度)

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	13
差引増△減	3

(67) ペットを同行して避難した被災者への対策

環境省においては、熊本地震の対応を、ペットを同行した被災者への今後の対策に生かすため、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改定を行うとともに、災害発生を想定したペットの適正飼養の講習会等を行う。

29年度予算額	29百万円
28年度予算額	0
差引増△減	29

(68) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図る。

29年度予算額	147,752百万円
28年度予算額	114,735
差引増△減	33.017

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、7月と11月（津波防災の日周辺）に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、都道府県警察に対し運転免許保有者に対する講習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、災害時に運転者が採るべき措置について普及啓発を図るよう指導する。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」の前後に総合防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」にあわせて、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに、津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練等を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）

にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。さらに、地震防災対策強化地域判定会及び東海地震に関連する情報等に係る業務の訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施する（後掲 第2章3-1（2））。

29年度予算額	4百万円
28年度予算額	4
差引増△減	0

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う（後掲 第2章3-2（1））。

29年度予算額	164百万円
28年度予算額	115
差引増△減	49

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の迅速な立ち上げと円滑な災害対応に資するための施設の改修を行う（後掲 第2章3-2（2））。

29年度予算額	147百万円
28年度予算額	26
差引増△減	120

(3) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設等や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐

震化を推進する。

(4) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施する。

29年度予算額	9,924百万円
28年度予算額	8,812
差引増△減	1,112

(5) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備及び非構造部材の耐震対策等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

(現状) 国立大学等の耐震化率(平成28年5月1日現在): 97.9%

※耐震化については、個別事情により遅れているものを除き、概ね完了。

国立大学附属学校の非構造部材の耐震対策実施率(平成28年5月1日現在): 56.1%

29年度予算額	40,979百万円の内数
28年度予算額	41,800百万円の内数

(6) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、校舎等の耐震化とともに、非構造部材の耐震対策等を推進する。

(現状) 公立小中学校の耐震化率(平成28年4月1日現在): 98.1%

※耐震化については、個別事情により遅れているものを除き、概ね完了。

公立小中学校の非構造部材の耐震対策実施率(平成28年4月1日現在): 71.1%

29年度予算額	78,436百万円の内数 (内閣府で計上している沖縄分を含む)
28年度予算額	80,309百万円の内数 (内閣府で計上している沖縄分を含む)

(7) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援する。早期の耐震化完了を目指す。

(現状) 耐震化率

【幼稚園～高等学校】86.4%

(平成28年4月1日現在)

【大学等】88.8%

(平成27年4月1日現在)

29年度予算額	4,943百万円
28年度予算額	4,475
差引増△減	468

(8) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

29年度予算額 31,268百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)

28年度予算額 35,749百万円の内数
(内閣府で計上している沖縄分を含む)

(9) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、「地震防災対策特別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

29年度予算額 2,545百万円の内数

28年度予算額 2,545百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

29年度予算額 13百万円

28年度予算額 13

差引増△減 0

さらに、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

29年度予算額 2,545百万円の内数

28年度予算額 2,545百万円の内数

(10) 水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進する。

(現状) 上水道の基幹管路の耐震適合率	
37.2% (平成27年度末)	
(目標) 50% (平成34年度末)	
29年度予算額	16,900百万円
28年度予算額	13,000
差引増△減	3,900

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(12) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する(後掲 第2章3-2(3)、第2章4-2(2)、第2章5-2(2)、第2章6-2(3)、第3章2)。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(13) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第2章1-2(16))

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行う。(後掲 第2章3-2(4))。

(現状) 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された流通拠点漁港の割合0% (平成28年度基準値)

(目標) 80% (平成38年度) 当面30% (平成33年度)

29年度予算額	82,892百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	92,584百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(14) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章3-2(5)、4-2(3)、第3章5)。

29年度予算額	27,749百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
28年度予算額	27,748百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(15) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

(目標) 耐震対策が必要と判明している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合10割 (平成32年度) (平成28年度計画策定)

29年度予算額	205,009百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	204,975百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(16) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進する。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策を実施する。

(現状) 官庁施設の耐震化(面積率) 90% (平成27年度末)

(目標) 95% (平成32年度)

29年度予算額	17,725百万円の内数
28年度予算額	17,725百万円の内数

(17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

29年度予算額	2,423,080百万円の内数
28年度予算額	2,420,280百万円の内数

(18) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(現状) 水と緑の公的空間確保量 13.0m²/人の内数 (平成26年度)

(目標) 14.1m²/人の内数 (平成32年度)

29年度予算額 28,031百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額 28,355百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

29年度予算額 1,666,194百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

29年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

29年度予算額 1,118百万円の内数

28年度予算額 1,664百万円の内数

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(現状) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積 4,435 h a (平成27年度)

(目標) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消 (平成32年度)

29年度予算額

防災・安全交付金の内数

28年度予算額

防災・安全交付金の内数

- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

(現状) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積 4,435 h a (平成27年度)

(目標) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消 (平成32年度)

29年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施

29年度予算額 8,378百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額 8,362百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

29年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

29年度予算額 157百万円

28年度予算額 204

差引増△減 △47

- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等

を支援する地下街防災推進事業の実施。

29年度予算額	500百万円
28年度予算額	871
差引増△減	△371

- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援。

29年度予算額	
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
28年度予算額	
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	

- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援する。

29年度予算額	150百万円
※この他に8,265百万円の内数	
28年度予算額	365
差引増△減	△215

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成24年3月に策定した「下水道BCP策定マニュアル(地震・津波編)第2版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化・耐津波化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」(マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等)を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。

(現状) 災害時における主要な管渠の機能確保率	約47%(平成27年度末)
(目標) 約60%(平成32年度末)	
(現状) 災害時における下水処理場の機能確保率	約35%(平成27年度末)
(目標) 約40%(平成32年度末)	

29年度予算額	
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数	
28年度予算額	

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(20) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生 of 要因等が想定される土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設の整備を推進する。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、道路啓開計画の策定及び既存計画の深化を図り、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、緊急輸送道路等上の橋梁の耐震補強や無電柱化等各種道路事業を実施する。

29年度予算額	1,666,194百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
28年度予算額	1,663,694百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(23) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

29年度予算額	
---------	--

社会資本整備総合交付金等の内数
28年度予算額
社会資本整備総合交付金等の内数

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

(現状)「地震時等に著しく危険な密集市街地」
の面積4,435ha(平成27年度)
(目標)「地震時等に著しく危険な密集市街地」
をおおむね解消(平成32年度)

29年度予算額 110,349百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数
28年度予算額 141,920百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

(25) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付する。

29年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
28年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(26) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る。(後掲第2章3-2(7))。

29年度予算額 232,057百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
28年度予算額 231,712百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により大規模盛土造成地マップ等の作成、住民への情報提供、防止対策に向けた詳細調査を推進する。

(現状)大規模盛土造成地マップ等公表率44.6%(平成29年1月)
居住している地域に関する大規模盛土造成地の情報を確認できる人口約66百万人(平成29年1月)
(目標)大規模盛土造成地マップ等公表率70%(平成32年度)
居住している地域に関する大規模盛土造成地の情報を確認できる人口約90百万人(平成32年度)

29年度予算額
防災・安全交付金の内数
28年度予算額
防災・安全交付金の内数

(28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する情報通信基盤の整備を推進する。

さらに、東日本大震災等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波対策、停電対策等を推進する。

(29) コンビナート港湾の強靱化の推進

国土交通省においては、大規模地震・津波発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付及び税制特例により、民間事業者による耐震改修を支援する。

29年度予算額 232,057百万円の内数
28年度予算額 231,712百万円の内数

(30) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対し

て循環型社会形成推進交付金等を交付することで、災害時において迅速な復旧・復興を可能とする。

29年度予算額	32,908百万円の内数
28年度予算額	35,023百万円の内数

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震・津波の再評価及び被害想定を検討等を行う。(後掲 第2章3-3(1))

(目標) 相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討(平成29年度)

29年度予算額	188百万円
28年度予算額	200
差引増△減	△13

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震応急対策活動に係る具体計画の検証

内閣府においては、大規模地震(南海トラフ地震、首都直下地震)の応急対策活動の具体計画の実効性を高めるため、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整に係る計画内容の検証を行う。

29年度予算額	61百万円
28年度予算額	90
差引増△減	△30

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図る。

(4) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの運用及び次期システムの開発

を行う(後掲 第2章3-3(2)、5-3(2))。

29年度予算額	223百万円
28年度予算額	266
差引増△減	△44

(5) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。

また、都道府県警察に対して災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都府県警察と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう指導する。

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

(現状) 耐震化率77%(平成24年度)

(目標) 83%(平成30年度)

29年度予算額	23,653百万円
28年度予算額	21,148
差引増△減	2,505

(7) 庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施する。

29年度予算額	2,310百万円
28年度予算額	3,098
差引増△減	△788

(8) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」を設置し、検討を進めるとともに、平成26年4月1日に「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国

土交通省首都直下地震対策計画」を策定し、それぞれの計画に基づき、訓練を実施するとともに地震・津波対策を推進している（後掲 第2章3-3（4））。

（9）鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行う。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設及び本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震対策を一層推進する。

29年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助 4,172百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）
4,066百万円の内数

28年度予算額

鉄道施設総合安全対策事業費補助 3,632百万円の内数

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）
2,160百万円の内数

本州四国連絡橋（本四備讃線）耐震補強
124百万円

差引増△減 △124

（10）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

（現状）住宅の耐震化率約82%（平成25年）
多数の者が利用する建築物の耐震化率約85%（平成25年）

（目標）住宅の耐震化率95%（平成32年）、
耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（平成37年）

多数の者が利用する建築物の耐震化率95%（平成32年）

29年度予算額 110,349百万円

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

28年度予算額 141,920

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

差引増△減 △31,571

（11）被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

（12）空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

29年度予算額 389,088百万円の内数

28年度予算額 384,514百万円の内数

（13）全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実施する。

29年度予算額 57百万円の内数

28年度予算額 37百万円の内数

（14）海上輸送機能を維持する取組

国土交通省においては、大規模地震・津波発生時にも港湾機能を維持するため、緊急確保航路等における航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進する（後掲 第2章3-3（5））。

29年度予算額 232,057百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

（15）地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁長官は、地震防災対策強化地域で大規模な地震発生のおそれがあると認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。その際、気象庁は、東海地震に関連する情報を発表するとともに、防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(16) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達 (再掲 第1章2-1 (13))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める(後掲 第2章3-3 (8))。

29年度予算額	1,686百万円
28年度予算額	1,611
差引増△減	75

(17) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備する。

29年度予算額	5百万円
28年度予算額	5
差引増△減	0

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を実施する。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲第2章2-1 (6))

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施する。

29年度予算額	4百万円
28年度予算額	4
差引増△減	0

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第2章2-2 (1))

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹の広域防災拠点(有明の丘地区及び東扇島地区)の維持管理を行う。

29年度予算額	164百万円
28年度予算額	115
差引増△減	49

(2) 政府現地対策本部設置のための施設整備の推進

(再掲 第2章2-2 (2))

内閣府においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、現地対策本部の迅速な立ち上げと円滑な災害対応に資するための施設の改修を行う。

29年度予算額	147百万円
28年度予算額	26
差引増△減	120

(3) 海岸防災林の整備

(再掲 第2章2-2 (12))

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を確保することに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める(後掲 第2章4-2 (2)、第2章5-2 (2)、第2章6-2 (3)、第3章2)。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 漁港・漁村の防災力の向上

(再掲 第2章2-2 (13))

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行う。

(現状) 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された流通拠点港の割合0% (平成28年度基準値)

(目標) 80% (平成38年度) 当面30% (平成33年度)

29年度予算額 82,892百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 92,584百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2 (14))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する(後掲 第2章4-2 (3)、第3章5)。

29年度予算額 27,749百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 27,748百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(6) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災の津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

29年度予算額 756,886百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

28年度予算額 756,586百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

(7) 大規模地震・津波に対する港湾の事前防災・減災対策の推進

(再掲 第2章2-2 (26))

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対し、機能不全に陥らない経済社会システムを確保するため、港湾施設の耐震・耐津波性の向上を図る。

29年度予算額 232,057百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる都市公園の整備

(現状) 水と緑の公的空間確保量 13.0 m^2 / 人の内数 (平成26年度)

(目標) 14.1 m^2 / 人の内数 (平成32年度)

29年度予算額 28,031百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額 28,355百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

29年度予算額 1,666,194百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

29年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

29年度予算額 1,118百万円の内数

28年度予算額 1,664百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

・南海トラフ地震をはじめとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

29年度予算額

防災・安全交付金の内数
28年度予算額
防災・安全交付金の内数

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

29年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
28年度予算額
防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

29年度予算額
社会資本整備総合交付金の内数
28年度予算額
社会資本整備総合交付金の内数

- ・南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する。

29年度予算額
防災・安全交付金の内数
28年度予算額
防災・安全交付金の内数

(9) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

29年度予算額 17,725百万円の内数
28年度予算額 17,725百万円の内数

(10) 港湾における津波避難対策の実施

国土交通省においては、地方公共団体による港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定や津波避難施設等の整備を促進するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行い、港湾における災害時の避難機能を確保する。

29年度予算額 232,057百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
28年度予算額 231,712百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

3-3 その他

(1) 地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(1))

内閣府においては、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、最新の科学的知見を用いた想定地震・津波の再評価及び被害想定等の検討等を行う。

(目標) 相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討(平成29年度)

29年度予算額 188百万円
28年度予算額 200
差引増△減 △13

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第2章2-3(4))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの運用及び次期システムの開発を行う(後掲 第2章5-3(2))。

29年度予算額 223百万円
28年度予算額 266
差引増△減 △44

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。また、都道府県警察に対して災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう指導する。

(4) 「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」に基づく巨大地震対策の推進

(再掲 第2章2-3(8))

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震

や首都直下地震の発生に備え、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」を設置し、検討を進めるとともに、平成26年4月1日に「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」及び「国土交通省首都直下地震対策計画」を策定し、それぞれの計画に基づき、訓練を実施するとともに地震・津波対策を推進している。

(5) 海上輸送機能を維持する取組

(再掲 第2章2-3 (14))

国土交通省においては、大規模地震・津波発生時にも港湾機能を維持するため、緊急確保航路等における航路啓開計画の策定等の防災・減災対策を推進するとともに、港湾広域防災協議会等を設置し、国・港湾管理者・港湾利用者等の協働体制の構築を推進する。

29年度予算額 232,057百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(6) 旅客及び船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、津波対応シート（平成28年7月公表）を中小の船舶運航事業者に対し周知するとともに、外航船舶向けに策定した津波対応シートの外国語版を周知する等、津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を行い、船舶の津波避難対策推進を図る。

(7) 津波救命艇の推進

国土交通省においては、高台や津波避難ビルなどの高所への避難が困難な場合における避難手段を確保するため、津波救命艇ガイドライン（平成26年9月策定）及びそれに適合する津波救命艇を自治体、関係省庁等関係者に広く周知し、津波救命艇の普及を図る。

(8) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1 (13)、第2章2-3 (16))

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を

発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

29年度予算額 1,686百万円

28年度予算額 1,611

差引増△減 75

(9) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、海溝型地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用するとともに、海底地形データの提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援する。

29年度予算額 2百万円

28年度予算額 5

差引増△減 △3

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年、建設省）により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

29年度予算額 2,545百万円の内数

28年度予算額 2,545百万円の内数

(2) 治山事業の推進

(再掲 第2章2-2 (12)、第2章3-2 (3))

農林水産省においては、森林の水源涵養機能や山地災害防止機能等の維持増進を通じて、安

全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する（後掲 第2章5-2（2）、第2章6-2（3）、第3章2）。

29年度予算額 59,736百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 59,723百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

（3）海岸保全施設の整備

（再掲 第2章2-2（14）、3-2（5））

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する（後掲 第3章5）。

29年度予算額 27,749百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 27,748百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

（4）総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるため、ため池の豪雨対策等を含めた総合的な整備を推進する（後掲 第3章8（1））。

（目標）湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度）（平成28年度計画策定）

29年度予算額 50,827百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 50,768百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

（5）建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

29年度予算額 756,886百万円の内数

28年度予算額 756,586百万円の内数

（6）河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等

の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP（マルチパラメータ）レーダ等の整備を行う。また、高機能化を図った河川情報システムの整備を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

（7）土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。

29年度予算額 756,886百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

28年度予算額 756,586百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

（8）道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、代替性確保のためのミッシングリンクの整備を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

29年度予算額 1,666,194百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 1,663,694百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

（9）港湾の風水害対策

国土交通省においては、風水害対策として、港湾機能低下の危険性を回避するための港湾施設の整備を推進する。

29年度予算額 232,057百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(10) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や雨水貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水道事業等を推進する（後掲 第3章9）。

（現状）下水道による都市浸水対策達成率
約57%（平成27年度末）

（目標）約62%（平成32年度末）

29年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、大規模かつ広域的な避難の在り方について検討を進めるとともに、その検討状況や近年の災害の教訓等を踏まえ、土砂災害・水害等発生時の円滑な住民避難や要配慮者利用施設の管理者による適切な避難誘導等を促進するため、行政と施設管理者、住民が一体となった避難対策を行う。

（目標）住民や施設管理者の避難対策の検討と事例集の充実（平成29年度）

29年度予算額 49百万円

28年度予算額 50

差引増△減 △1

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制

の確立、迅速かつ的確な避難勧告等の発令・伝達、災害危険箇所等に対する措置及び指定緊急避難場所等の周知、災害対策機能の維持、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

29年度予算額 110,563百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 110,491百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施する。

(6) 国土交通省の水災害に関する防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の巨大台風等に伴う大規模な災害の頻発化・激甚化を踏まえ、水災害が発生した際に実施すべき対策を具体化して取組を強化するため、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し、検討を進めるとともに、水災害対策を推進している。

(7) 防災上の配慮を要する者が利用する施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策について、土砂災害防止施設による保全対策を重点的に推進するとともに、平成26年11月に改正された

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、当該施設への情報伝達体制を市町村地域防災計画において定めるなどの警戒避難体制の充実・強化を図る。

29年度予算額 756,886百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

28年度予算額 756,586百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

（8）河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できるXRAIN（国土交通省高性能レーダ雨量計ネットワーク）の観測範囲を全国に拡大する。

（9）河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の適切な避難行動等を支援する。

（10）国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

（11）流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

（12）総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河川管理者が河道改修等を行う総合的な都市型水害対策を推進する。

（13）被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、想定される最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成を推進するとともに、市町村のハザードマップ作成を支援する。

「土砂災害防止法」に基づき、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図るため、市町村による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援するとともに、その進捗状況を把握する等、関係自治体と連携し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

（14）氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を推進することにより、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

（15）総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、人命を守ることを最優先に砂防堰堤の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を実施する。ソフト対策としては、都道府県が行う土砂災害警戒区域の指定や情報基盤整備等に対して支援を行う。また、深層崩壊に伴う河道閉塞等の大規模な土砂災害が急迫している地域において、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域等に関する情報の周知を図る。

29年度予算額 756,886百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

28年度予算額 756,586百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

(16) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施し、土砂災害防止に関する広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、危険箇所への周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(17) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施する。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施する。

(18) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

29年度予算額

- ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 4,172百万円の内数
- ・都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道） 4,066百万円の内数

28年度予算額

- ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 3,632百万円の内数
- ・都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道） 2,160百万円の内数

(19) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮、洪水に関する予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達を行う。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等について

の教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

内閣府においては、活動火山対策特別措置法の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

29年度予算額	787,949百万円の内数
28年度予算額	642,818百万円の内数

(2) 火山地域における治山事業の推進

（再掲 第2章2-2（12）、第2章3-2（3）、第2章4-2（2））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する（後掲 第2章6-2（3）、第3章2）。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を関連機関と連携して推進する。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

(4) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

29年度予算額	1,666,194百万円の内数
28年度予算額	1,663,694百万円の内数

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、平成26年9月の御嶽山噴火の教訓や、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法等を踏まえ、各火山地域における火山防災対策の推進、監視観測・調査研究体制の整備に関する検討、大規模降灰時の対応策の検討等を行う。

(現状) 具体的で実践的な避難計画の策定率
14% (平成27年度)

(目標) 100%

29年度予算額	193百万円
28年度予算額	204
差引増△減	△12

(2) 総合防災情報システムの整備

(再掲 第2章2-3(4)、3-3(2))

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの運用及び次期システムの開発を行う。

29年度予算額	223百万円
28年度予算額	266
差引増△減	△44

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山防災協議会等連絡・連携会議等の場を通じて、関係府省庁と連携して、火山防災対策の推進を図るとともに、避難施設や避難情報伝達手段の整備、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(5) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第1章2-1(11))

国土地理院においては、電子基準点等による

GNS S連続観測や、人工衛星レーダを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する。

(現状) 電子基準点の観測データの取得率
99.51% (平成27年度)

(目標) 99.5%以上 (平成28年度以降毎年度継続)

29年度予算額	1,263百万円の内数
28年度予算額	1,283百万円の内数

(6) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努める。また、火山防災協議会における共同検討を通じて避難計画や噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

29年度予算額	1,733百万円
28年度予算額	1,047
差引増△減	686

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して関係機関と連携した救出救助訓練の実施及び救出活動のための体制の確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

内閣府においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

29年度予算額	787,949百万円の内数
28年度予算額	642,818百万円の内数

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入している。

29年度予算額	6百万円
28年度予算額	6
差引増△減	0

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(12)、第2章3-2(3)、第2章4-2(2)、第2章5-2(2))
農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防護柵の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る(後掲 第3章2)。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

なお、除雪体制の強化方策として、立ち往生の発生のおそれのある区間の公表や、早めの通行止めを行うことによる除排雪作業の集中的実施、並行する高速自動車国道等との通行止めのタイミング等の調整や、除雪機械等の広域連携の強化、道路利用者に対する冬タイヤ、チェーン等の装着の呼びかけや、ツイッターによる通行止め状況の提供等を推進する。

29年度予算額	1,666,194百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
28年度予算額	1,663,694百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

29年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数
28年度予算額	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

29年度予算額	1,218百万円
28年度予算額	1,394
差引増△減	△176

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示する。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導体制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における火災対応訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員に対する、事故発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した消防訓練を実施する。

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	2
差引増△減	0

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行う。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する。

29年度予算額	67,907百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創	

生推進交付金の内数

28年度予算額 62,202百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、地方創
生推進交付金の内数

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

29年度予算額	1,325百万円
28年度予算額	1,123
差引増△減	202

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	2
差引増△減	0

・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

29年度予算額	8百万円
28年度予算額	10
差引増△減	△2

・消防用機器等の国際動向への対応

29年度予算額	7百万円
28年度予算額	9
差引増△減	△2

・住宅防火対策の推進

29年度予算額	12百万円
28年度予算額	10
差引増△減	2

・消防法令に係る違反是正推進

29年度予算額	19百万円
---------	-------

28年度予算額	18
差引増△減	1
・消防の技術に関する総合的な企画立案	
29年度予算額	5百万円
28年度予算額	6
差引増△減	△1
・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築	
29年度予算額	22百万円
28年度予算額	23
差引増△減	△1
・外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進	
29年度予算額	5百万円
28年度予算額	6
差引増△減	△1
・日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化	
29年度予算額	7百万円
28年度予算額	7
差引増△減	0

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、各種危険物の災害防止等

保安対策推進のため、都道府県警察の危険物担当者に対して関係法令、指導取締り要領、危険物の基礎知識等について必要な教育訓練を行う。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(3) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した事故対応訓練等を実施する。

29年度予算額	11百万円
28年度予算額	11
差引増△減	0

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討

「危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策」(再掲 第1章8(1))

「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討」(再掲 第1章8(1))

「国土強靱化等に対応した多様な危険物施

設のあり方を踏まえた円滑な非常用電源設備導入の実現」

29年度予算額	39百万円
28年度予算額	46
差引増△減	△7

- ・危険物施設の事故防止対策等（再掲 第1章 8（1））

29年度予算額	11百万円
28年度予算額	11
差引増△減	0

- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等

29年度予算額	11百万円
28年度予算額	11
差引増△減	0

（4）石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナートの防災を担う自衛防災組織等が活用する「標準的な教育テキスト（案）」を作成するとともに、研修体制の充実強化について検討を行う。また、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図る。

29年度予算額	9百万円
28年度予算額	10
差引増△減	△1

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて審査を実施するとともに、必要な要請、助言等を行う。

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	2
差引増△減	0

（5）エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の増強

消防庁においては、緊急消防援助隊に編成される、石油タンク火災や化学プラント爆発等のエネルギー・産業基盤における特殊災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の中核とな

る車両を、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して整備する。

（現状）部隊数6部隊（平成28年度）	
（目標）部隊数12部隊（平成30年度末）	
29年度予算額	360百万円
28年度予算額	400
差引増△減	△40

（6）高圧ガス等技術基準策定研究開発等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

（現状）高圧ガスや火薬類に係る人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数（平成27年度調査結果）高圧ガス：48件・68名（年ベース）、火薬類：25件・43名（年ベース）	
---	--

（目標）前年比減

29年度予算額	115百万円
28年度予算額	115
差引増△減	0

（7）高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

（8）石油ガス等供給事業の保安確保に向けた安全管理技術の調査

経済産業省においては、依然として、供給段階・消費段階においてガス事故が毎年発生しているため、技術基準（案）を作成するための技術調査研究、事故発生原因の分析・再発防止対策の検討、及び被災情報の共有化を図るためのガス防災支援システムの改修等を実施する。

（現状）LPガス事故による死傷者数62人（平成27年度）	
------------------------------	--

都市ガス消費段階における事故件数12件（平成27年度）	
-----------------------------	--

（目標）LPガス事故による死傷者数25人未満（平成32年度）	
--------------------------------	--

都市ガス消費段階における事故件数	
------------------	--

10件未満（平成32年度）

29年度予算額 330百万円

28年度予算額 330

差引増△減 0

(9) 石油精製等に係る保安対策調査

経済産業省においては、石油精製プラント等に係る事故防止や高圧ガス保安法等における技術基準等の制定・改正や制度設計に向け、関係者への事故原因・再発防止策の提供や、事業者のリスク評価を促すための指針策定、実験等によるデータ取得及び検討を行う。

（現状）高圧ガスに係る災害事故による人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数
48件・68名（平成27年調査結果）

（目標）前年比減

29年度予算額 200百万円

28年度予算額 190

差引増△減 10

(10) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施する。

29年度予算額 220百万円の内数

28年度予算額 231百万円の内数

(11) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、大型タンカーバースにおける適切な荷役等について指導し、安全防災対策の充実を図る。

(12) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

29年度予算額 1百万円

28年度予算額 1

差引増△減

0

(13) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備する。

29年度予算額 8百万円

28年度予算額 11

差引増△減 △3

(14) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供可能な体制の確保に努める。

(15) 沿岸海域環境保全情報の整備

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を実施する。

（現状）平成26年度に収集した情報を図面に反映し、公表した。

（目標）情報収集、図面の更新を継続して行い、随時公表する。

29年度予算額 3百万円

28年度予算額 3

差引増△減 0

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の体制整備

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進するための体制の整備を行う。具体的には、研修の受講課程や教科書など研修事業のマニュアル類策定や原子力防災に関する技術の調査・研究等を実施する。

29年度予算額	270百万円
28年度予算額	0
差引増△減	270

(2) バス運転業務者等への研修の実施

内閣府においては、新たに原子力災害に対応する防災業務関係者として従事する職員（地方公共団体等職員、民間事業者等）等に対して、放射線影響や原子力防災に関する基礎的知識の習得等を目的として研修を実施することにより、最低限身に付けるべき基礎知識・能力の定着化を図る。

29年度予算額	169百万円
28年度予算額	169
差引増△減	0

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の緊急事態応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

(4) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(5) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

29年度予算額	1百万円
28年度予算額	1
差引増△減	0

(6) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上にのための研修等を実施する。

29年度予算額	243百万円
28年度予算額	243
差引増△減	0

(7) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員に対する災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した事故対応訓練等を実施する。

29年度予算額	4百万円
28年度予算額	4
差引増△減	0

9-2 防災施設設備の整備

(1) 東日本大震災の被災地におけるオフサイトセンターの再建

内閣府においては、宮城県の原子力災害対応の拠点である原子力災害対策等拠点施設（オフサイトセンター）が東日本大震災に伴う津波で壊滅的な被害を受け使用不能となったため、オフサイトセンターを女川町に再建し、原子力防災のための体制を再構築し、女川地域の復興を支援する。

29年度予算額	550百万円
28年度予算額	0
差引増△減	550

※東日本大震災に関する復興対策として実施するものの一つ。

※国庫債務負担行為事業であり29・30年度の2箇年度の合計額は2,696百万円。

(2) 原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

（現状）普段からの保守管理及び技術仕様等の検討・改善を行うことをもって、緊急時における対応力の維持・向上を図った。（平成28年度）

（目標）普段からの保守管理及び技術仕様等の検討・改善を行うことをもって、緊急時における対応力の維持・向上を図る。（平成29年度）

29年度予算額	3,526百万円
28年度予算額	3.216
差引増△減	310

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行う。また、地方公共団体における防災訓練の実施や、避難経路を充実・強化するための調査事業を支援する。

29年度予算額	10,428百万円
28年度予算額	12,257
差引増△減	△1,830

(2) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、広域的視野からより有効な資機材等の調達・活用等を推進するべく、備蓄体制の構築や資機材の標準化、性能向上等を進める。また、緊急時に避難計画の確認や事態の進展について、地域住民等が適切に知ることができるよう、平時・緊急時の広報・周知を更に強化する。

29年度予算額	200百万円
28年度予算額	0
差引増△減	200

(3) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用を把握する必要がある。そのため調査・研究の実施、国際会議・セミナーの開催、我が国の防災訓練への外国関係機関の視察の受入れを実施する。

29年度予算額	30百万円
28年度予算額	50
差引増△減	△20

(4) 避難計画等の継続的改善プロセスの構築

内閣府においては、道府県が主体となって避難計画の改善を行うためのPDCAサイクルの質の向上を行う必要があることから、質の高い道府県訓練の実施及び評価の体制構築に向けた準備を行うことを目的として、訓練体系の整備や緊急時対応の検証に資する評価要領の整備を

実施する。

29年度予算額	30百万円
28年度予算額	0
差引増△減	30

(5) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q&A」による情報提供等のリスクコミュニケーションに取り組む。

29年度予算額	35百万円の内数
28年度予算額	34百万円の内数

(6) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「地方消費者行政推進交付金」を交付する。本交付金を活用し、消費者を取り巻く様々な課題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その結果を全国的に波及・展開させる「先駆的プログラム」を実施し、テーマとして、消費者教育の推進を掲げ、風評被害防止に向けた地方公共団体の取組を重点的に支援する。

また、被災4県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に対して、「地方消費者行政推進交付金」（復興特別会計）を別途交付し、被災地における消費サイドの放射性物質検査体制の整備等を重点的に支援する。

29年度予算額	3,482百万円の内数
28年度予算額	3,482百万円の内数

国民生活センターにおいては放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

(平成27年度決算額 5,482百万円の内数)

(7) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、ハンドブッ

ク等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、消防機関と原子力事業者の自衛消防組織等が緊密に連携して効果的な消防活動を行えるよう、連携強化のあり方について検討を行う。

29年度予算額	5百万円
28年度予算額	6
差引増△減	△1

(8) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行う。

29年度予算額	220百万円の内数
28年度予算額	231百万円の内数

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

29年度予算額	72百万円の内数
28年度予算額	73百万円の内数

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

29年度予算額	305百万円の内数
28年度予算額	460百万円の内数

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制の検討を行う。

29年度予算額	1百万円
28年度予算額	1
差引増△減	0

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における爆発火災災害の防止、東日本大震災等の復旧・復興工事に伴う道路復旧工事における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

29年度予算額	341百万円の内数
28年度予算額	294百万円の内数

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行う。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

(5) 高圧ガス設備の耐震補強支援事業

経済産業省においては、最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い高圧ガス設備について、最新の耐震基準に適合させるべく事業者が実施する耐震補強対策を支援する。(現状) 高圧エネルギーガス設備を含め、556基が最新の耐震基準に対応済み。

(目標) 高圧ガス設備の耐震補強を加速させる。

29年度予算額	427百万円
28年度予算額	216
差引増△減	211

(6) 高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業

経済産業省においては、最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い高圧エネルギーガス設備について、最新の耐震基準に適合させるべく事業者が実施する耐震補強対策を支援する。

- (現状) 非高圧エネルギーガス設備を含め、556基が最新の耐震基準に対応済み。
(目標) 高圧エネルギーガス設備の耐震補強を加速させる。

29年度予算額	345百万円
28年度予算額	280
差引増△減	65

(7) 経年埋設ガス管のリスク評価手法・基準開発事業

経済産業省においては、公共の安全を確保するため、腐食等を原因とするガス漏れの可能性が高い経年埋設内管を保有する需要家への通知、対外公表を行う判断材料となる技術データを収集するなど経年埋設内管のリスク状況に係る調査・分析を行う。

- (現状) 経年埋設内管の腐食状況と土壌環境の相関を調査する。
(目標) リスク評価手法等を検討し、需要家への協力要請、協力勧告等の基準を策定する。

29年度予算額	120百万円
28年度予算額	120
差引増△減	0

(8) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（P S C）を的確に実施する。

29年度予算額	108百万円
28年度予算額	98
差引増△減	10

第3章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、“防災意識社会”へ新たに展開していくことが重要との認識のもと、生産性向上などのストック効果を重視しつつ、防災・減災対策、老朽化対策等への課題に対応する。

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等の取組を推進。
- ・公共施設のストック管理・適正化のため、施設の集約化や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等、効率的な事業を推進。

29年度予算額 756,886百万円

※この他に防災・安全交付金で措置

28年度予算額 756,586百万円

※この他に防災・安全交付金で措置

(1) 水害の頻発・激甚化に対応する治水対策

国土交通省においては、気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化を踏まえて、比較的発生頻度の高い洪水に対しては、治水対策を計画的に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策を集中的に実施する。

また、施設では防ぎきれない大洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

(2) ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策

国土交通省においては、平成26年8月の広島における土砂災害等、集中豪雨等に起因する土砂災害への予防的対策として、砂防堰堤等を重点的に整備するとともに、激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施する。

また、危険箇所における基礎調査の促進や防災拠点の保全等によりハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

(3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策

国土交通省においては、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備えるため、東日本大震災の教訓を生かした津波防災地域づくりを進めるとともに、各々の地震で想定される具体的な被害特性に合わせ、堤防の耐震・液状化対策等を重点的に実施する。

(4) 公共施設のストック管理・適正化

国土交通省においては、河川管理施設等の所要の機能を確保するため、河川管理施設等の点検・評価結果に基づく補修・更新等を着実に実施する。

また、施設の機能の確保に係るコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく取組等を推進するとともに、生産性向上を図るための新技術の導入等の取組を推進する。

2 治山事業

(再掲 第2章2-2(12)、第2章3-2(3)、第2章4-2(2)、第2章5-2(2)、第2章6-2(3))

農林水産省においては、集中豪雨や地震等による山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、集落等に近接する山地災害危険地区や重要な水源地域等において、治山施設の設置や長寿命化対策、荒廃森林の整備、海岸防災林の整備等を推進するなど、総合的な治山対策により地域の安全・安心の確保を図る「緑の国土強靱化」を推進する。

29年度予算額 59,736百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 59,723百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

29年度予算額 20,502百万円の内数

28年度予算額 20,497百万円の内数

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続15地区について、民有林直轄治山事業を実施する（後掲 第3章3-1(1)）。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続9地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施する（後掲 第3章3-1(1)）。

29年度予算額 12,606百万円の内数

28年度予算額 12,604百万円の内数

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山施設長寿命化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

29年度予算額 183百万円

28年度予算額 183

差引増△減 0

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する。

29年度予算額 24,560百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 24,683百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

（目標）湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度）（平成28年度計画策定）

29年度予算額 1,180百万円

28年度予算額 1,510

差引増△減 △330

・直轄地すべり防止事業

（再掲 第3章2-2(1)）

林野の保全に係る地すべりについて、継続8地区（直轄治山と重複している地区を含む。）について、直轄地すべり防止事業を実施する。

29年度予算額 12,606百万円の内数

28年度予算額 12,604百万円の内数

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

29年度予算額

基礎技術調査費222百万円の内数

28年度予算額

基礎技術調査費222百万円の内数

(2) 補助事業

・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

（目標）湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度）（平成28年度計画策定）

29年度予算額 50,827百万円の内数

28年度予算額 50,768百万円の内数

・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれが

大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

29年度予算額	24,560百万円の内数
28年度予算額	24,683百万円の内数

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を防止・軽減し、国土と民生安定のための地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援する。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所等における急傾斜地崩壊防止施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定等による、警戒避難体制の整備を支援する。

29年度予算額	防災・安全交付金で措置
28年度予算額	防災・安全交付金で措置

5 海岸事業

(再掲 第2章2-2(14)、3-2(5)、4-2(3))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、侵食対策等を重点的に実施する。

29年度予算額	27,749百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
28年度予算額	27,748百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

6-1 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

(目標) 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度) (平成28年度計画策定)

29年度予算額	25,783百万円
28年度予算額	25,853
差引増△減	△70

6-2 補助事業

- ・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

(目標) 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度) (平成28年度計画策定)

29年度予算額	50,977百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	50,918百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、

災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施する。

29年度予算額	4,769百万円
28年度予算額	4,642
差引増△減	127

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して新設または改良事業を実施する。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行うほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施する。

29年度予算額	11,336百万円
28年度予算額	11,009
差引増△減	327

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

29年度予算額	基礎技術調査費222百万円の内数
28年度予算額	基礎技術調査費222百万円の内数

・地盤沈下対策事業

(再掲 第2章4-2(4))

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施する。

(目標) 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度 (平成28年度計画策定))

29年度予算額	50,827百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

28年度予算額	50,768百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築4事業を実施する。(現状) 地盤沈下指定地域の地盤沈下状況 (平成26年度) 0.85~2.3cm/年 (目標) - (工業用水道を整備することにより、地盤沈下を防止することを目的としている。)

29年度予算額	197百万円
28年度予算額	376
差引増△減	△179

・地下水位観測調査

「工業用水法」に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

(現状) 地下水位の低下は地盤沈下につながる。本調査において、地下水位の観測を継続的に実施している。(目標) - (地下水位の観測を継続的に実施することにより、地下水位の状況を把握することを目的としている。)

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	2
差引増△減	0

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案等に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

29年度予算額	7百万円
28年度予算額	8
差引増△減	△1

・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において干渉SAR技術による地盤変

動調査を行うとともに水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

29年度予算額	269百万円の内数
28年度予算額	269百万円の内数

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。地域の関係者の合意形成に基づく地下水の適切な保全と利用を推進する地下水マネジメントの検討を行う。

29年度予算額	39百万円
28年度予算額	31
差引増△減	9

(5) 地盤沈下防止対策事業等

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行うほか、地盤沈下を防止しつつ地下水の適正な利用が図られるよう、地下水採取規制のあり方について調査・検討を行う。また、広域の地盤高を面的に計測可能な衛星技術の特性に鑑み、地盤沈下監視に衛星データを活用した観測手法を導入するに当たっての技術マニュアルを取りまとめ、公表する。

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	14
差引増△減	2

9 下水道における浸水対策

(再掲 第2章4-2(10))

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や雨水貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水路事業等を推進する。

また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を

活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

(現状) 下水道による都市浸水対策達成率約57% (平成27年度末)

(目標) 約62% (平成32年度末)

(現状) 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 0 (平成27年度末)

(目標) 約100% (平成32年度末)

29年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債(自然災害防止事業)の対象とすることとしている。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、一般事業債(河川等事業)の対象とすることとしている。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

29年度予算額 482百万円

28年度予算額 491

差引増△減

△9

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

(現状) 排出基準等管理基準を遵守した坑廃水処理場の事業所率 (平成27年度)

92%

(目標) 毎年100%

29年度予算額	2,106百万円
28年度予算額	2,050
差引増△減	56

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道(株)が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

29年度予算額	1,030百万円
28年度予算額	1,030
差引増△減	0

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を越えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっていることから、地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。

29年度予算額	4,172百万円の内数
28年度予算額	3,632百万円の内数

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した箇所等において、住民及び利用者の安全・安心の確保を図るため、国や地方公共団体等が緊急に実施する再度災害の防止対策や事故の再発防止対策等に予算の配分を行う。

29年度予算額	13,438百万円
28年度予算額	14,813

差引増△減

△1,375

(7) 港湾の老朽化対策

国土交通省においては、港湾施設の老朽化が進む中、将来にわたりその機能を発揮できるように予防保全型の維持管理を取り入れ、ハード・ソフト両面から計画的、総合的に港湾施設の老朽化対策を推進する。

29年度予算額 232,057百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

28年度予算額 231,712百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

(8) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、ダイオキシン対策により整備した一般廃棄物処理施設が老朽化し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保する。

29年度予算額	29,908百万円
28年度予算額	31,523
差引増△減	△1,615

(9) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、災害に強い浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

(現状) 総人口に対する合併処理浄化槽の普及人口率 (平成27年度末): 9%

(目標) (平成29年度): 12%

29年度予算額	10,039百万円
28年度予算額	8,924
差引増△減	1,115

第4章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上している。

29年度予算額	788百万円
28年度予算額	760
差引増△減	28

1-2 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

29年度予算額	1,881百万円
28年度予算額	200
差引増△減	1,681

1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の国庫負担

内閣府においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

29年度予算額	140百万円
28年度予算額	140
差引増△減	0

(2) 災害援護資金の原資の貸付

内閣府においては、市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

29年度予算額	150百万円
28年度予算額	150
差引増△減	0

1-4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

1-5 その他の災害応急対策

災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

29年度予算額	200百万円
28年度予算額	200
差引増△減	0

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、平成28年災害及び平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成28年災害及び平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設について、平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

29年度予算額	1,795百万円
28年度予算額	914
差引増△減	881

・補助事業

治山施設について、平成27年災害の復旧を完了し、平成28年災害及び平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び

地すべり防止施設について、平成27年災害の復旧を完了し、平成28年災害及び平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、平成27年災害の復旧を完了し、平成28年災害及び平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る（後掲 第4章2-2）。

29年度予算額	10,718百万円の内数
28年度予算額	12,039百万円の内数

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

29年度予算額	42,013百万円
28年度予算額	42,340
差引増△減	△327

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び港湾施設について、平成28年災害及び平成29年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、平成28年災害及び平成29年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

29年度予算額	23,097百万円
28年度予算額	12,785
差引増△減	10,312

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成27年災害、平成28年災害及び平成29年災害の復旧事業並びに堆積土砂排除事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

29年度予算額	18,916百万円
28年度予算額	29,555
差引増△減	△10,639

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧

事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の災害復旧を行うものであり、災害発生の年を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成28年災害の復旧を完了し、平成29年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

29年度予算額	1,993百万円
28年度予算額	1,680
差引増△減	313

・補助事業

（再掲 第4章2-1（1））

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

29年度予算額	10,718百万円の内数
28年度予算額	12,039百万円の内数

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧に対し、国庫補助事業を行う。

29年度予算額	40,979百万円の内数
28年度予算額	41,800百万円の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

29年度予算額	355百万円
28年度予算額	355
差引増△減	0

(3) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を

行う。

29年度予算額	27,068百万円の内数
28年度予算額	25,806百万円の内数

29年度予算額	30百万円
28年度予算額	30
差引増△減	0

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

29年度予算額	350百万円
28年度予算額	350
差引増△減	0

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局及び仙台北法務局気仙沼支局について、移転先の仮庁舎での事務処理を継続する。

(現状) 水戸地方法務局本局は、平成26年度までに新庁舎の設計を終了

(目標) 庁舎の復旧について、水戸地方法務局本局は、平成32年度までの実施を予定している。

(2) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成28年以前及び平成29年に発生した災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

29年度予算額	100百万円
28年度予算額	2,688
差引増△減	△2,588

(3) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、平成28年度の鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行う。

29年度予算額	68百万円
28年度予算額	68
差引増△減	0

(4) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 災害融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。

29年度予算額	2,700百万円
28年度予算額	200
差引増△減	2,500

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

29年度予算額	5百万円
28年度予算額	7
差引増△減	△2

(5) (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業

務)においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

(6) (株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) の融資

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(7) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資

(株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(8) (株) 商工組合中央金庫の融資

(株) 商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(9) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。また、災害援助法が適用された自治体において、当該災害の影響により売上高等が減少している中小企業者に対しては、通常の保証とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(10) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部のを貸付を行う。

(11) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、「災害救助法」適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金の範囲内で融資を行う。

(12) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、平成29年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆1,268億円と定めて実施する。

29年度予算額	179,457百万円
28年度予算額	152,929
差引増△減	26,528

(2) 農漁業災害補償等

農林水産省においては、農漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

29年度予算額	89,586百万円
28年度予算額	87,410
差引増△減	2,176

・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

29年度予算額	9,348百万円
28年度予算額	9,367
差引増△減	△19

・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害

及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

29年度予算額	8,560百万円
28年度予算額	8,523
差引増△減	37

(3) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、「森林保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険業務を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について平成29年度地方債計画（通常収支分）において873億円を計上している。

29年度地方債計画額	[87,300] 百万円
28年度地方債計画額	[71,100]
差引増△減	[16,200]

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）を補助する。

29年度予算額	600百万円
28年度予算額	600
差引増△減	0

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6ヶ月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

29年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

28年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

4-3

平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策

(1) 道路事業

国土交通省においては、新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を引き続き推進する。

(2) 土砂災害対策の推進

国土交通省においては、大規模崩壊により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい芋川流域において、集中的な土砂災害対策を行う。

29年度予算額

2,423,080百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

28年度予算額

2,420,280百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で措置

4-4

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を

確保するための山地災害対策を推進・支援する。

29年度予算額 59,736百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

28年度予算額 59,723百万円の内数

※この他に農山漁村地域整備交付金の内数

4-5 霧島山（新燃岳）災害による復興対策

国土交通省においては、土石流の発生に備え、砂防設備の整備や土石流検知センサーによる監視体制の構築等の対策を推進する。

29年度予算額 756,886百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

28年度予算額 756,586百万円の内数

※この他に防災・安全交付金で措置

4-6 東日本大震災に関する復興対策

(1) 被災者支援

復興庁においては、心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に応じて生じる被災者に係る課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応する取組を支援する。

29年度予算額 112,370百万円

28年度予算額 112,602

差引増△減 △232

(主な事業)

①被災者支援総合交付金

29年度予算額 20,006百万円

28年度予算額 22,034

差引増△減 △2,028

②災害救助法による災害救助等

29年度予算額 23,045百万円

28年度予算額 33,387

差引増△減 △10,342

③被災者生活再建支援金補助金

29年度予算額 13,542百万円

28年度予算額 18,906

差引増△減 △5,364

④緊急スクールカウンセラー等活用事業

29年度予算額 2,701百万円

28年度予算額 2,701

差引増△減 0

⑤被災者の心のケア支援事業

29年度予算額 1,361百万円

28年度予算額 1,361

差引増△減 0

⑥被災した児童生徒等への就学等支援

29年度予算額 11,246百万円

28年度予算額 14,760

差引増△減 △3,515

⑦被災地域における地域医療の再生支援

29年度予算額 23,626百万円

差引増△減 23,626

(2) 住宅再建・復興まちづくり

復興庁においては、住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路をはじめとする社会インフラの整備を推進する。

29年度予算額 769,761百万円

28年度予算額 1,131,831

差引増△減 △362,070

(主な事業)

①復興道路・復興支援道路の整備等

29年度予算額 239,952百万円

28年度予算額 237,617

差引増△減 2,335

②東日本大震災復興交付金

29年度予算額 52,502百万円

28年度予算額 147,695

差引増△減 △95,193

③災害復旧事業

29年度予算額 259,885百万円

28年度予算額 509,350

差引増△減 △249,465

④災害廃棄物の処理

29年度予算額	7,201百万円
28年度予算額	24,766
差引増△減	△17,565

⑤社会資本整備総合交付金（復興）

29年度予算額	108,952百万円
28年度予算額	105,436
差引増△減	3,516

⑥農林水産基盤整備

29年度予算額	30,544百万円
28年度予算額	38,843
差引増△減	△8,299

⑦国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業等

29年度予算額	1,346百万円
28年度予算額	574
差引増△減	773

(3) 産業・生業（なりわい）の再生

復興庁においては、観光復興の取組を更に強化するとともに、新たに被災地（特に三陸沿岸部）の人材不足に対処するための施策を実施する。また、農林水産業を含め、原子力災害被災地域の産業再生に向けた支援を推進する。

29年度予算額	105,195百万円
28年度予算額	136,182
差引増△減	△30,987

（主な事業）

①災害関連融資

29年度予算額	21,634百万円
28年度予算額	24,305
差引増△減	△2,671

②復興特区支援利子補給金

29年度予算額	1,891百万円
28年度予算額	1,920
差引増△減	△29

③中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

29年度予算額	21,000百万円
28年度予算額	29,000
差引増△減	△8,000

④観光復興関連事業

29年度予算額	5,056百万円
28年度予算額	4,951
差引増△減	105

⑤復興水産加工業等販路回復促進事業

29年度予算額	1,477百万円
28年度予算額	1,802
差引増△減	△324

⑥東日本大震災農業生産対策交付金

29年度予算額	2,586百万円
28年度予算額	3,312
差引増△減	△726

⑦福島県農林水産業再生総合事業

29年度予算額	4,710百万円
差引増△減	4,710

⑧被災地の人材確保対策事業

29年度予算額	983百万円
差引増△減	983

⑨原子力災害対応雇用支援事業

29年度予算額	1,871百万円
28年度予算額	4,245
差引増△減	△2,374

⑩イノベーション・コースト構想関連事業

29年度予算額	10,137百万円
28年度予算額	14,478
差引増△減	△4,340

⑪原子力災害による被災事業者の自立支援事業

29年度予算額	5,420百万円
28年度予算額	1,318
差引増△減	4,102

⑫自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

29年度予算額	18,500百万円
28年度予算額	32,000
差引増△減	△13,500

(4) 原子力災害からの復興・再生

復興庁においては、住民の帰還促進や生活の再構築に向け、きめ細やかな支援を実施すると

ともに、除去土壌等の搬出等・放射性汚染廃棄物の処理・中間貯蔵施設や情報発信拠点の整備等を着実に推進する。

加えて、帰還困難区域の復興拠点整備や帰還困難区域等からの避難者への生活支援を実施する。

29年度予算額	820,908百万円
28年度予算額	1,016,655
差引増△減	△195,747

(主な事業)

①福島再生加速化交付金等

29年度予算額	101,151百万円
28年度予算額	111,576
差引増△減	10,425

②福島生活環境整備・帰還再生加速事業

29年度予算額	18,101百万円
28年度予算額	7,561
差引増△減	10,540

③帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等

29年度予算額	6,054百万円
28年度予算額	4,500
差引増△減	1,553

④福島県双葉郡中高一貫校の設置等に係る支援

29年度予算額	2,738百万円
28年度予算額	2,664
差引増△減	74

⑤除去土壌等の適正管理・搬出等の実施

29年度予算額	285,464百万円
28年度予算額	524,858
差引増△減	△239,394

⑥放射性物質汚染廃棄物処理事業等

29年度予算額	185,123百万円
28年度予算額	214,021
差引増△減	△28,898

⑦中間貯蔵施設の整備等

29年度予算額	187,561百万円
28年度予算額	134,616
差引増△減	52,945

(5) 「新しい東北」先導モデル事業等

復興庁においては、先導モデル事業等で蓄積したノウハウ等の被災地での普及・展開に対する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進する。

(主な事業)

・「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業

29年度予算額	880百万円
28年度予算額	996百万円
差引増△減	△116

(6) 東日本大震災復興推進調整費

復興庁においては、復興に関する諸制度の隙間を埋め、国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施する。

29年度予算額	750百万円
28年度予算額	1,500
差引増△減	△750

(7) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

29年度	
地方財政計画額	450,253百万円
28年度	
地方財政計画額	480,175百万円

(8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、被災者の法的支援として、「総合法律支援法」に基づく情報提供、民事法律扶助、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づく震災法律援助の各業務を実施する。

(現状)	100%
(目標)	100%

(9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化
(現状) 100%
(目標) 100%

(10) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための啓発活動を実施する。

(現状) 100%
(目標) 100%

29年度予算額	24百万円
28年度予算額	25
差引増△減	△1

4-7 平成23年台風第12号による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、大規模崩壊が多数発生し、現在も顕著な土砂流出が継続している紀伊山系において土砂災害対策を行う。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

4-8 広島土砂災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、広島県において治山

事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、広島県広島市で土砂災害等が多数発生したため、被災地において土砂災害対策を集中的に行う。

29年度予算額	756,886百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	
28年度予算額	756,586百万円の内数
※この他に防災・安全交付金で措置	

4-9 平成26年(2014年)御嶽山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、御嶽山において治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(2) 国土交通省の対策

関係機関への監視カメラ映像等の情報提供、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進する。

29年度予算額	防災・安全交付金で措置
28年度予算額	防災・安全交付金で措置

4-10 その他の災害に関する復興対策

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラ

イン」(平成27年12月25日策定)に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行う。

29年度予算額	58百万円
28年度予算額	4
差引増△減	53

28年度予算額

防災・安全交付金で措置

(2) 有珠山噴火災害に関する対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

(3) 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供を行うなど、警戒避難体制の整備を推進する。

29年度予算額	756,886百万円の内数
28年度予算額	756,586百万円の内数

(4) 三宅島噴火災害に関する対策

農林水産省においては、治山事業を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

29年度予算額	59,736百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
28年度予算額	59,723百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援する。

29年度予算額	防災・安全交付金で措置
---------	-------------

第5章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進する。

29年度予算額	233百万円
28年度予算額	247
差引増△減	△14

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」が国内外において定着し、着実に実施されるため、我が国の取組を共有するとともに、各国の防災実務者の能力強化を図り、「仙台防災枠組」の定着に資する国際防災協力を検討する。

29年度予算額	40百万円
28年度予算額	40
差引増△減	△0

(3) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウをもとに培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけや国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）を通じた働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進する。

29年度予算額	
ICT国際競争力強化パッケージ支援事業（606百万円）の内数	
28年度予算額	
ICT国際競争力強化パッケージ支援事業（772百万円）の内数	

(4) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、主としてアジア圏内の国を対象に、消防防災能力の向上に資するため、

我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催する。また、日韓における消防分野に関する情報交換を目的として日韓消防行政セミナーを開催する。

29年度予算額	4百万円
28年度予算額	5
差引増△減	△1

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、国際消防救助隊の連携訓練や教育訓練の核となる指導員の育成、また、全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など国際消防救助隊員の教育訓練等の一層の充実を図る。

（現状）連携訓練及びセミナー参加隊員数

25年度	227人
26年度	213人
27年度	221人

（目標）3か年を1サイクルとし、1サイクルで全ての国際消防救助隊登録隊員（599人）が訓練参加

29年度予算額	16百万円
28年度予算額	17
差引増△減	△1

(6) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等に対して、消防防災設備、資機材等の展示・実演等の現地ワークショップを実施し、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する。

29年度予算額	2百万円
28年度予算額	2
差引増△減	△0

(7) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局への拠出等を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報

を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動等を支援する。

29年度予算額	757百万円
	(UNISDR等：628百万円、 UNOCHA：129百万円)
28年度予算額	522
	(UNISDR等：393百万円、 UNOCHA：129百万円)
差引増△減	235

(8) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な取組を通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

29年度予算額	
	運営費交付金111,286百万円の内数 等
28年度予算額	
	運営費交付金105,343百万円の内数 等

(9) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連防災と水に関する事務総長特使の活動支援等を通して、水防災に係る国際目標の達成等に向けた活動を推進する。

29年度予算額	65百万円
28年度予算額	65
差引増△減	0

(10) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(11) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太

平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

(12) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」への参画や、各国関係機関との合同油防除訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携を図る。

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する災害救援や防災協力を行う。

29年度予算額	JICA運営費交付金及び無償資金協力等の内数
28年度予算額	JICA運営費交付金及び無償資金協力等の内数

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPSを実施し、研究分野の一つとして防災分野における協力を行う。

29年度予算額	JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金 101,869百万円の内数
28年度予算額	JICA運営費交付金の内数、JST運営費交付金 100,888百万円の内数

(3) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、両国の産学官が一体とな

り、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組を引き続き国別に展開する。加えて、防災分野における海外展開を推進するため、産学官の協力体制の構築・連携強化を目的に活動する「日本防災プラットフォーム」と協力していく。

29年度予算額	17百万円
28年度予算額	30
差引増△減	△13

附 属 资 料

附属資料 目次

1. 我が国の国土の状況

- 附属資料 1 世界のマグニチュード6以上の震源分布と
プレート境界 ……………附- 1
- 附属資料 2 世界の火山の分布状況 ……………附- 1
- 附属資料 3 我が国の海溝と活断層の分布 ……………附- 2
- 附属資料 4 我が国の活火山の分布 ……………附- 4

2. 災害の状況

- 附属資料 5 我が国の主な地震被害（明治以降） ……………附- 5
- 附属資料 6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況 ……附- 6
- 附属資料 7 我が国における近年の主な自然災害 ……………附- 7
- 附属資料 8 自然災害における死者・行方不明者数 ……………附- 9
- 附属資料 9 自然災害における死者・行方不明者内訳 ……………附- 9
- 附属資料 10 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降） …附-10
- 附属資料 11 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況 ……附-17
- 附属資料 12 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降） ……附-18
- 附属資料 13 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降） ……附-20
- 附属資料 14 過去5年の激甚災害の適用実績 ……………附-24
- 附属資料 15 平成28年以降に発生した主な災害における
各府省庁の対応 ……………附-25
- 附属資料 16 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する
比率の推移 ……………附-34
- 附属資料 17 平成27年発生災害による災害別施設関係等被害額 ……附-34
- 附属資料 18 阪神・淡路大震災、東日本大震災、
スマトラ島沖大地震の比較 ……………附-35
- 附属資料 19 東日本大震災における被害額の推計 ……………附-36
- 附属資料 20 我が国の主な火山噴火及び噴火災害 ……………附-37
- 附属資料 21 土砂災害の発生状況の推移 ……………附-38
- 附属資料 22 市町村別の土砂災害危険箇所の状況 ……………附-38
- 附属資料 23 短時間強雨の増加傾向 ……………附-39
- 附属資料 24 竜巻等の発生確認回数 ……………附-40
- 附属資料 25 1900年以降の世界の主な自然災害の状況 ……………附-41

附属資料 26	1900年以降に発生した地震の規模の 大きなもの上位10位	附-43
---------	----------------------------------	------

附属資料 27	平成28年度以降に発生した主な自然災害	附-44
---------	---------------------	------

3. 法制度

附属資料 28	戦後の防災法制度・体制の歩み	附-47
---------	----------------	------

附属資料 29	主な災害対策関係法律の類型別整理表	附-48
---------	-------------------	------

附属資料 30	防災基本計画の構成と体系	附-49
---------	--------------	------

附属資料 31	防災基本計画の修正履歴	附-50
---------	-------------	------

4. 体制

附属資料 32	中央防災計会議の組織について	附-51
---------	----------------	------

附属資料 33	近年の中央防災会議の開催状況（平成21年度以降）	附-52
---------	--------------------------	------

附属資料 34	中央防災会議専門調査会の設置状況	附-53
---------	------------------	------

5. 予算

附属資料 35	年度別防災関係予算額	附-54
---------	------------	------

附属資料 36	防災関係予算額の推移	附-55
---------	------------	------

附属資料 37	地震対策緊急整備事業計画	附-56
---------	--------------	------

附属資料 38	地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-57
---------	----------------------	------

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

附属資料 39	都道府県別災害拠点病院数	附-58
---------	--------------	------

附属資料 40	日赤病院・救急救命センター・DMAT指定医療機関数	附-59
---------	---------------------------	------

附属資料 41	指定避難所の指定状況	附-60
---------	------------	------

附属資料 42	公共インフラ等の耐震化の状況	附-60
---------	----------------	------

附属資料 43	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況	附-61
---------	---------------------	------

附属資料 44	公立小中学校施設の耐震化の状況	附-61
---------	-----------------	------

7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料 45	消防団員数の推移	附-62
---------	----------	------

附属資料 46	消防団員の年齢構成比率の推移	附-62
---------	----------------	------

附属資料 47	水防団員の推移	附-63
---------	---------	------

附属資料 48	自主防災組織の推移	附-63
---------	-----------	------

附属資料 49 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合 (都道府県別・平成28年)	附-64
---	------

8. 各種施策の状況

附属資料 50 ハザードマップ	附-65
附属資料 51 災害が想定される市区町村における 避難勧告等の発令基準の策定状況	附-65
附属資料 52 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段	附-66
附属資料 53 都道府県間の応援協定に基づく応援回数と 民間機関等との応援協定の状況	附-67
附属資料 54 市区町村の応援協定の状況	附-68
附属資料 55 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況	附-69
附属資料 56 防災訓練の実施状況	附-70
附属資料 57 震災訓練の実施状況	附-71
附属資料 58 津波対策の実施状況	附-72

9. 我が国の国際協力の状況

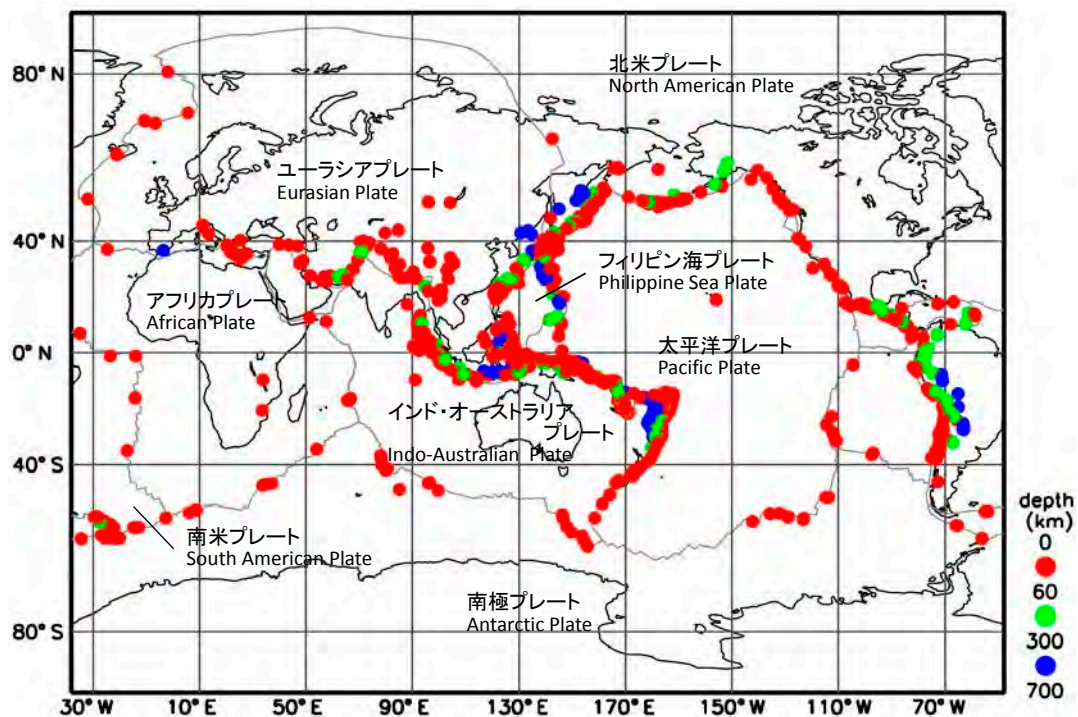
附属資料 59 各府省庁における国際協力に関する事業一覧	附-73
附属資料 60 技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例 (2016年度)	附-76

10. その他

附属資料 61 地震保険の契約件数等の推移	附-79
附属資料 62 自助、共助、公助の対策に関する意識	附-79
附属資料 63 気象庁震度階級関連解説表	附-80
附属資料 64 特別警報発表基準	附-85

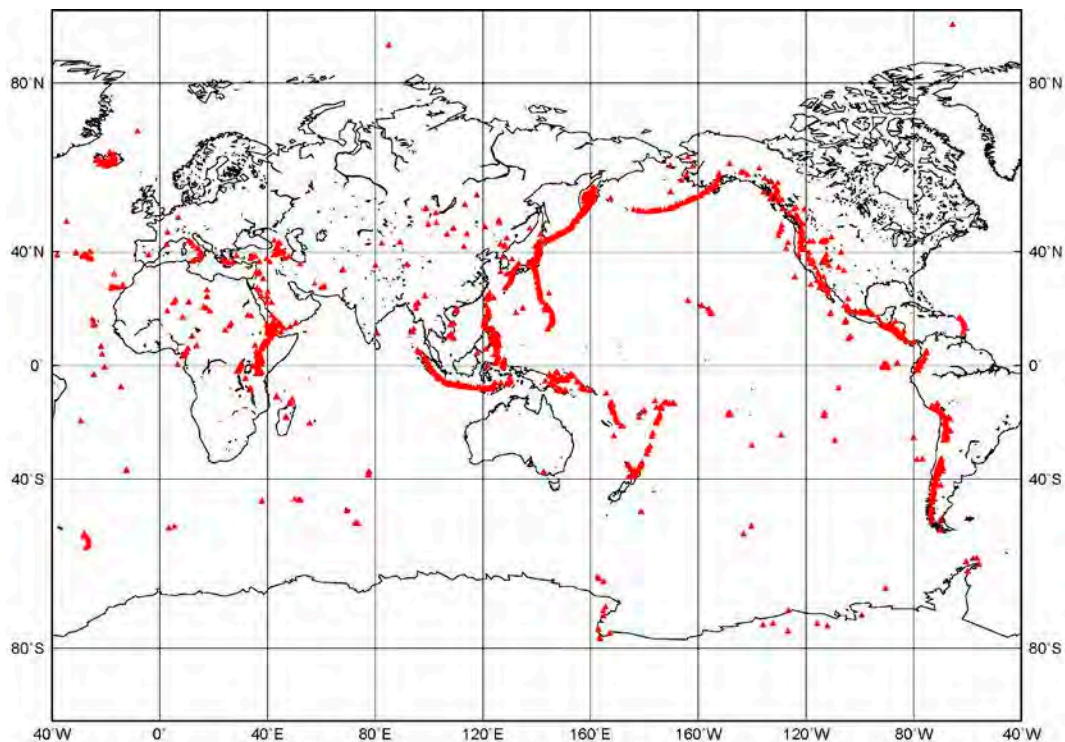
1. 我が国の国土の状況

附属資料1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



(注) 2006年～2015年
 出典：アメリカ地質調査所の震源データを基に気象庁作成

附属資料2 世界の火山の分布状況

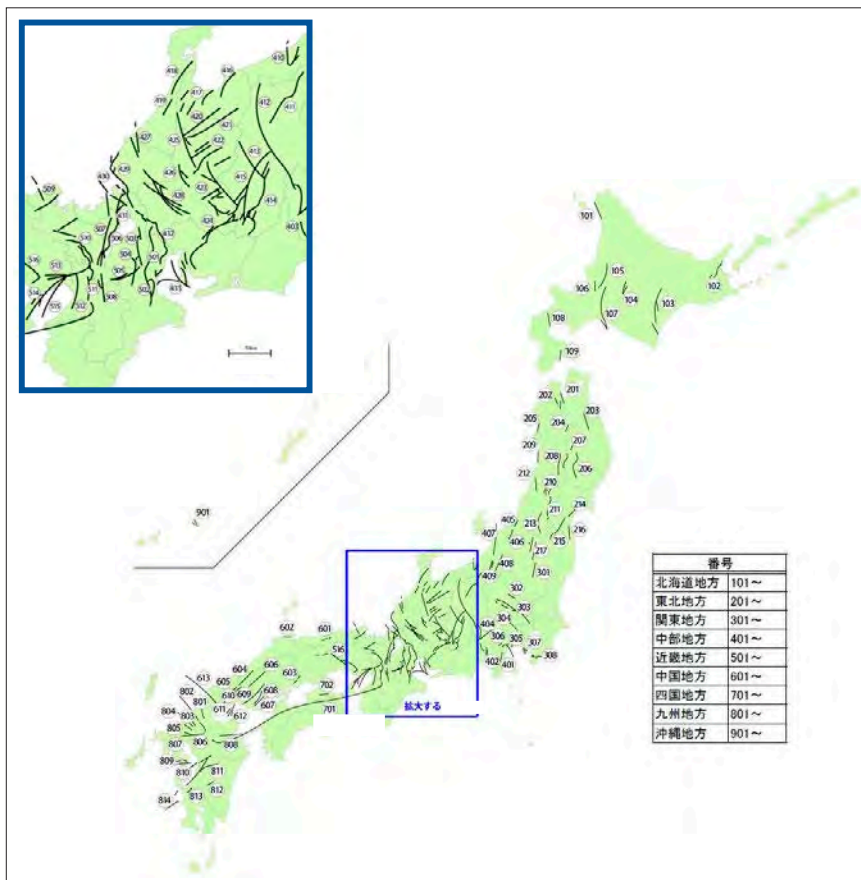


出典：気象庁資料

主な海溝



主な活断層

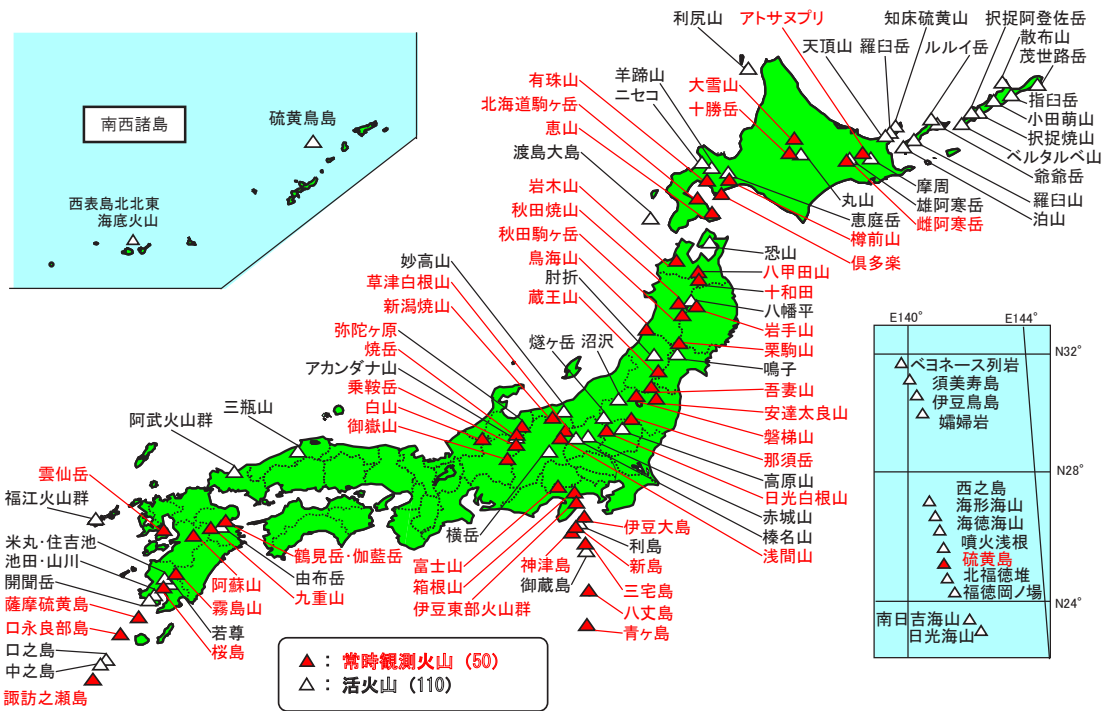


出典：文部科学省資料

番号	断層の名称	番号	断層の名称
101	サロベツ断層帯	424	屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯
102	標津断層帯	425	庄川断層帯
103	十勝平野断層帯	426	長良川上流断層帯
104	富良野断層帯	427	福井平野東縁断層帯
105	増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯	428	濃尾断層帯
106	当別断層	429	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
107	石狩低地東縁断層帯	430	野坂・集福寺断層帯
108	黒松内低地断層帯	431	湖北山地断層帯
109	函館平野西縁断層帯	432	養老－桑名－四日市断層帯
201	青森湾西岸断層帯	433	伊勢湾断層帯
202	津軽山地西縁断層帯	501	鈴鹿東縁断層帯
203	折爪断層	502	布引山地東縁断層帯
204	花輪東断層帯	503	鈴鹿西縁断層帯
205	能代断層帯	504	頓宮断層
206	北上低地西縁断層帯	505	木津川断層帯
207	雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯	506	琵琶湖西岸断層帯
208	横手盆地東縁断層帯	507	三方・花折断層帯
209	北由利断層	508	京都盆地－奈良盆地断層帯南部(奈良盆地東縁断層帯)
210	新庄盆地断層帯	509	山田断層帯
211	山形盆地断層帯	510	三峠・京都西山断層帯
212	庄内平野東縁断層帯	511	生駒断層帯
213	長井盆地西縁断層帯	512	上町断層帯
214	長町－利府線断層帯	513	有馬－高槻断層帯
215	福島盆地西縁断層帯	514	六甲・淡路島断層帯
216	双葉断層	515	大阪湾断層帯
217	会津盆地西縁・東縁断層帯	516	山崎断層帯
301	関谷断層	601	鹿野－吉岡断層
302	大久保断層	602	穴道(鹿島)断層
303	深谷断層帯・綾瀬川断層(関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯)	603	長者ヶ原－芳井断層
304	立川断層帯	604	弥栄断層
305	伊勢原断層	605	地福断層
306	塩沢断層帯・平山－松田北断層帯・国府津－松田断層帯(神縄・国府津－松田断層帯)	606	筒賀断層
307	三浦半島断層群	607	広島湾－岩国沖断層帯
308	鴨川低地断層帯	608	安芸灘断層帯
401	北伊豆断層帯	609	岩国－五日市断層帯
402	富士川河口断層帯	610	大原湖断層
403	身延断層	611	小郡断層
404	曾根丘陵断層帯	612	周防灘断層帯
405	櫛形山脈断層帯	613	菊川断層帯
406	月岡断層帯	701	中央構造線断層帯(金剛山地東縁－伊予灘)
407	長岡平野西縁断層帯	702	長尾断層帯
408	六日町断層帯	801	福智山断層帯
409	十日町断層帯	802	西山断層帯
410	高田平野断層帯	803	宇美断層
411	長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)	804	警固断層帯
412	糸魚川－静岡構造線断層帯	805	日向峠－小笠木峠断層帯
413	境峠・神谷断層帯	806	水縄断層帯
414	伊那谷断層帯	807	佐賀平野北縁断層帯
415	木曾山脈西縁断層帯	808	別府－万年山断層帯
416	魚津断層帯	809	雲仙断層群
417	砺波平野断層帯・吳羽山断層帯	810	布田川断層帯・日奈久断層帯
418	邑知瀧断層帯	811	緑川断層帯
419	森本・富樫断層帯	812	人吉盆地南縁断層
420	牛首断層帯	813	出水断層帯
421	跡津川断層帯	814	甑断層帯
422	高山・大原断層帯	901	宮古島断層帯
423	阿寺断層帯		

出典：文部科学省資料

附属資料4 我が国の活火山の分布



出典：気象庁ホームページをもとに内閣府作成（平成29年3月現在）

2. 災害の状況

附属資料5 我が国の主な地震被害（明治以降）

災 害 名	年 月 日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震 (M8.0)	1891年 (明治 24年) 10月 28日	7,273人
明治三陸地震津波 (M8 $\frac{1}{4}$)	1896年 (明治 29年) 6月 15日	約2万2,000人
関東大地震 (M7.9)	1923年 (大正 12年) 9月 1日	約10万5,000人
北丹後地震 (M7.3)	1927年 (昭和 2年) 3月 7日	2,925人
昭和三陸地震津波 (M8.1)	1933年 (昭和 8年) 3月 3日	3,064人
鳥取地震 (M7.2)	1943年 (昭和 18年) 9月 10日	1,083人
東南海地震 (M7.9)	1944年 (昭和 19年) 12月 7日	1,251人
三河地震 (M6.8)	1945年 (昭和 20年) 1月 13日	2,306人
南海地震 (M8.0)	1946年 (昭和 21年) 12月 21日	1,443人
福井地震 (M7.1)	1948年 (昭和 23年) 6月 28日	3,769人
十勝沖地震 (M8.2)	1952年 (昭和 27年) 3月 4日	33人
1960年チリ地震津波 (Mw9.5)	1960年 (昭和 35年) 5月 23日	142人
新潟地震 (M7.5)	1964年 (昭和 39年) 6月 16日	26人
1968年十勝沖地震 (M7.9)	1968年 (昭和 43年) 5月 16日	52人
1974年伊豆半島沖地震 (M6.9)	1974年 (昭和 49年) 5月 9日	30人
1978年伊豆大島近海の地震 (M7.0)	1978年 (昭和 53年) 1月 14日	25人
1978年宮城県沖地震 (M7.4)	1978年 (昭和 53年) 6月 12日	28人
昭和58年 (1983年) 日本海中部地震 (M7.7)	1983年 (昭和 58年) 5月 26日	104人
昭和59年 (1984年) 長野県西部地震 (M6.8)	1984年 (昭和 59年) 9月 14日	29人
平成5年 (1993年) 北海道南西沖地震 (M7.8)	1993年 (平成 5年) 7月 12日	230人
平成7年 (1995年) 兵庫県南部地震 (M7.3)	1995年 (平成 7年) 1月 17日	6,437人
平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	2004年 (平成 16年) 10月 23日	68人
平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	2008年 (平成 20年) 6月 14日	23人
平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	2011年 (平成 23年) 3月 11日	2万2,118人
平成28年 (2016年) 熊本地震 (M7.3)	2016年 (平成 28年) 4月 14日	228人

※Mw: モーメントマグニチュード
注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える地震被害、戦後については死者・行方不明者が20人を超える地震被害を掲載した。
2. 関東大地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
4. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の死者（災害（震災）関連死含む）・行方不明者数については平成29年3月1日現在の数値。
5. 平成28年（2016年）熊本地震については平成29年4月13日現在の数値。

出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料

附属資料6 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17~	18 枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14~	15 カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15~	17 アイオン台風	四国から東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2~	4 ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13~	15 ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33人
28. 6. 25~	29 大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16~	24 南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8~	12 風害 (低気圧)	北日本、近畿	670人
9. 25~	27 洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25~	28 諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26~	28 狩野川台風	近畿以东 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26~	27 伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	142人
38. 1	昭和38年1月豪雪	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟、秋田、山形	26人
40. 9. 10~	18 台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181人
41. 9. 23~	25 台風第24、26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7. ~	8 7、8月豪雨	中部以西、東北部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3~	15 台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8~	14 台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7~	53. 10 有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海の地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17~	20 台風第20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
55. 12. ~	56. 3 雪害	東北、北陸	152人
57. 7. ~	8 7、8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田、青森	104人
7. 20~	29 梅雨前線豪雨	山陰以东 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~	59. 3 雪害	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15~	12. 18 伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17~	7. 6. 3 雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31~	8. 7 平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31~	13. 6. 28 有珠山噴火	北海道	-
6. 25~	17. 3. 31 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (M6.5)	東京都	1人
16. 10. 20~	21 台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12. ~	18. 3 平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
22. 12. ~	23. 3 雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	22,118人
23. 8. 30~	23. 9. 5 平成23年台風第12号	近畿、四国	98人
23. 11. ~	24. 3 平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
24. 11. ~	25. 3 平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
25. 11. ~	26. 3 平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
26. 8. 20	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
26. 9. 27	平成26年 (2014年) 御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
28. 4. 14 及び	4. 16 平成28年 (2016年) 熊本地震 (M7.3)	九州地方	228人

注)

1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののみか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
4. 東日本大震災の死者 (災害 (震災) 関連死含む) ・行方不明者数については平成29年3月1日現在の数値。
5. 平成28年 (2016年) 熊本地震の被害は平成29年4月13日時点のもの。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

附属資料7 我が国における近年の主な自然災害

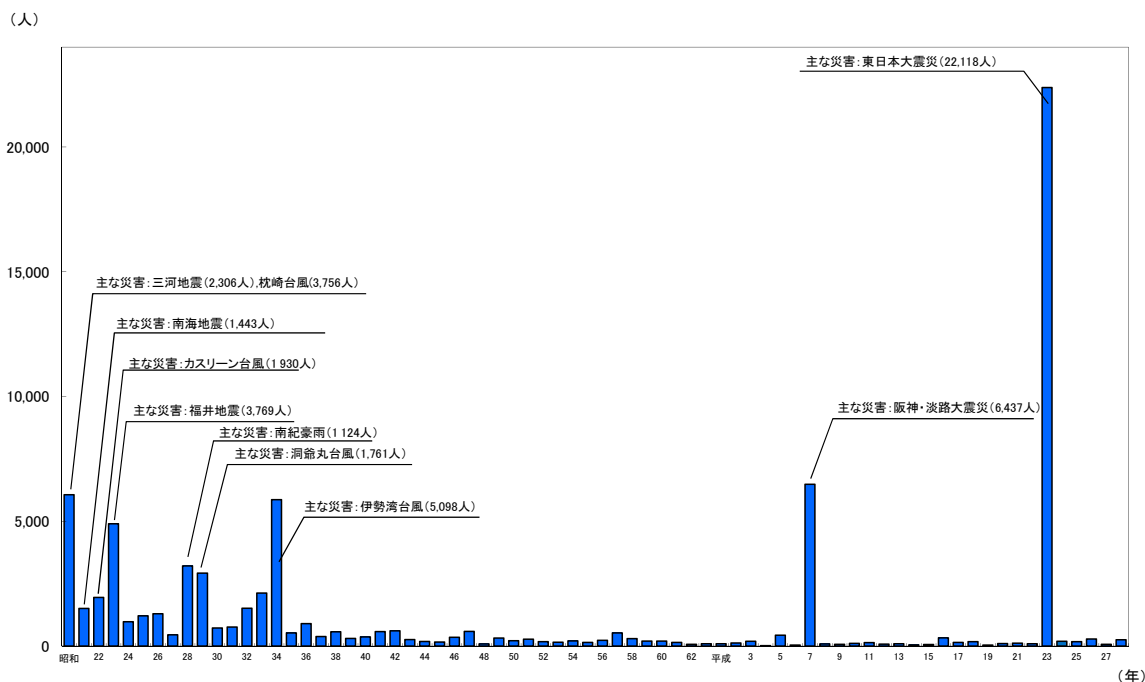
年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成 13. 3. 24	平成13年(2001年) 芸予地震 (M6.7)	広島県、愛媛県、山口県	2人
4. 3	静岡県中部を震源とする地震 (M5.3)	静岡県	0人
7. 11~	13 九州北部地方における大雨	福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、山口県	0人
8. 20~	23 台風第11号	西日本を中心とする全国	7人
9. 6~	13 台風第16号	沖縄県、西日本	0人
9. 8~	12 台風第15号	東日本を中心とする全国	8人
14. 7. 9~	11 台風第6号	東北地方を中心とする全国	7人
7. 13~	16 台風第7号	鹿児島県を中心とする全国	0人
10. 1~	2 台風第21号	北海道、東北・関東・中部地方	4人
15. 5. 26	宮城県沖を震源とする地震 (M7.1)	東北地方	0人
7. 18~	21 梅雨前線豪雨	九州地方	23人
7. 26	宮城県北部を震源とする地震 (M6.4)	宮城県	0人
8. 7~	10 台風第10号	北海道を中心とする全国	19人
9. 11~	14 台風第14号	沖縄県を中心とする全国	3人
9. 26	平成15年(2003年) 十勝沖地震 (M8.0)	北海道	2人
16. 7. 12~	13 平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県、福島県	16人
7. 17~	18 平成16年7月福井豪雨	福井県	5人
7. 29~	8. 6 台風第10号・第11号及び関連する大雨	中国、四国地方	3人
8. 17~	20 台風第15号及び関連する大雨	東北、四国地方	10人
8. 27~	31 台風第16号	西日本を中心とする全国	17人
9. 5	紀伊半島沖・東海道沖を震源とする地震 (M7.1、M7.4)	愛知県、三重県、和歌山県	0人
9. 4~	8 台風第18号	中国地方を中心とする全国	46人
9. 26~	30 台風第21号	西日本を中心とする全国	27人
10. 8~	10 台風第22号	東日本太平洋側	9人
10. 18~	21 台風第23号	近畿、四国地方を中心とする全国	98人
10. 23	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
12. ~	17. 3 雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88人
17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県	1人
6. 27~	7. 25 梅雨前線による大雨	東北地方南部から九州地方	12人
7. 23	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京、埼玉、神奈川、千葉	0人
8. 16	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	東北地方	0人
8. 25~	26 台風第11号	関東、東海地方	0人
9. 4~	8 台風第14号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29人
12. ~	18. 3 平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
18. 6. 10~	7. 29 梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33人
9. 15	9. 20 台風第13号	中国、九州地方	10人
11. 7	佐呂間町における竜巻	北海道(佐呂間町)	9人
19. 3. 25	平成19年(2007年) 能登半島地震 (M6.9)	石川県	1人
4. 15	三重県中部を震源とする地震 (M5.4)	三重県	0人
7. 5~	17 台風第4号及び梅雨前線による大雨	中部、四国、九州地方	7人
7. 16	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
8. 2~	4 台風第5号	九州地方	0人
9. 6~	8 台風第9号	東北、関東、中部地方	3人
9. 13~	18 台風第11号及び前線による大雨	東北地方	4人
10. 1	神奈川県西部を震源とする地震 (M4.9)	神奈川県	0人
20. 2. 23~	24 低気圧による被害	北海道、東北、中部地方	3人
6. 14	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北地方(特に宮城、岩手)	23人
7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	北海道、東北地方	1人
7. 28~	29 大雨による被害	北陸、近畿地方(特に兵庫)	6人
8. 26~	31 平成20年8月末豪雨	東北、関東、東海、中国地方(特に愛知)	2人
21. 7. 21 ~	26 平成21年7月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方(特に山口、福岡)	36人
8. 10 ~	11 平成21年台風第9号	近畿、四国地方(特に兵庫)	27人
8. 11	駿河湾を震源とする地震 (M6.5)	東海地方	1人
10. 7 ~	8 平成21年台風第18号	東北、関東、中部、近畿地方	5人
22. 2. 28	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	東北、関東、東海、近畿、四国地方	0人
6. 11 ~	7. 19 平成22年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	22人
10. 18 ~	30 鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県(奄美)	3人
11. ~	23. 3 平成22年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	131人
23. 1. 26 ~	9. 7 霧島山(新燃岳)の噴火	宮崎県、鹿児島県	0人
3. 11	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	東北地方を中心とする全国	22,118人
7. 19 ~	24 平成23年台風第6号	関東、東海、近畿、四国地方	3人
7. 28 ~	30 平成23年7月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方(特に新潟、福島)	6人
8. 30 ~	9. 5 平成23年台風第12号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98人
9. 15 ~	22 平成23年台風第15号	全国	20人
11. ~	24. 3 平成23年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	133人
24. 5. 6	平成24年5月に発生した突風等	関東地方(特に茨城、栃木)	3人
6. 18 ~	6. 20 平成24年台風第4号	全国	1人
7. 2	7. 9 平成24年7月3日からの大雨	九州、沖縄地方を中心とする全国	2人
7. 11	7. 14 平成24年7月11日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	33人
8. 13	8. 15 平成24年8月13日からの大雨	近畿、中部地方	3人
9. 15	9. 19 平成24年台風第16号	全国	0人

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
9. 28	平成24年台風第17号	中部、近畿、九州、沖縄地方	1人
10. 1	平成24年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	104人
25. 4. 6	平成25年4月6日からの低気圧	全国	1人
6. 8	平成25年梅雨期における大雨等	東北及び中国地方	17人
8. 23	平成25年8月23日からの大雨等	中国地方を中心とする全国	2人
9. 2 及び 9. 4	平成25年9月2日及び4日の竜巻等	関東地方	0人
9. 15	平成25年台風第18号	北日本から西日本にかけての日本海側 (特に近畿)	6人
10. 15	平成25年台風第26号及び第27号	東日本から西日本にかけての太平洋側 (特に関東)	45人
10. 24	平成25年の大雪等	東北及び関東甲信越地方	95人
26. 7. 6	平成26年台風第8号	全国	3人
7. 30	平成26年台風第12号及び第11号	全国	5人
8. 15	平成26年8月15日からの大雨等 ※広島土砂災害を除く	近畿、北陸、東海地方	8人
8. 20	平成26年8月豪雨(広島土砂災害)	広島県	77人
9. 27	平成26年(2014年)御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
11. 22	長野県北部を震源とする地震(M6.7)	長野県	0人
27. 11	平成26年の大雪等	北海道、東北、北陸及び四国地方等	83人
5. 29	口永良部島噴火(噴火警戒レベル5)	鹿児島県	0人
6. 30	箱根山噴火(噴火警戒レベル3)	神奈川県	0人
7. 16	平成27年台風第11号	西日本から東日本の各地	2人
8. 15	桜島の火山活動(噴火警戒レベル4)	鹿児島県	0人
8. 22	平成27年台風第15号	西日本の各地	1人
9. 9	平成27年9月関東・東北豪雨	関東地方及び東北地方(特に茨城、栃木、宮城)	14人
9. 27	平成27年台風第21号	沖縄県	0人
28. 4. 14 及び 4. 16	平成28年(2016年)熊本地震(M7.3)	九州地方	228人
6. 16	内浦湾を震源とする地震(M5.3)	北海道	0人
6. 20	平成28年6月20日からの大雨	九州地方(特に熊本県)	7人
8. 16	平成28年台風第7号	北海道、東北、関東地方	0人
8. 20	平成28年台風第11号・第9号	北海道、東北、関東地方	2人
8. 26	平成28年台風第10号	北海道、東北地方(特に岩手県)	27人
9. 1	平成28年台風第12号	九州地方	0人
9. 6	平成28年台風第13号及び前線による大雨	全国	1人
9. 16	平成28年台風第16号	西日本から東日本の各地	1人
9. 30	平成28年台風第18号	全国	0人
10. 8	阿蘇山の火山活動(噴火警戒レベル3)	熊本県	0人
10. 21	鳥取県中部を震源とする地震(M6.6)	鳥取県、岡山県	0人
11. 22	福島県沖を震源とする地震(M7.4)	福島県	0人
12. 28	茨城県北部を震源とする地震(M6.3)	茨城県	0人

注)

1. 内閣府において災害対策室または情報対策室が設置されたもの、死者・行方不明者があったもの。
 2. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、余震とみられる地震(※)の被害を含む。死者(災害(震災)関連死含む)・行方不明者数については平成29年3月1日現在の数値。
(※平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、平成23年4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、平成24年3月14日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震及び平成24年12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震)
 3. 平成28年(2016年)熊本地震の被害は平成29年4月13日現在の数値。
- 出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、非常災害対策本部資料

附属資料8 自然災害における死者・行方不明者数



(注) 平成7年死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）
 平成28年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 平成23年に起きた災害中、「地震・津波」欄のうち、東日本大震災については、消防庁資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（平成29年3月1日）」により、死者には災害（震災）関連死を含む。
 出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料9 自然災害における死者・行方不明者内訳

(単位：人)

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	234	1	9	11	438
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	43	1	0	98	6	148
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	22	24	0	48	7	101
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	22,122	0	125	2	22,385
24	52	0	0	138	0	190
25	75	0	0	92	6	173
26	112	0	63	108	0	283
27	22	0	0	49	0	71
28	38	228	0	6	0	272

(注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。
 平成28年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄のうち、東日本大震災分は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（平成29年3月1日）」により、死者には災害（震災）関連死を含む。
 出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料10 最近の主な自然災害について（阪神・淡路大震災以降）

（計数：平成28年3月21日現在）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,437	43,792	104,906	144,274	－	・緊急対策本部設置（※1） ・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
東日本大震災（平成23年3月11日）	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	22,118	6,230	121,768	280,160	3,352	・緊急災害対策本部設置 ・緊急災害現地对策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
平成12年有珠山噴火（平成12年3月31日～平成13年6月28日）	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし。	－	－	119	355	－	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震（平成12年6月25日～平成17年3月31日）	山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続き、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。	1	15	15	20	－	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年台風第23号（平成16年10月18日～21日）	近畿、四国地方を中心とする全国で河川の増水や土砂災害、波浪等によって、極めて多くの人的被害が発生、円山川水系円山川、出石川等で堤防の破堤・溢水。	98	555	909	7,776	14,323	・非常災害対策本部設置 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成16年（2004年）新潟県中越地震（平成16年10月23日）	最大震度7 家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、孤立地域、避難者が発生したほか、住宅、ライフライン、交通機関、農地等に多大な被害発生。	68	4,805	3,175	13,810	－	・非常災害対策本部設置 ・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
福岡県西方沖を震源とする地震（平成17年3月20日）	最大震度6弱 玄界島等における家屋の倒壊、福岡市内におけるビル窓ガラスの落下が発生。	1	1,204	144	353	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・離島振興法適用
平成17年台風第14号（平成17年9月4日～8日）	九州地方を中心とする記録的な大雨、土砂災害によって、多くの人的被害が発生。	29	177	1,217	3,896	3,551	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年豪雪（平成17年12月～平成18年3月）	昭和38年に次いで、昭和56年と並び戦後2番目となる死者・行方不明者数。	152	2,145	18	28	12	・災害救助法適用
平成18年梅雨前線による豪雨（平成18年6月10日～7月29日）	長野県、鹿児島県等で土砂災害による死者が多数発生。	33	64	313	1,457	1,971	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成18年台風第13号（平成18年9月15日～20日）	沖縄地方から九州地方にかけて暴風となり、宮崎県延岡市で竜巻による被害が発生。	10	446	121	518	251	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
北海道佐呂間町における竜巻（平成18年11月7日）	竜巻による被害としては観測史上最も多い死者。	9	31	7	7	－	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成19年（2007年） 能登半島地震 （平成19年3月25日）	最大震度6強 高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災。	1	356	686	1,740	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成19年台風第4号及び 梅雨前線による大雨 （平成19年7月5日～31日）	7月に上陸した台風としては最強の勢力。各地で記録的な大雨。	7	75	33	33	434	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・激甚災害指定
平成19年（2007年） 新潟県中越沖地震 （平成19年7月16日）	最大震度6強 家屋の倒壊等により多くの人的被害が発生。住宅、ライフライン、交通機関のほか原子力発電所にも被害発生。	15	2,346	1,331	5,710	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
平成20年（2008年） 岩手・宮城内陸地震 （平成20年6月14日）	最大震度6強 がけ崩れ等の土砂災害により多くの人的被害が発生。山間部の河川において多くの河道閉塞（天然ダム）が発生。	23	426	30	146	－	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
岩手県沿岸北部を 震源とする地震 （平成20年7月24日）	最大震度6弱 プレート内で発生した震源が深い型の地震。岩手・宮城内陸地震の被災地においても震度5弱以上を観測。	1	210	1	0	－	・政府調査団派遣
7月28日から大雨 （平成20年7月28日～29日）	北陸地方や近畿地方などで局地的な大雨。神戸市の都賀川で人的被害が発生。	6	13	6	16	585	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成20年8月末豪雨 （平成20年8月26日～31日）	各地で記録的な大雨となり、特に愛知県で多数の浸水被害が発生。	2	7	6	7	3,106	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成21年7月 中国・九州北部豪雨 （平成21年7月19日～26日）	梅雨前線により、山口県及び福岡県等で記録的な大雨。 山口県等で土砂災害により多数の死者が発生。	36	59	52	102	2,139	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成21年台風第9号 （平成21年8月8日～11日）	台風の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨。 兵庫県で浸水等による人的・住家被害が発生。	27	23	183	1,130	974	・総理大臣視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
駿河湾を震源とする地震 （平成21年8月11日）	最大震度6弱 のり面の崩壊により東名高速道路が通行止め。	1	319	0	6	－	
平成21年台風第18号 （平成21年10月6日～8日）	台風の影響で、沖縄地方から北海道の広い範囲で暴風・大雨。 愛知県で風雨による多数の住家一部破損や浸水被害が発生。	5	139	9	86	571	・激甚災害指定
チリ中部沿岸を震源とする 地震による津波 （平成22年2月27日～28日）	27日正午過ぎ、チリ中部沿岸で地震が発生。翌28日に日本に津波が到達することから、28日9:33に大津波警報・津波警報が発表された。 養殖施設等、多数の水産被害が発生。	0	0	0	0	6	・激甚災害指定
平成22年梅雨前線による 大雨 （平成22年6月11日～7月19日）	6月中旬から梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的な活動が活発。九州南部では平年の2倍を超える雨量となった。 鹿児島県で大規模な土砂崩れ、広島県や岐阜県を中心に死者・行方不明者が生じた。	22	21	43	91	1,844	・総理大臣視察 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
鹿児島県奄美地方における 大雨 （平成22年10月18日～25日）	前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。 奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となり、降り始めからの降水量が800ミリを超えた。	3	2	10	443	116	・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成22年の大雪等（平成22年11月～平成23年3月）	年末年始にかけて、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。 鳥取県や島根県では、漁船が転覆、沈没する等の被害が発生した。	131	1,537	9	14	6	・関係閣僚会議開催 ・防災担当大臣視察 ・災害救助法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
霧島山（新燃岳）の噴火 （平成23年1月26日～9月7日）	新燃岳では、1月19日に小規模噴火したのち、26日に中規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルを3に引き上げた。その後も9月上旬まで噴火を繰り返し、空振や噴石による窓ガラス破損等の被害が発生したほか噴火に伴う降灰が、鹿児島県霧島市、宮崎県都城市など山の南東側を中心に広い範囲で観測された。	0	52	0	0	—	<ul style="list-style-type: none"> ・関係閣僚会議開催（2回） ・防災担当大臣視察 ・避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域指定 ・災害救助法適用
平成23年台風第6号 （平成23年7月12日～24日）	7月20日00時30分頃に徳島県南部に上陸。上陸時の最大風速は40m/sで、大型で強い勢力を保っていた。西日本では記録的な大雨となり、四国地方では降り始めからの降水量が1000ミリを超えたところがある。	3	54	0	1	28	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定
平成23年7月新潟・福島豪雨 （平成23年7月27日～30日）	新潟県、福島県会津では、27日昼ごろから雨が降り始め、28日から断続的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降った。新潟県と福島県では「平成16年7月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。	6	13	74	1,000	1,082	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年台風第12号 （平成23年8月30日～9月5日）	西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。特に紀伊半島では、降り始めの8月30日17時からの総降水量が多いところで1800ミリを超え、多数の河道閉塞が発生した。	98	113	379	3,159	5,500	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策本部設置 ・野田内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定（本激）
平成23年台風第15号 （平成23年9月15日～22日）	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。9月15日0時から22日9時までの総降水量は、九州や四国の一部で1000ミリを超え、多くの地点で9月の降水量平年値の2倍を超えた。	20	425	34	1,524	2,270	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成23年の大雪等 （平成23年11月～24年3月）	日本海側を中心に記録的な大雪となり、累積降雪量が過去5年間の平均を28%上回るとともに、積雪の深さも過去30年間の平均の2倍以上となっている地域もある。	133	1,990	13	12	3	<ul style="list-style-type: none"> ・関係閣僚会議開催（2回） ・防災担当大臣現地調査（2回） ・災害救助法適用
平成24年5月に発生した突風等 （平成24年5月6日）	東海地方から東北地方にかけて、落雷や突風、降ひょうが発生。茨城県常総市からつくば市においては、国内最大級の強さ（F3）と推定される竜巻が発生。栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては、統計史上2番目の長さとなる約32kmに及び被害をもたらした竜巻が発生するなど、複数の竜巻が発生した。	3	61	103	234	—	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・防災担当大臣現地調査 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成24年台風第4号 （平成24年6月18日～20日）	台風と梅雨前線により、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で大雨となったほか、台風の進路に沿って、沖縄地方から東北地方にかけての広い範囲で暴風、高波、高潮となった。	1	85	1	3	49	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定
平成24年6月21日から7月7日までの大雨 （平成24年6月21日～7月7日）	6月21日から7月7日にかけて、梅雨前線及び梅雨前線上に発生した黄海の低気圧の影響により、西日本から東日本及び北日本で雨が降り、九州など一部では大雨となった。	2	7	36 （※2）	180 （※2）	1,131 （※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年7月九州北部豪雨 （平成24年7月11日～14日）	7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方では断続的に雷を伴って非常に激しい雨が降った。	33	34	276 （※3）	2,306 （※3）	2,574 （※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・野田内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成24年の大雪等 （平成24年11月～25年3月）	北日本では、寒気の影響により低温となった日が続き、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県の酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなるなど、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。	104	1,517	5	7	2	<ul style="list-style-type: none"> ・関係閣僚会議 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
淡路島付近を震源とする地震 (平成25年4月13日)	最大震度6弱	0	34	8	97	—	—
平成25年梅雨期における大雨等 (平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)	・6月8日から8月9日にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し断続的に活動が活発となるとともに、高気圧の縁を回る暖かく非常に湿った空気の流入が梅雨明け後も続いた。また、この間、台風第4号及び7号が日本に接近した。このため、各地で大雨となった。	17	50	73	222	1,845	・安倍内閣総理大臣現地調査 ・政府調査団派遣（7回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年8月23日からの大雨等 (平成25年8月23日～28日)	前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、東日本の日本海側と西日本を中心に大雨となった。特に8月24日には島根県で、7月28日の豪雨に匹敵する記録的な大雨となった。また、北海道で大雨となったところがあった。	2	4	9	53	243	・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年9月2日及び4日の竜巻等 (平成25年9月2日、4日、7日)	・9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市でF2の竜巻 ・9月4日、高知県宿毛市でF0、高知県安芸市でF0、栃木県鹿沼市から宇都宮市、塩谷郡塩谷町から矢板市でそれぞれF1、三重県伊勢市から小俣町でF0の竜巻 ・9月7日、北海道苫小牧市でF0の突風	0	67	13	38	0	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成25年台風第18号の大雨等 (平成25年9月15日～16日)	9月15日は東日本や北日本で局地的に激しい雨が降った。16日は、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。特に福井県、滋賀県、京都府では、記録的な大雨となった。また、F0～F1の竜巻が計10件発生した。	6	136	40	967	2,453	・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年台風第26号及び第27号 (平成25年10月14日～16日) (平成25年10月24日～26日)	東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。	45	140	65	63	2,011	・安倍内閣総理大臣現地調査 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成25年の大雪等 (平成25年11月～26年3月)	・北日本から関東甲信越にかけて、広い範囲で記録的な大雪となった。 ・特に、2月14日から16日にかけては、甲府（山梨県）で114cm、秩父（埼玉県）で98cm、前橋（群馬県）で73cmになるなど、関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。	95	1,770	28	40	3	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（5回） ・災害救助法適用
平成26年台風第8号 (平成26年7月6日～7月11日)	・沖縄本島地方では記録的な大雨となった。 ・また、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨の降った所があった。	3	70	14	12	409	・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用
平成26年8月豪雨							
平成26年台風第12号及び第11号 (平成26年7月30日～8月11日)	<台風第12号> ・5日夜から中国地方や東北地方で大雨となり、特に山口県では、局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨の降った所があった。 <台風第11号> 西日本から北日本の広い範囲で大雨となった。特に、高知県では7日から11日までの総降水量が多いところで1,000ミリを超えるなど、四国地方から東海地方にかけて総降水量が600ミリを超える大雨となった。 また、大気の状態が非常に不安定となり、栃木県等で、竜巻などの激しい突風が吹いた。	5	93	22	374	1,529	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成26年8月15日からの大雨 (8月15日～8月26日) ※8月20日広島土砂災害を除く	・局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。	8	7	38	332	2,240	・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年8月20日広島土砂災害 (平成26年8月19日からの大雨による広島県における被害)	・前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。 ・20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。	77	68	179	217	1,086	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（3回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年御嶽山噴火 (平成26年9月27日)	・9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生。 ・南側斜面を噴煙が流れ下り、3キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル3（入山規制）を発表し、火口4キロメートル以内の立入を規制。 ・この噴火により、登山者に多数の被害が生じた。	63	69	0	0	0	・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地対策本部設置 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用
長野県北部を震源とする地震 (平成26年11月22日)	最大震度6弱	0	46	81	133	0	・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（2回） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成26年の大雪等 (平成26年11月～27年3月)	強い冬型の気圧配置や低気圧と寒気の影響により、北日本から東日本の日本海側山沿いを中心に大雪に見舞われた。	83	1,029	9	12	5	・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
口永良部島噴火 【噴火警戒レベル5】 (平成27年5月29日)	・5月29日9時59分に新岳で爆発的噴火が発生。この噴火により黒灰色の噴煙が火口縁上9,000mまで上がり、火砕流が北西側（向江浜地区）海岸まで到達。 ・10時07分、気象庁は噴火警戒レベルを3から5（避難）へ引き上げ。 ・町営フェリー「太陽」等により噴火時島滞在者全員が屋久島へ避難（全員の無事を確認）	0	1	確認中			・政府現地連絡調整室設置（鹿児島県屋久島町） ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
箱根山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年6月30日)	・火口内でごく少量の火山灰の噴出を確認し、ごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、6月30日12時30分、気象庁は噴火警戒レベルを2から3（入山規制）へ引き上げ ・同時刻、箱根町が火口から約1km以内の立入規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示を発令し、住民等が規制区域外へ避難	0	0	0	0	0	・内閣府情報先遣チーム派遣
平成27年台風第11号 (平成27年7月16日～7月18日)	・台風や台風に向かって暖かく湿った空気が入った影響で、西日本と東日本を中心に雨量が多くなった。特に、近畿地方では、24時間の積算雨量がこれまでの観測記録を更新し、平年の7月1ヶ月間に降る雨量を上回る大雨となった。 ・この影響で西日本を中心に、河川の氾濫、公共土木施設等の損壊、交通機関の運休等の被害が生じた。	2	57	5	10	85	・防災担当大臣から国民への呼びかけ

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
桜島の火山活動 【噴火警戒レベル4】 (平成27年8月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・8月15日07時頃から、島内を震源とする火山性地震が多発。また、山体膨張を示す急激な地殻変動を観測。 ・同10時15分、気象庁は噴火警戒レベルを3から4（避難準備）へ引き上げ（昭和火口および南岳山頂火口から3km以内の有村町及び古里町で警戒が必要）。 ・同16時50分、鹿児島市は、有村町有村地区、古里町古里地区（火口から3km圏内）、黒神町塩屋ヶ元地区の住民に対し避難勧告を発令。 ・同18時10分、避難対象地区内全住民（51世帯77名）の避難が完了。 	0	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・松本政務官現地調査 ・内閣府リエゾン派遣
平成27年台風第15号 (平成27年8月22日～8月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸した台風は、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25日中、日本海に達した。 ・沖縄県の石垣島で23日21時16分に71.0メートルの最大瞬間風速を観測したほか、台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、三重県で25日一日の雨量が500ミリを超える等、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となった。 	1	147	12	138	53	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定
平成27年9月関東・東北豪雨 【台風第18号を含む】 (平成27年9月9日～9月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第18号が9月9日9時半頃に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。 ・台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県、茨城県、宮城県に大雨特別警報が発表された。 	14	80	81	7,045	2,495	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当大臣より関係省庁への要請事項の発出 ・内閣府情報先遣チーム派遣 ・政府調査団派遣 ・関係閣僚会議（2回） ・安倍内閣総理大臣現地視察 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成27年台風第21号 (平成27年9月27日～28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第21号は、28日の日中に猛烈な勢力で石垣島地方、与那国島地方に接近した。 ・与那国島では、28日15時41分に最大瞬間風速81.1メートルを観測し、統計開始以来の1位を更新。八重山地方を中心に猛烈な風が吹き、先島諸島では、うねりを伴い猛烈なしけとなったほか、沖縄本島地方で大しけとなった。 	0	0	5	23	0	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用
平成28年（2016年） 熊本地震 (平成28年4月14日、16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月14日21時26分 最大震度7 ・平成28年4月16日1時25分 最大震度7 	228	2,753	8,697	34,037	0	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策本部設置 ・非常災害現地对策本部設置 ・安倍内閣総理大臣現地視察（3回） ・政府調査団派遣 ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・大規模災害復興法一部適用 ・激甚災害指定

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成28年台風第7号 (平成28年8月16日～8月18日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第7号は、関東地方及び東北地方の太平洋側沿岸を北上し、8月17日17時半ごろ襟裳岬付近に上陸して北海道を縦断し、18日3時にサハリン付近で温帯低気圧となった。 台風第7号から変わった温帯低気圧の寒冷前線の通過に伴い、栃木県宇都宮市で18日3時14分までの1時間に83ミリの雨を観測するなど、関東地方では、局地的に猛烈な雨が降った。 8月16日0時から18日6時までの雨量は関東地方、東北地方、北海道地方の広い範囲で100ミリを超える大雨となった。 	0	5	0	9	67	・激甚災害指定
平成28年台風第11号及び第9号 (平成28年8月20日～8月23日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第11号は、8月20日9時に日本の東海上で発生し、東北地方に接近、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸して北海道を縦断し、22日3時にオホーツク海で温帯低気圧となった。 台風第9号は、8月22日12時半頃千葉県館山市付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断、23日6時前には北海道日高地方中部に再び上陸して北海道を縦断したのち、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧となった。 これらの台風や前線の影響で、東日本と北日本では大雨となり、8月20日0時から23日24時までの降水量は、静岡県伊豆市天城山で448.5ミリ、東京都青梅市青梅で297.5ミリ、北海道標津町糸楯別で296.0ミリに達するなど、とりわけ北海道では、平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。 	2	87	6	17	665	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 激甚災害指定
平成28年台風第10号 (平成28年8月26日～8月31日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第10号は、8月30日朝に関東地方に接近、30日17時半頃に暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜ける特異な進路をたどり、31日に温帯低気圧となった。 台風が東北太平洋側に上陸したのは、気象庁が1951年に統計を開始して以来初めてであった。 	27	14	513	2,280	278	<ul style="list-style-type: none"> 政府現地連絡調整室設置 防災担当大臣から国民への呼びかけ 安倍内閣総理大臣現地調査(2回) 政府調査団派遣(2回) 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用 激甚災害指定
平成28年台風第16号 (平成28年9月16日～9月20日)	<ul style="list-style-type: none"> 台風第16号は、9月20日0時過ぎに強い勢力で鹿児島県大隅半島に上陸した後、四国沖を北東進し、同日13時半頃に和歌山県田辺市付近に再上陸し、更に同日17時過ぎに愛知県常滑市付近に再上陸した後、同日21時に東海沖で温帯低気圧となった。 	1	47	8	65	489	・激甚災害指定
平成28年鳥取県中部を震源とする地震 (平成28年10月21日)	<p>最大震度6弱</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生日時：10月21日14時07分 震源等：鳥取県中部、深さ11km、M6.6 	0	31	18	290	0	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団派遣 災害救助法適用 被災者生活再建支援法適用

※1 閣議決定により設置されたもので、災害対策基本法に基づくものではない。

※2 住家被害数は、平成24年7月九州北部豪雨と一部重複がある。

※3 住家被害数は、平成24年6月21日から7月7日までの大雨と一部重複がある。

※4 平成28年熊本地震の被害は平成29年4月13日時点のもの。

出典：内閣府資料、消防庁資料、非常災害対策本部資料

附属資料11 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況

平成29年3月31日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部地震 対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1	H7.1.19～H7.4.28	内閣総理大臣
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故 非常災害対策本部	H9.7.2～H9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害 対策本部	H12.8.29～H14.5.15	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16～H17.3.31	
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	防災担当大臣
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	防災担当大臣
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4～H26.12.26	防災担当大臣
29	平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部	H26.2.18～H26.5.30	防災担当大臣
30	平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部	H26.8.22～H27.1.9	防災担当大臣
31	平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部	H26.9.28～H27.11.9	防災担当大臣
32	平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対 策本部	H28.4.14～	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年223号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。

※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料 12 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

平成29年3月31日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県、熊本県	国土庁長官
平成10	平成10年8月末豪雨	8.28	栃木県、福島県	国土政務次官
平成11	平成11年6月23日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.29	広島県、愛媛県	内閣府大臣政務官
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県、鹿児島県	防災担当大臣
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣
	平成15年（2003年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣
		7.15	福島県	内閣府副大臣
	平成16年7月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣
	平成16年台風第21号	10.1	三重県	防災担当大臣
	平成16年台風第22号	10.14	静岡県	内閣府副大臣
	平成16年台風第23号	10.22	兵庫県、京都府	防災担当大臣
		10.22	香川県、岡山県	内閣府副大臣
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官
	平成17年台風第14号	9.9	宮崎県	防災担当大臣
平成18	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成18年台風第13号	9.19	宮崎県	防災担当大臣
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣
平成20	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県、宮城県	防災担当大臣
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県、青森県	防災担当大臣
	平成20年8月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣
		7.27	福岡県	防災担当大臣
	平成21年台風第9号	8.11	兵庫県、岡山県	防災担当大臣
平成23	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣
		3.12	岩手県	内閣府副大臣
		3.12	福島県	財務大臣政務官
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣
		8.2	福島県	内閣府副大臣
	平成23年台風第12号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官
9.6		奈良県	国土交通大臣	

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長	
平成24	平成24年5月に発生した突風等	5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣	
	平成24年7月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	防災担当大臣	
		7.21～7.22	福岡県、大分県、 鹿児島県	防災担当大臣	
平成25	平成24年の大雪等	3.4～3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官	
	梅雨期における大雨等	7.29～7.30	島根県、山口県	内閣府副大臣	
		8.3	山形県、福島県	内閣府大臣政務官	
		8.3	新潟県	農林水産大臣政務官	
		8.3	岩手県、宮城県	国土交通大臣政務官	
		8.9	島根県、山口県	防災担当大臣	
		8.13	秋田県	内閣府副大臣	
		8.13	岩手県、秋田県	内閣府大臣政務官	
	9月2日及び4日の竜巻等	9.3	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.4	千葉県	内閣府大臣政務官	
	台風第18号による大雨等	9.17	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.18	京都府	防災担当大臣事務代理	
		9.18	滋賀県、福井県	内閣府副大臣	
		9.19	三重県	内閣府大臣政務官	
		9.19～9.20	青森県、岩手県、 秋田県	内閣総理大臣補佐官	
	台風第26号	10.19	東京都大島町	防災担当大臣	
	平成26	平成25年の大雪等	2.6	秋田県	内閣府副大臣
			2.17	山梨県	内閣府大臣政務官
			3.7	東京都、山梨県	内閣府副大臣、環境省 副大臣
3.10			埼玉県	内閣府副大臣	
3.15			長野県、群馬県	内閣府副大臣	
台風第8号及び梅雨前線		7.11	長野県	内閣府大臣政務官	
		7.12	山形県	内閣府大臣政務官	
		7.14～7.15	沖縄県	内閣府大臣政務官	
台風第12号及び第11号		8.11～8.13	徳島県、高知県	内閣府副大臣	
		8.11	栃木県	内閣府大臣政務官	
8月15日からの大雨		8.18～8.19	兵庫県、京都府	内閣府副大臣	
		8.19	岐阜県	内閣府大臣政務官	
8月19日からの広島県の大雨		8.20～8.21	広島県	防災担当大臣	
		9.6	広島県	防災担当大臣	
		9.17	広島県	内閣府大臣政務官	
御嶽山噴火		9.28	長野県	内閣府副大臣	
		10.11	長野県	防災担当大臣	
長野県北部を震源とする地震		11.23	長野県	内閣府大臣政務官	
		12.2	長野県	防災担当大臣	
平成26年の大雪等		12.9	徳島県	防災担当大臣	
平成27		口永良部島噴火	5.29～5.30	鹿児島県	内閣府副大臣
	平成27年9月関東・東北豪雨	9.11	茨城県、栃木県	内閣府副大臣	
	台風第21号	9.30～10.1	沖縄県	内閣府大臣政務官	
平成28	平成28年（2016年）熊本地震	4.15	熊本県	内閣府副大臣	
	平成28年台風第11号及び第9号	8.28～8.29	北海道	内閣府大臣政務官	
	平成28年台風第10号	8.31～9.1	岩手県	内閣府大臣政務官	
		9.5	北海道	防災担当大臣	
鳥取県中部を震源とする地震	10.29	鳥取県	内閣府副大臣		

出典：内閣府資料

附属資料 13 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

平成29年3月31日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成7	平成7年（1995年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	平成7年7月梅雨前線豪雨	7.11 7.11・12	新潟県	2
長野県			2	
平成8	台風第17号	9.22	埼玉県	1
		9.22	千葉県	2
平成9	平成9年7月梅雨前線豪雨	7.1	鹿児島県	1
	平成9年台風第19号	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
平成10	平成10年8月上旬豪雨	8.4	新潟県	3
	平成10年8月末豪雨	8.27 8.28 8.27・30 8.28 8.30	福島県	3
			茨城県	1
			栃木県	4
			埼玉県	1
			静岡県	1
	平成10年台風第5号	9.16	埼玉県	1
	平成10年台風第7号	9.22	福井県	1
			兵庫県	1
			奈良県	1
平成10年9月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6	
平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4	
平成11	平成11年6月23日から大雨	6.29	広島県	2
	平成11年8月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	福岡県	1
			長崎県	1
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	山口県	9
			福岡県	1
			熊本県	9
東海村臨界事故	9.3	茨城県	2	
平成11年10月27日から大雨	10.28	青森県	1	
		岩手県	1	
平成12	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3
	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	6.26	東京都	1
	平成12年（2000年）新島・神津島近海地震	7.1・15	東京都	2
	平成12年台風第3号	7.8	埼玉県	1
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	愛知県	21
			岐阜県	1
平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6	
		島根県	2	
平成13	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13
	平成13年9月6日の大雨	9.6	愛媛県	1
			高知県	2
平成13年台風第16号	9.8・11	沖縄県	2	
平成14	平成14年台風第6号	7.11	岩手県	1
		7.10	岐阜県	1
平成15	7月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5
		7.20	熊本県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5
	平成15年台風第10号	8.9	北海道	3
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5
	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2
			愛媛県	1
平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	高知県	1	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成16	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9
			香川県	13
			愛媛県	1
			宮崎県	2
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5
			愛媛県	4
	平成16年台風第22号	10.9	兵庫県	2
			静岡県	1
	平成16年台風第23号	10.2	宮崎県	1
徳島県			4	
香川県			9	
兵庫県			18	
岐阜県			1	
京都府	7			
平成16年(2004年)新潟県中越地震	10.23	新潟県	54	
平成17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1
	平成17年台風第14号	9.4	東京都	2
		9.6	山口県	2
			高知県	1
		宮崎県	13	
9.4	鹿児島県	1		
平成18	平成18年豪雪	1.6・1.8・1.11・1.13	新潟県	11
		1.7・1.12	長野県	8
	平成18年6月長雨土砂災害	6.15	沖縄県	2
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3
		7.22	鹿児島県	6
	宮崎県	1		
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1
北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1	
平成19	平成19年(2007年)能登半島地震	3.25	石川県	7
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1
	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10
	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1
	平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1
	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
			宮城県	2
	7月28日からの大雨	7.28	富山県	1
			石川県	1
平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2	
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
		7.24	福岡県	1
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3
			岡山県	1
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2
		7.15	山口県	1
		7.16	広島県	1
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
		1.30	宮崎県	1
	霧島山(新燃岳)の噴火	2.10	宮崎県	1

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数	
	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2	
			岩手県	34	
			宮城県	35	
			福島県	59	
			茨城県	37	
			栃木県	15	
			千葉県	8	
	東京都	47			
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15	
			福島県	9	
	平成23年台風第12号	9.2	三重県	3	
			奈良県	10	
		和歌山県	5		
平成23年台風第15号	9.3	岡山県	1		
		鳥取県	2		
平成24	今冬期の大雪等	9.21	青森県	1	
			福島県	1	
		1.14	新潟県	2	
			1.28	新潟県	4
			1.31	新潟県	1
			2.1	青森県	2
	2.3		長野県	5	
	2.4		新潟県	4	
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	新潟県	1	
			茨城県	4	
	7月3日からの大雨	7.3	栃木県	3	
			福岡県	1	
	7月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	大分県	2	
熊本県			5		
8月13日からの大雨	8.14	大分県	1		
		福岡県	7		
8月13日からの大雨	8.14	京都府	1		
平成24年台風第16号	9.15	鹿児島県	1		
11月27日の暴風雪	11.27	北海道	7		
平成25	今冬期の大雪等	2.22	新潟県	8	
			2.25	新潟県	1
			2.26	山形県	1
			2.28	山形県	1
	融雪等に伴う地すべり	5.1	山形県	1	
	7月22日からの大雨	7.22	山形県	4	
	7月28日からの大雨	7.28	山口県	3	
			島根県	1	
	8月9日からの大雨	8.9	秋田県	3	
			岩手県	1	
	8月23日からの大雨	8.23	島根県	1	
	9月2日に発生した突風	9.2	埼玉県	2	
	平成25年台風第18号	9.16	埼玉県	1	
京都府			2		
平成25年台風第26号	10.16	東京都	1		
		千葉県	1		
平成26	今冬期の大雪等	2.15	長野県	4	
			群馬県	1	
			山梨県	16	
		2.17	群馬県	7	
			埼玉県	7	
		2.18	群馬県	1	
			山梨県	3	
		2.21	山梨県	2	

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
	平成26年台風第8号接近に伴う大雨	7.9	長野県	1
			山形県	1
	平成26年台風第12号	8.3	高知県	1
	平成26年台風第11号	8.9	高知県	3
			徳島県	1
	平成26年8月15日からの大雨	8.17	京都府	1
			兵庫県	1
	平成26年8月19日からの大雨	8.20	広島県	1
御嶽山噴火に係る被害	9.27	長野県	2	
長野県神城断層地震	11.22	長野県	3	
12月5日からの大雪	12.8	徳島県	3	
平成27	口永良部島噴火	5.29	鹿児島県	1
	平成27年9月関東・東北豪雨	9.9	茨城県	10
			栃木県	8
		9.10	宮城県	8
平成27年台風第21号	9.28	沖縄県	1	
平成28	平成28年(2016年)熊本地震	4.14	熊本県	45
	平成28年台風第10号	8.30	北海道	20
			岩手県	12
	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	10.21	鳥取県	4
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	12.22	新潟県	1	

出典：内閣府資料

附属資料 14 過去5年の激甚災害の適用実績

政令名	災害名	主な被災地	主な適用措置											その他の適用措置
			3.4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条			
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県	○	○	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—	●	●									●	
平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	三宅島火山現象	東京都	●	●									●	
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第6号	三重県・和歌山県・高知県	●	●									●	
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○			●	○			○	○	○	
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	福島県・岐阜県・兵庫県			○	○							○	
平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年等局激	—	●	●									●	
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	福岡県・熊本県・大分県	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	
平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成24年等局激	—	●	●									●	
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線等・台風第4号・台風第7号	岩手県・山形県・島根県・山口県	●	○	○								○※1	
平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	島根県	●	●									●	
平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	福井県・滋賀県・京都府			○	○							○	
平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第26号	東京都	●	●			●						●	
平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成25年等局激	—	●	●	●								●	
平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第8号	長野県・宮崎県		●									●	
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第11号・台風第12号・前線による豪雨	北海道・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・広島県・徳島県・愛媛県・高知県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号	兵庫県		●									●	
平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年11月22日の地震	長野県	●	●									●	
平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年等局激	—	●	●									●	
平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第9号・台風第11号・台風第12号	熊本県	●	○									○※1	
平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	三重県		●									●	
平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号等	宮城県・福島県・茨城県・栃木県	●	○	○		●						○※1	
平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成27年等局激	—	●	●									●	
平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年熊本地震	熊本県等	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	熊本県・宮崎県	●	○									○※1	
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第7号・台風第9号・台風第10号・台風第11号等	北海道・岩手県	○	○	○		○※2	●	○	○	○	○	○	
平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第16号	宮崎県・鹿児島県	●	○	○								○※1	
平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年等局激	—		●									●	

※1 公共土木施設等に係るものについては局激 ※2 第3号に係る部分に限る

【凡例】

- ・「○」は本激（地域を指定せず、災害そのものを指定）、「●」は局激（市町村単位で災害を指定）
- ・適用措置は、それぞれ「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

【主な適用措置】

- 3.4条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号：水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 12条：中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 16条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【その他の適用措置】

- 8条：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 9条：森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条：土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条：共同利用小型漁船の建造費の補助
- 11条の2：森林災害復旧事業に対する補助
- 14条：事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条：母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条：罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例
- 25条：雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

15-1 平成 28 年（2016 年）熊本地震 [最大震度 7]

① 災害の状況

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方（北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分）、深さ 11km において、マグニチュード 6.5 の地震が発生し、熊本県益城町で震度 7 を観測した。さらに 28 時間後の同年 4 月 16 日 1 時 25 分には同地方（北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分）を震源とする、深さ 12km において、マグニチュード 7.3 の地震が発生し、益城町及び西原村で震度 7 を、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測した。

この地震の影響により、死者 228 名、負傷者 2,753 名の人的被害のほか、全壊 8,697 棟、半壊 34,037 棟、一部破損 155,902 棟の住家被害が発生した。被災地では、1,166 ヶ所に避難所が開設され避難者の数は、最大約 19 万 6 千人（うち熊本県内約 18 万人）にも及んだ。（平成 29 年 4 月 13 日現在）

その他、がけ崩れ等の土砂災害が計 190 件発生、ライフライン関係では、九州電力管内において約 477,000 戸（ピーク時）で停電が発生し、最大約 105,000 戸（うち空き家等を除いた需要家との契約に基づく件数は最大約 101,000 戸）でガス供給停止、最大 445,857 戸で断水被害に見舞われたほか、空港、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな影響を及ぼした。

② 各府省庁等の対応

地震発生後、4 月 14 日 21 時 36 分、内閣総理大臣から関係省庁に対して、以下のとおり指示が発出された。

1. 早急に被害状況を把握すること。
2. 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと。
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと。

総理指示を踏まえ、緊急参集チーム協議において災害応急対策に全力で取り組むことを確認するとともに、同日 22 時 10 分には防災担当大臣を本部長とする「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部」を設置し、同日 23 時 21 分に内閣総理大臣出席のもと、非常災害対策本部会議（第 1 回）を開催した。

同日 23 時 25 分、内閣府情報先遣チームを熊本県へ派遣し、4 月 15 日 6 時 40 分、内閣府副大臣（防災担当）を団長とする政府調査団を熊本県へ派遣した。

4 月 15 日 8 時 8 分、内閣総理大臣出席のもと非常災害対策本部会議（第 2 回）を開催し、熊本県庁と TV 会議を実施するとともに、引き続き、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むことを確認した。

同日 10 時 40 分に「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部」を設置し、同日 13 時 00 分より熊本県災害対策本部と合同会議を開催し、被害の状況や関係機関の活動状況等を情報共有した（以降、熊本県災害対策本部との合同会議を計 44 回開催）。

同日 16 時 7 分、内閣総理大臣出席のもと非常災害対策本部会議（第 3 回）を開催し、被害状況及び各省庁の対応情報を確認した。

4 月 16 日 1 時 25 分の地震発生後、同日 2 時 38 分内閣総理大臣から関係省庁に対して、以下のとおり指示が発出された。

1. 被害が広範囲にわたり、拡大するおそれもあるため、早急に被害状況を把握すること。
2. 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと。
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと。

総理指示を踏まえ、緊急参集チーム協議において災害応急対策に全力で取り組むことを確認するとともに、同日5時10分に内閣総理大臣出席のもと非常災害対策本部会議（第4回）を開催した。（以降、非常災害対策本部会議を計31回開催し、うち20回は内閣総理大臣出席のもとで開催）

4月16日5時00分、非常災害対策本部に物資調達・輸送班を設置し、被災地の要望を待たずして物資を調達・輸送するいわゆるプッシュ型の物資支援の実施を決定した。4月17日から5月6日までに累計約278万食を供給し、そのうち4月22日までがプッシュ型、4月23日以降は、被災地の要請・要求を受けて行うプル型で支援を実施した。

4月17日17時00分、被災者の生活再建を迅速かつ強力に進めることを目的として、内閣官房副長官（事務）をチーム長とする「平成28年熊本地震被災者生活支援チーム」を設置し、内閣総理大臣出席のもと第1回会合を開催した。

現地では熊本県知事及び大分県知事からの要請を受け、以下のとおり自衛隊の災害派遣を実施した。

ア 災害派遣の概要

- ・4月14日（木）22時40分、熊本県知事から陸上自衛隊第8師団長（北熊本）に対して、人命救助等に係る災害派遣要請（撤収要請：5月30日（月）9時00分）
- ・4月16日（土）2時36分、大分県知事から陸上自衛隊西部方面特科隊長（湯布院）に対して、人命救助等に係る災害派遣要請（撤収要請：4月28日（木）10時24分）

イ 派遣規模実績

- ・人員：延べ約814,200名（最大時約26,000名）、航空機：延べ2,618機（最大時132機）、艦艇：延べ300隻（最大時15隻）

また、警察組織は延べ27,936名、消防組織は延べ15,613名を現地へ派遣し、救助活動等を実施した。国土交通省はTEC-FORCEを延べ10,912名・日現地へ派遣し、被災状況調査、土砂災害危険箇所の点検、輸送路の啓開等を実施した。

国土地理院は、無人航空機（UAV）による動画撮影や地殻変動の解析等を行い、随時関係機関への情報提供とホームページでの公開を行った。

4月23日、被害状況視察のため、内閣総理大臣が熊本県を訪問し、被災状況を視察した後、被災自治体の首長との意見交換、避難所の訪問を実施した。

4月29日、被害状況視察のため、内閣総理大臣が大分県及び熊本県を訪問し、被災状況を視察した後、被災自治体の首長、商店街関係者と意見交換、避難所の訪問を実施した。

5月5日、非常災害対策本部長（内閣府特命担当大臣（防災））が、熊本県を訪れ、被災自治体等の首長等と意見交換を行うとともに、避難所及び被災現場の調査を実施した。

6月4日、復旧・復興状況視察のため、内閣総理大臣が大分県及び熊本県を訪問し、観光関係者等と意見交換、避難所の訪問を実施した。

6月15日、8月17日、非常災害対策本部長（内閣府特命担当大臣（防災））が、熊本県を訪れ、被災自治体等の首長等と意見交換を行うとともに、避難所及び仮設住宅及び被災現場の調査を実施した。

この平成28年（2016年）熊本地震により、熊本県内全45市町村に災害救助法が適用されるとともに、2県46市町村に被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

熊本県：全45市町村（熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町）（適用日：4月14日）

〔被災者生活再建支援法の適用〕

熊本県：全域（適用日：4月14日）

大分県：由布市（適用日：4月16日）

この他、「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、全国を対象とする激甚災害に指定し、当該災害に適用すべき措置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）を指定した（4月26日公布・施行）。

「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、平成28年熊本地震による災害を特定非常災害として指定し、当該災害に適用すべき措置（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続き開始の決定の特例に関する措置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置）を適用した（5月2日公布・施行）。

その後、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の一部を改正し、当該災害に適用すべき措置（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）を追加した（6月24日公布・施行）。

「平成28年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」について、平成28年熊本地震による災害を非常災害として指定した（5月13日公布・施行）。これにより、被災した地方公共団体等からの要請により、国又は都道府県は、その事務に支障のない範囲内で、被災地方公共団体が本来施行することとなる災害復旧事業等を代行できるようになった。また、「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する「非常災害」としての指定は、今回が初めてとなる。

15-2 平成28年8月の台風（台風第7号、11号、9号及び10号）

① 災害の状況

8月に相次いで発生した台風第7号、11号、9号及び10号は、北海道、岩手県を中心に河川のはん濫、浸水、土砂災害などの被害をもたらした。

一連の台風により、死者・行方不明者29名、負傷者106名の人的被害、全壊519棟、半壊2,306棟、床上浸水1,010棟、床下浸水4,538棟の住家被害が発生した。

台風第7号は、平成28年8月14日3時に北マリアナ諸島の西海上で発生した後、北上して関東の東海上から三陸沖を進み、17日17時30分頃に北海道襟裳岬付近に上陸して北海道を縦断し、18日

3時にサハリン付近で温帯低気圧となった。

台風や前線の影響で、8月16日0時から18日6時までの降水量が北海道白老町森野で234.0ミリ、福島県福島市鷲倉で228.0ミリに達するなど、北日本を中心に大雨となった。

また、北海道釧路市釧路で最大風速31.8メートル、最大瞬間風速43.2メートルを観測するなど、北海道では猛烈な風が吹いた所があった。

この台風第7号の影響により、負傷者5名の人的被害、半壊9棟、床上浸水67棟、床下浸水173棟の住家被害が発生した。その他、がけ崩れ等の土砂災害が計6件発生したほか、東北電力管内の約2,260戸（ピーク時）で停電が発生した。

台風第11号は、平成28年8月20日9時に日本の東海上で発生し、北西進して東北地方に接近した後、三陸沖を北上し、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸して北海道を縦断し、22日3時にオホーツク海で温帯低気圧となった。

台風第9号は、8月19日15時に北マリアナ諸島の西海上で発生し、発達しながら北上し、22日未明には暴風域を伴いながら伊豆諸島に接近した。その後、22日12時半頃千葉県館山市付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断し、23日6時前には北海道日高地方中部に再び上陸して北海道を縦断したのち、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧となった。

これらの台風や前線の影響で、東日本と北日本では大雨となり、8月20日0時から23日24時までの降水量は、静岡県伊豆市天城山で448.5ミリ、東京都青梅市青梅で297.5ミリ、北海道標津町糸櫛別で296.0ミリに達するなど、とりわけ北海道では、平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。

また、東京都八丈町八重見ヶ原で50.9メートル、千葉県勝浦市勝浦で45.5メートル、福島県いわき市小名浜で34.3メートルの最大瞬間風速を観測するなど、各地で猛烈な風が吹いた。

この台風第11号及び台風第9号の影響により、死者2名、負傷者87名の人的被害、全壊6棟、半壊17棟、床上浸水665棟、床下浸水2,581棟の住家被害が発生した。その他、がけ崩れ等の土砂災害が計65件発生したほか、東京電力管内の約104,200戸（ピーク時）、北海道電力管内の約710戸（ピーク時）で停電が発生し、北海道や茨城県の最大16,714戸で断水に見舞われた。

台風第10号は、平成28年8月21日に四国の南海上で発生し、26日には発達しながら北上し、30日朝には関東地方に接近、30日17時半頃、暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜け31日に温帯低気圧となった。台風が東北太平洋側に上陸したのは気象庁が1951年に統計を開始して以来、初めてであった。

台風第10号の影響で、岩手県宮古市、久慈市で1時間に80ミリの猛烈な雨となったほか、28日0時から31日6時までに北海道上士幌町で平年の8月一ヶ月に降る雨量を超える329ミリを観測し記録的な大雨となるなど、東北地方から北海道地方を中心に西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となった。また、最大瞬間風速が岩手県宮古市で37.7メートル、北海道せたな町で36.5メートルなど東日本から北日本では暴風となり、海は猛烈なしけとなった所があった。

この台風第10号の影響により、死者・行方不明者27名、負傷者14名の人的被害、全壊513棟、半壊2,280棟、床上浸水278棟、床下浸水1,784棟の住家被害が発生した。その他、がけ崩れ等の土砂災害が計177件発生し、岩手県内では河川のはん濫や土砂崩落等により最大535世帯1,093名が孤立したほか、北海道電力管内の約40,380戸（ピーク時）、東北電力管内の約36,500戸（ピーク時）で停電が発生し、北海道や岩手県において最大約17,000戸で断水に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

8月16日13時30分、台風第7号上陸前に関係省庁災害対策警戒会議を開催し、今後の気象の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認した。

8月20日17時00分、台風第11号及び第9号の上陸前に関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の

気象の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認した。

8月26日16時00分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、台風第11号及び第9号に係る関係省庁災害警戒会議及び台風第10号に係る関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認した。

同日、台風第10号への対応について、以下のとおり、内閣府特命担当大臣（防災）から国民へ呼びかけを行い、HP及びSNSにて公表した。

- 1 大型で非常に強い台風第10号が、暴風域を伴ったまま明日、30日には北日本や関東地方に接近・上陸する見込みです。北日本を中心に局地的に猛烈な雨、海上を中心に猛烈な風、海は猛烈なしけとなる可能性があります。特に、東北地方では記録的な大雨となるおそれがあるため、人命に直結する土砂災害や河川のはん濫などに対して、特に嚴重に警戒してください。
- 2 国民の皆様には、自らの身を守るため、市町村の勧告等に従い、早めの積極的な避難をお願いします。市町村からの勧告等がなくても、気象情報などに注意して、避難した方がいいのではないかとご自身で判断すれば、躊躇せず避難してください。避難場所まで行くことが危険だと感じたら、近隣のより安全な場所に、外へ出ることが既に危険だと感じたら、屋内の2階、3階等の安全な場所に避難してください。不要不急の外出を控えるとともに、水路・海岸等には絶対に近づかないでください。
- 3 重ねて、国民の皆様には、空振りを恐れず、避難行動など積極的に自らの身を守る行動をとっていただくようお願いします。

その後の台風上陸等の経過状況を踏まえ、8月29日13時30分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害警戒会議（第2回）を開催し、今後の気象の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、引き続き万全の態勢で対応していくことを確認した。

8月31日8時50分、内閣総理大臣から関係省庁に対して、以下のとおり指示が発出された。

1. 早急に被害状況を把握すること
2. 地方自治体とも緊密に連携し、人命を第一に、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むとともに、住民の避難支援等の被害の拡大防止の措置を徹底すること
3. 国民に対し、避難や大雨・河川・浸水の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと

同日8時57分、関係省庁局長会議を開催し、総理指示を踏まえ被害状況の全容把握と救出・救助に全力を挙げることを確認し、同日13時00分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、今後の気象の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況を確認し、引き続き政府一丸となって被害状況の把握や救出救助などの災害応急対策に全力で取り組んで行くことを確認した。（以降、同災害対策会議を計7回開催）

台風第10号に関し、岩手県知事及び北海道知事からの要請を受け、以下のとおり自衛隊の災害派遣を実施した。

ア 災害派遣の概要

- ・8月30日（火）19時55分、岩手県知事から陸上自衛隊第9特科連隊長（岩手）に対

して、孤立者の救助、給水支援、道路啓開、人員及び物資の輸送、給食支援、入浴支援に係る災害派遣要請（撤収要請：9月16日（金）21時00分）

・8月31日（水）4時00分、北海道知事（十勝総合振興局長）から陸上自衛隊第5旅団長（帯広）に対して、孤立者の救助、行方不明者搜索、給水支援、入浴支援及び水防活動に係る災害派遣要請（撤収要請：9月18日（日）17時00分）

・8月31日（水）4時15分、北海道知事（上川総合振興局長）から陸上自衛隊第4特科群長（上富良野）に対して、孤立者の救助、給水支援、給食支援及び物資輸送に係る災害派遣要請（撤収要請：9月6日（火）19時00分）

イ 派遣規模実績

・岩手県 人員：延べ約2,090名、車両：延べ約690両、航空機：延べ77機

・北海道 人員：延べ約1,705名、車両：延べ約790両、航空機：延べ19機、偵察ボート：延べ5隻

また、警察組織は延べ1,217名を現地へ派遣し、救助活動等を実施した。

8月31日、内閣府情報先遣チームを岩手県（8月31日～9月2日）、北海道（8月31日～9月5日）に派遣した後、9月2日、政府現地連絡調整室を岩手県庁に設置した（9月2日～9月16日）。

8月31日～9月1日、被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府大臣政務官（防災担当）を団長とする政府調査団を岩手県に派遣し、被災自治体の首長と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。

また、9月5日には、被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を北海道に派遣し、被災自治体の首長と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。

9月14日、内閣総理大臣が北海道を訪問し、ヘリコプターで帯広市の被災状況を上空から視察した後、農業関係者等、被災自治体の首長との意見交換を実施した。（当初予定していた岩手県への訪問は、悪天候により中止）

10月8日、内閣総理大臣が岩手県を訪問し、台風により被害を受けた岩泉町の認知症高齢者グループホーム及び乳業の工場施設を視察し、避難所を訪問した後、被災自治体の首長との意見交換を実施した。

この台風第10号による災害に伴い、北海道は20市町村、岩手県は12市町村に災害救助法が適用されるとともに、被災者生活再建支援法が適用された。

〔災害救助法の適用〕

【北海道】（8月30日適用）

帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

【岩手県】（8月30日適用）

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、一戸町

〔被災者生活再建支援法の適用〕

【北海道】（8月30日適用）

室蘭市、南富良野町、白老町、洞爺湖町、新得町、清水町、幕別町

【岩手県】（適用日：8月30日）

県内全域

この他、台風第7号、台風第11号、台風第9号及び台風第10号により全国各地に甚大な被害もたらされたことにより、平成28年8月16日から9月1日にかけて一連の気象現象として「平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、全国を対象とする激甚災害に指定し、当該災害に適用すべき措置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）を指定した。また、北海道南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市、岩泉町を対象として、当該災害に適用すべき措置（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）を指定した（9月23日公布・施行）。

その後、「平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の一部を改正し、全国を対象に当該災害に適用すべき措置として、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助を追加した（10月13日公布・施行）。

15-3 平成28年台風第16号

① 災害の状況

台風第16号は、平成28年9月13日3時に北マリアナ諸島の西海上で発生し、17日12時頃沖縄県与那国島付近を北上したのち、東シナ海を北東に進み、20日0時過ぎに強い勢力で鹿児島県大隅半島に上陸した後、四国沖を北東進し、同日13時半頃に和歌山県田辺市付近に再上陸し、更に同日17時過ぎに愛知県常滑市付近に再上陸した後、同日21時に東海道沖で温帯低気圧となった。

台風と前線の影響で、鹿児島県枕崎市で20日0時19分までの1時間に115ミリなど、各地で猛烈な雨を観測し、16日から20日にかけての期間降水量は宮崎県日向市で607ミリとなるなど、東日本から西日本にかけて200ミリを超える大雨となり、西日本では9月の平年の降水量の1.5倍を超えた所がある。

また、沖縄県与那国町で17日10時6分に最大瞬間風速66.8メートル、鹿児島県枕崎市で20日0時8分に最大瞬間風速44.5メートルを観測するなど、南西諸島から西日本にかけて猛烈な風が吹き、海上では大しけとなった。

この台風第16号の影響により、死者1名、負傷者47名の人的被害、全壊8棟、半壊65棟、床上浸水489棟、床下浸水1,941棟の住家被害が発生した。その他、がけ崩れ等の土砂災害が計233件発生したほか、九州電力管内の約181,900戸をはじめ延べ約182,560戸で停電が発生し、九州地方を中心とした最大3,249戸で断水被害に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

政府では、台風上陸前の9月16日に関係省庁災害警戒会議を開催し、今後の気象の見通し及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、万全の態勢で対応していくことを確認した。

9月20日13時00分、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議を開催し、引き続き、政府一体となって、災害応急対策に全力を尽くすことを確認した。

この台風第16号の災害により、「平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、全国を対象とする激甚災害に指定し、当該災害に適用すべき措置（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）を指定した。また、鹿児島県垂水市を対象として、当該災害に適用すべき措

置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）を指定した（10月26日公布・施行）。

その後、「平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の一部を改正し、措置（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）が適用される区域に高知県三原村を追加した（3月10日公布・施行）。

15-4 平成28年鳥取県中部を震源とする地震 [最大震度6弱]

① 災害の状況

平成28年10月21日14時7分、鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、鳥取県倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取県鳥取市、三朝町、岡山県鏡野町、真庭市で震度5強を観測したほか、中国地方を中心に関東地方から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。

この地震により、負傷者32名、住家全壊18棟、住家半壊290棟などの被害を生じた。また、ライフライン関係では、中部電力管内の延べ約77,100戸で停電が発生し、鳥取県や岡山県の最大16,187戸で断水に見舞われた。

② 各府省庁等の対応

地震発生直後、平成28年10月21日14時10分、内閣総理大臣から関係省庁に対して、以下のとおり指示が発出された。

- 1 早急に被害状況を把握すること
- 2 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと
- 3 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと

総理指示を踏まえ、緊急参集チーム協議において災害応急対策に万全を期すことを確認した。

同日18時00分、関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況について確認した。

現地では、鳥取県知事からの要請を受け、以下のとおり自衛隊の災害派遣を実施した。

ア 災害派遣の概要

- ・10月21日（金）19時22分、鳥取県知事から陸上自衛隊第8普通科連隊長（米子）に対して、給水支援等に係る災害派遣要請（撤収要請：10月28日（金）17時00分）

イ 派遣規模実績

- ・人員：延べ約620名、車両：延べ約140両、航空機：延べ13機

また、警察組織は延べ226名を現地へ派遣し、警戒活動等を実施した。

10月22日14時00分、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、地震活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、引き続き万全の態勢で対応していくことを確認した。

10月26日16時00分、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第3回）を開催し、地震活動の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行うとともに、被災自治体と連携し、避難所における生活環境の確保に万全を態勢で取り組んでいくことを確認した。

10月29日、被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府副大臣（防災担当）を団長とする政府調査団を鳥取県へ派遣し、被災自治体の首長と意見交換を行うとともに、被災現場及び避難所の調査を実施した。

この地震による災害により、鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町に災害救助法が適用（10月21日適用）されるとともに、鳥取県倉吉市、北栄町に被災者生活再建支援法が適用された（10月21日適用）。

15-5 平成28年新潟県糸魚川市大規模火災

① 災害の状況

平成28年12月22日10時20分頃、新潟県糸魚川市大町地区において大規模火災が発生し、強風により、全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟、約4万平米に及ぶ大規模火災となった。

市街地火災としては、昭和51年の酒田の大火以来、40年ぶりの規模であった。

この火災により、住民2名が軽傷、消火活動に当たった消防団員15名軽傷等の人的被害が発生した。

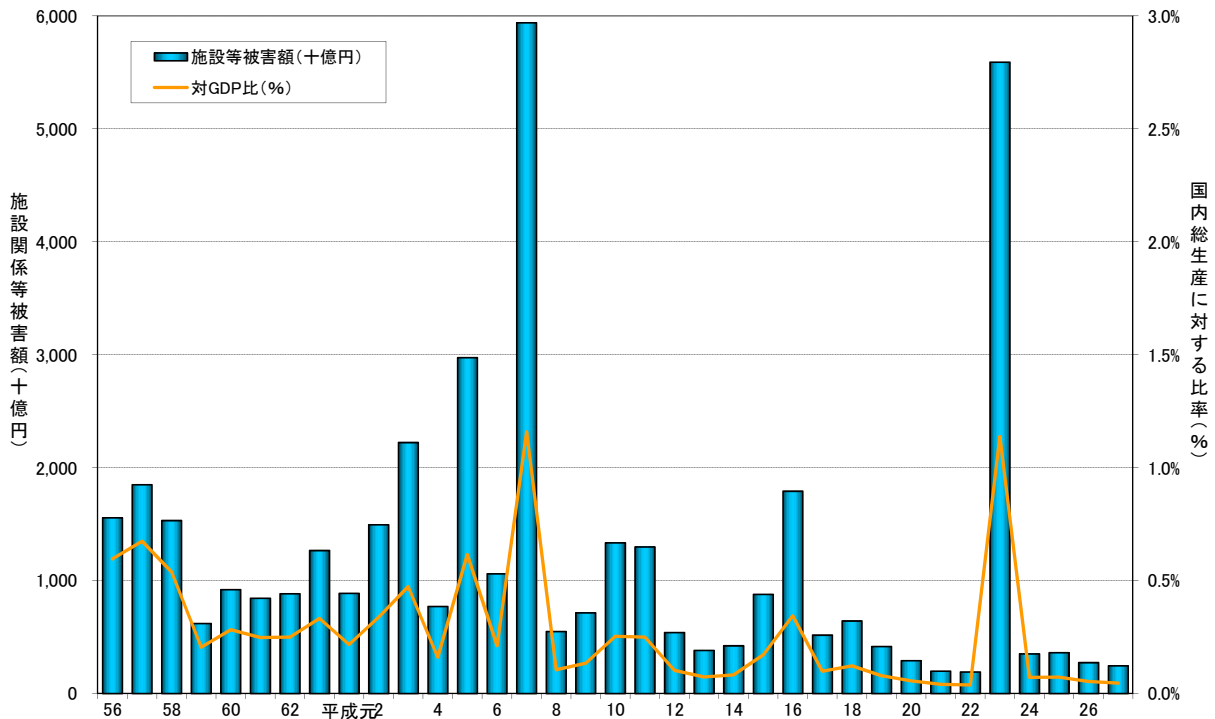
② 各府省庁等の対応

12月28日被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、内閣府副大臣（防災担当）を団長とする政府調査団を新潟県糸魚川市に派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場及び避難所の調査を実施した。

12月30日この火災は強風による自然災害として、新潟県糸魚川市に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された（12月22日適用）。

平成29年1月11日内閣総理大臣が現地を視察し、被災者・新潟県知事・糸魚川市長等との意見交換を行い、国、県、市が一体となって「糸魚川復興まちづくり推進協議会」を立ち上げることとした。

附属資料 16 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する比率の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

注：国内総生産（GDP）は平成5年までは平成12年基準（1993SNA）平成6年以降は平成23年基準（2008SNA）

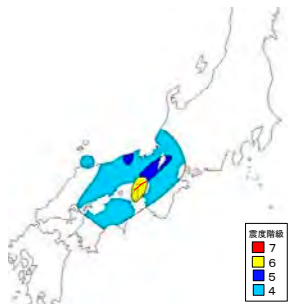
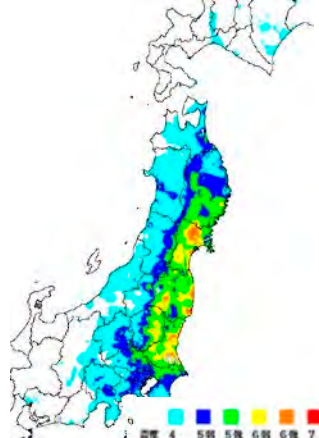
附属資料 17 平成27年発生災害による災害別施設関係等被害額

区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	91,981	21,306	38	0	26,181	139,505	河川、治山施設、 港湾等
農林水産業関係	39,350	37,390	90	146	13,019	89,995	農地、農業用施設、 林道、漁業用施設、 農林水産物等
文教施設等関係	797	1,763	3	0	81	2,643	学校施設、文化財等
厚生施設関係	2,278	6,341	1,128	0	14	9,760	社会福祉施設、 水道施設等
その他の施設関係	1,811	1,166	0	0	3	2,980	自然公園、電信電話、 都市施設等
合計	136,217	67,965	1,259	146	39,298	244,884	

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料 18 阪神・淡路大震災、東日本大震災、スマトラ島沖大地震の比較

	阪神・淡路大震災 (日本)	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46	平成16年12月26日9:58
マグニチュード	7.3	9.0	9.1
地震型	内陸(型)	海溝型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心	
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)	
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)	インドネシアの他、インド洋沿岸各国でも大津波を観測
被害の特徴	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生。多数の地区が壊滅。	大津波により、インド洋沿岸各国で被害が発生。特にインドネシアでは甚大な被害が発生
死者 行方不明者	死者6,437名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,418名 行方不明者2,592名 (平成28年3月1日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害(全壊)	104,906	121,809 (平成28年3月1日時点)	※不明
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む	
震度分布図 (震度4以上を表示)			

(注) 平成8年に震度階級が改定され、5弱、5強、6弱および6強が新たに加わった。
 出典：内閣府資料、消防庁資料、UNOCHA資料をもとに内閣府作成

附属資料 19 東日本大震災における被害額の推計

平成23年6月24日

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、 その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。また、四捨五入のため合計が一致しないことがある。

出典：内閣府資料

附属資料20 我が国の主な火山噴火及び噴火災害

噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年(寛永17年)	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年(寛文3年)	有珠山※	5	近辺の家屋は消失または埋没
1663年(寛文3年)	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年(寛文7年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1694年(元禄7年)	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火、軽石降下、火砕流発生
1707年(宝永4年)	富士山※		「宝永噴火」、多量の降灰、終息後の土砂災害
1721年(享保6年)	浅間山	15	噴石
1739年(元文4年)	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1741年(寛保元年)	渡島大島	1467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年(明和5年)	有珠山		大量の降灰・軽石、火砕流
1777年(安永6年)	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年(安永8年)	桜島※	150余	「安永の大噴火」、噴石、溶岩流
1781年(天明元年)	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年(天明3年)	浅間山	1151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、土石なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年(天明5年)	青ヶ島	130~140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年(寛政4年)	雲仙岳	15,000	「島原大変肥後迷惑」、眉山の崩壊による対岸の津波
1822年(文政5年)	有珠山	50~103	火砕流、旧アブタ集落全滅
1853年(嘉永6年)	有珠山		多量の火山灰・軽石、溶岩ドーム形成、火砕流
1856年(安政3年)	北海道駒ヶ岳	21~29	降下軽石、火砕流
1888年(明治21年)	磐梯山※	461~477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流(火山泥流)
1900年(明治33年)	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年(明治35年)	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1914年(大正3年)	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年(大正15年)	十勝岳	144	大規模火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年(昭和4年)	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石、火砕流、火山ガス被害
1940年(昭和15年)	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1952年(昭和27年)	ベヨネース列岩(明神礁)	31	火砕サージ
1943~45年(昭和18~20年)	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和新山形成
1958年(昭和33年)	阿蘇山	12	噴石
1991年(平成3年)	雲仙岳	43	火砕流、土石流
2014年(平成26年)	御嶽山	58	噴石

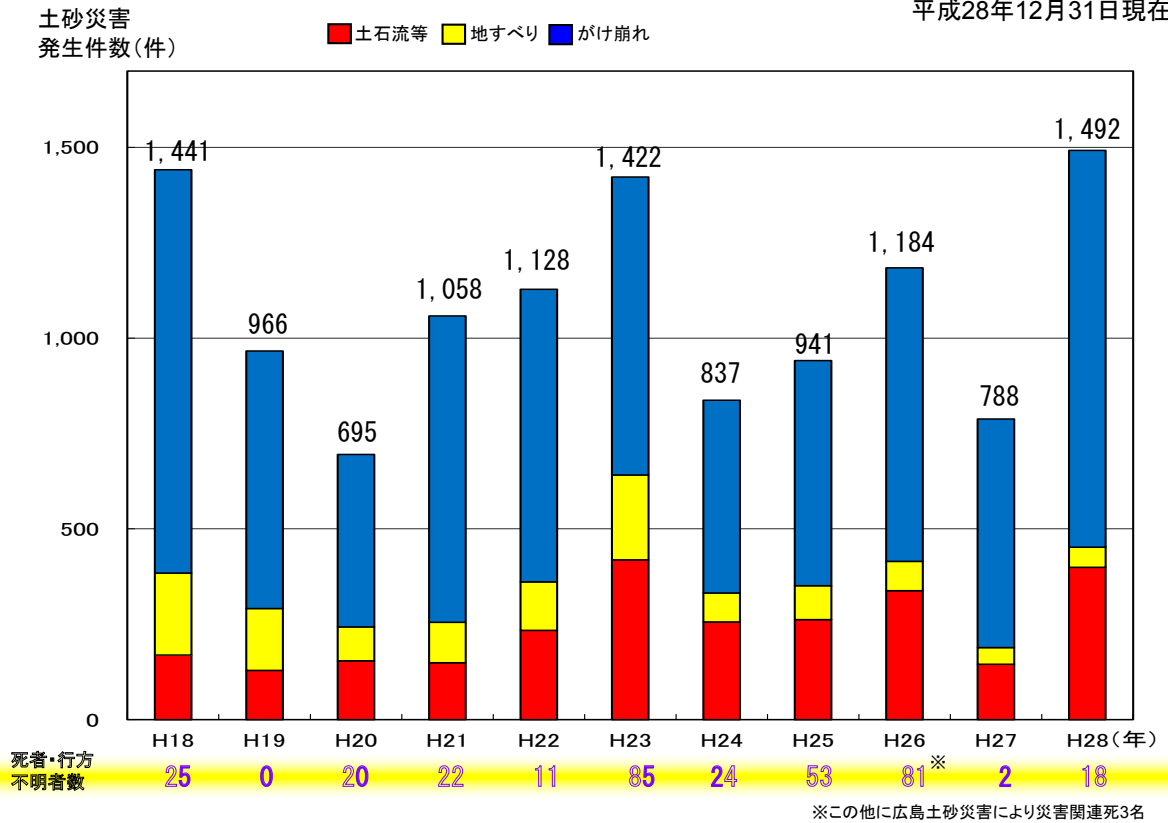
注：「死者行方不明者10名以上の噴火災害」または「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載

※は、見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

出典：日本活火山総覧(第4版)(気象庁編 平成25年)等をもとに内閣府作成

附属資料21 土砂災害の発生状況の推移

平成28年12月31日現在



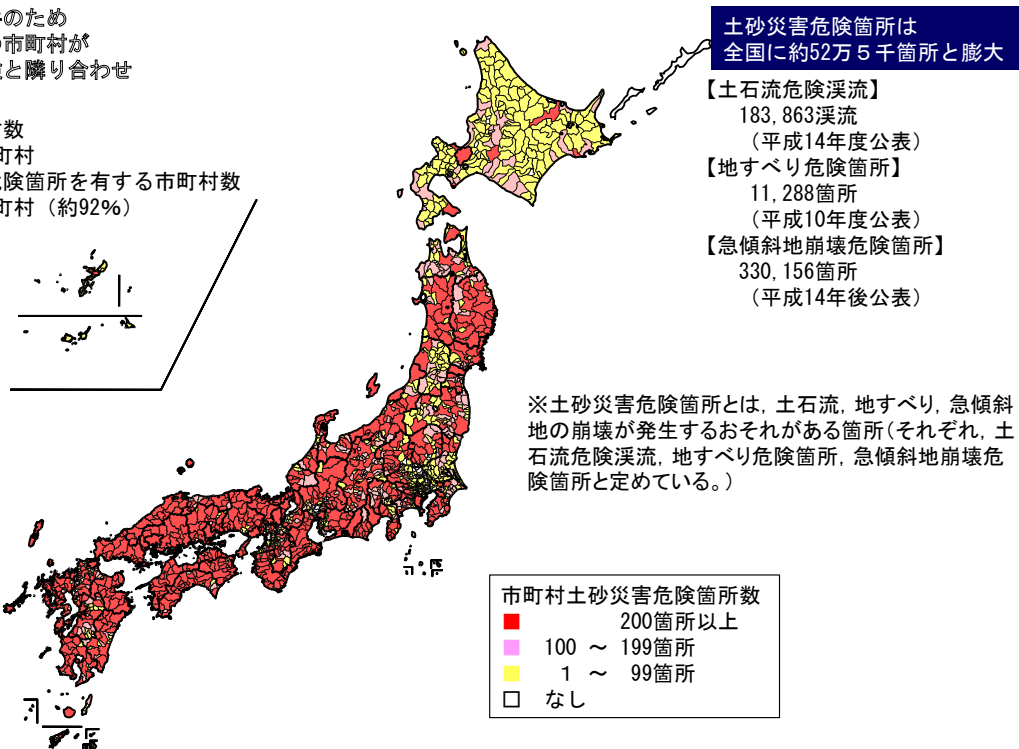
出典：国土交通省資料

附属資料22 市町村別の土砂災害危険箇所の状況

厳しい国土条件のため
全国の約9割の市町村が
土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)

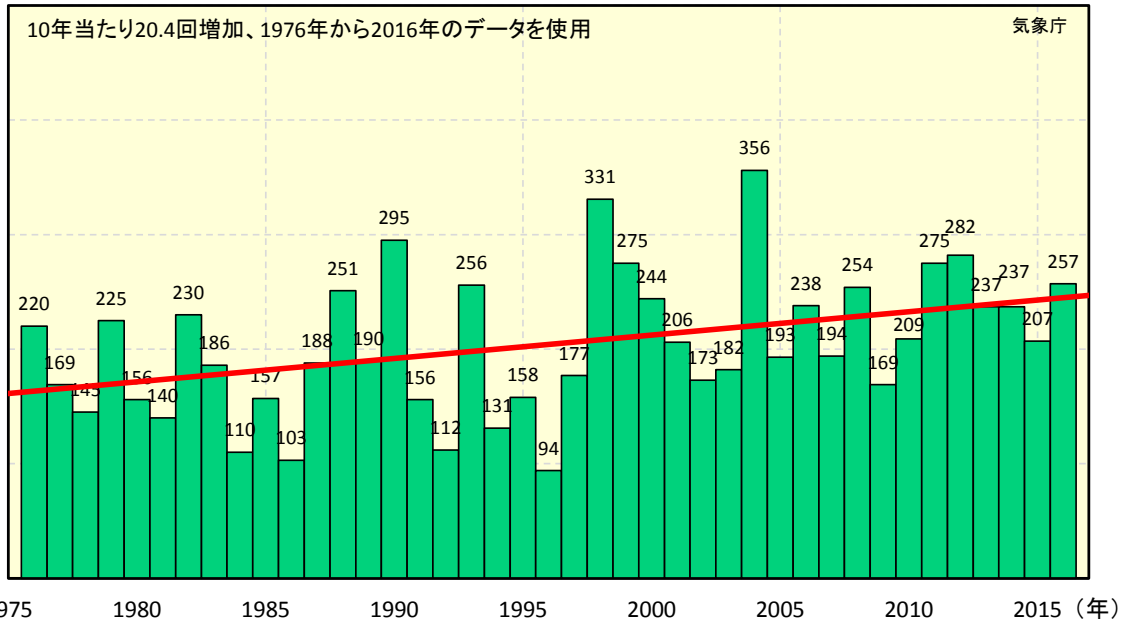
- ・ 全国市町村数
1,741市町村
- ・ 土砂災害危険箇所を有する市町村数
1,605市町村 (約92%)



出典：国土交通省資料、平成27年3月31日時点

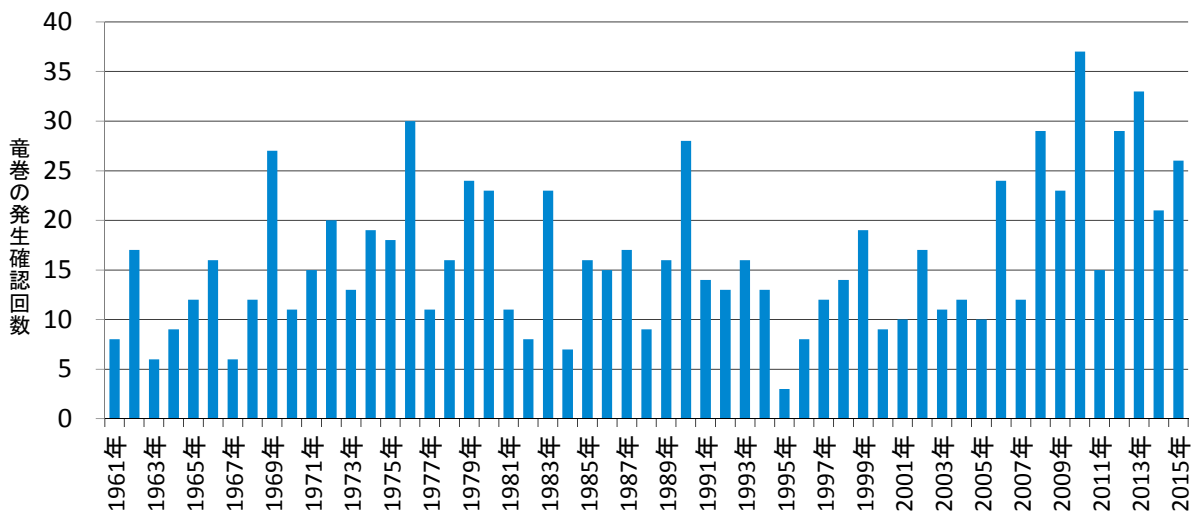
附属資料 23 短時間強雨の増加傾向

[アメダス]1時間降水量50ミリ以上の年間観測回数



出典：気象庁資料（気象庁ホームページ）

附属資料 24 竜巻等の発生確認回数



出典：上 気象庁資料
 下 気象庁ホームページ「年別の発生確認数（1961～2015）」をもとに内閣府作成

附属資料 25 1900年以降の世界の主な自然災害の状況

年	災害の種類	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1900	ハリケーン・ガルベストン	米国、テキサス	6,000
1902	火山噴火	マルティニク(西インド、プレー山)	29,000
1902	火山噴火	グアテマラ、サンタマリア火山	6,000
1905	地震	インド、北部	20,000
1906	地震(嘉義地震)	台湾	6,000
1906	地震/火災	米国、サンフランシスコ	1,500
1906	地震	チリ	20,000
1906	台風	香港	10,000
1907	地震	中国、天山	12,000
1907	地震	ウズベキスタン(旧ソ連)	12,000
1908	地震(メッシーナ地震)	イタリア、シシリー	75,000
1911	洪水	中国	100,000
1911	火山噴火	フィリピン、タール火山	1,300
1912	台風	中国、温州	50,000
1915	地震	イタリア、中部	30,000
1916	地すべり	イタリア、オーストリア	10,000
1917	地震	インドネシア、バリ島	15,000
1918	地震	中国、広東省	10,000
1919	火山噴火	インドネシア、クルー火山	5,200
1920	地震/地すべり(海原地震)	中国、甘粛省	180,000
1922	台風	中国、汕頭	100,000
1923	地震/火災(関東大震災)	日本、関東南東部	143,000
1927	地震(北丹後地震)	日本、京都府北部	2,930
1927	地震	中国、南昌	200,000
1928	ハリケーン/洪水	米国、フロリダ	2,000
1930	火山噴火	インドネシア、メラピ火山	1,400
1931	洪水	中国、長江等沿岸	3,700,000
1932	地震(甘粛地震)	中国、甘粛省	70,000
1933	洪水	中国、河南省他	18,000
1933	津波(昭和三陸津波)	日本、三陸	3,000
1933	地震	中国	10,000
1935	洪水	中国	142,000
1935	地震(クエッタ地震)	パキスタン、バルチスタン地方	60,000
1939	地震/津波	チリ	30,000
1939	洪水	中国、湖南省	500,000
1939	地震	トルコ、東部	32,962
1942	サイクロン	バングラデシュ	61,000
1942	サイクロン	インド・オリッサ	40,000
1943	地震	日本、鳥取	1,083
1944	地震(昭和東南海地震)	日本、東南海	1,200
1944	地震	アルゼンチン、中西部	10,000
1945	地震(三河地震)	日本、愛知	2,300
1945	台風(枕崎台風)	日本、西日本	3,700
1946	地震/津波(昭和南海地震)	日本、南海	1,400
1947	台風(カスリーン台風)	日本、東北以北	1,900
1948	地震(福井地震)	日本、福井	3,900
1948	地震(アシガバート地震)	トルクメニスタン(旧ソ連)	110,000
1949	地震/地すべり	タジキスタン(旧ソ連)	12,000
1949	洪水	中国	57,000
1949	グアテマラ	洪水	40,000
1951	火山噴火	パプアニューギニア、ラミントン山	2,900
1953	洪水	北海沿岸	1,800
1953	洪水	日本、九州	1,000
1953	洪水	日本、本州	1,100
1954	洪水	中国	40,000
1954	台風(洞爺丸台風)	日本	1,700
1959	洪水	中国	2,000,000
1959	台風(伊勢湾台風)	日本	5,100
1960	洪水	バングラデシュ	10,000
1960	地震	モロッコ、南西部	12,000
1960	地震/津波	チリ	6,000
1961	サイクロン	バングラデシュ	11,000

年	災害の種類	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1962	地震	イラン、北西部	12,000
1963	サイクロン	バングラデシュ	22,000
1965	サイクロン	バングラデシュ	36,000
1965	サイクロン	パキスタン、南部	10,000
1968	地震	イラン、北西部	12,000
1970	地震	中国、雲南省	10,000
1970	地震/地すべり	ペルー、北部	70,000
1970	サイクロン・ポーラ	バングラデシュ	300,000
1971	サイクロン	インド・オリッサ	10,000
1972	地震(マナグア地震)	ニカラグア	10,000
1974	地震	中国、雲南省・四川省	20,000
1974	洪水	バングラデシュ	28,700
1975	地震	中国、遼寧省	10,000
1976	地震(グアテマラ地震)	グアテマラ	24,000
1976	地震(唐山地震)	中国、天津	242,000
1977	サイクロン	インド、アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震	イラン、北東部	25,000
1982	火山噴火	メキシコ、エルチチョン火山	17,000
1985	サイクロン	バングラデシュ	10,000
1985	地震	メキシコ、メキシコ市	10,000
1985	火山噴火	コロンビア、ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス	カメルーン西部、ニオス湖	1,700
1986	地震	エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	地震	エクアドル北西部	5,000
1987	洪水	バングラデシュ	1,000
1988	地震	インド、ネパール	1,000
1988	洪水	バングラデシュ	2,000
1988	地震(スピタク地震)	アルメニア(旧ソ連)	25,000
1988	地震	中国、雲南省	1,000
1989	洪水	インド	1,000
1989	洪水/地すべり	中国、四川省他	2,000
1990	地震(マンジール地震)	イラン、北部	41,000
1990	地震	フィリピン	2,000
1991	サイクロン/高潮	バングラデシュ、チッタゴン等	137,000
1991	洪水	中国、江蘇省他	1,900
1991	台風・アイク	フィリピン	6,000
1992	洪水	パキスタン	1,300
1992	地震/津波	インドネシア	2,100
1993	洪水	ネパール	1,800
1993	地震(マハラシュトラ地震)	インド	9,800
1993	洪水	インド	1,200
1994	豪雨・洪水	インド	2,000
1994	台風・洪水	中国南部6省	1,000
1994	熱帯性暴風	ハイチ	1,100
1995	地震(阪神・淡路大震災)	日本	6,300
1995	地震	ロシア	1,800
1995	洪水	中国	1,200
1996	洪水/台風	中国南部7省、北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨/洪水	ベトナム	1,000
1997	地震	イラン、東部	1,600
1997	洪水	インド	1,400
1997	洪水	ソマリア、南部	2,000
1997	台風・リンダ	ベトナム、南部	3,700
1998	地震	アフガニスタン、北部	2,300
1998	地震	アフガニスタン、北部	4,700
1998	洪水/地すべり	インド、アッサム州等	3,000
1998	サイクロン	インド	2,900
1998	洪水	バングラデシュ	1,000
1998	洪水	中国、長江等沿岸	3,700
1998	津波(アイタベ津波)	パプアニューギニア	2,600
1998	ハリケーン・ミッチ	ホンジュラス、ニカラグア	17,000
1999	地震(キンディオ地震)	コロンビア、中西部	1,200
1999	地震(イズミット地震)	トルコ、西部	15,500
1999	地震(集集地震)	台湾	2,300
1999	サイクロン	インド	9,500

年	災害の種類	国名 (地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
2000	洪水	ベネズエラ	30,000
2001	地震 (インド西部地震)	インド	20,000
2001	地震	エルサルバドル	1,200
2003	地震	アルジェリア、北部	2,300
2003	地震 (バム地震)	イラン	26,800
2004	洪水	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	米国、ジャマイカ、プエルトリコ、ハイチ	3,000
2004	地震・津波 (2004年スマトラ沖地震・津波)	スリランカ、インドネシア、モルディブ、インド、タイ、マレーシア、ミャンマー、セイシェル、ソマリア、タンザニア、バングラデシュ、ケニア	226,000以上
2005	洪水/地すべり	インド	1,200
2005	ハリケーン・カトリーナ	米国	1,800
2005	暴風雨	インド、バングラデシュ	1,300
2005	ハリケーン・スタン/洪水	グアテマラ、エルサルバドル、メキシコ	1,500
2005	地震 (パキスタン地震)	パキスタン、インド、北部	75,000
2006	地すべり	フィリピン	1,100
2006	地震/火山噴火	インドネシア、ムラピ火山	5,800
2006	台風・シャンセン	フィリピン、ルソン等	1,400
2007	大雨、洪水	インド	1,100
2007	サイクロン・シドル	バングラデシュ	4,200
2008	地震 (四川大地震)	中国	87,500
2008	サイクロン・ナルギス	ミャンマー	138,400
2008	洪水	インド、北東部	1,100
2009	地震 (2009年スマトラ沖地震)	インドネシア	1,200
2009	洪水	インド、南部	1,200
2010	地震 (ハイチ地震)	ハイチ	222,600
2010	地震 (青海地震)	中国、青海省	3,000
2010	洪水	パキスタン、北西部	2,000
2010	豪雨・土石流	中国、長江流域	1,800
2011	地震・津波 (東日本大震災)	日本、東北・関東地方等	19,000
2011	台風・ワン	フィリピン、ミンダナオ等	1,400
2012	台風・ポーファ	フィリピン、ミンダナオ等	1,900
2013	洪水	インド、北部	1,500
2013	台風・ハイヤン	フィリピン、レイテ等	6,200
2015	地震 (ネパール地震)	ネパール	9,000

出典：EM-DAT: The International Disaster Database - ルーベンカトリック大学災害疫学研究センター (CRED) の資料をもとに内閣府作成。

附属資料26 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(平成29年3月31日現在)

順位	日時 (日本時間)	発生場所	マグニチュード (Mw)
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	日本、三陸沖 [平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震]	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	2012年4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年3月10日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1950年8月16日	チベット、アッサム	8.6
	1946年4月1日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード

出典：米国地質調査所資料

※平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震、マグニチュード(Mw)は気象庁による。

附属資料27 平成28年度以降に発生した主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2016年1月－2016年5月	インド	干ばつ	－	330,000,000	－
2016年1月－2016年3月	ハイチ	干ばつ	－	3,600,000	－
2016年1月－2016年11月	モザンビーク	干ばつ	－	2,000,000	－
2016年1月4日－2016年1月8日	米国	暴風雨	－	－	125,000
2016年1月9日－2016年1月15日	ブラジル	洪水	5	50,500	100,000
2016年1月20日－2016年1月26日	中国	寒波	5	－	1,600,000
2016年1月20日－2016年1月26日	韓国	寒波	6	－	127,000
2016年1月23日－2016年1月26日	米国	暴風雨	58	12	2,000,000
2016年2月－2016年11月	南スーダン	干ばつ	－	3,600,000	－
2016年2月6日	台湾	地震	117	525	－
2016年2月20日－2016年2月21日	フィジー	熱帯低気圧	44	350,000	470,000
2016年3月－2016年5月	エチオピア	鉄砲水	100	20,000	－
2016年3月6日－2016年3月7日	セルビア	鉄砲水	－	7,000	100,000
2016年3月10日－2016年3月11日	ブラジル	鉄砲水	30	－	100,000
2016年3月19日－2016年3月22日	中国	鉄砲水	5	219,300	170,000
2016年4月1日－2016年5月20日	インド	熱波	300	－	－
2016年4月2日－2016年4月8日	パキスタン	洪水	121	2,400	－
2016年4月4日－2016年10月1日	アルゼンティン	洪水	－	72,119	1,300,000
2016年4月10日－2016年4月13日	米国	暴風雨	－	－	3,500,000
2016年4月15日－2016年4月18日	チリ	河川氾濫	12	100	100,000
2016年4月14日、16日	日本	地震	49	298,432	20,000,000
2016年4月16日	エクアドル	地震	683	1,230,000	3,300,000
2016年4月22日－2016年4月25日	インド	洪水	18	100,000	150,000
2016年5月	カンボディア	干ばつ	－	2,500,000	－
2016年5月1日－2016年5月9日	カナダ	森林火災	－	7,200	3,900,000
2016年5月4日－2016年5月11日	中国	地すべり	66	237,600	820,000
2016年5月7日－2016年5月10日	米国	暴風雨	2	12	575,000
2016年5月14日－2016年5月15日	スリ・ランカ	洪水	203	301,602	2,000,000
2016年5月18日－2016年5月21日	中国	河川氾濫	12	44,100	447,000
2016年5月21日	バングラデシュ	熱帯低気圧	27	1,300,000	－
2016年5月31日－2016年6月5日	フランス	洪水	4	24	1,000,000
2016年6月－2016年8月	中国	干ばつ	－	10,000,000	1,600,000
2016年6月－2016年11月	ケニヤ	干ばつ	－	1,254,600	－
2016年6月2日－2016年6月8日	中国	暴風雨	12	150,000	768,000
2016年6月9日－2016年6月16日	中国	洪水	25	254,400	664,000
2016年6月16日－2016年6月23日	中国	暴風雨	102	46,000	302,000
2016年6月18日－2016年6月20日	中国	洪水	42	197,000	410,000
2016年6月18日－2016年6月23日	中国	洪水	68	165,000	2,300,000
2016年6月23日－2016年6月30日	中国	洪水	34	150,000	675,000
2016年6月24日	中国	暴風雨	102	46,000	302,000
2016年6月25日－2016年6月26日	米国	森林火災	2	891	100,000
2016年6月28日－2016年7月6日	中国	洪水	128	160,000	5,729,590
2016年7月9日	中国	熱帯低気圧	75	24,900	1,511,160
2016年7月15日－2016年8月3日	インド	洪水	127	377,097	－
2016年7月18日－2016年7月25日	中国	洪水	289	900,000	－
2016年7月19日－2016年8月6日	バングラデシュ	河川氾濫	106	1,900,000	－
2016年7月25日－2016年7月27日	ネパール	洪水	138	10,551	－
2016年7月28日－2016年7月30日	インド	洪水	134	700,000	－
2016年7月28日	ベトナム	熱帯低気圧	1	191,750	191,000
2016年8月2日	中国	暴風雨	－	18,000	123,000
2016年8月2日	ベトナム	暴風雨	25	182,500	144,000
2016年8月5日－2016年8月10日	中国	洪水	23	36,900	123,000
2016年8月6日－2016年8月7日	マケドニア	鉄砲水	22	33,582	100,000
2016年8月6日－2016年8月7日	マケドニア	鉄砲水	22	33,582	100,000
2016年8月8日－2016年8月16日	フィリピン	洪水	26	1,263,098	9,320

発生時期	国名	災害の種類	死者数	被災者数	直接被害額 (000 USD)
2016年8月9日－2016年8月16日	米国	洪水	13	330,000	8,733,000
2016年8月19日－2016年8月22日	インド	河川氾濫	40	－	312,000
2016年8月24日	イタリア	地震	241	4,854	－
2016年8月29日－2016年9月6日	北朝鮮	河川氾濫	538	600,000	－
2016年9月1日－2016年9月6日	米国	熱帯低気圧	3	2,250	800,000
2016年9月10日	タンザニア	地震	17	139,601	458,000
2016年9月15日	中国	熱帯低気圧	－	205,500	2,300,000
2016年9月19日－2016年9月23日	米国	河川氾濫	2	－	100,000
2016年9月21日－2016年10月16日	インド	洪水	17	3,000	479,000
2016年9月27日	台湾	熱帯低気圧	7	160	110,000
2016年9月28日	中国	熱帯低気圧	35	36,000	830,000
2016年9月28日－2016年10月10日	パハマ	暴風雨	－	－	600,000
2016年9月28日－2016年10月7日	キューバ	暴風雨	－	190,000	2,600,000
2016年9月28日－2016年10月7日	ハイチ	暴風雨	674	2,100,438	2,000,000
2016年10月5日－2016年10月12日	韓国	暴風雨	10	1,500	126,000
2016年10月7日－2016年10月9日	米国	暴風雨	49	－	10,000,000
2016年10月16日－2016年10月19日	中国	熱帯低気圧	－	－	890,000
2016年11月13日	ニュージーランド	地震	2	50	3,900,000
2016年11月18日－2016年11月26日	イスラエル	山火事	－	60,137	520,000
2016年11月23日－2016年11月25日	イタリア	河川氾濫	2	400	100,000
2016年11月28日－2016年12月2日	米国	森林火災	14	2,234	100,000
2016年12月7日	インドネシア	地震	100	152,138	－

出典：EM-DAT: The International Disaster Database ールーベンカトリック大学災害疫学研究センター（CRED）、各国政府、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の資料をもとに内閣府作成。

① エクアドル地震

エクアドルでは、2016年4月16日現地時間午後6時58分（日本時間17日午前8時58分）、太平洋岸のミスネ県ペデルナレス付近を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生した。この地震により、約2万棟の建物が被害を受け、少なくとも661人が死亡、12人が行方不明となる甚大な被害が発生した。震源の深さは約20kmで、太平洋津波警報センターは、エクアドルの沿岸部に津波への警戒を呼びかけたが、およそ3時間後に解除した。地震発生から約1ヶ月後の5月18日、ミスネ県に隣接するエスメラルダス県で、マグニチュード6.8と6.9の地震が発生し、2人が死亡するなどの被害が発生した。

日本政府は、国連児童基金（UNICEF）、国際移住機関（IOM）、国連開発計画（UNDP）を通じて、水・衛生、シェルター及び早期復旧分野の緊急支援として、緊急無償資金協力を実施したほか、緊急援助物資（テント等）を供与した。

② イタリア地震

イタリアで2016年8月24日現地時間午前3時36分頃（日本時間午前10時36分）、イタリア中部のラツィオ州リエーティ県を震源とするマグニチュード6.2の地震が発生した。ラツィオ州を中心に4州5県にまたがって多くの建築物等が倒壊し、241人が死亡、400人以上が負傷し、1千人以上が避難した。午前3時に地震が発生してから午前7時までに、460回の地震が発生し、そのうちマグニチュード5を超える地震も2回は観測された。また、ラツィオ州リエーティ県のアマトリーチェなどでは歴史的建造物の多くも被害を受けた。

日本政府は、地震で弱くなった建物の倒壊や地すべり、土砂崩れ等といった二次被害が及ぶことが懸念されるため、ラツィオ州リエーティ県、ウンブリア州テルニ県、マルケ州アスコリ・ピチェー

ノ県及びフェルモ県並びにアブルツツォ州テラモ県に、滞在中及び渡航・滞在を予定している日本人に対し、注意喚起をおこなった。

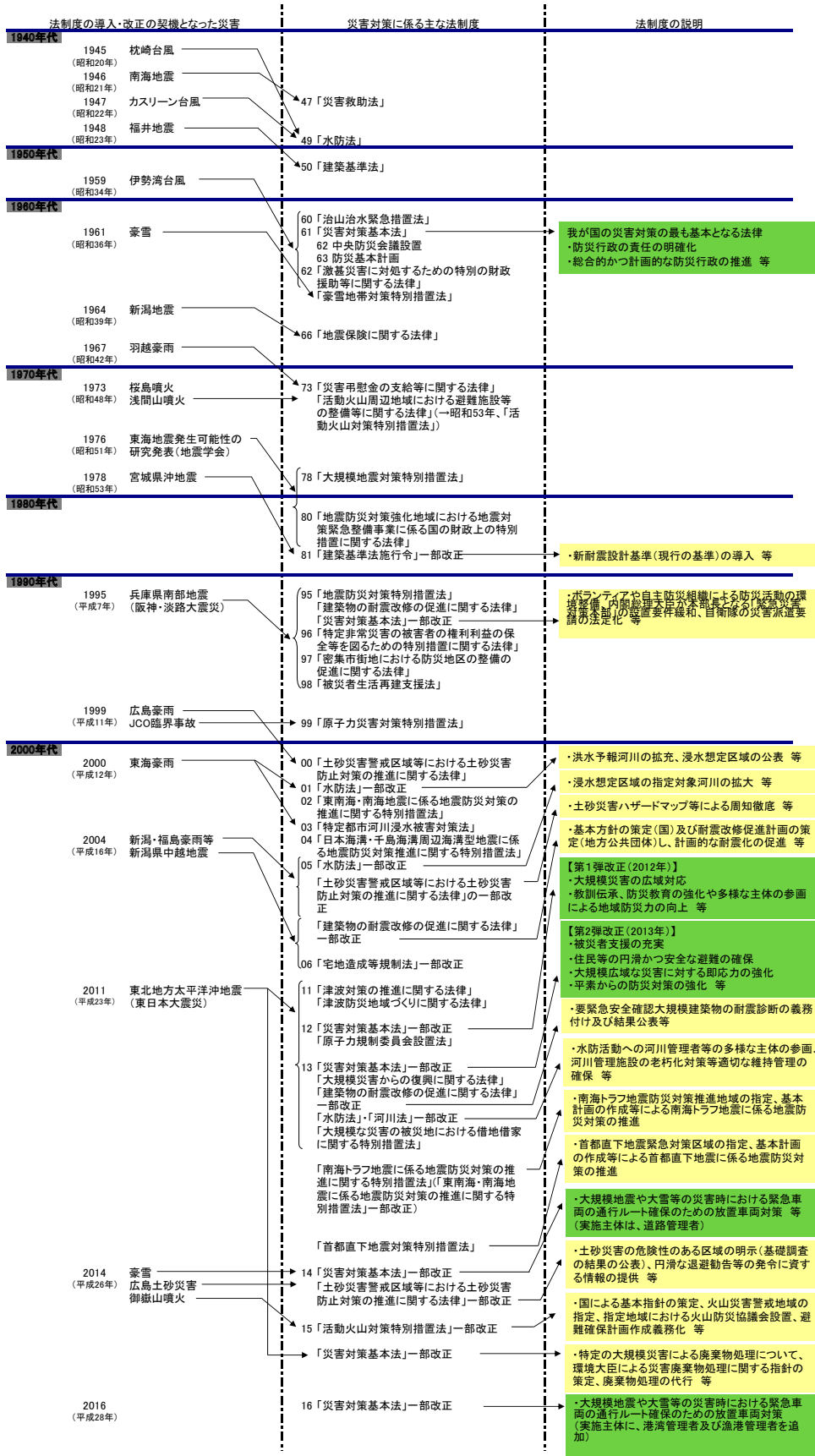
③ ハイチハリケーン

2016年10月4日、ハリケーンMatthewがハイチ南部ティブロン半島を直撃し、風速は最大約64メートル（時速230キロ）を記録し、546人が死亡、128人が行方不明、432人が負傷した。洪水や地すべり等により、約500棟の家屋が倒壊し、約25,160棟の家屋が大きな損壊をし、約2,380棟の家屋が浸水した。道路、学校などの建物も大きな被害を受け、停電、断水し、約17万人を超える人々が避難を余儀なくされた。被災地域は医療施設が脆弱であり、被災直後はコレラなどの感染症の流行が危惧された。

日本政府は、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）及び国連開発計画（UNDP）を通じて、食料、人道支援物資の輸送、及び早期復旧等の支援を行うと共に、感染症対応のため、水・衛生分野及び保健・医療分野などの支援を行ったほか、緊急援助物資（テント等）を供与した。

3. 法制度

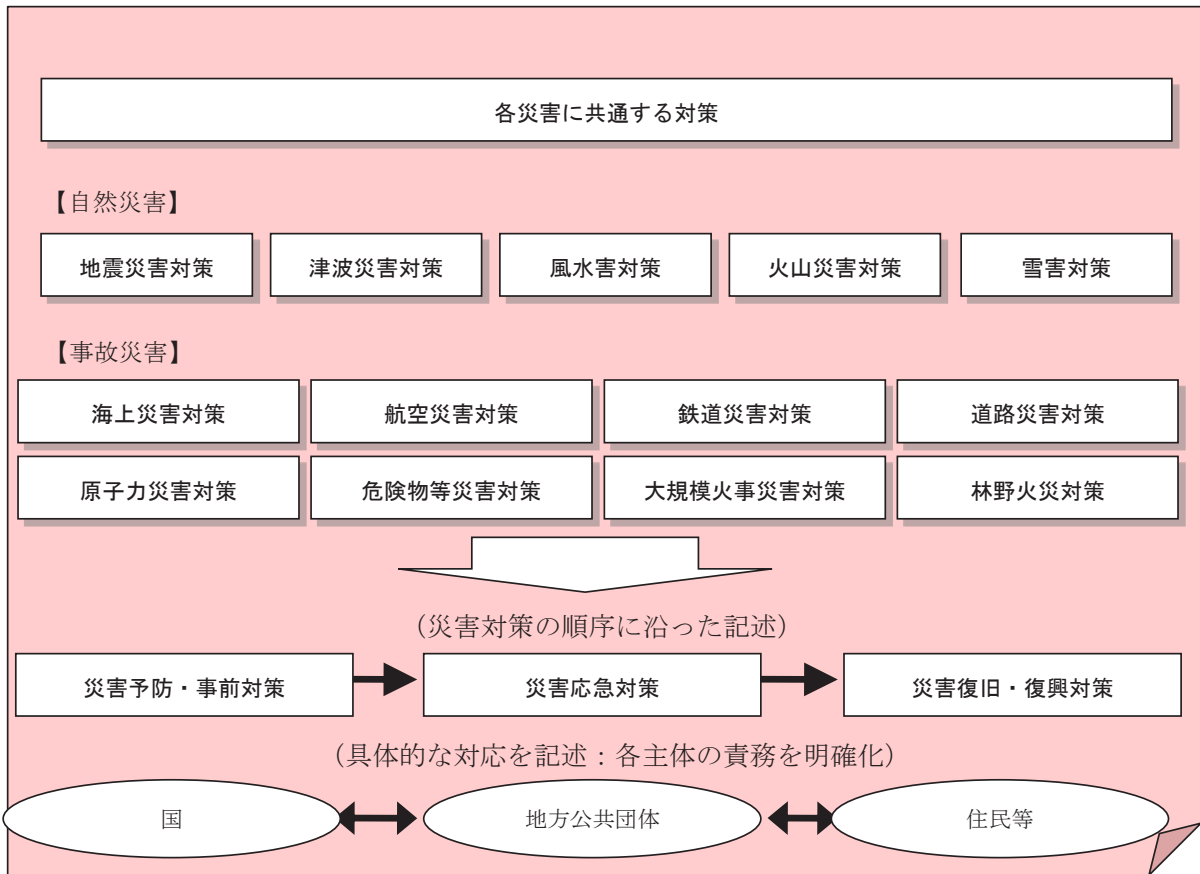
附属資料 28 戦後の防災法制度・体制の歩み



出典：内閣府資料

類型	予防	応急	復旧・復興		
地震 津波	<p>災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 		
	火山			<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法
	風水害			<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 	
	地滑り 崖崩れ 土石流			<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 	
	豪雪			<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 	
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律 			

出典：内閣府資料



出典：内閣府資料

附属資料31 防災基本計画の修正履歴

修正年月	修正等の概要	背景
昭和38年6月	・災害対策基本法の制定を受け、防災基本計画を作成 ・災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	・S34.9.26 伊勢湾台風 ・S36.11.15 災害対策基本法制定
46年5月	一部修正 ・地震対策の充実（地震予知等の施設、消防用ヘリの整備） ・危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置付け	S42.9.6 災害防止対策に関する行監勧告（最近の経済社会に対応した見直しを勧告）
平成7年7月	全面修正 ・災害の種類別に編を構成するとともに、予防、応急、復旧・復興の順に記載 ・国、公共機関、地方公共団体、事業者等の主体の明確化及び対策の具体化 ・高齢化社会等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	H7.1.17 阪神・淡路大震災
9年6月	一部修正 ・事故災害対策編の追加（非常対策本部の設置等の体制整備） ・雪害対策編の追加	H9.1.2 ナホトカ号油流出事故
12年5月	一部修正 ・原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正	H11.9.30 茨城県東海村ウラン加工施設臨界事故
12年12月	一部修正 ・中央省庁等改革に伴う修正	中央省庁等改革
14年4月	一部修正 ・洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等へ情報伝達、避難対策に関する記述を充実 ・原子力艦の原子力災害について新たに位置付け	・H11.6.29 広島県豪雨災害 ・H11.9.24 熊本県高潮災害
16年3月	一部修正 ・東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成等を踏まえた修正（公共建築物の耐震強化等） ・緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえた修正	H16.3.31 東南海・南海地震防災対策推進基本計画作成
17年7月	一部修正 ・災害への備えを実践する国民運動の展開や企業防災の促進、地震防災戦略の作成・実施、津波避難ビルの整備など津波防災対策、集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援など、施策の進展を踏まえた修正	・H16.7.28 地震防災戦略作成 ・H16.12.26 インド洋津波災害（スマトラ沖地震）
19年3月	一部修正 ・防衛庁の防衛省への移行に伴う修正	防衛庁の防衛省への移行
20年2月	一部修正 ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施、国民運動の戦略的な展開、企業防災の促進のための条件整備、緊急地震速報の本格導入、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等	H19.7.16 新潟県中越沖地震
23年12月	一部修正 ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化等（津波災害対策編の追加）	H23.3.11 東日本大震災
24年9月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第1弾改正）、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 H24.9.19 原子力規制委員会の発足
26年1月	一部修正 ・災害対策基本法の改正（第2弾改正）、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）	H23.3.11 東日本大震災 H25.6.21 災害対策基本法の一部改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定
26年11月	一部修正 ・災害対策基本法の改正に伴う放置車両及び立ち往生車両対策の強化 ・大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化など平成26年2月豪雪の教訓を踏まえた記述の追加	H26.2 平成26年2月豪雪 H26.11.21 災害対策基本法の一部改正
27年3月	一部修正 ・地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に係る国の支援などの原子力防災体制の充実・強化（原子力災害対策編）	H27.3.5 内閣官房3年以内の見直し検討チーム「原子力防災体制の充実・強化について（第二次報告）」
27年7月	一部修正 ・広島土砂災害や御嶽山噴火災害により得た教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.1.18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正 H27.3.26 火山防災対策推進ワーキンググループ報告 H27.6.4 総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ報告
28年2月	一部修正 ・活動火山対策特別措置法、水防法・下水道法、廃棄物処理法・災害対策基本法の改正等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H27.12.10 活動火山対策特別措置法の一部改正
28年5月	一部修正 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H28.3.31 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ報告
29年4月	一部修正 ・平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害により得られた教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）	H28.12.20 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告 H28.12.26 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会報告

出典：内閣府資料

4. 体制

附属資料32 中央防災会議の組織について

中央防災会議（災害対策基本法第2章第1節）			
会長	内閣総理大臣		
委員	防災担当大臣	指定公共機関の代表者 (総理任命)	学識経験者 (総理任命)
	その他の国務大臣 (全国務大臣を総理任命)	日本銀行総裁 黒田 東彦	日本消防協会副会長 植田 和生
		日本赤十字社社長 近衛 忠輝	東京国際大学教授 小室 広佐子
		NHK会長 上田 良一	全国知事会危機管理・防災特別 委員会委員長(三重県知事) 鈴木 英敬
		NTT社長 鶴浦 博夫	東京大学地震研究所地震予知研 究センター長 平田 直
			被災者健康支援連絡協議会会長 横倉 義武
専門調査会			
●防災対策実行会議(平成25年3月26日設置)			
幹事会			
会 長:	内閣府大臣政務官	副会長:	内閣府政策統括官(防災担当), 消防庁次長
顧 問:	内閣危機管理監	幹 事:	各府省庁局長クラス
【役割】			
○ 防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進			
○ 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じての防災に関する重要事項の審議 (防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等)等			
○ 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申			

諮問
 ←
 答申
 →
 意見具申
 →

内閣総理大臣
・
 防災担当大臣

出典：内閣府資料

附属資料 33 近年の中央防災会議の開催状況（平成 21 年度以降）

平成 21 年度	
H21.4.21	○平成 21 年度総合防災訓練大綱 ○中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 ○新たな地震調査研究の推進について ○火山噴火の可能性と防災対策について 等
H22.1.15	○地方都市の地震防災のあり方等に関する専門調査会の設置について ○「首都直下地震対策大綱」等の修正について ○災害教訓の継承に関する専門調査会報告 ○「我が国の震災対策」 等
平成 22 年度	
H22.4.21	○平成 22 年度総合防災訓練大綱 ○災害時の避難に関する専門調査会の設置について ○大規模水害対策に関する専門調査会報告 ○チリ中部沿岸を震源とする地震に伴う津波について ○首都圏水没～被害軽減のために取るべき対策とは
平成 23 年度	
H23.4.27	○「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○これまでの地震・津波対策について 等
H23.10.11	○「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○防災対策推進検討会議の設置について
H23.12.27	○防災基本計画の修正について ○中央防災会議運営要領の改正について ○災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24.3.29	○防災対策推進検討会議 中間報告について ○防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○平成 24 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 24 年度	
H24.9.6	○防災基本計画の修正について ○首都圏大規模水害対策大綱について ○新たな地震調査研究の推進について ○防災対策推進検討会議 最終報告について ○地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○災害時の避難に関する専門調査会 報告について ○南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 等
H25.3.26	○災対法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○防災対策実行会議の設置について ○平成 25 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 25 年度	
H26.1.17	○南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について ○首都直下地震緊急対策区域の指定について ○防災基本計画の修正について ○首都直下地震対策検討 WG 最終報告及び政府業務継続計画案について 等
H26.3.28	○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 ○首都直下地震対策特別措置法関係 ○大規模地震防災・減災対策大綱について ○平成 26 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 26 年度	
H26.11.28	○防災基本計画の修正について
H27.3.31	○防災基本計画の修正について ○平成 27 年度総合防災訓練大綱について ○首都直下地震の地震防災戦略について
平成 27 年度	
H27.7.7	○防災基本計画の修正について 等
H28.2.16	○活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針について ○火山災害警戒地域の指定について ○防災基本計画の修正について 等
平成 28 年度	
H28.5.31	○平成 28 年度総合防災訓練大綱について ○防災基本計画の修正について
平成 29 年度	
H29.4.11	○平成 29 年度総合防災訓練大綱について ○防災基本計画の修正について

出典：内閣府資料

専門調査会名称	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東海地震に関する専門調査会 (全1回)	H13.3.14	H13.12.31															
今後の地震対策のあり方に関する専門調査会 (全11回)		H13.9.17	H14.6.26														
東南海・南海地震等に関する専門調査会 (全20回)		H13.10.9			H16.11.26												
東南海・南海地震対策第1回～第16回																	
東南海・南海地震対策第17回～第26回																	
防災基本計画専門調査会 (全5回)		H13.10.11	H14.6.28														
東海地震対策専門調査会 (全10回)		H14.3.4	H15.5.12														
防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (全5回)		H14.9.25	H15.5.13														
防災情報の共有化に関する専門調査会 (全12回)		H14.10.3	H15.7.16														
災害救助の確保に関する専門調査会 (全4回)		H15.7.31															
首都圏下地盤対策専門調査会 (全20回)		H15.9.12	H17.7.22														
四国・中国地方を主とした防災力向上に関する専門調査会 (全5回)		H15.8.18	H17.10.14														
日本海海・千島海溝・津田海溝地震に関する専門調査会 (全17回)		H15.10.27	H18.7.23														
災害被害を軽減する国土強靱性の推進に関する専門調査会 (全14回)		H17.12.9	H18.12.13														
首都圏下地盤対策専門調査会 (全4回)		H15.12.16	H18.10.21														
大規模水害対策に関する専門調査会 (全20回)		H18.9.29															
地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 (全10回)																	
災害時の避難に関する専門調査会 (全6回)																	
東北地方太平洋沖地震を契機とした地震・津波対策に関する専門調査会 (全12回)																	
防災分野推進協会の設置 (全1回)																	
防災対策実行会議																	

出典：内閣府資料

5. 予算

附属資料 35 年度別防災関係予算額

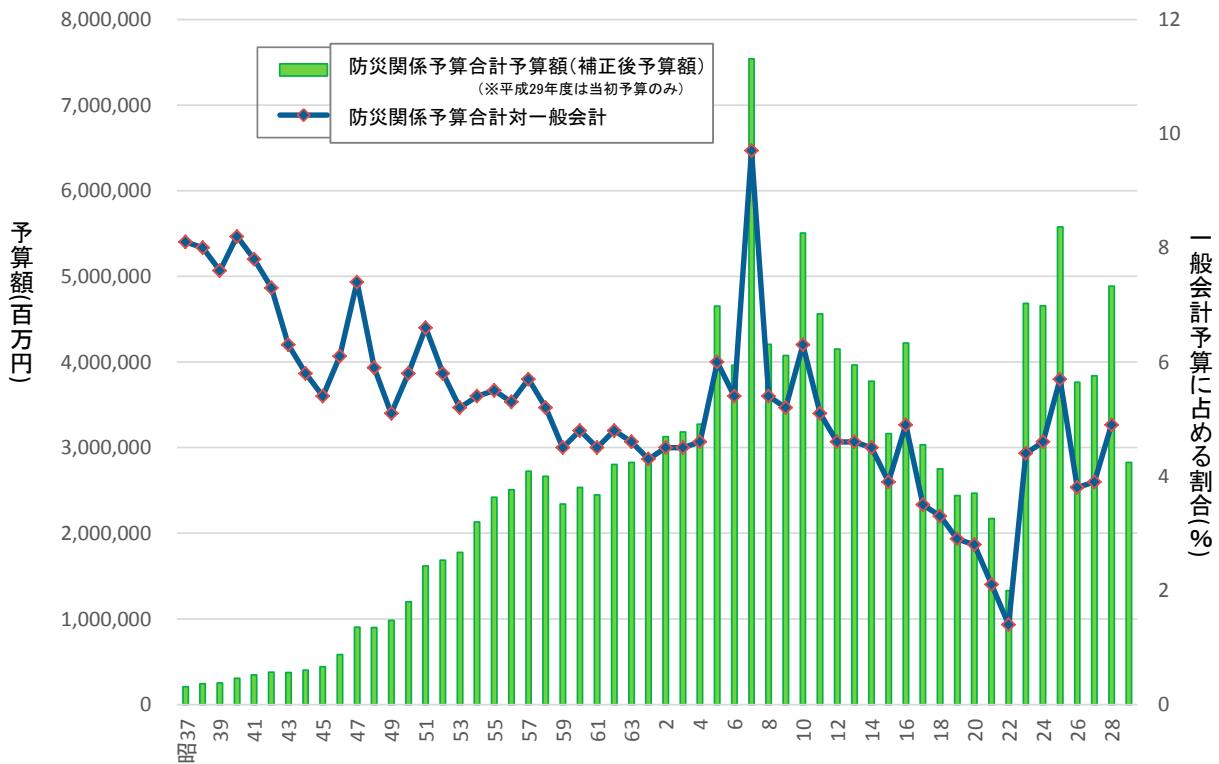
年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	376,169	8.0	743,936	15.9	3,536,475	75.5	4,684,652
24	29,422	0.6	561,021	12.0	790,422	17.0	3,129,561	67.2	4,656,656
25	15,339	0.3	788,576	14.1	879,932	15.8	3,883,911	69.6	5,578,036
26	16,688	0.4	639,966	13.9	836,580	18.2	3,101,555	67.5	4,594,789
27	14,961	0.4	713,477	18.6	155,475	4.1	2,954,355	77.0	3,838,268
28	14,023	0.3	696,399	14.3	318,320	6.5	3,855,516	78.9	4,884,258
29	9,136	0.3	524,874	18.6	100,332	3.5	2,192,077	77.6	2,826,419

- 注) 1 補正後予算額(国費)である。ただし、平成29年度は速報値であり、当初予算である。
2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料36 防災関係予算額の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料37 地震対策緊急整備事業計画

(平成27年度末現在、単位：百万円)

区 分	昭和55～平成31年度		
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b) / (a)
1 避難地	177,539	157,244	88.6%
2 避難路	93,983	80,117	85.2%
3 消防用施設	140,658	123,780	88.0%
4 緊急輸送路	936,037	785,519	83.9%
4-1 緊急輸送道路	825,601	690,944	83.7%
4-2 緊急輸送港湾	59,631	52,774	88.5%
4-3 緊急輸送漁港	50,805	41,801	82.3%
5 通信施設	17,240	16,714	96.9%
6 公的医療機関	54,012	50,900	94.2%
7 社会福祉施設	55,586	55,586	100.0%
8 公立小・中学校	441,934	422,459	95.6%
9 津波対策	270,660	172,243	63.6%
9-1 河川管理施設	104,233	58,116	55.8%
9-2 海岸保全施設	166,427	114,127	68.6%
10 山崩れ対策	540,087	484,814	89.8%
10-1 砂防設備	102,887	91,798	89.2%
10-2 保安施設	171,243	151,220	88.3%
10-3 地すべり施設	84,527	77,040	91.1%
10-4 急傾斜地施設	159,800	149,838	93.8%
10-5 ため池	21,630	14,918	69.0%
合 計	2,727,736	2,349,376	86.1%

(注1) 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年度～平成31年度）の内容は、平成27年度末現在のものである。

(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

出典：内閣府資料

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがある地域について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づく事業の一部については、国庫補助率の嵩上げ措置を受けられることになる。

これまで、4次におわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

4次におわたり計画における事業量等の概算は、以下の表のとおり。

区分	第1次五箇年計画(平成8～12年度)			第2次五箇年計画(平成13～17年度)			第3次五箇年計画(平成18～22年度)			第4次五箇年計画(平成23～27年度)					
	計画額(a)	実績額(b)	進捗率(b)/(a)	事業規模(単位)(c)	計画額(d)	実績額(e)	進捗率(e)/(d)	事業規模(単位)(f)	計画額(g)	実績額(h)	進捗率(h)/(g)	事業規模(単位)(i)	計画額(j)	実績額(k)	進捗率(k)/(j)
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168 ha	931,413	543,233	58.3%	2,515 ha	488,257	400,283	82.0%	1,456 ha	305,490	255,401	83.6%
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601 km	1,188,051	900,446	75.8%	1,405 km	952,865	625,957	65.7%	897 km	1,336,465	779,815	58.3%
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%	28,153 箇所	540,784	297,301	55.0%	21,039 箇所	448,460	246,745	55.0%	20,052 箇所	677,209	468,951	69.2%
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%	161 km	119,329	92,958	77.9%	102 km	46,719	49,136	105.2%	56 km	23,506	19,998	85.1%
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	3,920 km	5,267,908	4,242,139	80.5%	2,552 km	3,813,169	3,291,461	86.3%	2,191 km	2,773,563	2,420,121	87.3%
5号-1 緊急輸送道路	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,448 基	4,998,577	4,067,023	81.4%	2,439 基	3,557,657	3,106,165	87.3%	2,191 km	2,584,039	2,256,510	87.3%
5号-2 緊急輸送交通施設	23,900	21,017	87.9%	1 箇所	16,855	8,473	50.3%	0 箇所	9,242	6,844	74.0%	4,837 箇所	15,464	12,081	78.1%
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	113 箇所	550	387	70.4%	100 箇所	0	0	—	2 箇所	117	78	66.7%
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	237,940	66.2%	73 箇所	181,503	119,869	66.0%	43 箇所	198,676	136,895	68.9%	77 箇所	153,101	133,801	87.4%
5号-5 緊急輸送港施設	121,734	103,481	85.0%	844 km	70,423	46,387	65.9%	591 km	47,594	41,558	87.3%	26 箇所	20,843	17,652	84.7%
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	115 施設	394,948	257,890	65.3%	93 施設	259,420	175,571	67.7%	471 km	255,017	207,556	81.4%
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	857 施設	391,016	277,721	71.0%	521 施設	239,424	150,877	63.0%	219 施設	689,917	506,681	73.4%
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%	—	280,028	176,408	63.0%	995 学校	114,756	56,400	49.1%	681 施設	126,275	96,578	76.5%
8号の2号 公立幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	16,256 学校	35,198	7,074	20.1%	1,159 学校	54,480	27,203	49.9%
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	5,840 学校	1,078,849	594,777	55.1%	16,256 学校	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,612 学校	2,322,605	1,626,867	70.0%
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%	114 学校	32,094	12,070	37.6%	264 学校	56,834	23,262	40.9%	199 学校	43,173	29,955	69.4%
11号 公的建造物	24,169	5,267	21.8%	29 施設	2,662	1,199	45.0%	670 施設	62,975	24,429	38.8%	1,737 施設	369,417	209,039	56.6%
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%	334 箇所	272,744	225,598	82.7%	491 箇所	237,787	182,911	76.9%	687 箇所	345,184	302,195	87.5%
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	215 箇所	196,496	146,699	74.7%	423 箇所	187,407	146,404	77.9%	525 箇所	229,583	184,601	80.4%
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	119 箇所	76,248	78,899	103.5%	68 箇所	50,380	36,867	73.2%	162 箇所	115,601	117,594	101.7%
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	14,332 箇所	1,622,048	1,339,438	82.6%	10,504 箇所	1,069,686	976,742	91.3%	9,327 箇所	845,288	783,594	92.7%
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	2,278 箇所	436,635	409,636	93.8%	2,033 箇所	354,972	325,910	91.8%	2,063 箇所	303,286	256,274	84.5%
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%	5,583 箇所	330,719	263,907	79.8%	3,673 箇所	210,861	202,299	95.9%	2,683 箇所	146,012	172,801	118.3%
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	1,651 箇所	275,558	219,200	79.5%	1,151 箇所	158,479	160,883	101.5%	849 箇所	119,025	108,748	91.4%
13号-4 急傾地崩防止施設	522,261	497,690	95.3%	3,568 箇所	446,098	356,530	79.9%	2,500 箇所	244,461	220,779	90.3%	2,629 箇所	193,936	185,609	95.7%
13号-5 ため池	170,513	131,645	77.2%	1,252 箇所	133,038	90,165	67.8%	1,147 箇所	100,913	66,870	66.3%	1,103 箇所	83,029	60,162	72.5%
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	1,702 箇所	81,642	40,342	49.4%	78 箇所	60,905	34,277	56.3%	161 箇所	90,683	68,591	75.6%
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	1,702 箇所	126,944	38,693	30.5%	5,844 箇所	239,525	78,112	32.6%	8,777 箇所	190,612	101,183	53.1%
16号 飲料水施設・電線施設等	221,622	126,320	57.0%	444 箇所	89,822	55,599	61.9%	405 箇所	142,958	72,142	50.5%	517 箇所	121,728	93,437	76.8%
17号 備蓄倉庫	17,763	8,028	45.2%	437 箇所	10,338	5,292	51.2%	296 箇所	4,081	838	20.5%	650 箇所	7,053	3,870	54.9%
18号 応急救護設備	3,595	659	18.3%	610 組	1,133	687	60.6%	515 組	314	262	83.4%	304 組	891	161	18.0%
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	6,960 ha	1,725,532	916,981	53.1%	7,839 ha	846,197	563,811	66.6%	12,156 ha	501,836	340,080	67.8%
	18,503,368	14,117,470	76.3%		14,157,285	10,018,773	70.8%		12,197,074	8,359,916	68.5%		11,080,391	8,341,276	75.3%

(全都道府県・平成27年度末現在、単位：百万円)

(注1) 第4次五箇年計画(平成23～27年度)の内容は、平成27年度末現在のものである。ただし、佐賀県については、平成26年度末現在である。

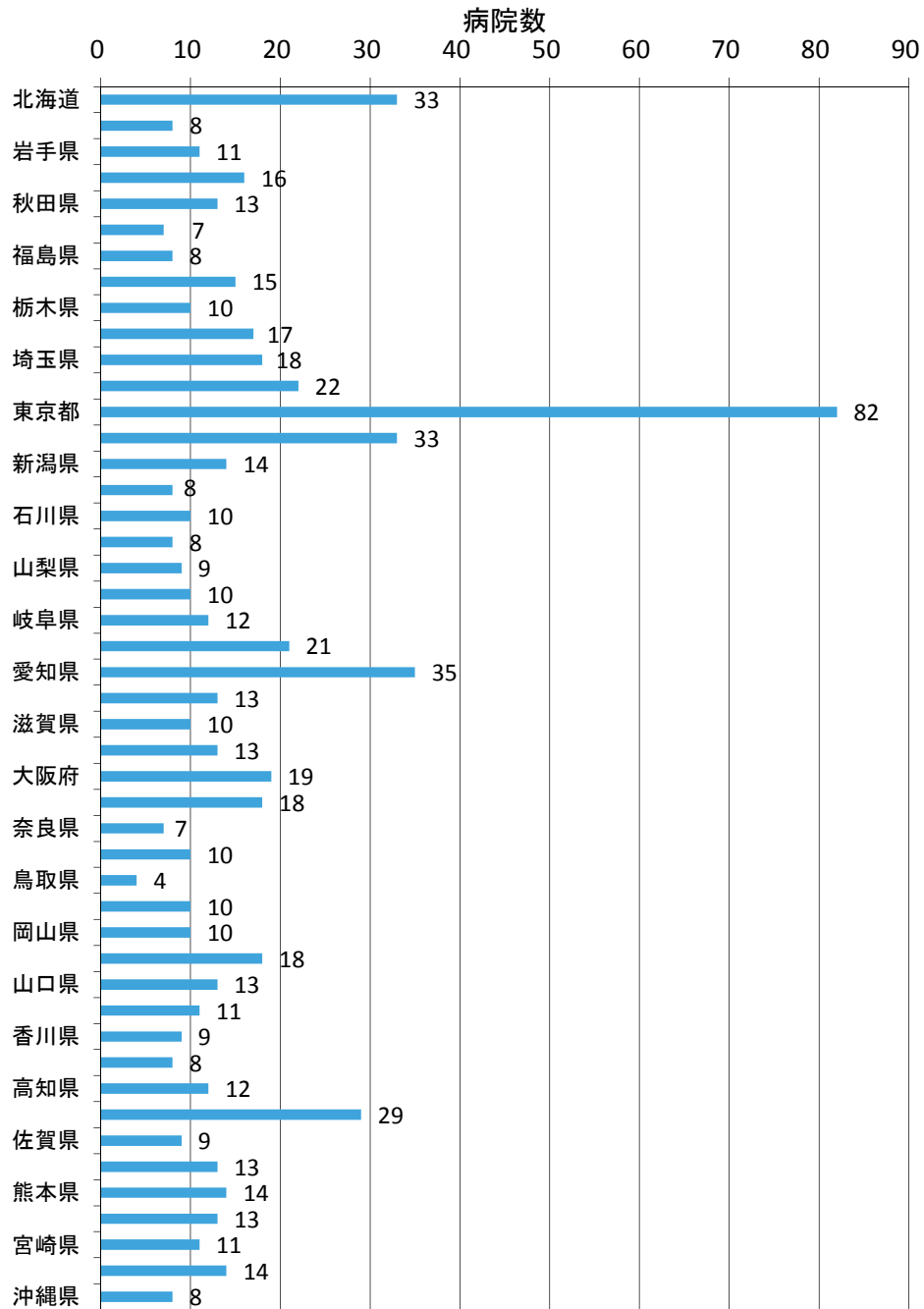
(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体の事業費を計上している。

(注3) 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。

出典：内閣府資料

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

附属資料 39 都道府県別災害拠点病院数



出典：広域災害救急医療情報システムホームページをもとに内閣府作成

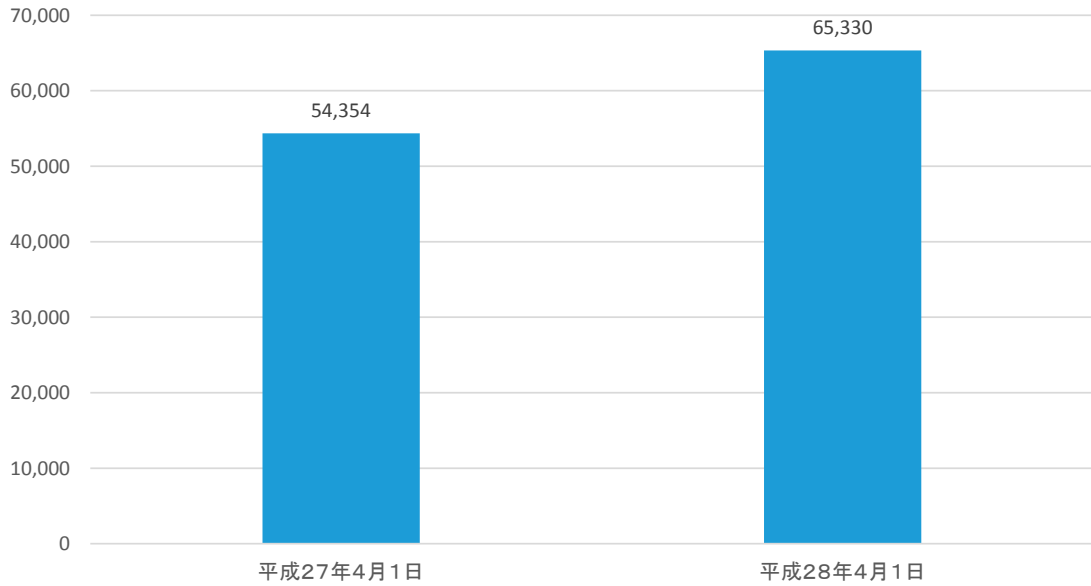
附属資料40 日赤病院・救命救命センター・DMAT指定医療機関数

都道府県	赤十字病院	救命救命センター	DMAT指定機関	都道府県	赤十字病院	救命救命センター	DMAT指定機関
北海道	10	11	34	滋賀県	3	4	10
青森県	1	2	10	京都府	3	6	14
岩手県	1	3	11	大阪府	2	14	19
宮城県	2	6	16	兵庫県	4	10	20
秋田県	2	1	14	奈良県	0	3	9
山形県	0	3	8	和歌山県	1	3	11
福島県	1	4	9	鳥取県	1	2	4
茨城県	2	6	20	島根県	2	3	11
栃木県	3	5	11	岡山県	2	5	10
群馬県	2	4	18	広島県	3	5	18
埼玉県	3	9	19	山口県	2	5	18
千葉県	1	11	24	徳島県	1	3	15
東京都	4	23	80	香川県	1	2	9
神奈川県	6	16	33	愛媛県	1	3	8
新潟県	1	6	14	高知県	1	3	18
富山県	1	2	8	福岡県	3	9	29
石川県	1	2	12	佐賀県	1	5	9
福井県	1	2	10	長崎県	2	3	15
山梨県	1	1	12	熊本県	2	3	15
長野県	6	7	11	大分県	1	4	21
岐阜県	2	6	13	宮崎県	0	3	13
静岡県	5	9	21	鹿児島県	1	2	15
愛知県	2	22	35	沖縄県	1	3	16
三重県	1	4	13	合計	97	268	783

出典：赤十字病院は、日本赤十字社ホームページを参考に内閣府作成
救命救命センター・DMAT指定機関は、広域災害救命医療情報システムホームページをもとに内閣府作成

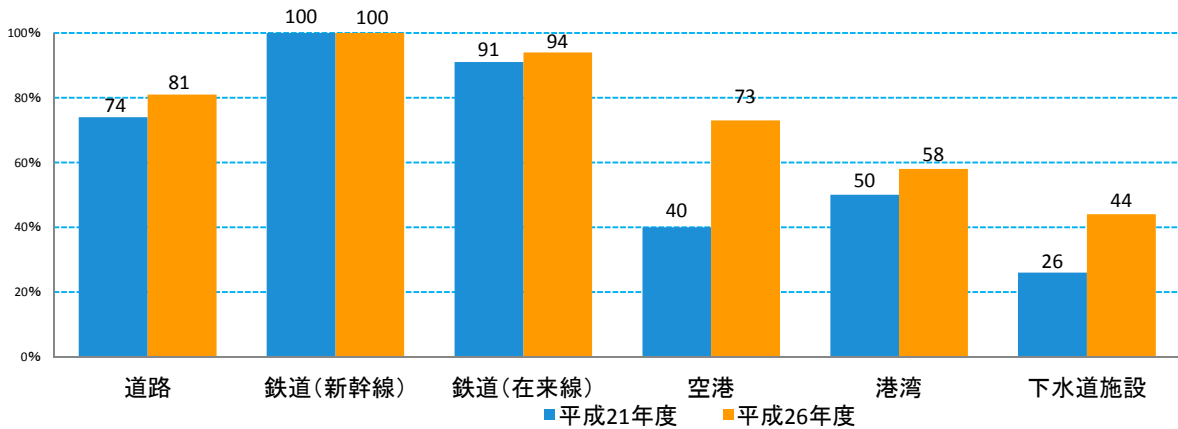
附属資料 41 指定避難所の指定状況

指定避難所数



出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料 42 公共インフラ等の耐震化の状況



(注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動をするために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）の橋梁の耐震化率（平成25年度末時点）

鉄道（新幹線）：高架橋等

鉄道（在来線）：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の高架橋等（左：平成24年度末時点、右：平成25年度末時点）

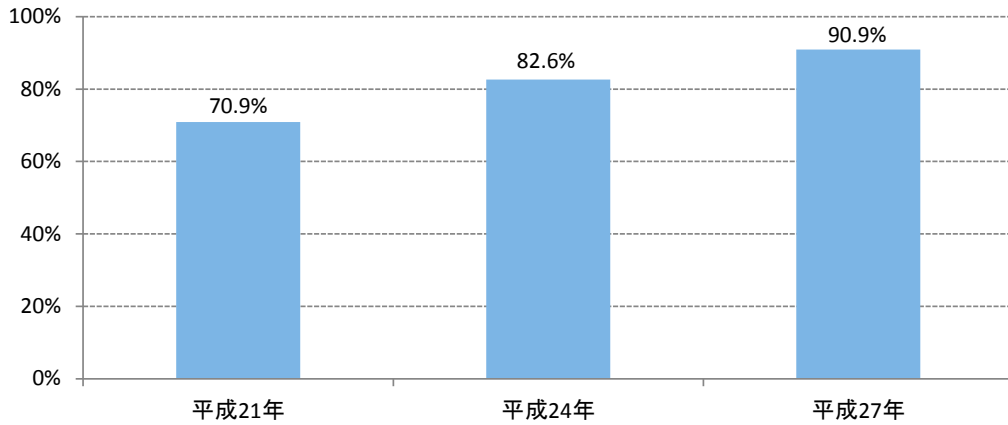
空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合

港湾：耐震強化岸壁（緊急物資輸送を目的とする耐震強化岸壁の計画に対する整備済みの割合（重要港湾以上））

下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きょ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きょ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きょ等）（左：平成22年度末時点、右：平成24年度末時点）

出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料43 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



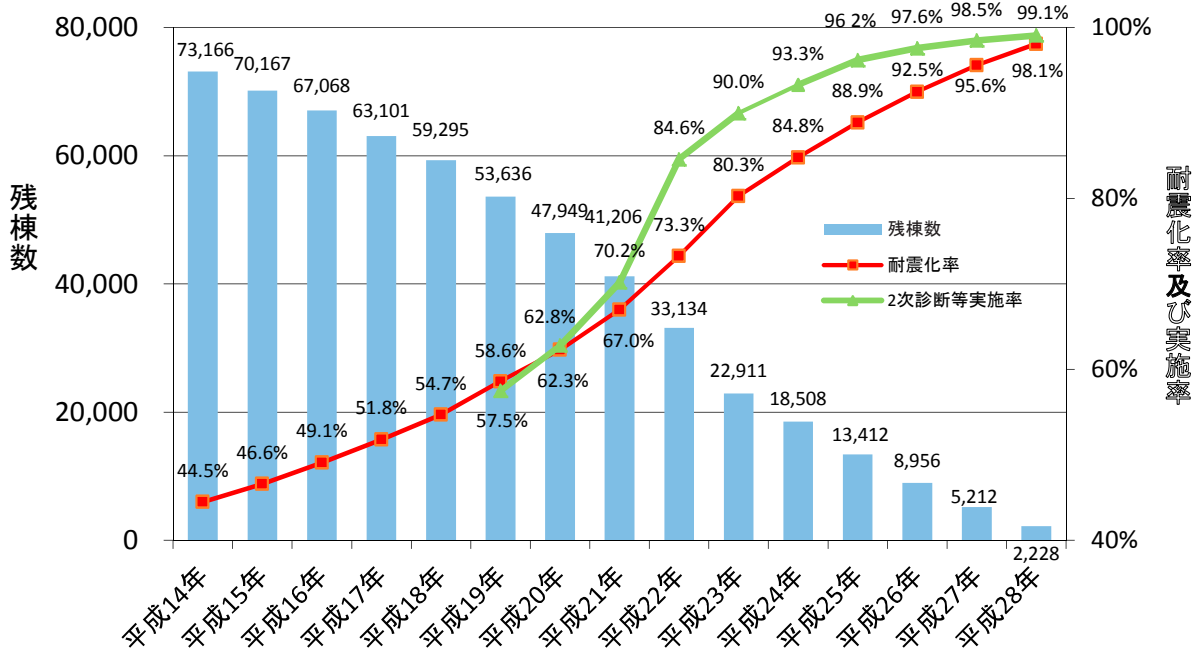
※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等(公共用及び公用の建物:非木造のうち、2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点(防災拠点)となる施設

<防災拠点となる公共施設等の分類基準>

- ① 社会福祉施設……………全ての施設
- ② 文教施設(校舎、体育館)……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設
- ③ 庁舎……………災害応急対策の実施拠点となる施設
- ④ 県民会館・公民館等……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設
- ⑤ 体育館……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設
- ⑥ 診療施設……………地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
- ⑦ 警察本部、警察署等……………全ての施設
- ⑧ 消防本部、消防署等……………全ての施設
- ⑨ 公営住宅等……………無
- ⑩ 職員公舎……………無
- ⑪ その他……………指定緊急避難場所又は指定避難所等に指定している施設

出典：消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」をもとに内閣府作成

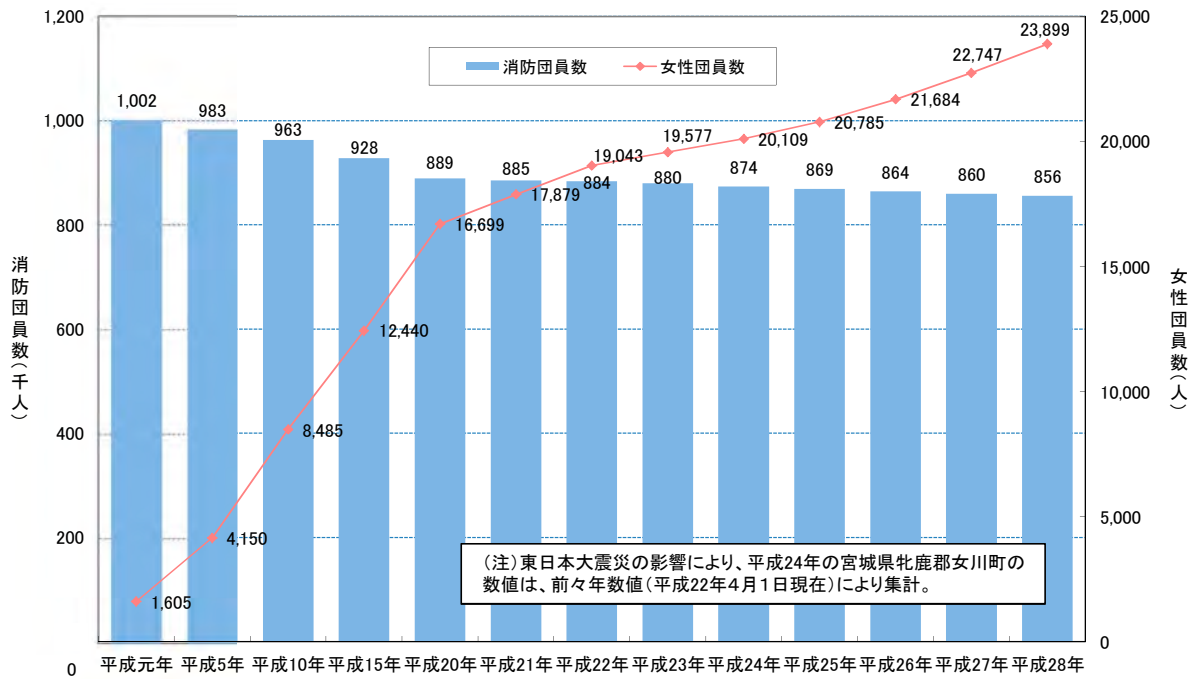
附属資料44 公立小中学校施設の耐震化の状況



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」(平成28年4月)

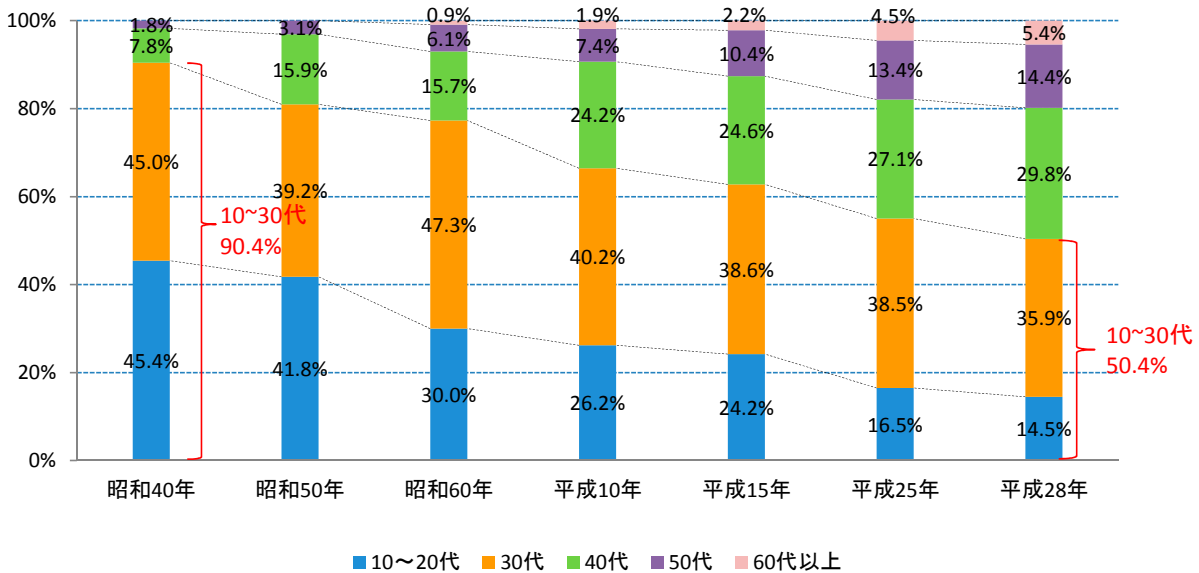
7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料 45 消防団員数の推移



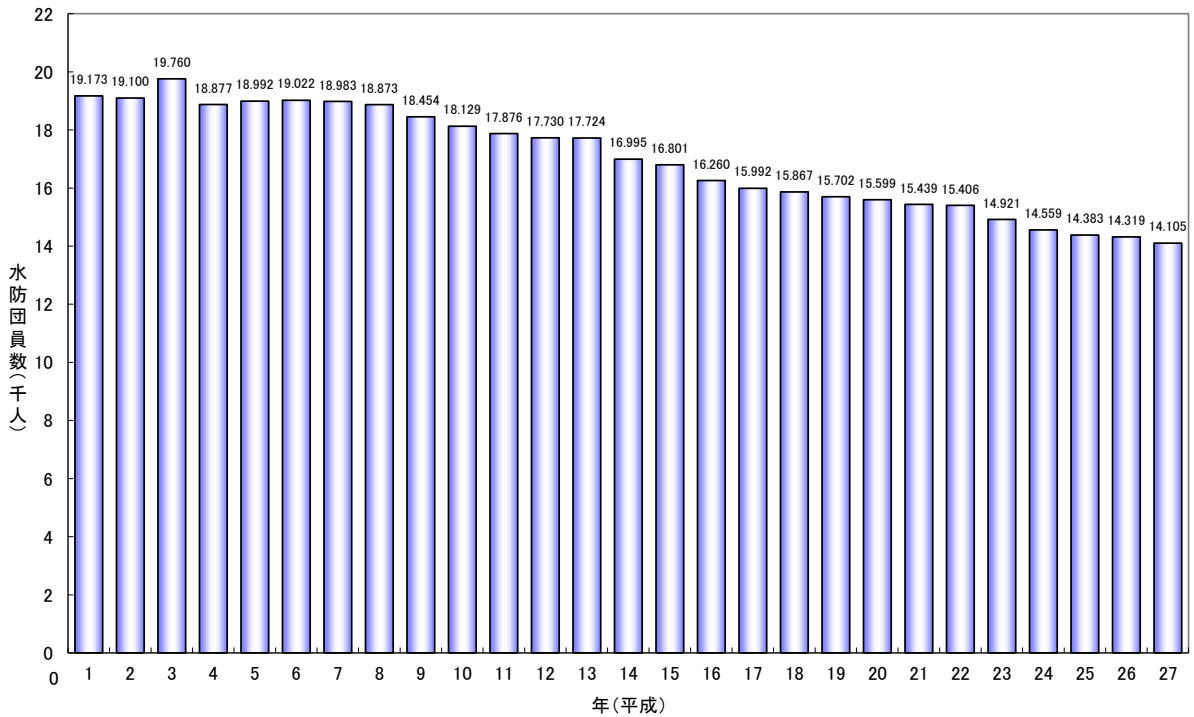
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料 46 消防団員の年齢構成比率の推移



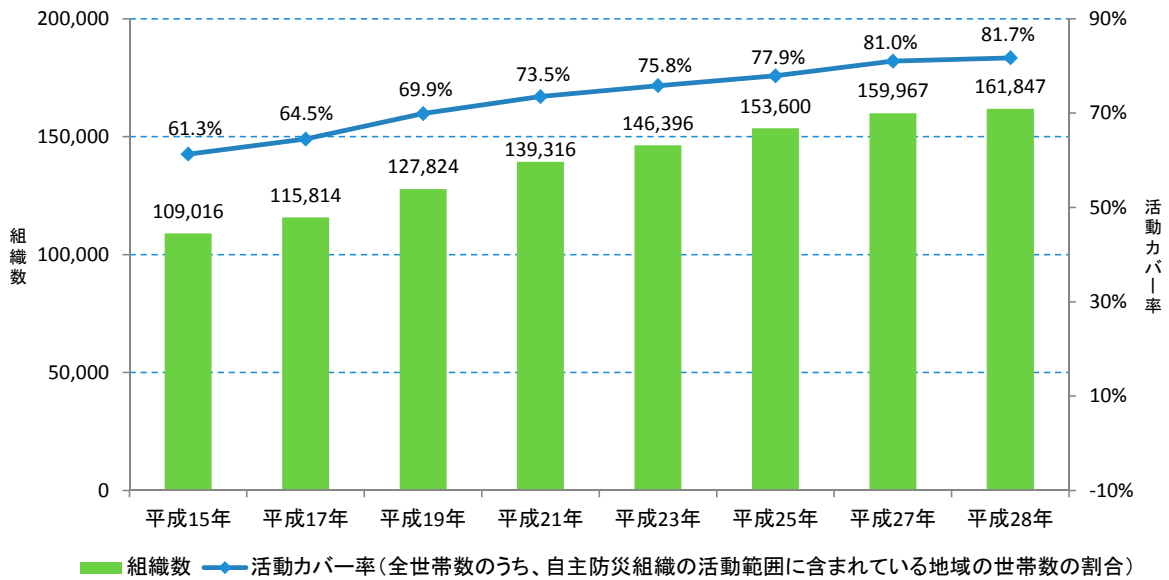
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料47 水防団員の推移



※専任水防団数
出典:国土交通省資料

附属資料48 自主防災組織の推移



出典:消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料49 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合（都道府県別・平成28年）

	都道府県防災会議			市町村防災会議		
	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)
北海道	66	5	7.6	3879	146	3.8
青森県	44	9	20.5	662	24	3.6
岩手県	73	11	15.1	1035	72	7.0
宮城県	53	5	9.4	936	63	6.7
秋田県	60	7	11.7	707	82	11.6
山形県	59	10	16.9	955	57	6.0
福島県	51	6	11.8	1095	50	4.6
茨城県	51	6	11.8	1282	76	5.9
栃木県	52	8	15.4	689	62	9.0
群馬県	47	5	10.6	816	59	7.2
埼玉県	69	7	10.1	2148	212	9.9
千葉県	61	8	13.1	1505	152	10.1
東京都	66	2	3.0	2283	267	11.7
神奈川県	55	8	14.5	1018	99	9.7
新潟県	72	18	25.0	866	52	6.0
富山県	65	9	13.8	519	24	4.6
石川県	70	7	10.0	422	25	5.9
福井県	56	2	3.6	453	38	8.4
山梨県	61	4	6.6	617	54	8.8
長野県	64	6	9.4	2024	144	7.1
岐阜県	61	11	18.0	969	74	7.6
静岡県	55	4	7.3	1002	79	7.9
愛知県	75	2	2.7	1502	140	9.3
三重県	55	6	10.9	892	80	9.0
滋賀県	56	9	16.1	550	54	9.8
京都府	65	10	15.4	729	60	8.2
大阪府	59	6	10.2	1433	158	11.0
兵庫県	55	6	10.9	1307	122	9.3
奈良県	59	7	11.9	881	84	9.5
和歌山県	51	2	3.9	597	42	7.0
鳥取県	67	29	43.3	369	55	14.9
島根県	71	25	35.2	617	44	7.1
岡山県	56	7	12.5	499	76	15.2
広島県	58	2	3.4	798	59	7.4
山口県	56	7	12.5	583	63	10.8
徳島県	79	39	49.4	560	35	6.3
香川県	59	8	13.6	395	37	9.4
愛媛県	61	5	8.2	478	32	6.7
高知県	57	6	10.5	731	65	8.9
福岡県	58	3	5.2	1308	187	14.3
佐賀県	68	22	32.4	460	46	10.0
長崎県	66	7	10.6	654	39	6.0
熊本県	56	6	10.7	1721	113	6.6
大分県	50	5	10.0	553	40	7.2
宮崎県	53	4	7.5	760	42	5.5
鹿児島県	60	5	8.3	1051	53	5.0
沖縄県	54	7	13.0	679	55	8.1
計	2,815	393	14.0	45,989	3,692	8.0

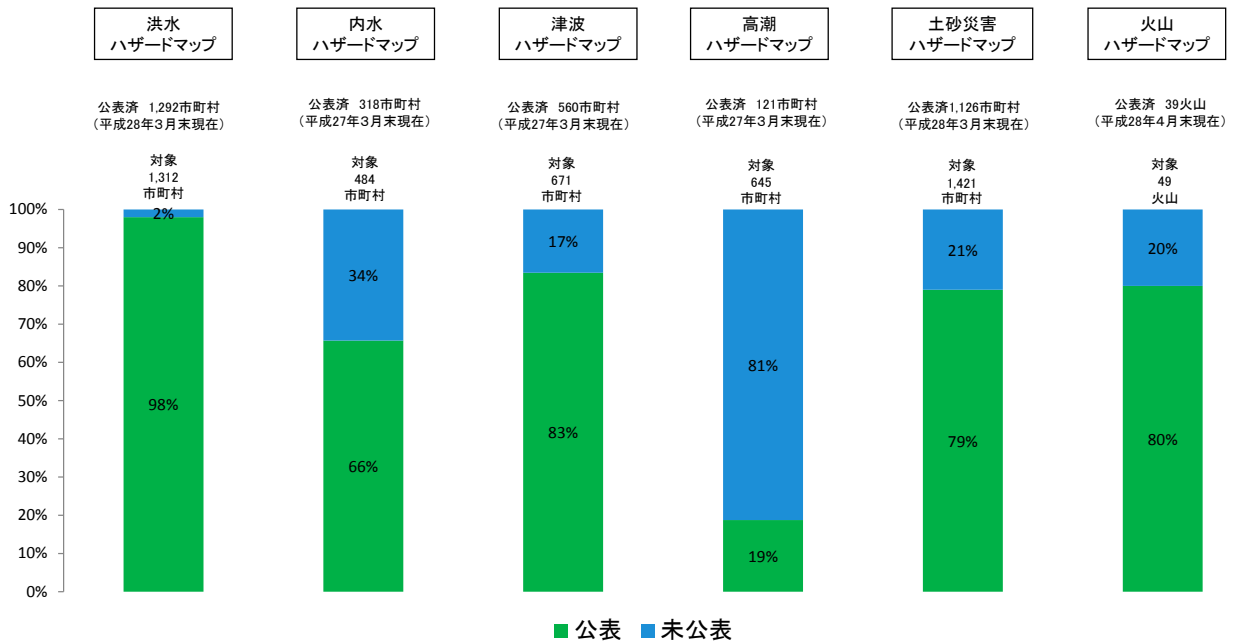
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成28年度)より作成。

2. 原則として4月1日現在。

出典：内閣府資料

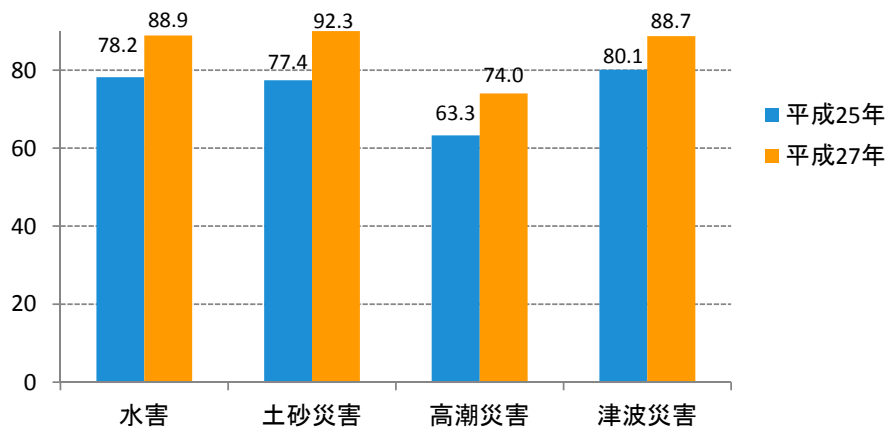
8. 各種施策の状況

附属資料50 ハザードマップ



出典：国土交通省の資料をもとに（火山ハザードマップを除く）内閣府作成

附属資料51 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



※市町村によって想定される災害が異なるため、策定率については、災害種別により母数が異なる。
出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」をもとに内閣府作成

附属資料52 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段

年	防災行政無線		農協・漁協等の通信施設(有線を含む)	広報車による巡回	サイレン	半鐘	報道機関	自主防災組織を通じて	その他
	戸別受信方式	同報受信方式							
平成15年	1,748 54%	2,126 66%	591 18%	2,942 92%	2,537 79%	698 22%	675 21%	1,065 33%	1,106 34%
平成16年	1,731 55%	2,095 67%	559 18%	2,864 92%	2,463 79%	659 21%	663 21%	1,064 34%	1,106 35%
平成17年	1,365 56%	1,670 69%	449 19%	2,254 93%	1,927 80%	525 22%	642 27%	942 39%	925 38%
平成18年	1,118 61%	1,349 73%	362 20%	1,739 94%	1,487 81%	414 22%	666 36%	887 48%	781 42%
平成19年	1,125 62%	1,350 74%	343 19%	1,722 94%	1,462 80%	383 21%	718 39%	939 51%	800 44%
平成20年	1,117 62%	1,348 74%	323 18%	1,713 95%	1,455 80%	358 20%	750 41%	987 55%	829 46%
平成21年	1,118 62%	1,361 76%	311 17%	1,702 95%	1,440 80%	345 19%	782 43%	1,015 56%	830 46%
平成22年	1,096 63%	1,333 76%	289 17%	1,647 94%	1,383 79%	324 19%	811 46%	1,033 59%	830 47%
平成23年	1,006 62%	1,240 77%	248 15%	1,530 95%	1,271 79%	270 17%	787 49%	1,002 62%	806 50%
平成24年	1,086 62%	1,340 77%	245 14%	1,644 94%	1,357 78%	285 16%	848 49%	1,129 65%	955 55%
平成25年	1,097 63%	1,377 79%	219 13%	1,648 95%	1,347 77%	276 16%	878 50%	1,154 66%	998 57%
平成26年	1,112 64%	1,398 80%	206 12%	1,651 95%	1,334 77%	256 15%	925 50%	1,169 67%	1,049 60%
平成27年	1,128 65%	1,412 81%	192 11%	1,659 95%	1,317 76%	238 14%	975 56%	1,193 69%	1,093 63%
平成28年	1,145 66%	1,426 82%	178 10%	1,654 95%	1,282 74%	219 13%	993 57%	1,204 69%	1,078 62%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料53

都道府県間の応援協定に基づく応援回数と民間機関等との応援協定の状況

年	都道府県間の相互応援協定に基づく応援回数		民間機関等との応援協定の状況													
			放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
			回数 合計	団体 数	締結先 団体数 合計	団体数	締結先 団体数 合計	団体数	締結先 団体数 合計	団体数	締結先 団体数 合計	団体数	締結先 団体数 合計	団体数	締結先 団体数 合計	団体数
平成15年	23	6	288	47	347	31	191	37	148	39	400	37	711	34	124	19
平成16年	4	2	288	47	359	33	218	39	165	41	474	39	828	36	134	23
平成17年	13	8	304	47	362	32	221	43	178	42	504	40	873	40	182	31
平成18年	5	2	301	46	370	33	241	44	201	40	587	43	992	42	212	37
平成19年	0	0	304	46	337	34	272	43	211	41	778	43	1,196	44	317	36
平成20年	12	1	306	46	400	36	316	45	239	43	818	45	1,294	46	461	39
平成21年	5	1	314	46	399	36	339	44	247	43	857	45	1,364	46	546	41
平成22年	24	5	329	47	393	36	420	45	254	43	1,590	46	1,431	45	676	42
平成23年	18	4	318	44	373	33	472	43	235	41	1,568	43	1,357	44	676	39
平成24年	25	6	334	47	395	36	495	46	291	44	1,825	46	1,461	47	931	46
平成25年	29	8	360	47	419	38	575	47	317	46	1,913	47	1,558	47	1,178	46
平成26年	28	6	351	47	445	40	703	47	374	46	2,360	47	1,672	47	1,299	46
平成27年	24	6	343	47	454	39	893	47	382	46	2,397	47	1,694	47	1,515	46
平成28年	19	5	352	47	461	40	970	47	438	46	2,626	47	1,795	47	1,751	47

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料54 市区町村の応援協定の状況

年	市区町村数	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数
平成15年	3,213	1,459	2,363 74%
平成16年	3,123	1,527	2,306 74%
平成17年	2,418	1,502	1,771 73%
平成18年	1,843	1,408	1,457 79%
平成19年	1,827	1,512	1,471 81%
平成20年	1,811	1,625	1,656 91%
平成21年	1,800	1,725	1,646 91%
平成22年	1,750	1,778	1,571 90%
平成23年	1,619	1,738	1,476 91%
平成24年	1,742	2,254	1,645 94%
平成25年	1,742	2,920	1,650 95%
平成26年	1,742	3,419	1,697 97%
平成27年	1,741	3,642	1,705 98%
平成28年	1,741	4,013	1,699 98%

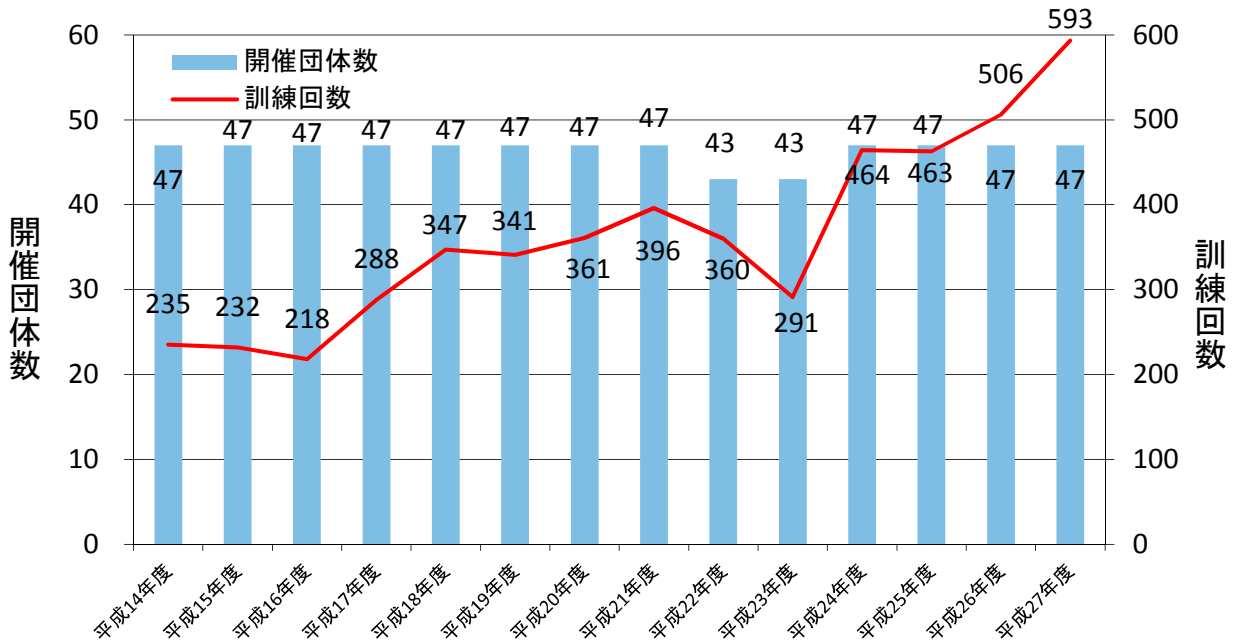
出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料55 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況

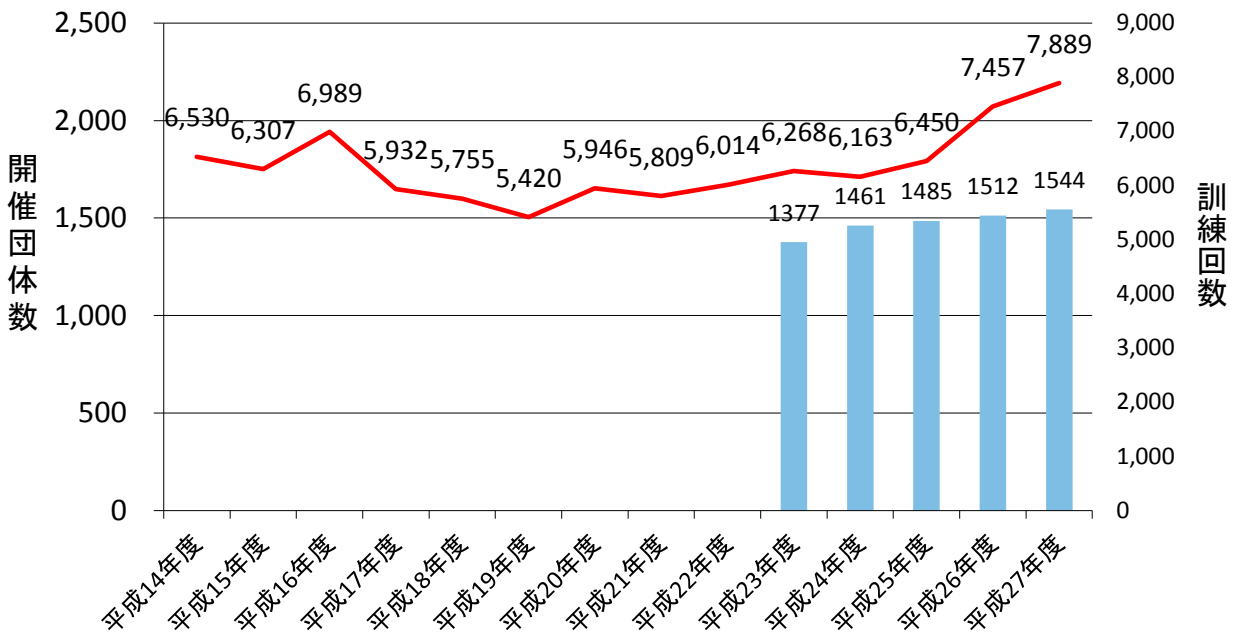
年	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数
平成15年	150	10	22	2	726	4	253	2	392	21	562	7	334	6
平成16年	171	20	20	2	713	4	260	2	445	18	589	5	361	5
平成17年	191	50	27	2	647	6	271	15	445	39	583	17	376	9
平成18年	225	38	18	2	574	10	267	3	451	24	619	8	401	2
平成19年	275	35	24		596	7	292	2	662	23	794	6	484	9
平成20年	315	62	33		619	2	319	5	813	35	936	17	510	5
平成21年	362	48	33		658	3	355	2	979	35	1,060	33	559	11
平成22年	378	35	35		683	6	376	3	1,052	42	1,125	22	580	8
平成23年	376	107	36	2	645	17	386	109	1,066	548	1,118	226	579	57
平成24年	437	59	41	3	719	19	462	48	1,242	167	1,309	123	684	54
平成25年	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6
平成26年	554	59	66		827	2	602	3	1,360	131	1,466	40	800	17
平成27年	609	50	83	1	869	34	719	3	1,408	62	1,500	31	809	15
平成28年	636	48	101	1	921	43	811	6	1,451	41	1,526	44	810	25

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

都道府県の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

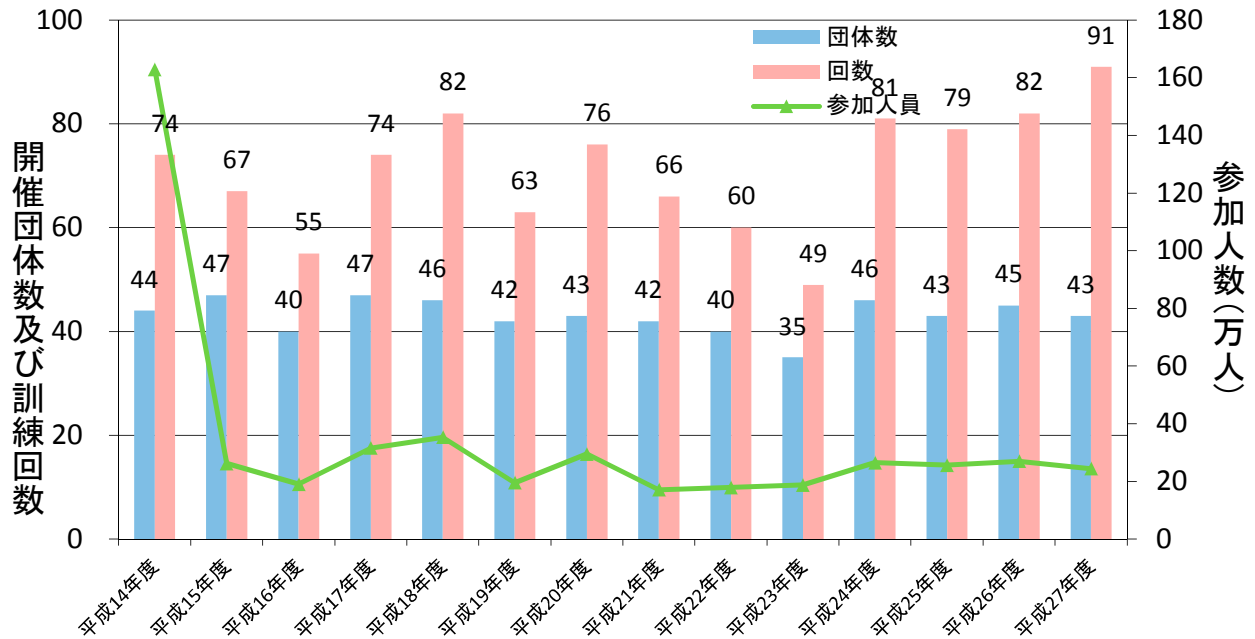


市町村の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

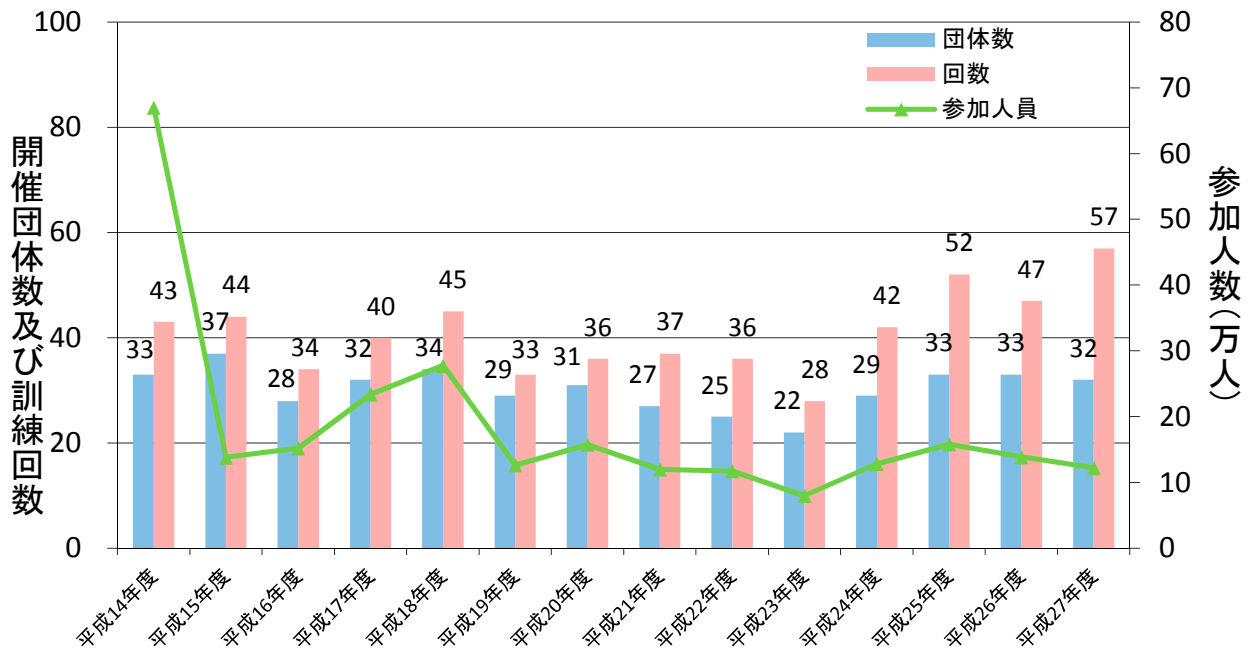


出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

都道府県の震災訓練実施団体数、回数及び参加人員の推移（総合訓練）



都道府県の震災訓練実施団体数、回数及び参加人員の推移（広域支援を含んだもの）



出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料 58 津波対策の実施状況

(単位：延長距離 = km)

年	団体数	海岸線		津波浸水 予想地域 の指定有	地域防災 計画への 記載有	避難路		避難地		津波防波堤	
		有	無			路線数	団体数	設置数	団体数	延長距離	団体数
平成15年	3,213	1,014	2,199	401	812	1,700	108	5,355	311	1,631	204
平成16年	3,123	984	2,139	420	799	1,817	104	5,609	306	1,535	204
平成17年	2,418	806	1,612	374	465	2,099	111	6,442	316	1,472	180
平成18年	1,843	666	1,177	367	299	3,066	107	6,830	286	1,233	149
平成19年	1,827	667	1,160	374	384	2,297	108	7,307	292	1,231	143
平成20年	1,811	659	1,152	417	393	2,593	118	7,647	297	1,105	133
平成21年	1,800	655	1,145	424	353	2,674	118	7,919	307	1,042	125
平成22年	1,750	648	1,102	439	385	2,757	118	8,396	304	1,025	123
平成23年	1,619	609	1,010	425	357	2,448	106	7,448	276	787	93
平成24年	1,742	646	1,096	492	379	4,058	130	12,110	323	886	107
平成25年	1,742	646	1,096	539	383	5,054	139	16,238	361	905	104
平成26年	1,742	646	1,096	576	403	5,591	155	19,405	380	848	96
平成27年	1,741	646	1,095	603	431	6,176	166	22,589	410	841	97
平成28年	1,741	646	1,095	612	444	6,086	174	23,263	418	913	93

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料59 各府省庁における国際協力に関する事業一覧

省庁名	事業名称	相手国 / 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成28年度予算額 (百万円)	担当部署名
内閣府	内閣府と米国FEMA間との連携	米国	平成26年12月に締結された内閣府とFEMA間の協力覚書に基づき、平成28年9月にFEMAワシントン本部において、年次会合が開催された。また、その場でFEMA - 内閣府協力覚書付属書2016 - 17年度作業計画への署名を行った。	-	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・連携担当) 付
	内閣府と韓国国民安全処との連携	韓国	平成28年12月、内閣府と韓国国民安全処との間で、これまでに防災分野における実務交流を進めてきたことを踏まえ、「災害管理分野における協力に関する業務取決め」の締結を行った。	-	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・連携担当) 付
	日中韓三国防災机上演習	中国、韓国	平成23年3月に東京で開催された「第4回日中韓サミット」の首脳宣言での合意事項に基づき、平成28年6月、第4回日中韓防災机上演習を韓国で開催し、日中韓三国の関係機関が参加した。	-	内閣府 (防災担当) 参事官 (普及啓発・連携担当) 付
	日米緊急事態管理ワーキンググループ	米国	「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された「緊急事態管理ワーキンググループ」に基づき、定期的に情報共有や意見交換、訓練等への相互招待を行い、原子力防災体制に係る連携を深めた。	-	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)
	内閣府と仏国内務省との原子力防災に係る協力	仏国	平成27年5月に締結した原子力防災に係る協力に関する覚書に基づき、同国の関係機関との意見交換や訓練の相互招待を行った。	-	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)
	国際原子力緊急時対応演習 (INEX: International Nuclear Emergency Exercise)	経済協力開発機構 / 原子力機関 (OECD/NEA)	原子力事故・災害対策に関する対応について実務的な面での向上を目指しOECD/NEAが実施している原子力緊急事態に対応するための演習 (INEX) に参画し、我が国における訓練を平成28年11月に実施した。	-	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)
	原子力防災訓練視察の対応	経済協力開発機構 / 原子力機関 (OECD/NEA)、国際原子力機関 (IAEA)、米国、仏国、カナダ、韓国	各国の原子力防災に係る情報共有と知見交換を目的とし、平成28年11月に泊発電所で行われた原子力総合防災訓練に、IAEAやOECD/NEA等の国際機関や米国、仏国、カナダ、韓国等の関係者による訓練視察を実施し、併せて意見交換を行った。	-	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 原子力規制庁長官官 房総務課国際室
事故後の食品安全科学に関する国際ワークショップの開催	経済協力開発機構 / 原子力機関 (OECD/NEA)	平成28年11月に福島県において、OECD/NEA及び内閣府が共催で事故後の食品安全科学に関する国際ワークショップを開催し、福島の実状や生産者の取組のほか、県内における食品の管理状況や消費者の見解等、現場の貴重な経験を世界に発信した。また、世界の科学者から、世界の基準やチェルノブイリ等での対応と比較し、福島の生産者、自治体、国等が科学的見地から合理的に行動していることが改めて確認された。	-	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当)	
総務省	防災ICTシステムの海外展開の推進	ASEAN、中南米等	総務省においては、ASEAN地域等の自然災害多発国に対して、各国のニーズを踏まえ、我が国での多年の経験、ノウハウを元に培った防災ICTシステムの実証実験・民間企業と連携した先方政府への働きかけ等を実施し、我が国の防災ICTシステムの海外展開を推進する。	平成28年度ICT国際競争力強化パッケージ支援事業(772百万円)の内数	総務省情報通信国際戦略局国際協力課
	AHAセンター (ASEAN防災・人道支援調整センター) 支援に係るICTフェーズ3	AHAセンター (ASEAN)	総務省および外務省においては、日ASEAN統合基金 (JAIF) を活用して、ASEAN域内の防災情報ハブであるAHAセンターのICTシステム整備支援を平成23年度から実施中。平成27年度より、ICTフェーズ3として、AHAセンターの緊急時対応能力向上に資するICT整備および人材育成の支援を実施。	-	総務省情報通信国際戦略局国際協力課外務省アジア大洋州局地域政策課
消防庁	国際消防防災フォーラム	主にアジア諸国	主としてアジア圏内の国を対象に、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から開催している。	3	消防庁国民保護・防災部参事官付
	日韓消防行政セミナー	韓国	平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的とした日韓消防行政セミナーを両国で相互に開催している。	2	消防庁国民保護・防災部参事官付

省庁名	事業名称	相手国/ 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成28年度予算額 (百万円)	担当部署名	
外務省	国際緊急援助物資供与		外務省においては、平成28年5月に発生したスリランカにおける豪雨被害や平成28年10月に発生したハイチにおけるハリケーン被害等に対して、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った（10回）。	219.2	外務省国際協力局 緊急・人道支援課	
	緊急無償資金協力		外務省においては、平成28年10月に発生したハイチにおけるハリケーン被害を始め、地震、干ばつ等に対する緊急人道支援、災害復旧及びその被害軽減のための緊急無償資金協力を行った。	11,612	外務省国際協力局 緊急・人道支援課	
	日本の国際協力NGOとの連携を通じた防災協力・災害復旧支援	被災国	(1) 日本NGO連携無償資金協力を通じた開発途上国における防災協力、ジャパン・プラットフォーム（JPF）（注1）を通じた緊急人道支援・災害復旧支援、(2) アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）（注2）を通じたアジア太平洋地域における国際防災ネットワークの構築・緊急人道支援を行っている。 （注1）国内外で大規模な自然災害や紛争が発生した際に、日本のNGO・経済界・政府の三者が協働して緊急人道支援に取り組む枠組。 （注2）我が国NGO主導の下、アジア太平洋地域の大規模自然災害・防災対策に対し、同地域におけるA-PAD加盟国のNGO・経済界・政府の三者が協働して取り組むための国際防災ネットワークの構築を目指す枠組。	(1) 無償資金協力 162,904の内数 (2) 国際機関等への任意拠出金 28,437の内数	外務省国際協力局 民間援助連携室	
	「世界津波の日」の制定を受けた国際機関への拠出	UNISDR UNITAR ESCAP	「世界津波の日」の制定を受け、津波被害が多いアジア諸国を中心に、世界各地で、国際機関と連携し、津波への意識向上のための啓発活動（シンポジウム、セミナーの開催等）や津波防災に係る本邦研修を実施した。	393	外務省国際協力局 地球規模課題総括課	
IAEA 緊急時対応能力研修センター（CBC）の運営	IAEA 加盟国 (IAEA)	2012年12月に、外務省とIAEAの間で署名された、「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め」に基づき、2013年5月に、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（CBC）」を指定。IAEA職員が常駐。同センターでは、放射線に関する緊急事態への対応に必要な資材が保管され、緊急事態時に活用される他、年に数回、海外や国内自治体関係者への研修が行われている。		外務省 軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室		
文部科学省	アジア・太平洋地域の国々で災害関連情報を共有する「センチネルアジア」プロジェクトの推進	アジア・太平洋地域の27カ国/地域・15国際機関	アジア・太平洋地域の災害管理に資するため、我が国が主導して実施する、衛星を活用した災害関連情報を共有する活動。27カ国・地域の89機関及び15国際機関が参加（平成29年2月現在）。		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金の内数	文部科学省研究開発局 宇宙開発利用課宇宙利用推進室
	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）	ODA対象国のうち135カ国	文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）は、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPSを実施し、研究分野の一つとして防災分野に対する協力を行う。		(外務省) JICA運営費交付金の内数(文部科学省) JST運営費交付金の内数	文部科学省 科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官（国際）付
農林水産省	海外農業農村地球環境問題等調査事業（農村防災計画検討調査）	アジア各国を中心に広く対象	開発途上国の農村地域において、防災に対する住民意識の醸成を図るための啓蒙普及、地方政府による指導や支援の下で住民参加による自然災害被害の防止・軽減を図るための体制整備や農村防災計画を作成する手法の検討を平成25年度から平成28年度にかけて行うもの。	26	農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室海外技術班	
国土交通省	日ASEAN港湾技術者会合（港湾防災ガイドラインの策定）	ASEAN各国	東日本大震災の教訓をASEAN各国と共有し、ASEAN各国が港湾防災に係る取組みを実施する際に参照可能な「港湾防災ガイドライン」の2014年度より策定3カ年計画で実施。2017年2月にカンボジア・プノンペンで開催した港湾技術者会合において、ガイドラインが大筋合意され、2017年秋頃開催予定の日ASEAN交通大臣会合において、同ガイドラインを承認予定。	15百万円	国土交通省港湾局 産業港湾課国際企画室	
	チリ共和国との合同津波避難訓練	チリ共和国	津波災害への迅速な対応を可能とするため、平成28年11月4日チリ国家緊急対策室（ONEMI）等と合同で、細島港（宮崎県日向市）及びチリ共和国（バルパライソ市）において合同津波避難訓練等を実施。	-	国土交通省港湾局 海岸・防災課災害対策室	
	「世界津波の日」の普及啓発（濱口梧陵国際賞）	関係各国	「世界津波の日」の制定を契機に、津波防災をはじめとする沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた方を対象とした濱口梧陵国際賞（国土交通大臣賞）を創設。平成28年10月31日に開催された同賞の授賞式では、東北大学名誉教授の首藤伸夫氏、前アメリカ海洋大気庁太平洋環境研究所長のエディー・バーナード氏及びチリ共和国内務省国家緊急対策室の2名1団体が受賞。	-	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所	
	防災協働対話	ベトナム、タイ、ミャンマー、インドネシア、トルコ、南アフリカ	平成25年より、アジアを中心とする新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、我が国の防災技術の海外展開を図ることを目的として、産官学が一体となった継続的な協力体制の構築を国別に展開。	30百万円	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課	
国土交通省とEU防災総局との協力	EU防災総局	平成25年3月の国土交通省とEU防災総局間の書簡の交換に基づき、双方の防災体制の充実を目的として、専門家・実務者の相互派遣による防災の知識・経験に係る情報交換を毎年実施。	-	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課		
インドとの二国間会議を通じた防災技術に関する意見交換	インド 道路交通省	平成26年9月に締結した協力枠組に基づき、インドにて第3回日印道路交流会議を開催し、インド北東州を始めとする山岳道路の整備のため、斜面防災技術について、日本の基準・技術を参考に、インドに適した基準作りの支援を行うことを確認。平成29年度は東京にて第4回会議を実施予定。	-	国土交通省道路局 企画課国際室		
水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）	ユネスコ等	水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）は、ユネスコのカテゴリー2センターとして世界の水災害による被害軽減に向けて、研究・研修・情報ネットワーク活動積極的に実施した。具体的には統合洪水解析システムや降雨流出予測モデル等の開発と現地実践、リスクマネジメント等の研究開発、防災学修士コース及び博士コースの運営等のほか、ユネスコアジア開発銀行等の資金を活用した技術協力・国際支援等を実施した。	国立研究開発法人土木研究所運営費交付金8,665百万円の内数	国立研究開発法人土木研究所		
天然資源の開発利用に関する日米会議（UJNR）地震調査専門部会	米国	地震被害の軽減等に関する科学的な知見を米国と共有・協働していくため、日米の地震調査関係機関が集まり、地震調査・観測に関する最新の研究成果や将来の計画に関する情報交換及び協議を平成28年11月に米国で実施（日米交互2年おきに開催）。日本側事務局は国土地理院、米国側事務局はUSGS（米国地質調査所）。地震被害を軽減するため、今後日米で協力して実施すべき研究について取りまとめた決議を採択。	-	国土交通省国土地理院 地理地殻活動研究センター研究管理課		
第6回国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会（UNGIM-AP）総会	アジア太平洋地域加盟国	各国地理空間情報当局が参加する「第6回国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会（UNGIM-AP）総会」を平成29年10月に日本で開催予定。日本は、当該委員会の会長として、また、地理空間情報の防災活用等の専門家立場から出席し、加盟国の能力向上を図る。	-	国土交通省国土地理院 企画部国際課		

省庁名	事業名称	相手国/ 対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他 対応する予算措置 があれば 平成28年度予算額 (百万円)	担当部署名
気象庁	世界気象機関 (WMO) を通じた国際協力	WMO 加盟国等	気象庁は、WMO (世界中の気象等の観測とデータの収集、配布を促進し、また気象や気候の情報を改善させることなどを任務として活動している国際連合の専門機関の一つ) の構成員として、国際会議への専門家の派遣、国際的なセンター業務を担当するなどしている。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) を通じた国際協力	UNESCO 加盟国等	気象庁は、UNESCO政府間海洋学委員会 (IOC) の枠組みの中で、海洋・津波分野の技術的貢献をしている。 ○関係国 (中・韓・日) と協力した北東アジア域の海洋、海上気象データの収集、解析、提供 ○北西太平洋域で発生した地震によって起きた津波情報の各国への提供等	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際民間航空機関 (ICAO) を通じた国際協力	ICAO 加盟国等	気象庁は、ICAOが主催する航空気象に関する会合に参加するとともに、航空気象業務の国際的な統一基準の策定や高度化に向けた検討に参画している。また、ICAOの指定を受けて、東京航空路火山灰情報センター、熱帯低気圧情報センター等の国際的なセンター業務を担当し、世界の航空機の安全運航に貢献している。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際的な研究計画等との連携	関係各国	気象庁では、各国と協力して様々な国際的な研究計画を進めているが、とりわけ地球温暖化問題については、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の活動に対し、昭和63年の設立以来、評価報告書の執筆等に参画している。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
	開発途上国への人材育成支援・技術協力	関係各国	気象庁は、開発途上国の国家気象機関の職員を対象に、気象業務の改善のための集団研修を国際協力機構 (JICA) とともに40年以上にわたり実施している。また、WMOや各国個別の要請に応じて、気象レーダー等による観測、気象の解析・予報に関する分野等で職員を専門家として派遣し、また、各国国家気象機関等から研修生を受け入れている。	-	気象庁総務部企画課 防災企画室
海上保安庁	北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 海洋環境緊急時準備・対応に関する地域活動センター (MERRAC) 事業への参画	韓国、中国、ロシア	海上保安庁は、NOWPAPのうち海洋環境緊急時準備及び対応にかかる拠点であるMERRACの事業に参画し、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国と進めるとともに、関係機関との合同油除訓練や毎年開催される定例会合等を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携を図っている。	-	海上保安庁警備救難部環境防災課
原子力規制庁	国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (緊急対策事業)	国際原子力機関 (IAEA)	各国の原子力施設について、加盟国からIAEAへ通報される事故・トラブル情報の公開・共有を促進するIAEA事業を推進するため、我が国からも拠出している。	41	原子力規制庁長官官房総務課国際室
	日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM) 及び同会合緊急時対応に関する作業部会 (WGEPFR)	中国、韓国	TRMは、日中韓の3か国の規制機関が原子力に係る規制上の課題や技術向上のための情報交換等を推進し、原子力安全の向上と地域協力の強化を図ることを目的とした会合であり、同会合傘下のWGEPFRでは、各国の緊急時対応に関する情報交換等を行っている。	-	原子力規制庁長官官房総務課国際室
防衛省	多国間共同訓練リムパック	オーストラリア、カナダ、米国等	米海軍が計画し、外国艦艇等の参加を得て行う総合的な訓練であり、人道支援・災害救援訓練等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	ニューカレドニア駐留フランス軍主催人道支援・災害救援多国間共同訓練南十字星	フランス、オーストラリア、トンガ、バヌアツ、英国、米国等	平成26年5月の総理訪仏時の共同プレスリリースに基づき、平成28年11月の本訓練に要員を派遣し、島嶼における災害救援活動について演練した。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	多国間共同訓練コブラ・ゴールド	インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、米国等	従来の米国及びタイの2国間訓練に加えて、近年では地域紛争における平和執行活動、国連平和維持活動及び人道・民生支援活動に焦点を当てた多国間共同訓練として実施されており、医療活動に関する訓練等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	日米豪人道支援・災害救援共同訓練	オーストラリア及び米国	人道支援・災害救援活動に係る米豪空軍との相互運用性の向上を目的とした訓練であり、参加国で航空輸送訓練、物料投下訓練、不整地離着陸訓練、捜索訓練等を実施している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	ミクロネシア連邦等における日米豪人道支援・災害救援共同訓練	オーストラリア及び米国	人道支援・災害救援活動に係る米豪空軍との相互運用性の向上を目的とした訓練であり、参加国で航空輸送訓練、物料梱包訓練及び物料投下訓練を実施している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	ADMMプラス人道支援・災害救援・防衛医学実動演習	ADMMプラス各国	地域の災害救援に係る対応能力の向上を図ることを目的として、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) の枠組みで実施される実動演習であり、医療活動に関する演習等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課
	インドネシア海軍主催多国間共同訓練コモド2016	インドネシア、米国、豪州、中国、ロシア等	本訓練に護衛艦を派遣し、捜索・救難訓練等に参加している。	-	防衛省防衛政策局訓練課

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

国名	協力年度	事業名	協力概要
アジア地域	2013-2016	ASEAN災害管理衛星情報活用能力向上支援プロジェクト	ASEAN各国の、衛星情報を防災に活用する能力を向上させるため、衛星情報の取得、画像解析、洪水流出解析、氾濫解析といった手法の研修を行う。
インドネシア	2013-2017	プランタス・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト	同国のプランタス川及びムシ川流域における、気候変動影響を考慮した水資源管理計画策定のための提言、さらに他流域にも適応可能なガイドラインを作成することにより、インドネシア国が気候変動の影響を考慮した水資源管理を実施することを支援する。
インドネシア	2013-2018	火山噴出物の放出に伴う災害の軽減に関する総合的研究プロジェクト（科学技術協力）	インドネシア国内の6火山（メラピ、スメル、ケルト、ガルングン、グントール、シナブン）を対象に、「火山噴火早期警戒システム」、「統合GIS複合土砂災害シミュレータ」、「浮遊火山灰警戒システム」を統合した「複合土砂災害対策意思決定支援システム」を構築し、同システムが防災関係機関にて活用されることにより、火山噴出物の放出に起因する災害の総合的な軽減を目指すものである。
インドネシア	2014-2018	河川流域機関総合水資源管理能力向上プロジェクトフェーズ2	同国の総合水資源管理分野（河川施設の運用や維持管理、水利用・配分等の調整、水環境保全、治水対策等）において、①フィールドプラクティスを通じた現場確認、②RBOの能力強化のための組織体制・制度等の構築・運用、③信頼性のあるガイドライン、マニュアルなどへのアクセスの向上等を行うことにより、RBOの体制と能力の改善を図り、もって総合水資源管理に関する取組みの継続的な強化を支援する。
タイ	2016-2019	ASEAN災害医療連携強化プロジェクト	タイ国家救急医療機関（NIEM）を実施機関として、ASEAN地域の災害医療の域内連携の実践訓練（ドリル）、連携ツールの開発、研修の実施等を通じて、同地域における災害医療の連携体制の強化およびそれによる災害対応能力強化を目指すものである。なお、本案件は、ASEANにおいて、ASEAN案件として正式承認を受けている。
フィリピン	2014-2017	気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト	気象観測能力の向上、気象データ解析及び予報能力の向上、南ルソン管区における警報基準の設定、気象情報伝達方法・内容の改善、南ルソン管区における気象情報に関する啓発活動の改善を行い、フィリピンの気象観測・予報・警報能力の強化を図る。
フィリピン	2016-2019	洪水予警報の統合データ管理能力強化プロジェクト	フィリピン天文気象庁（PAGASA）の水文気象部（HMD）における洪水予警報体制の整備計画作成能力の強化、気象水文データの品質管理・保管能力の強化、リバーセンター（RC）の組織体制及び器材・施設の整備基準（案）の標準化、カガヤン・デ・オロ/タゴロアン流域での洪水予警報体制の強化、カガヤン・デ・オロ/タゴロアンRCにおける洪水予警報に必要なデータ管理能力の育成を行うことによりPAGASA HMD 及び対象RCにおける洪水予警報に係る統合データ管理・活用能力の強化を図り、もって、PAGASA 全体の洪水予警報に係る統合データ管理・活用能力の向上に寄与するものである。
ベトナム	2011-2016	ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発（科学技術協力）	ベトナムの山岳地域では、脆弱な地盤、熱帯強風化、熱帯モンスーンなどの要因により斜面災害が多発しており、北部・南部をつなぐ基幹道路および山岳地域の住民の安全確保のため斜面災害危険度評価技術の開発と、早期警戒、人材育成を含む地すべり災害軽減対策技術の構築を行う。
ベトナム	2013-2016	災害に強い社会づくりプロジェクト（フェーズ2）	ベトナム中部地域4省において、中央政府における統合洪水管理の連携体制強化及び対象省における統合洪水管理計画策定能力強化、洪水リスク分析能力強化、構造物洪水対策、非構造物洪水対策を行うことにより、中央政府と対象省の統合洪水管理の計画・実施能力の強化を図る。
マレーシア	2011-2016	マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被害低減に関する研究プロジェクト（科学技術協力）	マレーシアにおける災害管理プログラムの実施促進のために、リモートセンシングを用いて地表環境を観測し、地すべりおよび洪水災害に関する総合的なデータベースを含む高度な災害リスク管理システムの試行版作成のための研究を実施する。
ミャンマー	2012-2016	自然災害早期警報システム構築プロジェクト	ミャンマーにおける自然災害の早期警報システムの構築のため、パイロット・プロジェクトサイトにおいて自然災害の早期警報が住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムの改良モデルを確立すると共に、中央・地方政府機関に対する人材育成や避難活動などの住民啓発活動を行う。また、他地域への展開計画を作成する。
ミャンマー	2015-2020	ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト（科学技術協力）	ミャンマー国科学技術省傘下にあるヤンゴン工科大学では、災害脆弱性の変化を随時予測するシナリオ解析システム及びそれを基盤とする災害対応力を強化するための一元的災害対応システムの開発・構築を計画すると共に、これらシステムを政府関係機関や産業界への普及を図るため、産学官連携のコンソーシアムを立ち上げを計画している。これらシステムの研究開発、研究開発に必要な人材育成及びコンソーシアム立ち上げの支援を行い同国における災害対応力強化を図る。
ツバル	2011-2017	沿岸災害対応のための礫養浜パイロットプロジェクト	ツバルでは高潮及び生活排水による海洋汚染が進んでおり、海岸浸食対策が急務となっている。本案件では環礁洲島の形成メカニズムに沿った海岸保全対策である礫養浜事業を提案しており、実証事業を通じ、妥当性の検証と同事業を他地域へ普及させる際の留意点取りまとめを行う。

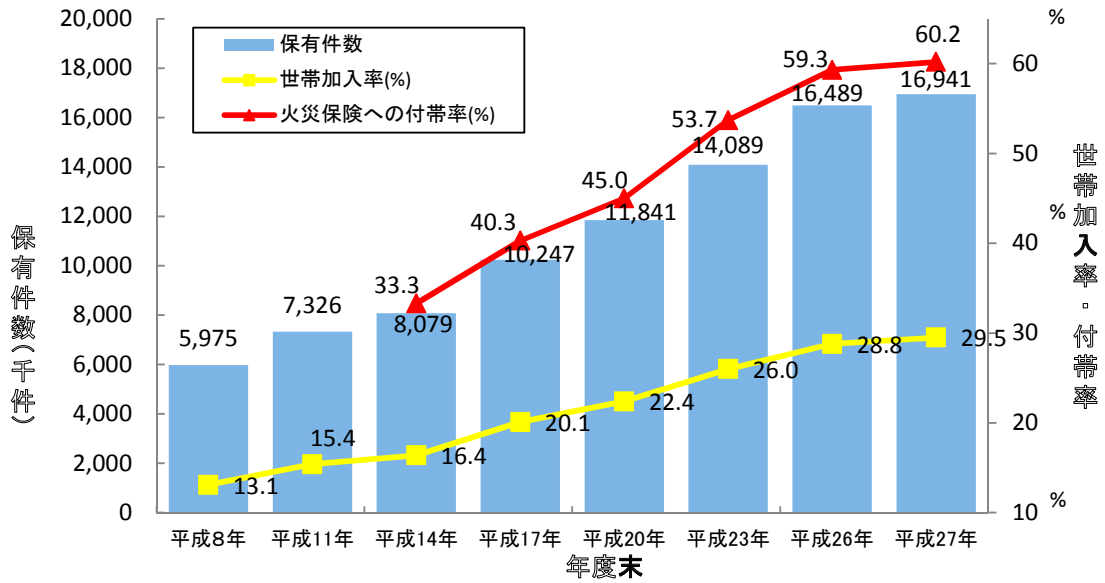
国名	協力年度	事業名	協力概要
フィジー	2014-2016	ナンディ川洪水対策策定プロジェクト	フィジー国第3の都市ナンディは、観光産業の中心地として同国の重要な地域であるが、具体的な治水計画の策定、洪水対策事業が実施されておらず洪水に対して脆弱であり、近年も甚大な被害が生じるなど洪水被害リスクに直面している。このため、ナンディを流れるナンディ川流域の総合的な洪水対策の方針となるマスタープランの策定とそれに基づく優先事業のフィージビリティ調査、プロジェクトを通じたカウンターパートへの技術移転を行う。
フィジー	2014-2018	大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト	フィジー気象局の大洋州各国の人材育成ニーズを把握する能力の向上、人材育成ツール（カリキュラム、テキストを含む）の整備を行い、また、フィジー気象局の観測・予報能力向上を通じて同気象局の指導能力を向上させることにより、フィジー気象局の大洋州各国に対する人材育成機能の向上を図り、将来的にフィジー気象局が自立的に大洋州各国を対象とした人材育成事業を継続することに寄与する。
中華人民共和国	2015-2018	四川省における防災教育推進及び能力向上プロジェクト	約100ヶ所の防災教育モデル校のうち、雅安市の防災モデル校を中心にモデル授業を実施し、教材、カリキュラム、コミュニティを巻き込んだ訓練や活動、政策整備等の研究を行う。これにより、防災教育の継続的な実施のためのモデル構築と、教育局、学校管理者、教師、児童の各レベルにおける防災意識と災害対応能力の向上を図る。
キルギス	2016-2019	道路防災対応能力強化技術協力プロジェクト	キルギス運輸道路省に対し、道路防災に係る①関連部署の役割の整理、②道路防災点検・分析能力の向上、③道路防災データベース管理システムの構築及び運用、④道路防災管理計画策定能力の向上に係る協力を進めていくことにより、運輸道路省の道路防災管理に係る能力の向上を図り、もって、プロジェクト対象の道路維持管理事務所の管轄地域における斜面災害/雪害に対する道路交通安全性を向上させるものである。
モンゴル	2016-2019	モンゴル地震防災能力向上プロジェクト	地震防災に関する予防対策の強化を通じて、モンゴル中央政府の防災機関（国家非常事態庁：NEMA）の強化を図るもの。NEMA自身の防災計画策定能力向上に加えて、NEMAが地方政府の防災計画策定・更新や、他省庁が行う耐震建築、防災教育等の取り組みも推進する。
アルメニア	2014-2017	地すべり災害対策プロジェクト	アルメニアにおいて、地すべり災害管理に関連する技術・能力の向上、計画/ガイドライン/法令等の整備、及び実施体制の強化を行うことにより、地すべり災害管理ワーキンググループの地すべり災害対策管理能力の向上を図る。
スリランカ	2014-2017	土砂災害対策強化プロジェクト	土砂災害対策のための調査・評価、地すべり対策、斜面崩壊対策及び落石対策のための設計。施工監理及びモニタリング、土砂災害軽減対策の知識とノウハウの蓄積を行い、スリランカの土砂災害管理能力の向上を支援する。
スリランカ	2014-2017	気象観測機器の保守点検・校正能力向上、気象データの送受信能力強化、気象予報能力向上、警報基準の精緻化、気象情報の伝達方法や内容の改善を行い、スリランカの気象観測や予報・警報・伝達能力の向上を図る。	
ネパール	2016-2021	ネパールヒマラヤ巨大地震とその災害軽減の総合研究（科学技術協力）	ヒマラヤの地震空白域において将来発生しうる地震の推定、カトマンズ盆地の地盤特性を精査し、地震観測網の充実化を通じたりモート監視体制の強化と地震分野の人材育成を目標とする。
パキスタン	2016-2019	防災人材育成計画プロジェクト	2007年に設置された国家防災庁（NDMA）の能力強化を目的に公的研修機関である国家防災研究所（NIDM）を介した防災人材育成の実施体制の強化を支援を行い同国内の防災行政機関に所属する人材の有する防災関連知識の向上に寄与する。
バングラデシュ	2013-2017	持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト	バングラデシュ国の洪水被害軽減のため、既存堤防の被災原因などの検討・検証、また堤防建設の実証事業を通じて、堤防の設計、施工、維持管理マニュアルの作成などの支援を行う。
バングラデシュ	2014-2018	高潮・洪水被害の防止軽減技術の研究開発プロジェクト（科学技術協力）	洪水危険度マップ及び高潮危険度マップの作成、河岸侵食及び河岸堤防の決壊対策、洪水氾濫時の滞留有害物質拡散対策等の高潮・洪水被害への防止・軽減策を提言し、対策を試験的に実施する。
バングラデシュ	2015-2019	災害リスク削減のための建物の安全性向上のための人材育成体制の強化、耐震診断、耐震設計及び施工監理の実施能力の向上、建物の健全化に向けた制度強化等を支援することにより、バングラデシュの建物の安全性を改善し、都市部における被災リスクの軽減を図るものである。	
バングラデシュ	2016-2021	都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト（科学技術協力）	ダッカ市において、主鉄筋コンクリート造建築を対象とし現地の部材や構造様式に適した建物診断手法・補強方法の研究及びその適用戦略の提言を行うことにより、建物の構造的強靱性を向上させ技術開発とその効果的な実装を促進し、もってバングラデシュ国内の建物構造的脆弱性を低減させ、都市の地震に対する安全性の向上に寄与するものである。
ブータン	2013-2016	氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水予警報能力向上プロジェクト	氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水に対応する早期警報システムの構築及びパイロット活動を通じた中央及び地方レベルでの緊急対応能力の強化、災害リスクアセスメントを開発計画に取り込む体制づくり支援を行う。

国名	協力年度	事業名	協力概要
中米地域	2015-2020	中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2	地震、洪水、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱える中米6ヶ国（エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、コミュニティの防災能力の向上による災害に強い社会を築くことを目的として実施した「中米広域防災能力向上プロジェクト」の成果を踏まえ、全国展開のための行政組織の能力強化、体系化されたコミュニティ防災の持続的普及体制の強化などを支援すると共に各国の経験を中米地域での共有体制の構築を支援し、地域全体の防災能力の向上を目指すもの。
メキシコ	2016-2021	メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究（科学技術協力）	メキシコ南部グレロ州沿岸部において、地表や海底に計測機器を設置し、地震のデータを取得、解析することで、将来発生し得る巨大地震・津波の災害シナリオ、ハザードマップ、及び避難誘導標識の作成を行う。また、現地の社会・文化的特性に配慮した減災教育プログラムを開発、普及する。
ニカラグア	2016-2019	中米津波警報センター能力強化プロジェクト	ニカラグアに設置された中米津波警報センター（CATAC）に対し、中米諸国の観測データを用いた地震パラメーター解析能力・津波予測能力の向上及び中米諸国に対する人材育成を実施するための施設基盤整備及び中核人材の育成を行うことにより、CATAC津波アドバイザー情報に必要となる量的津波予測能力が向上され、同情報が各国の津波警報に活用されることを目標とする。
エクアドル	2013-2016	津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト	エクアドルにて津波を伴う地震パラメーターの迅速な判定、津波警報の発出、津波観測・警報解除技術の向上、津波警報基準の策定と手順の改善のための施設整備及び中核人材の育成を行う。これにより地震・津波モニタリング能力が強化され、津波警報システムの構築が図られる。
コロンビア	2015-2018	洪水リスク管理能力強化プロジェクト	洪水リスク評価に係る能力強化、洪水予警報・伝達に係る能力強化、中央政府と地方政府の役割と責任の明確化及び洪水リスク管理計画に係る能力強化を行うことにより、同国の関係機関の洪水リスク管理能力の強化を図る。
コロンビア	2015-2020	コロンビアにおける地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト（科学技術協力）	地震・津波・火山噴火による災害が多発するコロンビアにおいて、研究機関と防災関係機関の連携を推進し、地震・津波・火山活動のモニタリング、モデリング、被害予測、情報伝達の能力向上を通じた災害被害軽減策の強化を研究・実践する。また、周辺諸国との連携を通じて南米における災害研究の進展に貢献する。
チリ	2014-2019	中南米地域防災人材育成拠点化支援プロジェクト	中南米域内の防災対策の向上に寄与することを念頭に、チリが地震・津波を中心とした防災に関する人材の育成拠点となるように、協力政策、予算計画、受益国のニーズ調査及びニーズに対する適切な協力リソースの調整・投入等の仕組みづくりを支援するもの。
ブラジル	2013-2017	統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト	同国では、土砂災害の被害が拡大しており、発展に伴うリスクエリアへの居住の増加等が要因とされている。土砂災害リスクの低減を目的とし、災害リスクの把握、それに基づく都市拡張計画、予防・復旧、モニタリングや情報伝達など総合的な災害対応力の強化等を目指す。
トルコ	2012-2016	リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト	防災担当省庁、セクター省庁、地方政府など関連組織の職員に対する、リスク評価に基づいた防災計画の策定能力強化支援図り、トルコの防災力向上に寄与することを目標とする。
トルコ	2013-2018	マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育（科学技術協力）	地震発生リスクが高まっているマルマラ地域において、地震観測、地震津波災害シミュレーション策定に係る研究を実施し、この研究結果を視覚的資料（映像やパンフレット等）として整備することで、一般国民へ防災意識・知識の向上を図る。
モザンビーク	2014-2017	気象観測及び予警報能力向上プロジェクト	毎年のようにサイクロン・洪水に晒され自然災害に脆弱なモザンビークの水関連災害対応能力の向上のため、モザンビーク気象院及び地方観測所のスタッフを対象に、気象観測能力の向上、気象予警報能力の向上を目指すことにより、品質管理された気象データを用いた予警報の改善を図る。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

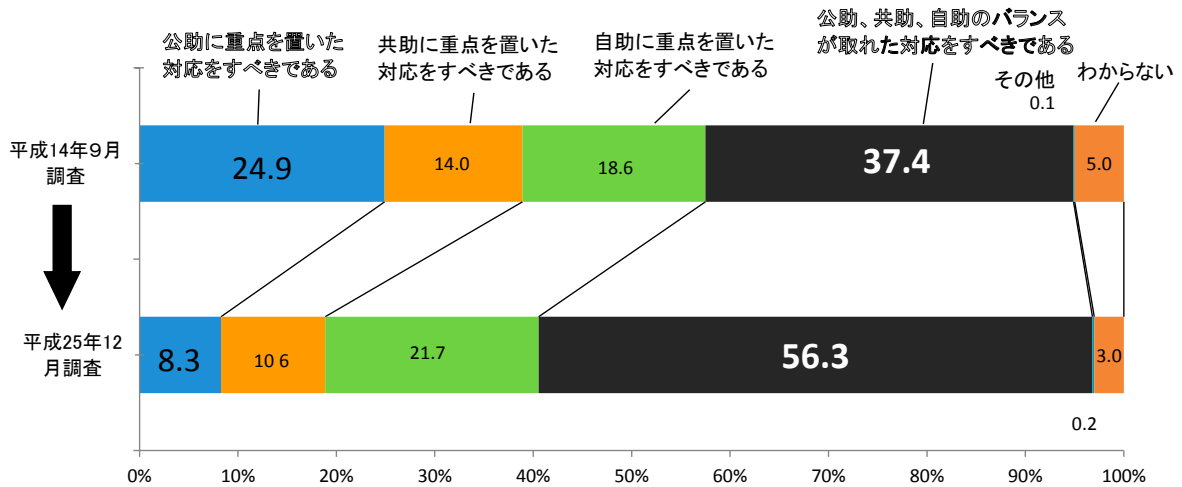
10. その他

附属資料61 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料をもとに内閣府作成

附属資料62 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」をもとに内閣府作成

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

出典：気象庁資料

附属資料64 特別警報発表基準

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報（居住地域） [*] を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける)

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

出典：気象庁資料